

第106回東京都北区都市計画審議会 配付資料一覧

1 進行に関する資料

(1) 第106回東京都北区都市計画審議会 次第

(2) 東京都北区都市計画審議会 委員名簿

2 第272号議案

「東京都市計画道路の変更について
(幹線街路補助線街路第92号線)」(東京都決定)

資料 1

3 第264号議案 (第100回東京都北区都市計画審議会 諮問議案)

「北区都市計画マスタープランの改定について」(北区決定)

資料 2

4 報告事項

「用途地域等の一括変更について」

資料 3

5 報告事項

「赤羽一丁目における市街地再開発事業の進捗及び今後の対応について」

資料 4

第106回東京都北区都市計画審議会 次第

令和2年3月27日（金）
午後2時00分～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- | | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 議 | 事 | 都市計画審議会会長 |

諮問事項

第272号議案

「東京都市計画道路の変更について（幹線街路補助線街路第92号線）」
（東京都決定）

第264号議案（第100回東京都北区都市計画審議会 諮問議案）

「北区都市計画マスタープランの改定について」

報告事項

「用途地域等の一括変更について」

「赤羽一丁目における市街地再開発事業の進捗及び今後の対応について」

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 6 | 閉 | 会 | まちづくり部長 |
|---|---|---|---------|

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和元年6月29日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
(株) 計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局理事	吉 原 一 彦
(一社) 東京都建築士事務所協会北支部長	木佐貫 正

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	渡 辺 かつひろ
北区議会副議長	古 田 しのぶ
北区議会企画総務委員会委員長	永 沼 かつゆき
北区議会企画総務委員会副委員長	青 木 博 子
北区議会建設委員会委員長	名 取 ひであき
北区議会建設委員会副委員長	本 田 正 則

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	上 野 紀 一
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	松 本 晴 光
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(一社) 北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	矢 野 誠
王子消防署長	遠 藤 幹 雄

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第272号議案「東京都市計画道路の変更について （幹線街路補助線街路第92号線）」（東京都決定） に関する資料

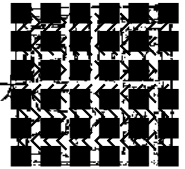
（1）諮問文（写）	・ ・ ・ ・ 1
（2）意見照会文（写）	・ ・ ・ ・ 2
（3）計画書	・ ・ ・ ・ 3
（4）総括図	・ ・ ・ ・ 4
（5）計画図1～6	・ ・ ・ ・ 7
（6）都市計画の案の理由書	・ ・ ・ ・ 13



31北ま都第2844号
令和2年3月2日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣次郎



印影を加工しています

東京都市計画道路の変更について（諮問）

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第92号線
2. 答申の期限
令和2年4月3日（金）
3. その他
本件は、東京都決定の案件である。





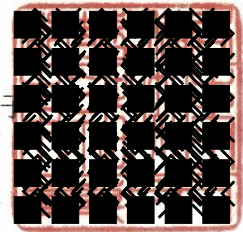
31 都市基街第 465 号
令和 2 年 1 月 8 日

北区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事

小池 百合子



印影を加工しています

東京都市計画道路の変更について（照会）
（東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 92 号線）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴区の御意見を伺います。
なお、令和 2 年 4 月 20 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第92号線を次のように変更する。

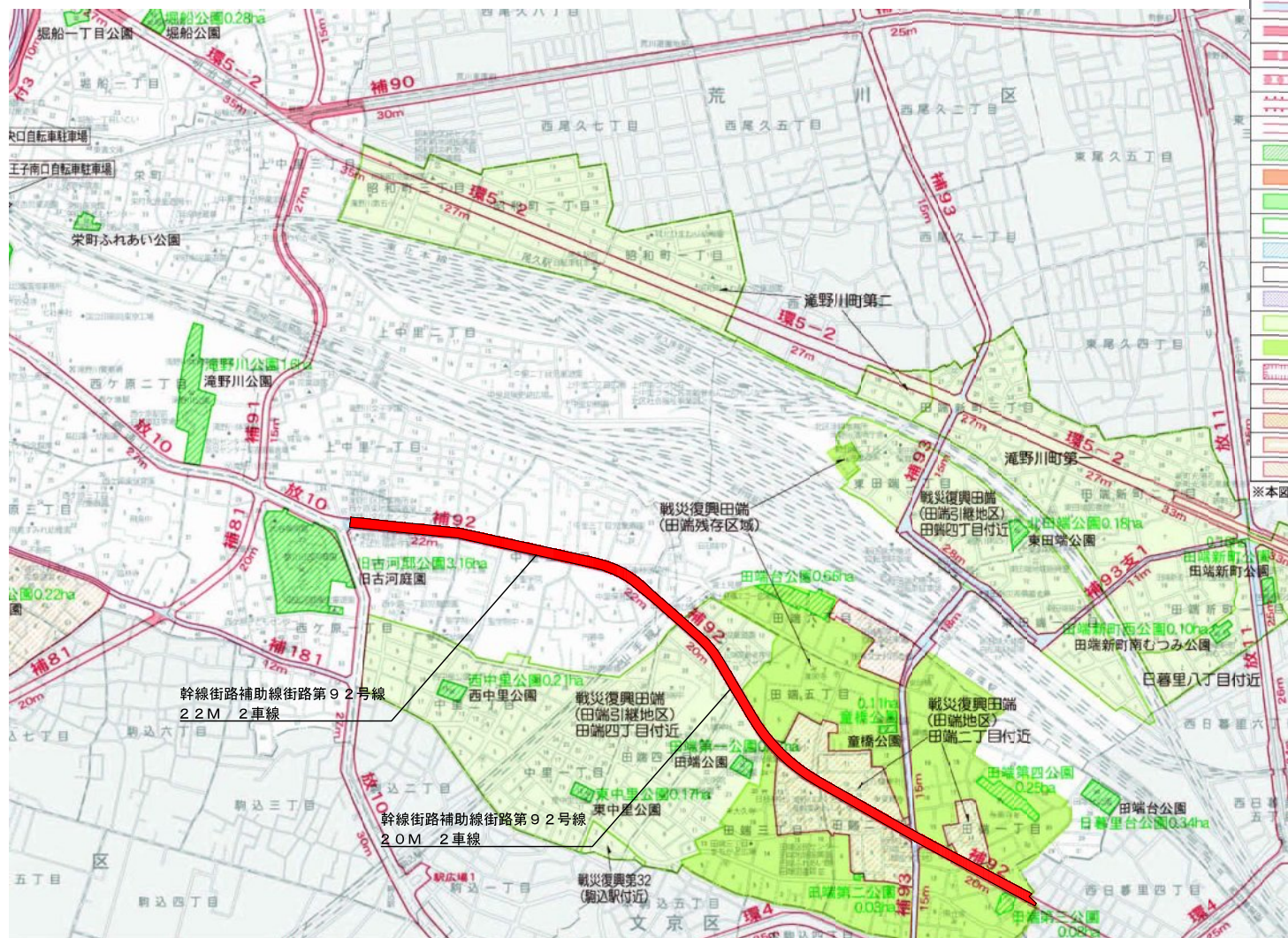
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補92	補助線街路第92号線	北区 西ヶ原一丁目	荒川区 西日暮里四丁目	北区 田端二丁目	約2,230m	地表式	2車線	20m	東日本旅客鉄道山手線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	そ の 他										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由：都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

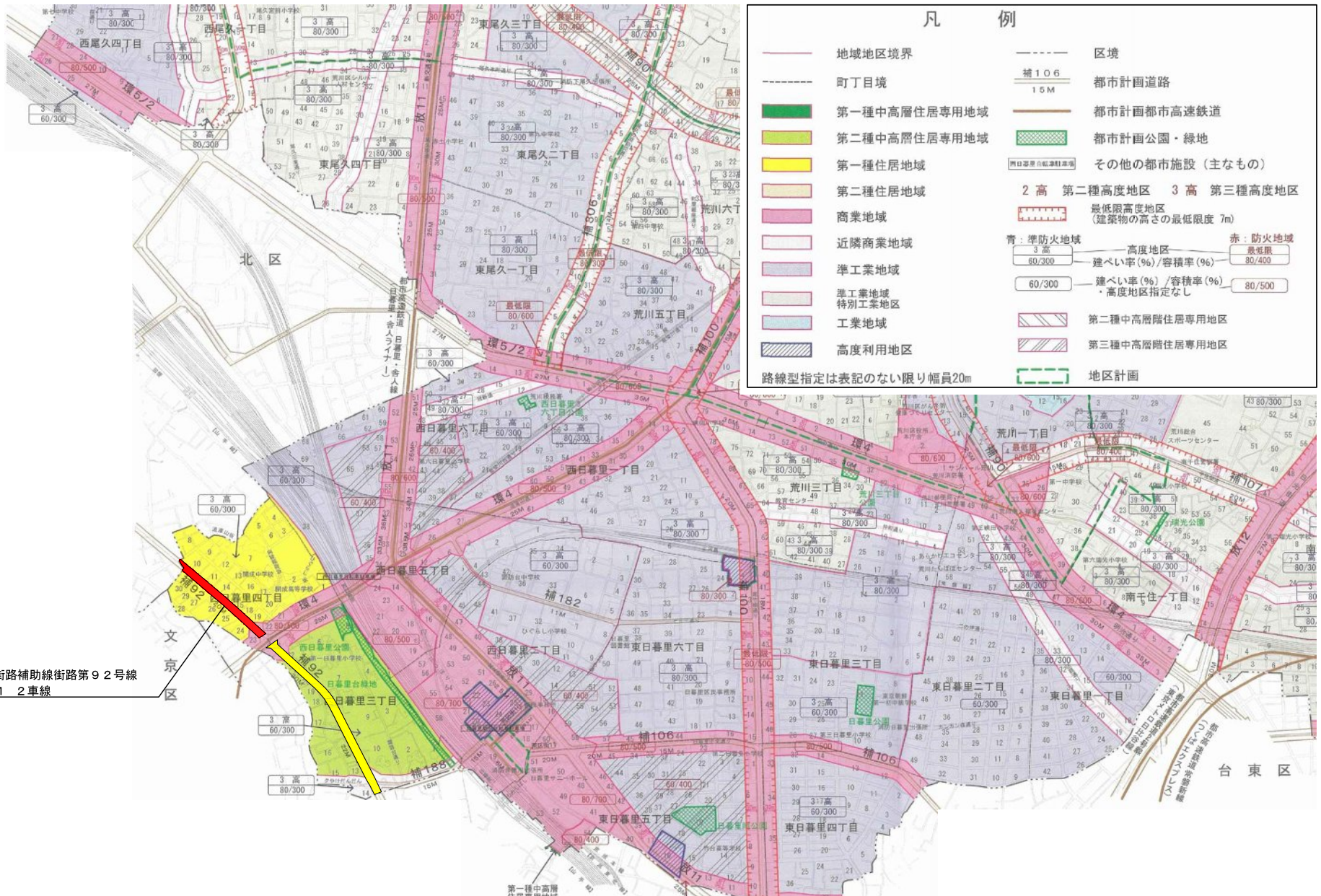
変 更 概 要

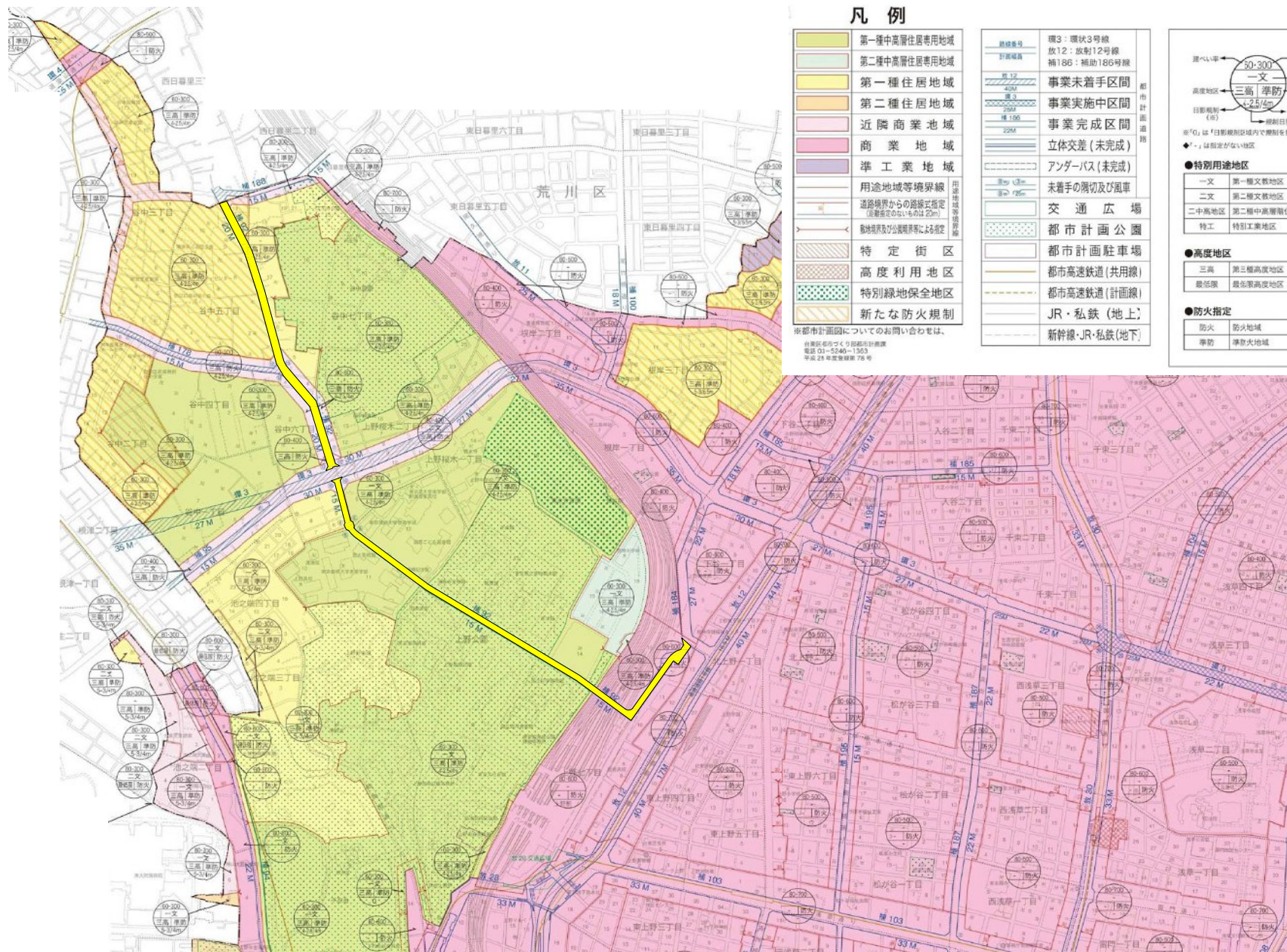
名 称	変 更 概 要
補助線街路第92号線	1 終点位置の変更 台東区上野七丁目→荒川区西日暮里四丁目 2 延長の変更 約4,750m → 約2,230m 3 車線の数決定 2車線



凡 例	
	都市計画道路
	完成
	事業中
	計画 (優先整備路線)
	計画 (計画内容再検討路線)
	計画 (北区計画線指導路線)
	公園・緑地
	都市計画公園・緑地 (名称：緑字)
	都市計画公園・緑地 (優先整備区域)
	都市公園・緑地 (名称：黒字)
	生産緑地
	下水道
	ポンプ所・水再生センター
	都市計画自転車駐車場
	ごみ焼却場
	土地区画整理事業 完了地区
	残存地区
	市街地再開発事業区域、防災街区整備事業区域
	地区計画区域
	再開発等促進区を定める地区計画区域
	防災街区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域

※本図は多色刷のため多少のずれがありますのでご注意ください。





凡 例

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--|---------------------|--|---------|--|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|------|-------------|--------|------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------------|---------------|--|-----------|--|---------------|
| | 第一種中高層住居専用地域 | | 環状3号線
放12：放制12号線 | | 補助186号線 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) |
| | 第一種住居地域 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | |
| | 第二種住居地域 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 近隣商業地域 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 商業地域 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 準工業地域 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 用途地域等境界線 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 道路境界からの路線式指定
(道路指定のないものは20m) | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 用地境界及び公園境界等による指定 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 特定街区 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 高度利用地区 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 特別緑地保全地区 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |
| | 新たな防火規制 | | 事業未着手区間 | | 事業実施中区間 | | 事業完成区間 | 立体交差(未完成) | | アンダーパス(未完成) | | 未着手の階切及び風車 | | 交通広場 | | 都市計画公園 | | 都市計画駐車場 | | 都市高速鉄道(共用線) | | 都市高速鉄道(計画線) | | JR・私鉄(地上) | | 新幹線・JR・私鉄(地下) | | | | | |

●特別用途地区

一文	第一種文教地区
二文	第二種文教地区
二中高地区	第二種中高層住居専用地区
特工	特別工業地区

●高度地区

三高	第三種高度地区
最低限	最低高度地区(7m)

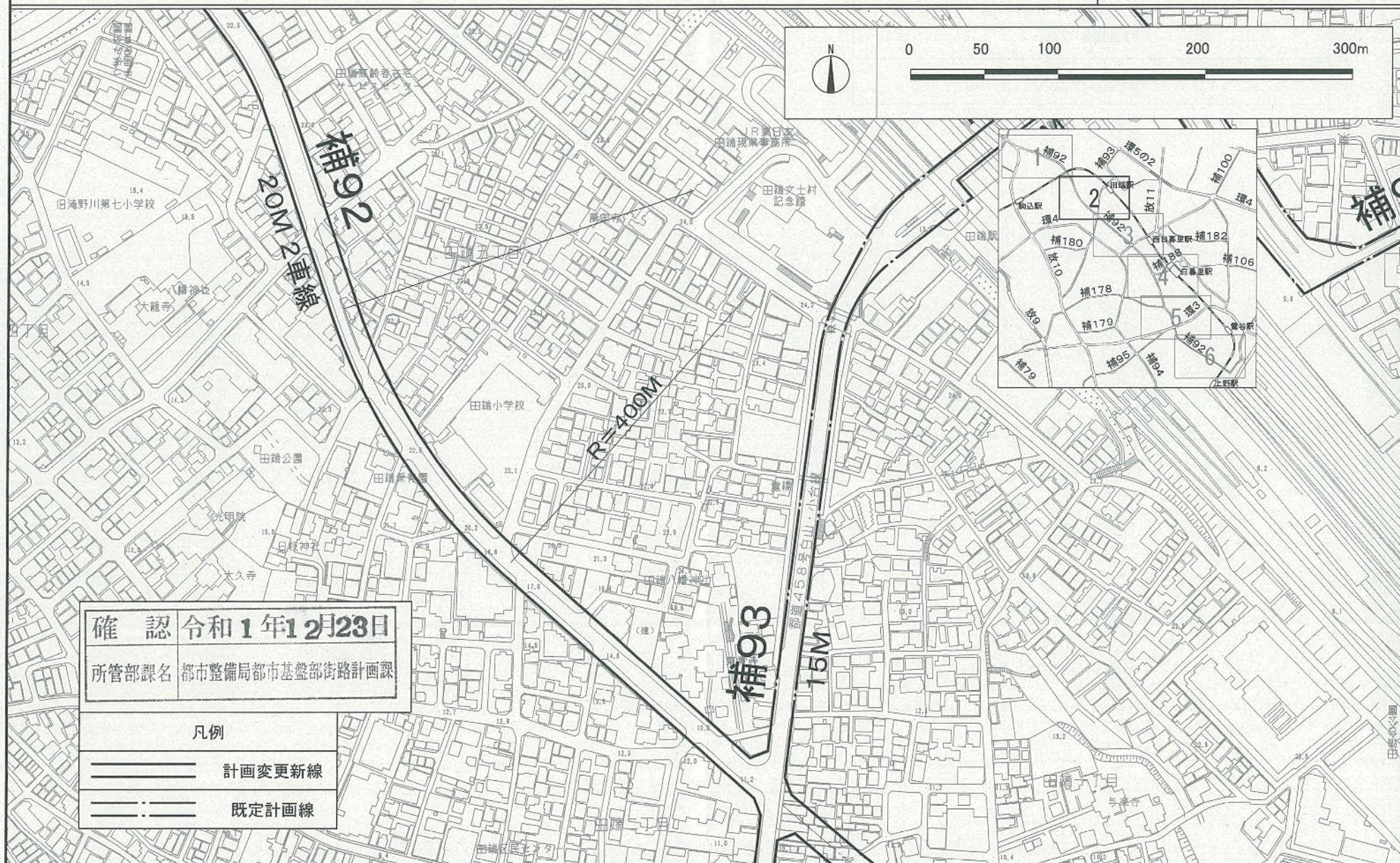
●防火指定

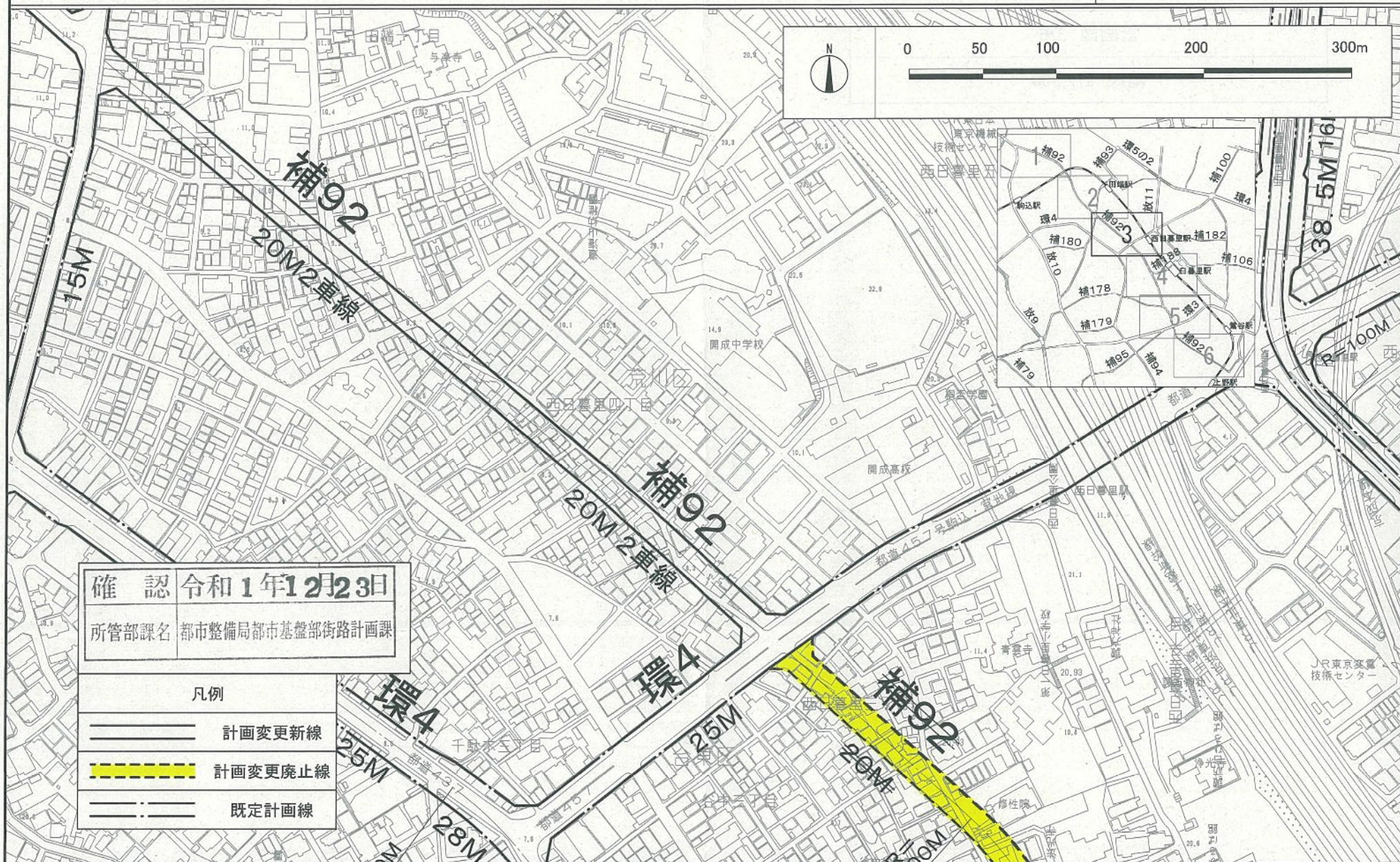
防火	防火地域
準防	準防火地域

※「Q」は「日影規制区域内で個別に指定しない区域」
 ※「+」は指定がない地区

●防火指定

防火地域
準防火地域

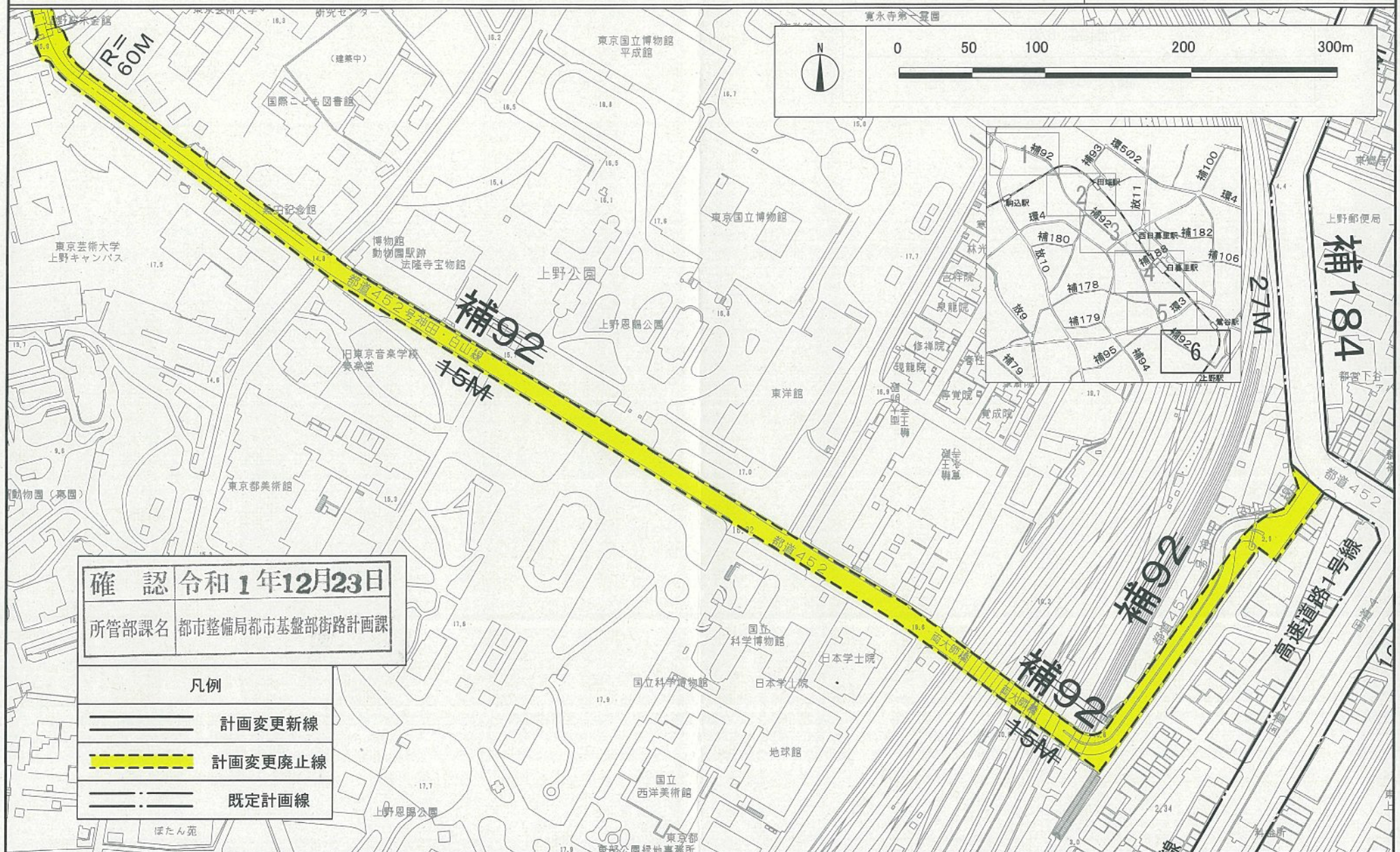






この地図は、国土地理院長の承認(平成24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(31都市基交第477号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

この地図は、東京都縮尺 1/2,500 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)31都市基街都第107号、令和元年7月30日



確認 令和1年12月23日

所管部課名 都市整備局都市基盤部街路計画課

凡例

- 計画変更新線
- 計画変更廃止線
- 既定計画線

ぼたん苑

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第 92 号線

2 理 由

補助線街路第 92 号線は、北区西ヶ原一丁目を起点とし、台東区上野七丁目を終点とする、延長約 4.8 キロメートルの路線である。

本路線のうち、環状第 4 号線から終点までの約 2,520 メートルの区間（以下、「当区間」とする。）は、平成 16 年 3 月に東京都と特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」において、都市計画の見直し候補区間に選定され、都市計画見直しの方向性を「地区内交通の円滑で安全な処理に必要な道路や、安全な歩行空間の確保、防災性の向上等の観点も含めてまちづくりに関する検討を行った上でまちづくりの整合のとれた都市計画道路の見直しについて検討する」こととしている。

この方針に基づき、当区間を通過する日暮里・谷中地区の歴史的・文化的資産と緑が存在する地域の特性を踏まえた上で、地域における「交通」、「安全」、「防災」の観点から検討した結果、都市計画道路の必要性が低いことが確認された。

このため、当区間の都市計画を廃止することとし、本路線の終点位置を変更するとともに、延長を約 2,230 メートルに変更する。

また、本路線の全線について、車線数を 2 車線に決定する。

第264号議案「北区都市計画マスタープランの改定について」（北区決定）に関する資料

※平成29年10月5日開催第100回東京都北区都市計画審議会あて諮問の件

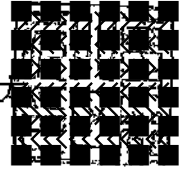
- (1) 諮問文（写）
- (2) 北区都市計画マスタープラン2020（案）
- (3) 北区都市計画マスタープラン2020 資料編（案）
- (4) 今後のスケジュール



29北ま都第1910号
平成29年 9月 7日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣次郎



印影を加工しています

北区都市計画マスタープランの改定について（諮問）

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問内容

北区都市計画マスタープラン（北区の都市計画に関する基本的な方針）
の改定に関する事

2. 答申の期限

平成32年3月31日（火）

3. その他

本件は、北区決定の案件である。



北区都市計画マスタープラン
2020（案）

目次

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方	1
序－１ 都市計画マスタープランとは	2
序－２ 都市計画マスタープランの役割	2
序－３ 計画の位置付け	3
序－４ 計画改定の趣旨	4
序－５ 計画期間の設定	4
序－６ 都市計画マスタープランの構成	5
序－７ 都市づくりとまちづくり	6
 第１章 北区を取り巻く状況	7
１－１ 北区の現況	8
１－２ 都市づくりを取り巻く社会情勢	18
１－３ 首都東京における北区の位置付け	20
１－４ 上位関連計画における施策の方向性	24
１－５ 都市づくりの課題	25
 【全体構想】	
第２章 都市づくりのビジョン	27
２－１ 未来の暮らしを豊かにする将来都市像	29
２－２ 未来の暮らしのイメージ	30
２－３ 将来都市構造	34
 第３章 土地利用の基本方針	39
３－１ 拠点育成の基本方針	40
３－２ 土地利用誘導の基本方針	49
 第４章 分野別都市づくりの方針	59
４－１ おでかけ環境「移動・外出☺みちづくり」	62
４－２ 交流を育む魅力「水辺・みどり☺交流☺歴史・文化・景観」	70
４－３ 住環境「生活環境☺子育て・健康長寿」	78
４－４ 環境共生「環境負荷低減☺スマートコミュニティ」	82
４－５ 災害対応「防災・減災☺事前復興」	86
 【地区別構想】	
第５章 地区別のまちづくり方針	95
５－１ 地区別まちづくりの展開方針	96
５－２ 地域・地区区分の設定	98

5－3	3地域の将来都市像.....	100
5－4	浮間地区のまちづくり方針.....	101
5－5	赤羽東地区のまちづくり方針.....	108
5－6	赤羽西地区のまちづくり方針.....	118
5－7	王子東地区のまちづくり方針.....	126
5－8	王子西地区のまちづくり方針.....	134
5－9	滝野川東地区のまちづくり方針.....	142
5－10	滝野川西地区のまちづくり方針.....	150

【実現化方策】

第6章	構想の実現に向けた方策.....	159
6－1	基本的な考え方.....	160
6－2	推進方策.....	160

【参考資料】

用語解説.....	用語-1
-----------	------

本文中「※」が付記されている語句について解説しています。

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

序－１ 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、1992 年（H 4）6 月の都市計画法改正により、区市町村ごとに策定することとなりました。都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくり・まちづくりに関する将来の構想や展望を明確にし、都市計画に関する基本的・総合的・長期的な方針として、「北区基本構想※」並びに東京都「都市づくりのグランドデザイン※」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※（都市計画区域マスタープラン）」などにに基づき定めます。

北区では、2000 年（H12）に「北区都市計画マスタープラン 2000」を、その後、2010 年（H22）には改定版となる「北区都市計画マスタープラン 2010」を策定し、これに基づいて都市づくり・まちづくりを進めてきました。

現行計画から約 10 年、策定当初から約 20 年が経過し、この間の社会情勢の変化や東京都及び北区の上位関連計画の策定・改定に対応するため、全体の見直しを行い、「北区都市計画マスタープラン 2020」を策定します。

目指すべき将来都市像を設定し、その実現のために必要な用途地域※の指定や都市計画道路、都市計画公園等の都市施設の整備など、法律に基づく都市計画を定めるほか、区民・事業者・区などの多様な主体によって進めるまちづくりの道標となるものです。

また、都市計画マスタープランに掲げる都市づくり、まちづくり分野の長期ビジョンは、多様な主体の共通目標となります。共通目標を設定することによって、多様な主体が互いに連携を育みつつ、個別具体的な都市計画やまちづくりを展開していく中で、都市や地域全体の公共的視点に立った建設的な提案が生まれ、望ましいまちづくりが行われることが期待できます。

序－２ 都市計画マスタープランの役割

北区の「都市計画マスタープラン」の役割は、次の 3 点に整理できます。

長期ビジョンの共有を可能とします

概ね 15～20 年後の将来都市像を定めることで、北区が目指す都市づくり、まちづくりの長期ビジョンを、多様な主体で共有できるようになります。

個別の都市計画や都市づくり・まちづくりのあり方の根拠となります

将来都市像の実現に向けた、法律に基づく都市計画や実際の都市づくり・まちづくりのよりどころが明らかになり、そのあり方の根拠となります。

また、東京都や近隣自治体、事業者などに対し、個別のまちづくりを進める場合の説明や理解を得るための指針となります。

行政と区民の協力による「協働のまちづくり」のための基本となります

都市づくり・まちづくりは、区民・事業者が主体となる個別更新や開発によって進められることが多く、これらの事業内容が、将来都市像を実現する鍵を握っています。

「都市計画マスタープラン」は、行政が進める施策だけではなく、北区と区民の協力による「協働のまちづくり」の推進に向けて、その方向性を整理する基本としての役割を担います。

序－３ 計画の位置付け

北区の各種計画の中での「北区都市計画マスタープラン」の位置付けは次に示すとおりです。

北区基本構想などの基本理念を受けた計画です

「**北区基本構想**」・「**北区基本計画 2020**」・「**北区まち・ひと・しごと創生総合戦略[※]**」などの**上位計画**や東京都の広域的な各種の計画（「**都市づくりのグランドデザイン**」、**「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」**など）の基本理念を受けた、総合的かつ長期的な都市づくり・まちづくり分野の基本計画です。

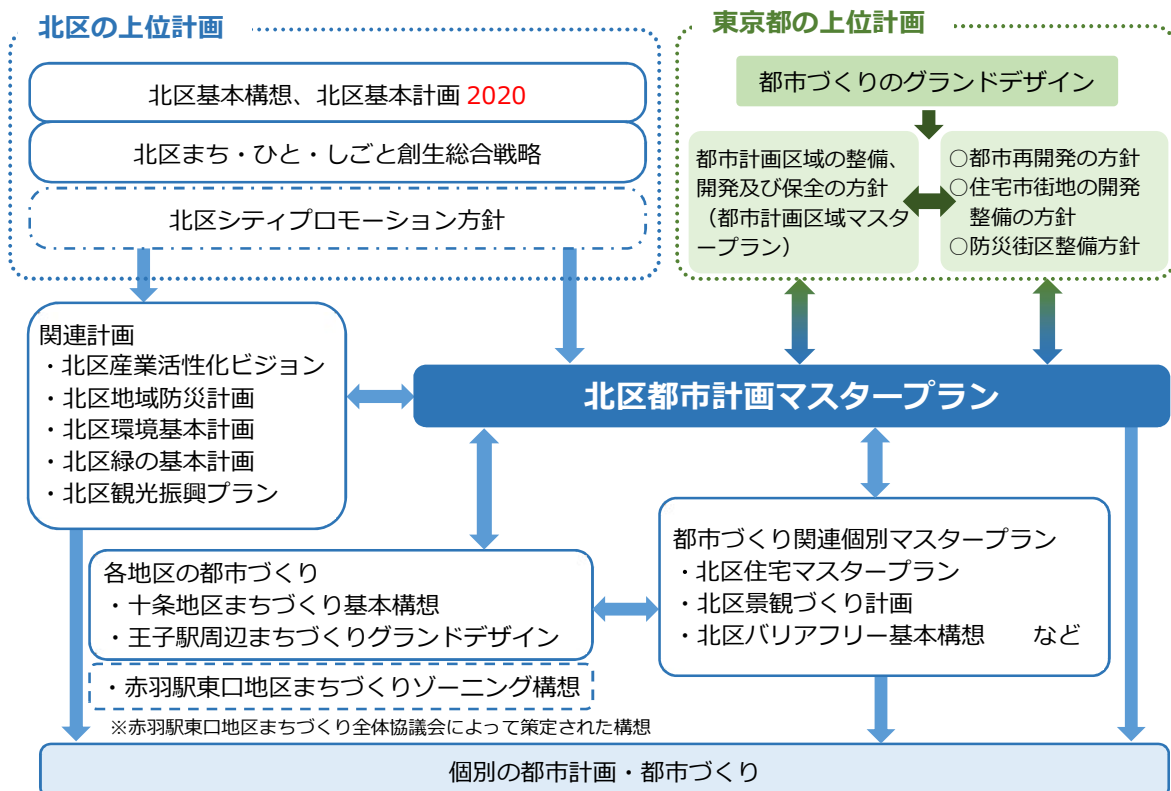
関連計画と整合を図った計画です

産業振興、防災、環境といった「関連計画」とは同等の関係にあり、整合を図るとともに、相互に連携し、都市づくり・まちづくりを推進していきます。今後、新たに策定される関連計画についても、「北区都市計画マスタープラン」との整合を図ります。

また、2016 年（H28）に策定された「**北区シティプロモーション方針[※]**」を踏まえ、北区のくらしの魅力が北区内外に伝わるビジョンを示し、その実現に向けて取組むものとしします。

個別のまちづくり計画のよりどころとなる計画です

「**北区住宅マスタープラン**」「**北区景観づくり計画**」などについては、都市計画マスタープランに基づく、より詳細・具体的な部門別の計画となります。



序－４ 計画改定の趣旨

現行計画である「北区都市計画マスタープラン 2010」の策定から 10 年の間に、少子高齢化の進行や東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機としたユニバーサルデザイン※化の進展など社会情勢は大きく変化しました。

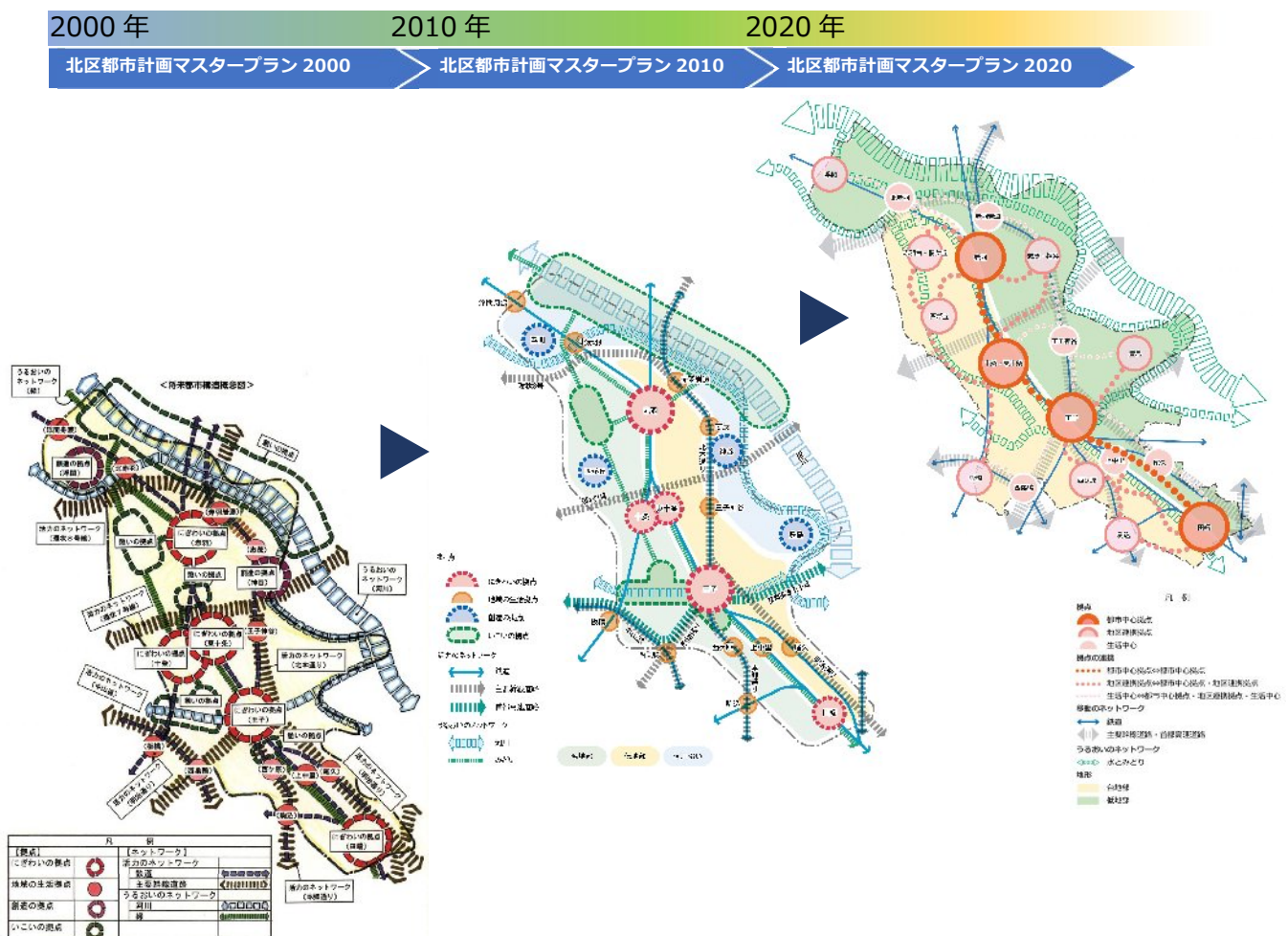
東京都では、2017 年（H29）9 月、「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、新たな東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な考え方をまとめ、東京における北区の位置付けや役割などが示されました。また、北区においては、持続可能な都市づくりを一層推進するため、2016 年（H28）に「北区人口ビジョン※」・「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「北区シティプロモーション方針」などを策定し、2020 年（R2）には、「北区基本計画 2020」への改定が行われました。

このような状況を捉え、同マスタープランを、社会情勢の変化や東京都及び北区の上位計画等に対応し、2040 年代の北区の都市像を明らかにするため、「北区都市計画マスタープラン 2020」として改定します。

序－５ 計画期間の設定

計画期間は、2020 年（R2）から、現行計画と同様に 15～20 年後とします。

なお、今後の社会経済情勢などの変化に対応していくため、必要に応じて部分的な見直しを行うとともに、10 年程度ごとに全体の見直しを行っていきます。また、各地区の状況に応じて地区別のまちづくりビジョンを作成します。



序－6 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、北区全体の将来都市像や将来都市構造、地域や地区に共通して展開する都市づくりの基本方針を示す全体構想と、各地域の将来都市像や各地区の特徴を活かした身近なまちづくりの方針を示す地区別構想、構想の実現に向けた方策を示す実現化方策から構成します。各項目における主な内容は以下の通りです。

■北区の現況を把握する

⇒第1章 北区を取り巻く状況

- これまでの都市づくりと多様な都市活動によって育まれてきた北区のまちの魅力を整理し、社会動向や、都・区の上位関連計画における位置付けを踏まえて、都市づくりの課題を示します。

【全体構想】

■将来都市像を描く

⇒第2章 都市づくりのビジョン

- 未来の暮らしを豊かにする将来都市像を暮らしのイメージとともに示します。
- 将来都市像を実現するための将来都市構造を示します。

■土地利用を誘導する

⇒第3章 土地利用の基本方針

- 将来都市像の実現に向けた、拠点育成及び土地利用誘導の基本方針について示します。

■都市づくりを展開する

⇒第4章 分野別都市づくりの方針

- 将来都市像の実現に向けた5つの分野を設定し、次の目標を掲げて基本的な考え方と施策の方向性を示します。
 - ・誰もが行きたいところに快適に行けるまち
 - ・人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち
 - ・誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち
 - ・環境と共生するスマートなまち
 - ・災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

【地区別構想】

■まちづくりを展開する

⇒第5章 地区別のまちづくり方針

- 駅を中心に東西を結ぶ3地域の将来都市像を設定します。

赤羽地域 王子地域 滝野川地域

- 7地区別のまちづくりの将来像、各地区における取組みを示します。

浮間地区 赤羽東地区 赤羽西地区
王子東地区 王子西地区
滝野川東地区 滝野川西地区

【実現化方策】

■計画を推進する

⇒第6章 構想の実現に向けた方策

- 多様な主体との協働による都市づくり・まちづくりの推進方策を示します。

序－７ 都市づくりとまちづくり

「都市づくり」は、北区全域を「都市」として捉え、「将来都市像」に向けて都市生活の質を高めていくため、都市の骨格となる「都市構造」を設定し、「テーマ（分野）」や「方針」を定めるなど、社会（都市）基盤整備の戦略的な取組を指しています。

一方、「まちづくり」は、公園や道路などのハード面の充実、福祉やコミュニティといったソフト面の取組みなど、幅広い分野にわたって使われている言葉です。概念的には、区民生活に密着した地域において、その地域をより良くしていきたいという考えや行動の全体を指しています。

近年の傾向として、エリアマネジメント※やシェアリングエコノミー※など「都市づくり」と「まちづくり」の中間的な取組みが大きく注目されるようになってきました。双方の領域の融合が進み境界線があいまいになりつつあります。

そのため、北区都市計画マスタープランでは、「都市づくり」と「まちづくり」を以下の考え方で整理しました。

- 【都市づくり】全区的な社会（都市）基盤整備の戦略的な取組み
- 【まちづくり】多様な主体が進める地区レベルの取組み

第1章 北区を取り巻く状況

第1章 北区を取り巻く状況

1-1 北区の現況

(1) 北区のまちの魅力要素

北区には、住めば笑顔になる「くらしやすさ」がたくさんあります。下町風情を感じる商店街、由緒ある桜の名所、子どもたちが元気に遊べる公園、荒川をはじめとする4つの河川の水辺など、様々なやすらぎの空間があります。

そして、区内にはJRの駅が11駅あり、都内で最もJR駅数の多いまちです。さらに東京メトロの駅が5駅、東京さくらトラム[※]（都電荒川線）の停留場が6箇所あり、都内主要エリアへのアクセスの良さも魅力です。



共助による防災

- ・自主防災組織[※]率が高く、地域で助け合う防災体制が構築されています。



地域のきずなづくり

- ・地域円卓会議[※]など地域での連携を深める場作りが進んでいます。

住めば 北区。東京。

充実した子育て支援や教育への積極的な取り組みなど、「住めば、北区東京。」と思わず言いたくなる、利便性を活かした「活動的な暮らし」と、自然地形に恵まれた「うるおいとやすらぎのある暮らし」のバランスの良さが北区の大きなまちの魅力となっています。

トップアスリートが身近にいる環境

- ・味の素ナショナルトレーニングセンターや味の素フィールド西が丘、国立スポーツ科学センターがあり、ハイパフォーマンススポーツセンター※としてパラスポーツを含めた様々なトップアスリートが身近にいる、子どもがスポーツに関心を持ちやすい環境が整っています。



誰もが楽しめるスポーツ環境の充実

- ・荒川河川敷、赤羽スポーツの森公園、浮間子どもスポーツ広場、滝野川体育館、赤羽体育館など、身近にスポーツができる環境に恵まれています。



●スポーツが身近にある暮らし

●地域の歴史文化が根付いた暮らし

地域で育まれた各時代の文化

- ・多くの文豪が住み「文士村」と呼ばれた田端や、23区内では数少ない大衆演芸場のひとつである篠原演芸場など、地域に根付いた文化を大切にしています。



受け継がれてきた地域の風習

- ・「王子神社の田楽舞」や「白酒祭」、「稲付の餅搗唄※」、「王子狐の行列※」など、北区特有の伝統行事が残っています。



古くから親しまれた行楽地

- ・飛鳥山の花見、浮間ヶ原の桜草、金剛寺や石神井川の紅葉など、江戸時代から行楽地として親しまれてきた環境が継承されています。



うるおい
やすらぎ

くらしと
あるくらしの
良さ

人と人の
つながり

●水辺やみどり環境に恵まれたうるおいのある暮らし

親しめる水辺空間

- ・名主の滝公園や浮間公園、音無親水公園など、地形を活かした親水空間のある公園が整備されています。

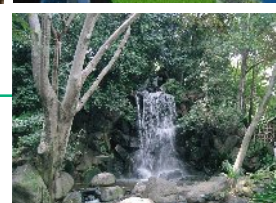


●安心して子育てできる暮らし

●人と人がつながる地域の暮らし

自然豊かな地形

- ・区内を流れる4つの河川、中央を縦貫する武蔵野台地の崖線など、水辺や緑地といった自然環境に恵まれています。



地域で子育てする環境

- ・コミュニティで子育てする環境があり、近年出生数が増加しています。また、放課後子ども総合プラン※などの推進により、安心できる子どもの居場所づくりを進めています。



地域と商店街の連携

- ・地域と商店街が連携したイベントや祭りが開催されるなど人と人とのつながりを大切にしています。



(2) 北区の地形と歴史

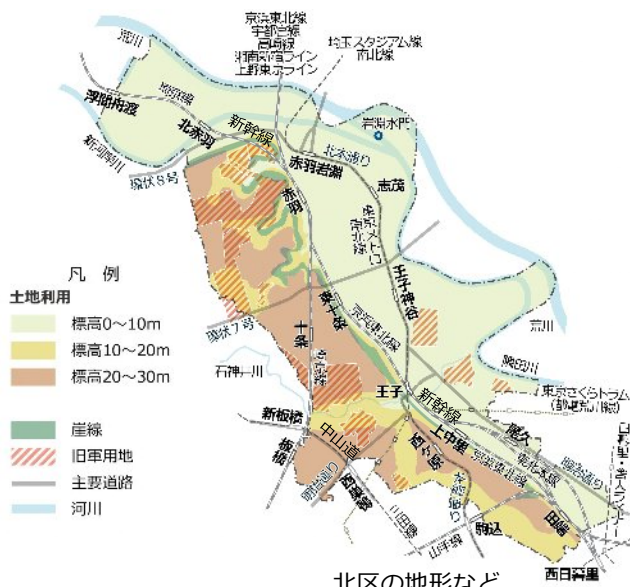
1) 地形となりたち

北区は、東京都の北東部、23区の北部に位置し、北は埼玉県川口市と戸田市、東は荒川区と足立区、西は板橋区、南は文京区と豊島区に接しています。

東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状であり、面積は20.61km²、東京23区内で11番目の大きさです。



北区の位置（北区勢要覧抜粋）



北区の地形など

武蔵野台地の東端部に連なる崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられ、次のような特徴があります。

■ 台地部

標高 20～30mの起伏の少ない平坦地で関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われており、その間に石神井川などの中小河川が浸食した標高 10～20mの谷地形が入り込んでいます。

台地上には旧石器時代をはじめ、縄文時代以降の集落跡や墳墓が多くみられ、古くから人の営みが行われていました。奈良・平安時代には郡衙が置かれ、行政や交流の拠点であったことも判明しています。戦国時代には、崖の地形を活かした城館も築かれていました。江戸時代になると畑地が広がり、江戸市中への野菜供給地となりましたが、明治時代中期以降、軍施設の進出が進み、住宅も増えました。戦後、軍用地は解放され、跡地は大規模団地や公園、学校などの公共施設へと変わり、住宅を主体とした市街地が形成されました。

■ 低地部

標高 10m 未満の荒川の沖積低地であり、軟弱な地盤が広がっています。昭和初期に荒川の流路直線化や荒川放水路（現在の荒川）が開通するまでは、現在の隅田川や新河岸川が度々氾濫していました。

縄文時代には、現在の上中里付近まで東京湾が入り込んでおり、貝の加工が大規模に行われていた跡である中里貝塚が形成されました。元々は農村地帯でしたが、明治時代に入り、工場が次々と進出し、住宅も増え、住工混在の市街地が形成されました。

2) 近世以降の歴史

江戸時代以降は、岩槻街道や中山道などの街道の発達とともに、まちが形成されてきました。豊かな歴史と文化遺産を持ち、崖線に沿って敷設された鉄道、石神井川や荒川の水運を利用して近代産業も発展してきました。戦前には軍関係施設の立地や、大正期の関東大震災による被災者の移住が急速な市街化をもたらしました。戦時中は空襲などによる大きな被害を受け、戦後には戦災復興土地区画整理事業などによる復興が進み、今日の市街地を形成しています。こうした都市の形成過程が現在の北区のまちに大きく影響しています。

① 江戸時代

畑や水田が広がる農村地帯に、徳川家が日光へ社参する日光御成道が整備されたことにより、岩淵宿が宿場として栄え、上中里村や西ヶ原村に大名や旗本の抱屋敷が建てられました。また、徳川吉宗によって、飛鳥山に桜が植栽され、飛鳥山の花見、滝野川の紅葉などが江戸からの行楽客でにぎわいました。



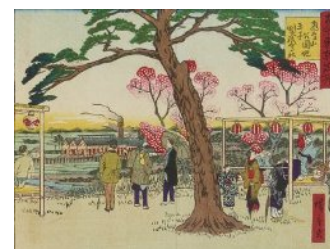
名所江戸百景 飛鳥山北の眺望
(歌川広重画) 安政3年(1856)

② 明治時代～大正時代

鹿島紡績所、抄紙会社などの石神井川下流への建設以後、王子周辺の工場集積が進み、近代産業の礎となりました。また、赤羽には、**陸軍被服本廠**（ひふくほんしょう）※、十条には**東京砲兵工廠鉄包製造所**ができ、その後他の地域にも多くの軍関係施設が立地しました。

1883年に高崎線・宇都宮線にあたる鉄道が、1909年に**山手線（のちの赤羽線）**が開通し、王子駅や赤羽駅が開設されました。

また、東京美術学校の学生が下宿先の田端に卒業後も住むようになり、芥川龍之介、室生犀星などの文豪が住み始めると、**田端周辺**は文士や芸術家が集まり住むまちとなりました。



古今東京名所 飛鳥山公園地王子製紙会社
(三代歌川広重) 明治 16 年 (1883)

③ 大正時代～戦後

関東大震災後人口が急増し、同潤会※による住宅建設も行われました。

昭和初期には、荒川放水路が完成し、沿川部への工場立地が進みましたが、太平洋戦争が始まると1945年4月の城北大空襲など、戦災による被害が大きく、住民の疎開により、著しく人口減少が進みました。

戦後は、駅周辺での区画整理などにより、商業地の復興が進みました。また、被服本廠跡地にUR赤羽台団地、赤羽火薬庫跡地を含む一帯に都営桐ヶ丘団地が建設されるなど旧軍施設地の利活用による大規模集合住宅地の開発が進む一方で、面的な整備が遅れた一部地域では木造住宅密集地域※が残存しました。



十条駐屯地 (戦後)

戦前の軍事施設
(昭和10年12月時点)

【出典】北区飛鳥山博物館
常設展示案内（2011 年）
名所物語 浮世絵に見る北区の近代（2014 年）

④ 戦後～現在

高度経済成長とともに働き手が流入したことから、**最寄店**などが多く立地する商店街が形成され、工場の移転跡地には大規模団地の建設が行われました。1985 年に埼京線が大宮まで開通、1991 年に地下鉄南北線（赤羽岩淵駅～駒込駅）が開通するなど、広域交通網の発達により交通利便性がさらに向上しました。

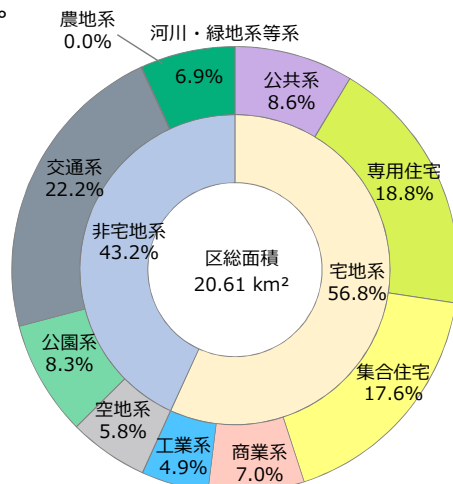
この頃から、音無親水公園や浮間ヶ原桜草圃場、清水坂公園など地域の特色を活かした公園が開園しました。近年は工場跡地への大規模マンション建設が多く見受けられ、住宅を中心とした土地利用への転換が進んでいます。

(3) 土地利用の状況

1) 土地利用現況

北区全域の土地利用割合をみると、住宅用地が 30%以上を占めており、商業用地は約 7%、工業用地は約 5%を占めています。また、緑被地や水面の割合を示すみどり率は約 26%となっています。

2017 年の土地利用現況図¹によると、北区全域に独立住宅（戸建）が立地していることがわかります。また、浮間地区の工場や赤羽西地区の大規模団地など、大規模な土地利用が点在していることが特徴です。荒川河川敷や飛鳥山、赤羽自然観察公園などの大規模な公園緑地も見られます。



北区全域の土地利用の構成割合

【出典】北区 土地利用現況調査（2017 年）

	面積	割合
みどり率	525.96ha	25.54%
北区全域のみどり率		

【出典】北区 北区緑の実態調査報告書（2019 年）

2) 近年の土地利用の変化

2012 年から 2017 年にかけての土地利用の変化をみると、北区全域の工業用地の面積が 153,060 m²（約 13.3%）減少している一方で、住宅用地の面積が 167,790 m²（約 2.3%）増加しており、北区の土地利用が工業用地から主に住宅用地へ転換していることがわかります。

浮間地区では、区内 7 地区の中で特に商業用地の面積が増加しており、2012 年と 2017 年の北区土地利用現況図を比較すると、工場跡地に商業施設が建設されていることがわかります。

赤羽西地区では、大規模団地の更新や東京都立産業技術センター移転後の土地利用の検討がされるなど、土地利用の更新時期を迎えています。

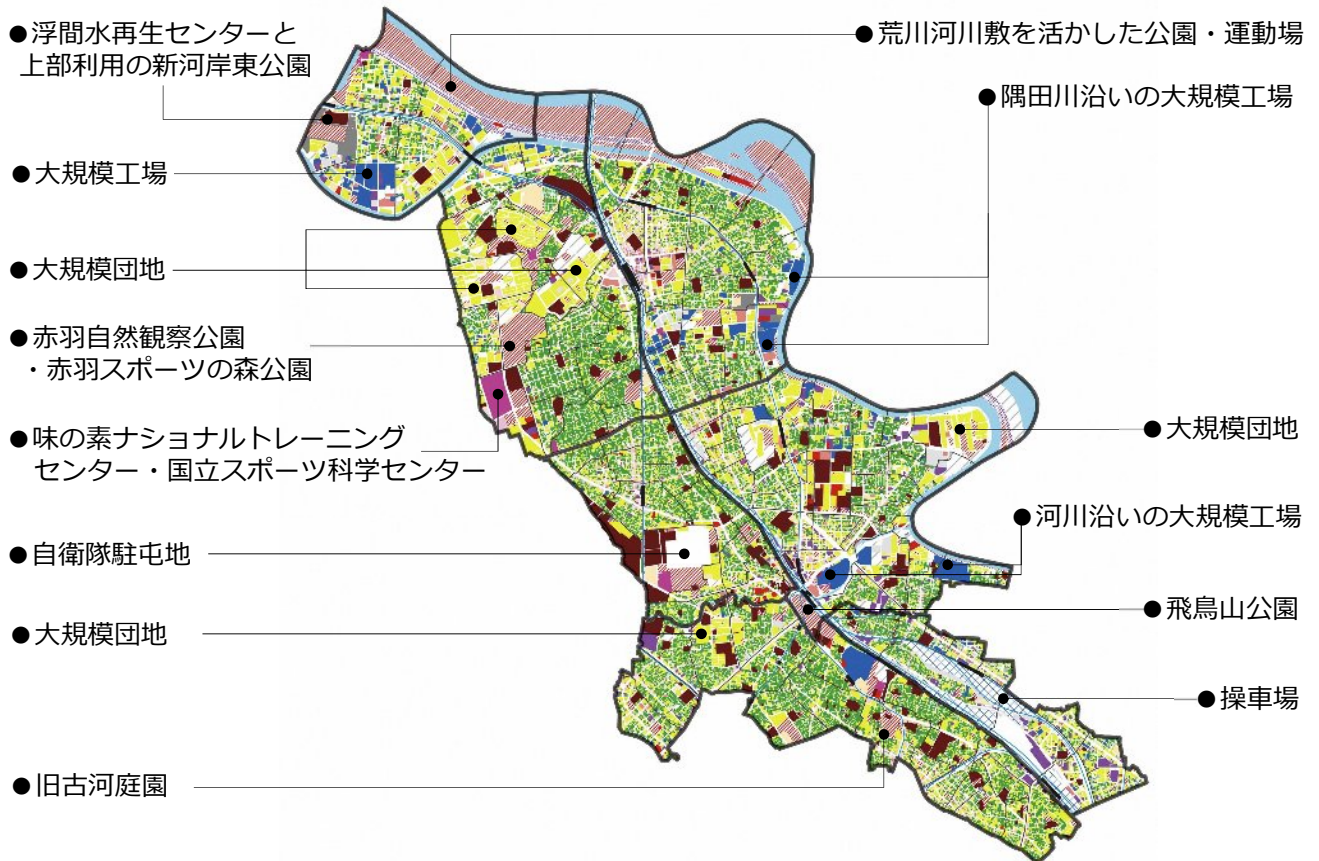
王子東地区では、日本製紙王子倉庫跡地の土地利用転換などにより、工業用地が減少しました。

2012 年から 2017 年にかけての土地利用面積の増減（m²）

	公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	公園、運動場等	道路	農用地	その他
北区	-24,377	10,932	167,790	-153,060	41,075	3,436	-897	-44,896
浮間地区	2,458	14,510	25,758	-32,682	1,248	-3,084	-771	-7,433
赤羽東地区	7,049	-165	25,237	-23,922	17,001	9,571	0	-34,777
赤羽西地区	-46,429	3,132	-24,695	-9,317	30,100	339	-261	47,132
王子東地区	-7,991	-4,507	34,666	-69,723	-6,026	-3,778	135	57,227
王子西地区	3,795	-1,848	27,056	-1,012	-1,870	-1,228	0	-24,897
滝野川東地区	3,320	5,837	21,021	-11,479	2,184	-934	0	-19,945
滝野川西地区	13,422	-6,026	58,747	-4,925	-1,561	2,550	0	-62,204

【出典】北区 土地利用現況調査（2012 年、2017 年）

¹ 土地利用現況図：5 年ごとに行われる土地利用現況調査によって作成された基礎的資料です。北区における土地及び建物の現況データを基に集計及び解析を行い、現在の市街地状況及び前回からの経年変化を把握するとともに、今後の都市計画に関する基礎的な資料に用いられています。



北区土地利用現況図（2017 年）

【出典】北区 土地利用現況調査（2017 年）

凡例	
	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	屋外利用地・仮設建物
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



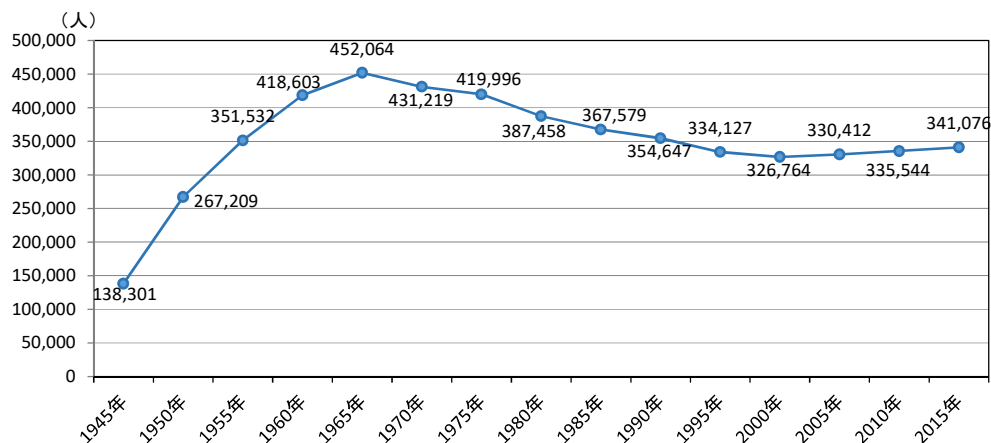
北区土地利用現況図（2012 年）

【出典】北区 土地利用現況調査（2012 年）

(4) 人口動向

1) 人口の推移

終戦の1945年以降、疎開から戻る人や戦地からの復員などにより、人口が急速に回復しました。また、大規模な都営桐ケ丘団地やUR赤羽台団地などの建設により、1945年に約14万人だった人口が、1967年に約45万人となり、ピークを迎えました。それ以降は減少傾向が続いていましたが、近年ではゆるやかな増加傾向に転じています。



北区の人口の推移

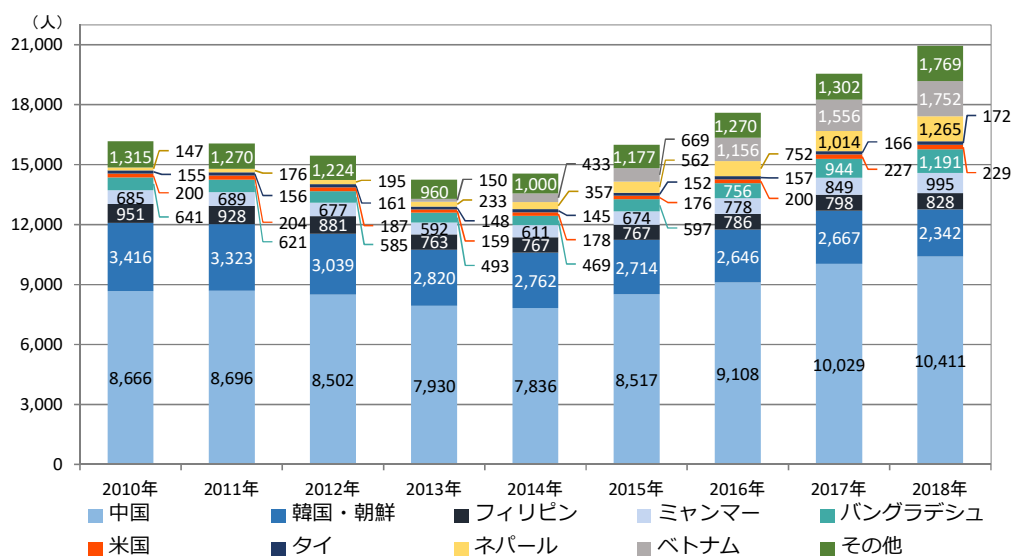
【出典】北区 人口推計調査報告書※(2018年)

2) 近年の年代別移動人口の推移

1995年以降、子育て世代及びその子ども世代の転出者数は減少傾向にあり、特に、20～29歳の年代では転入者数の方が転出者数よりも多い傾向にあります。一方で、35～44歳の移動人口は、転出傾向は抑制されつつあるものの、転出者数の方が転入者数よりも多い状態が続いています。

3) 外国人人口の動向

外国人人口は増加傾向が続いています。国別の人口を見ると、中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮が多くなっています。最近ではネパール、ベトナムが増加傾向にあります。



北区の外国人人口の推移

【出典】北区 人口推計調査報告書(2018年)

4) 将来人口の推計

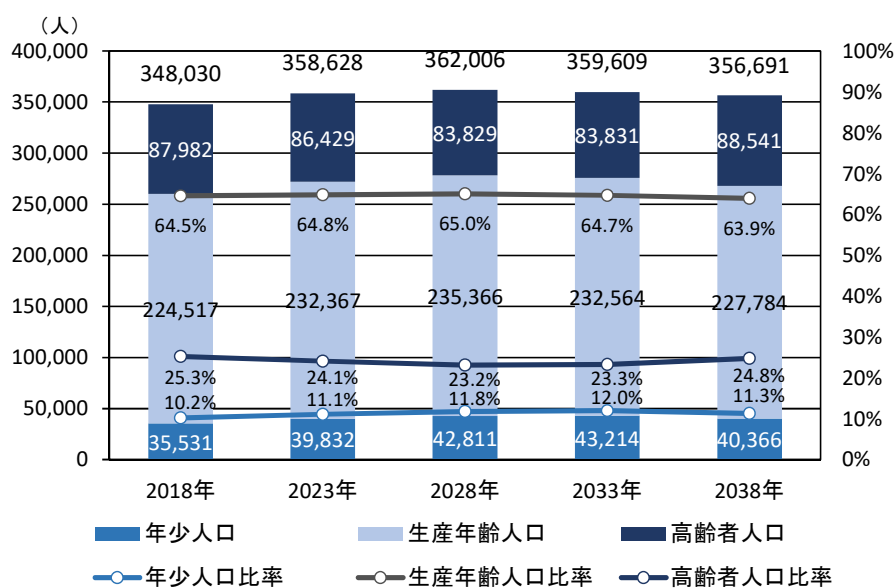
総人口は、2028年の約36.2万人をピークに減少に転じると推計されています。

一方で、東京圏への一極集中と民間集合住宅の堅調な建設を背景に、子育て支援施策の充実などにより年少人口は2033年まで増加が続くと推計されています。

また、高齢者人口は、総人口がピークを迎える2028年まで減少傾向が続き、以後は増加すると推計されています。

人口を地区別でみると、今後約10年は全7地区で増加しますが、約20年後には、赤羽西地区、王子西地区、王子東地区で減少すると推計されています。

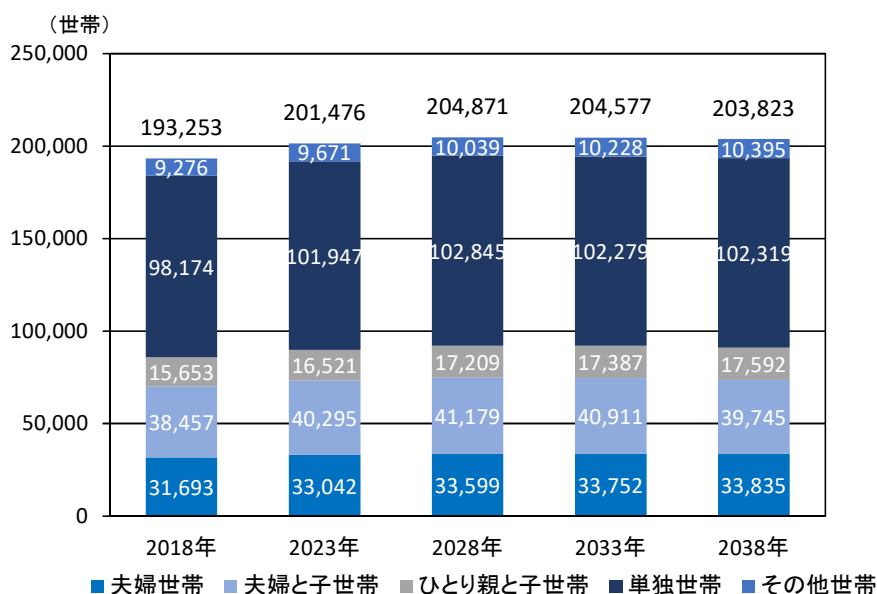
高齢者人口比率を地区別でみると、今後約10年は全7地区で低下しますが、約20年後には、浮間地区、赤羽東地区、王子東地区で上昇すると推計されています。



北区独自推計による将来人口の推移

【出典】北区 人口推計調査報告書（2018年）

世帯数は、全世帯構成での増加のピークは総人口と同様2028年となり、以後は、ひとり親と子世帯、夫婦世帯は増加する一方で、夫婦と子世帯は減少に大きく転じると推計されています。



北区独自推計による将来世帯数の推移

【出典】北区 人口推計調査報告書（2018年）

(5) 都市づくりの進行状況と今後の視点

1) 「北区都市計画マスタープラン 2010」における都市づくりの進行状況と課題

分野別のまちづくりの方針で示された施策の取組み状況や関連する統計データなどから、前計画における8つのまちの将来像の実現に向けた、これまでの都市づくりの進行状況と課題について整理します。

■ 誰もが住みつつけられるまち

【進行状況】ハード・ソフトの複合的な取組みにより、若年層や子育て世代の転出者数が減少し、転入者数が増加しました。

【課題】引き続き区外からの転入を促進するとともに、未だ転出超過傾向にある、30代後半～40代の転出を抑制する必要があります。

■ コミュニティを活かしたまち

【進行状況】まちづくり協議会や北区政策提案協働事業[※]及び北区地域づくり応援団事業[※]、地域円卓会議など、地域の協働の機会づくりが進みました。

【課題】町会・自治会への加入率が低下傾向にあり、マンションなどに転入してきた新住民と地域との交流を促進する必要があります。

■ 安全で安心に暮らせるまち

【進行状況】**不燃化・耐震化**、集中豪雨対策、共助の促進により、都市の安全性が向上しました。また、防犯カメラの設置も進んでいます。

【課題】各種事業により、対象地区で**不燃化・耐震化**が進んでいますが、未だ十分でなく区内に残る災害危険性の高い地域の安全性を一層向上させる必要があります。防犯面では引き続き不安解消に向けた取組みが求められています。

■ 文化の薫り漂う憩いのまち

【進行状況】**景観行政団体への移行、北区景観づくり計画の策定、景観形成重点地区[※]**の指定などにより良好なまちなみを維持・促進する取組みを進めました。また、文化資源を活かした観光まちづくりや魅力の発信を進めてきました。

【課題】今後は地域資源[※]をさらに**発掘し、「まもり、つくり、そだてる」ことにより**、次世代への継承を進める必要があります。

■ 人にやさしい福祉のまち

【進行状況】北区バリアフリー基本構想を策定し、高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用する施設や経路のバリアフリー[※]化が進みました。

【課題】駅構内**における**複数のバリアフリールート確保によるバリアフリー化の充実、主要な生活関連経路[※]のバリアフリー化に向けた取組みを更に進めていく必要があります。

■ 環境を大切にしまち

【進行状況】公園整備や建築物への緑化が進みました。また、省エネルギー機器の導入助成など、環境負荷[※]の低い都市の形成が進みました。

【課題】引き続き、緑地の保全や公園の整備、民有地の緑化を進めるとともに、都市インフラとしての水辺やみどり²の活用が求められています。

■ 活き活きとした産業のある活気あるまち

【進行状況】創業・企業支援や個店の魅力づくりなど産業活性化に向けた施策展開により生産性が向上しました。

【課題】今後は、住・工の共存を図りながら、操業及び研究・開発環境の維持・発展を促進する必要があります。

■ 交通の充実したまち

【進行状況】都市計画道路の事業化が進み、コミュニティバス[※]（Kバス）の本格運行も開始されました。

【課題】現在、14路線が事業中であり、今後も引き続き道路整備事業を進めるとともに、地域公共交通の充実に努めていく必要があります。

2) これまでの状況を踏まえた都市づくりの視点

前計画で示された8つのまちの将来像の実現に向けて進められてきた、これまでの都市づくりの進行状況と課題から、今後の取組みの上で大切な都市づくりの視点を以下に示します。

着実な事業の実施による安全、便利、快適な都市インフラの構築

地域のきずなづくりとライフステージ[※]に応じた快適な住環境の形成による更なる定住化の促進

都市インフラとして水辺やみどりが保全・活用される環境負荷の低い都市構造の実現

²都市インフラとしての水辺やみどり：都市部においては、水辺やみどりが貴重な資源であり、レクリエーションなどの地域活動を支えるとともに都市の環境改善が期待できることから、都市構造を支えるインフラの1つとして捉えます。

1 - 2 都市づくりを取り巻く社会情勢

(1) 近年の社会動向

持続可能な都市づくりを進めていく上で、前提となる近年の社会動向として、人口構成の変化や環境への配慮、防災の必要性の高まり、先端技術[※]の導入、協働のまちづくりについて整理します。

■ 持続可能な開発目標の達成に向けた取組みの推進

2015 年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (SDG s[※])」に基づき、日本では、「持続可能な開発目標の実施指針」が示され、まちづくり分野でも、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取組みの推進が求められています。

北区では、SDG s の視点を取り込んだ行政計画の改定が進んでおり、今後は具体的なまちづくりにおいても持続可能性を高めていく必要があります。

■ 超高齢化・人口減少時代の到来

北区人口推計調査報告書によると 2028 年をピークに人口が減少していくのに対し、老年人口比率は、2028 年を境に減少傾向から増加傾向に転じると推計されています。

今後直面する、超高齢化・人口減少時代に対応した、都市構造への転換[※]が求められており、駅などを中心とした集約型の地域構造[※]の形成に向けた都市づくりが各地で進められています。

近年北区の人口は増加しており、その要因として工場跡地へのマンション建設などが挙げられますが、現在、北区の高齢者人口比率は 23 区で最も高くなっており、大規模団地の住民の高齢化などが見られます。また、住宅地における身近な最寄品を購入できる商店の減少などが進んでおり、日常的な買い物が不便な地域も見受けられます。生活の中心地に必要な機能を集積するなど、歩いてくらせるまちへの転換とともに、生活利便性の高いコンパクトシティ[※]の形成を進める必要があります。

■ 環境負荷の低い都市構造への転換

東日本大震災の発生後、日本全体でエネルギー需給への意識が高まり、再生可能エネルギーや、省エネルギーに関する技術などが発展してきました。

こうした技術を導入しながら、低炭素社会[※]の実現に向けて、環境配慮型の都市構造[※]への転換[※]が求められています。

北区は、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川が区内を流れ、崖線が中央を通るなど東京区部の中ではうるおいのある自然環境に恵まれています。貴重な自然環境を保全しながら、再生可能エネルギーや、省エネルギー技術などを導入していくことで、環境負荷の低い都市構造への転換を進める必要があります。

■ 災害リスク管理と災害対応力の必要性の高まり

2011年3月の東日本大震災や2016年4月の熊本地震、2018年7月の西日本豪雨や2019年9月の台風15号、同10月の台風19号などを契機に、地震だけでなく風水害を含めた災害リスク管理の重要性が高まっています。

首都直下地震や近年多発する集中豪雨への対応など、災害による多様な被害を想定し、公助だけでなく、自助、共助による災害リスク管理や災害対応力の強化が重要になっています。

北区においても、都市インフラの整備・更新を計画的に進め、震災、水害、土砂災害に強い市街地の形成を進めるとともに、自助、共助による災害リスク管理や災害対応力の強化を図り安全性を高めていくことが必要です。

■ 先端技術の開発・実用化の進行

近年、移動や環境・エネルギー分野など、多様な場面でのICT※などの技術をはじめとした先端技術の開発や実用化が進んでいます。これらの技術を、都市づくりにおいても柔軟に取り入れていくことで、新たな都市の価値の創出や豊かなくらしの実現につなげていくことが求められてきています。

北区においても、鉄道駅周辺における再開発などを契機としながら、先端技術の都市づくりへの導入により、新しい北区の価値を創出していくことが重要です。

■ 区民主体の協働のまちづくり

一定の社会インフラが整備され、都市としての成熟が進んでいます。同時に住民のライフスタイルや価値観などの多様化が進み、地域の特性を活かしつつ、住民の声を反映したまちづくりが求められており、行政主導によるまちづくりから、住民が主役となった協働によるまちづくりが各地で展開されています。

北区においても、「区民とともに」を区政推進の基本姿勢とし、協働の精神に基づくまちづくりを展開しており、様々な分野で区民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

(2) 社会動向を踏まえた都市づくりの視点

近年の社会動向から、今後の都市づくりを展開する上で大切な視点を以下に示します。

安心感のある都市のもと多様なライフスタイルを実現するビジョンと戦略

- ・切迫する災害へのリスク管理と、環境問題や少子高齢化などに応じた安心感のある都市への展望
- ・高質な都市のもと、多様なライフスタイルや新たな活力が創造される、将来にわたって誇りがもてる豊かなくらしへの展望

都市の持続可能性を確保するマネジメント※（都市経営）

- ・時代のニーズに対応した、適切な公共施設の維持・更新
- ・区民や事業者、NPOなど多様な力や英知を結集した都市づくりの推進
- ・将来予想される人口減少社会の到来を見据えて、直面する都市づくりの課題への先端技術を活用した対応

1－3 首都東京における北区の位置付け

東京都は、「都市づくりのグランドデザイン」を2017年（H29）に策定し、新たに「活力とゆとりのある高度成熟都市 ～東京の未来を創ろう～」を都市づくりの目標として掲げています。

上記計画において示されている東京都の新しい都市像を整理するとともに、拠点や地域として位置付けられている、浮間、赤羽、十条・東十条、王子、板橋、駒込・田端の将来都市像を整理します。

（1）東京都の都市づくりの考え方

東京都「都市づくりのグランドデザイン」において、東京圏における今後の都市構造の考え方として、広域レベルと地域レベルの二層の都市構造を示しています。同時に、地域の個性やポテンシャルを最大限発揮し、競い合いながら新たな価値を創造していくことを重要な視点として示しています。

■ 広域的なレベルの都市構造

- ・ 概成する環状メガロポリス構造※を更に進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指します。
- ・ 交流を支えるインフラ※に、面的な広がりを持つ“水と緑”を追加して「骨格的な都市基盤」として位置付けます。
- ・ 東京圏で高次の都市機能※が集積する広域交流の要を「広域拠点」と位置付けます。
- ・ 「業務機能を重視した受け皿の育成」の視点から脱却し、都心、副都心などの拠点の位置付けや考え方を再編します。
- ・ 広域的な観点から、高度な都市機能が集積する拠点を「中核的な拠点」として新たに位置付けます。

■ 地域的なレベルの都市構造

- ・ 少子高齢化などが進む中、身近な地域で誰もが活動しやすく快適に暮らすことのできる「集約型の地域構造」への再編を目指します。
- ・ 都市機能の集積状況を踏まえた主要な駅周辺を「地域の拠点」、地域の拠点以外の駅周辺や商店街、大規模団地などを、人々の活動や交流の場となる「生活の中心地」と位置付けます。

■ 「個性」に着目した地域づくりと新たな土地利用の展開

- ・ 交通結節性※の高い拠点や際立った個性を有する地域で、それぞれの「個性」に着目した拠点形成や地域づくりを進めていきます。
- ・ 拠点間をつなぐ都市基盤等を活用し、都市機能の集積、人の往来の活発化、水・緑のネットワーク形成などに資する「地域軸」の形成を促進していきます。

（２）東京都の地域区分の考え方

東京都では、これまで培ってきた都市機能の集積や地域特性、インフラの整備状況、今後の社会経済情勢の動向などを見据えるとともに、広域的な都市構造の位置付けも踏まえ、都内を「中枢広域拠点域」、「多摩広域拠点域」、「新都市生活創造域」、「自然環境共生域」の４つの新しい地域区分に再編しています。

北区は**おおむね**環状７号線より内側が「中枢広域拠点域」、**おおむね**環状７号線より外側が「新都市生活創造域」に位置付けられています。

中枢広域拠点域は、高密度な道路・交通ネットワークを活かした複合機能を有する中核的な拠点が形成され、グローバルな交流によって新たな価値を生み続けるとともに、地域の多様な個性が発揮され、相互に刺激しあうことで東京の魅力を相乗的に向上させていく地域になります。

新都市生活創造域は、駅を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、緑と水に囲まれたゆとりある市街地が形成され、子どもたちがのびやかに育つことができる快適な住環境の再生・創出を目指す地域になります。

（３）東京都における北区の役割

東京都「都市づくりのグランドデザイン」では、交通結節性の高い拠点や際立った個性を有する地域で、それぞれの「個性」に着目した拠点形成や地域づくりを進めていくとしています。北区では、中枢広域拠点域の中心部の拠点**や地域**として、駒込・田端が、北部の拠点**や地域**として、王子、十条・東十条、板橋が位置付けられています。また、新都市生活創造域の北西部・西部の拠点**や地域**として、赤羽、浮間が位置付けられています。

【浮間】

- ・新たな都市型産業※の育成、産業と住宅の調和

【赤羽】

- ・商業、教育、文化機能などの集積、大規模団地の更新

【十条・東十条】

- ・商店街を中心とした地域の活性化、居住・福祉に必要な生活機能の集積
- ・道路整備、駅周辺まちづくり、十条駅付近連続立体交差化※、木造住宅密集地域の解消

【王子】

- ・新庁舎の建設、駅周辺の土地の高度利用※と機能集積、交通結節機能の強化、水や緑との調和

【板橋】

- ・駅周辺の土地の高度利用、都市基盤整備、機能集積、近接駅との回遊性を生かしたにぎわい創出

【駒込・田端】

- ・商業施設や文化・交流施設などの集積、道路整備や住宅の更新、歴史や文化が感じられる拠点の形成
- ・旧古河庭園や六義園の保全、教育・交流の場や周辺のまちとの調和

【木造住宅密集地域】

- ・ 特定整備路線や防災生活道路の整備、建物の不燃化・耐震化や共同化、無電柱化などによる燃えない、倒れない安全な市街地の形成
- ・ 良好な住環境と地域コミュニティの形成

【東京さくらトラム（都電荒川線）沿線】

- ・ 地域の足としての交通、まちの魅力づくりや地域間交流への活用

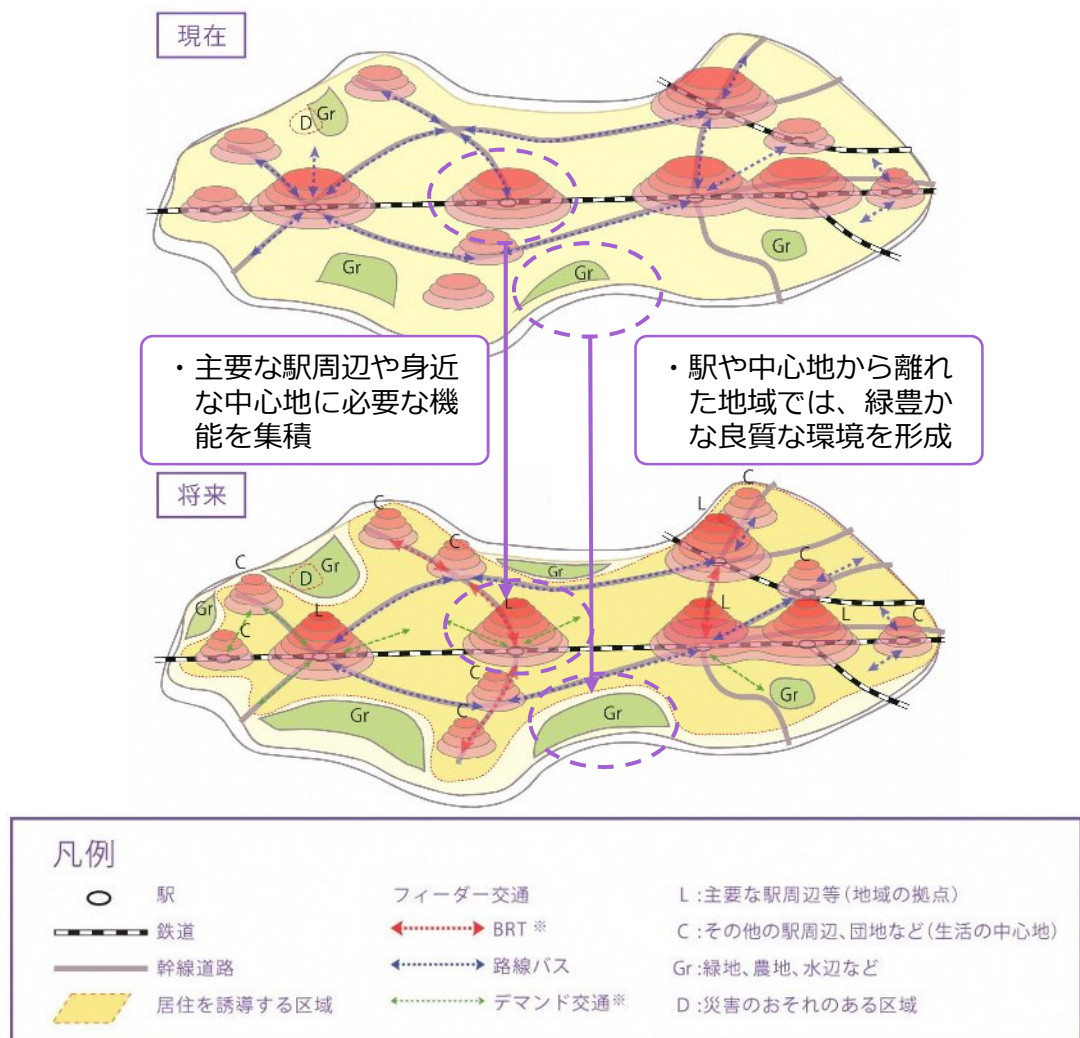
【商店街】

- ・ 個性に合わせた地域主体の取組みによる活性化
- ・ 空き店舗、空き家の地域に根差した魅力のある空間としての活用

【生産緑地※】

- ・ 宅地化が抑制された、**地域の人々にとってゆとりのある空間**としての保全
- ・ 農産物の供給、良好な景観形成、農作業体験・交流の促進などの様々な機能の発揮

※集約型の地域構造のイメージ



【出典】東京都 「都市づくりのグランドデザイン」

01 中枢広域拠点域 おおむね環状7号線内側

中心部【D】，北部【G】



東京都「都市づくりのグランドデザイン」における北区の拠点や地域の位置付け（中枢広域拠点域）

02

02 新都市生活創造域

環状7号線外側（北西部・西部）【B】



東京都「都市づくりのグランドデザイン」における北区の拠点や地域の位置付け（新都市生活創造域）

【出典】東京都 「都市づくりのグランドデザイン」

1-4 上位関連計画における施策の方向性

区の上位計画である「北区基本構想」や「北区基本計画 2020」で示された将来像やまちづくりの課題、「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「北区シティプロモーション方針」における施策の方向性を踏まえて、目指すべき北区の都市づくり・まちづくりの方向性を整理します。

● 北区基本構想 将来像と基本的な施策の方向性 (1999年(H11)6月策定) 【将来像】 ともにつくり未来につなぐときめきのまち ー人と水とみどりの美しいふるさと北区 【基本的な施策の方向性】・健やかに安心してくらするまちづくり ・一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり ・安全で快適なうるおいのあるまちづくり	
● 北区基本計画 2020 (2020年(R2)3月策定) 最重要課題：地域のきずなづくり 子育てファミリー層・若年層の定住化 3つの優先課題：「地震・風水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこと 「長生きするなら北区が一番」を実現すること 「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにする	
● 北区まち・ひと・しごと創生総合戦略 目指すべき将来の方向と基本方針 (2017年(H29)3月改定) 【目指すべき将来の方向】 生まれ・育ち・住んで良かったと思える「ふるさと北区」を実現し、首都東京の自治体として「30万都市・北区」を未来につなぐ ・「生まれる」「つながる・ひろがる」「支える」きずなづくりを区民とともに推進 ・「生まれ・育ち・住んで良かったと思える」北区の魅力や価値を創出・発信 ・「まちの新陳代謝が活発化する」東京の北の拠点を構築 ・「区民との良好なパートナーシップ」のもと、国・東京都・事業者との適切な連携・協力	● 北区シティプロモーション方針 (2016年(H28)3月策定) 【シティプロモーションの推進】 ・「北区＝住みよいまち」のイメージの定着を目指し、子育てファミリー層や若年層の定住化につなげる。 【PRの視点】 <u>区民へのPR</u> ・北区の個性や魅力、特色ある事業などの分かりやすい発信による、誇りや愛着の醸成 <u>北区外へのPR</u> ・子育てファミリー層・若年層に向けて北区に対する知りたい情報、関心を喚起する情報の発信による、知名度の向上、定住化の促進

■ 目指すべき北区の都市づくり・まちづくりの方向性

地域のきずなづくりによる区民との協働による都市づくりの推進

「まちの活動が活発化する」東京の北の拠点の構築

誰もが暮らしやすい安心・安全な都市インフラの構築

まちの多様な魅力や個性などの新たな価値の創出・発信

「子育てにやさしいまち・北区」の確立による子育てファミリー層、若年層の定住

誰もが健やかに安心して住み続けられる住環境の形成

1－5 都市づくりの課題

(1) 基本的な課題

前頁では、北区の現況を把握した上で、区の都市づくりの進行状況及び社会動向を踏まえた都市づくりの視点、都や区の上位関連計画における施策の方向性について整理してきました。それらを総合的に勘案し、「北区基本構想」で示されている北区の将来像を実現するために取り組むべき、基本的な課題を整理します。

区の持つくらしの魅力を磨きあげる

- ・ 鉄道駅を中心とした利便性・快適性の更なる向上が求められています。
- ・ 古くから親しまれてきた自然環境の保全、新たなみどりの創出、水辺やみどり環境の活用が求められています。
- ・ 23区屈指の産業活力を維持・発展させるために、操業環境を保全しつつ住環境との調和を図ることが求められています。

時代のニーズに対応した新たな都市の価値の創出

- ・ 少子高齢化などによる人口構成の変化に対応したまちづくりの展開による、家族で区内に定住できる住環境の形成が求められています。
- ・ 都市づくりへの先端技術の導入を見据えた、社会実験などを受け入れることで、新たな都市の価値創出につながる環境の形成が求められています。

持続的な都市の成長を支える社会基盤の形成

- ・ 時代のニーズに応じた都市インフラの整備・更新、共助による地域の災害リスク管理の強化による安全な社会基盤の形成が求められています。
- ・ 持続的な都市の成長を支える人と人のつながりを活かした協働による都市のマネジメントが求められています。

(2) 7つの都市づくりの課題

「基本的な課題」について、都市づくり・まちづくりの観点から具体化し、都市計画マスタープランにおいて取り組むべき「7つの都市づくりの課題」として整理します。

駅周辺の魅力的な拠点の形成

交通利便性の高い鉄道ネットワーク、駅を中心に栄えた商店街など、従来からの北区の魅力を踏まえた上で、鉄道駅を中心とした各拠点の機能分担を見直し、各拠点に応じた交通結節機能の強化や駅周辺の土地利用の更新などにより、超高齢化・人口減少時代に対応した拠点を形成する必要があります。また、鉄道駅周辺などの土地利用の更新の際には、民間による開発の誘導や土地の高度利用、高機能化などを促進することで魅力的な拠点を形成する必要があります。

産業と住民のくらしの調和

近代産業が発展し、事業所あたりの製造品出荷額では23区中1位である産業活力を維持させるとともに、くらしを支えてきた商店街のにぎわいや町工場の活気あるものづくりなど地域に根付いた産業を継承していく必要があります。また、工場跡地に開発された住宅と工場の共存や身近な商店の保全などを図る必要があります。

ライフステージに応じた住環境の形成

少子高齢化が進む一方で、若い世代の転入者数や出生数、外国人人口の増加が進んでいることから、良好な住宅ストック※の活用や子育て支援施設、高齢者福祉施設の整備などを進め、人口構成の変化に対応しながら、それぞれのライフステージに応じた、誰もが安心して住み続けられる住環境を形成する必要があります。

地域の自然・歴史・文化の次世代への継承・魅力発信

江戸時代から人々に親しまれてきた自然環境や、地域で引き継がれてきた風習、芸術、文化など、これまで育まれてきた北区の魅力を次世代に継承・発展しながら、区内外に発信していく必要があります。

多様性を活かした地域のまちづくりの展開

地域の特性を活かしたまちづくりを進めるために、区民と区を中心にしながら、近年増加する区内在住の外国人、商店街や工場などの事業者、区内に立地する大学などの多様な主体と連携しエリアマネジメントをはじめとした協働のまちづくりを展開していく必要があります。

地域特性に応じた大規模災害への対応

不燃化・耐震化などの防災都市づくりを継続して行いつつ、老朽化した都市インフラをこれからのニーズに合わせて更新していくとともに、高低差のある地形による制約を改善するための道路整備を進めます。

培われてきた地域コミュニティの結束力を活かした災害対応力を維持・向上させていき、同時に大規模災害を見据えた迅速な復旧・復興を進めるための準備を行うなど、防災・減災・事前復興の総合的な取り組みが必要です。

先端技術の導入の推進

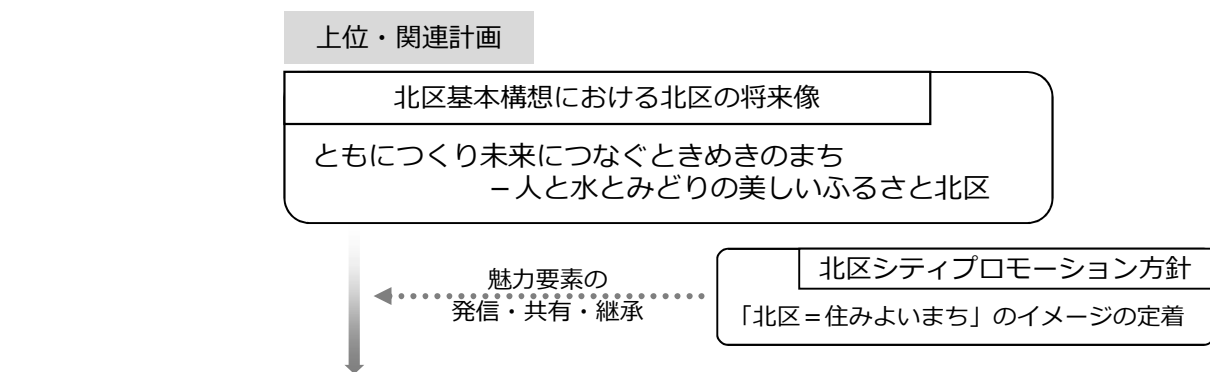
近年急速に開発・実用化が進む先端技術の都市づくりへの導入に向けて、交通や防災などにおける ICT の活用や社会実験を受け入れる環境を整えるとともに、移動や空間のシェアリング※を促進し、環境負荷が低く、時代に即した北区発の新しい都市づくりを推進し、都市のブランドイメージ※を高めていくことが重要です。

第2章 都市づくりのビジョン

第2章 都市づくりのビジョン

第1章で整理した、北区基本構想や北区基本計画 2020 などの上位・関連計画における将来像と方向性やこれからの都市づくりの課題を踏まえ、北区が目指すべき概ね 20 年後の「未来のくらしを豊かにする将来都市像」を設定し、その実現した姿を区民生活の視点から「未来のくらしのイメージ」として描きます。また、「未来のくらしを豊かにする将来都市像」を支える社会基盤として、目指すべき将来都市構造を設定します。

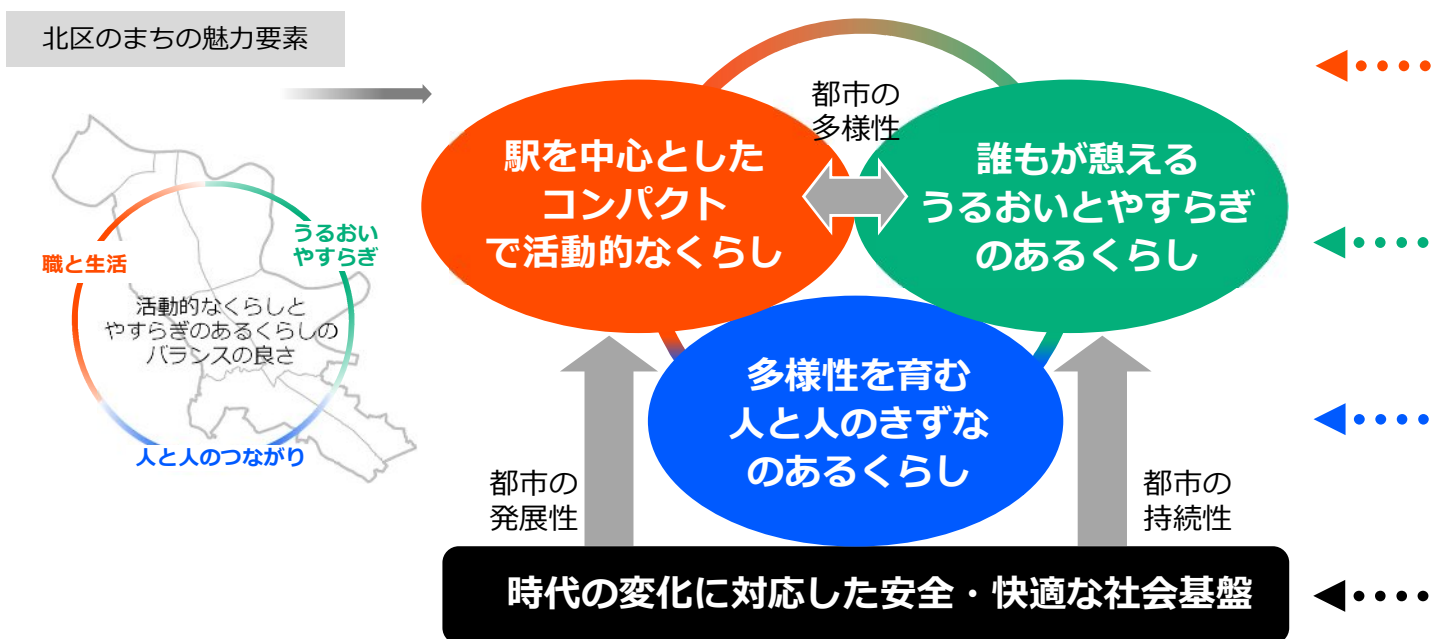
「都市づくりのビジョン：全体の構成」



2-1 未来のくらしを豊かにする将来都市像

人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのあるくらし

2-2 北区全域の未来のくらしのイメージ



2-3 将来都市構造

2-1 未来のくらしを豊かにする将来都市像

人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのあるくらし

「人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのあるくらし」とは、人生 100 年時代を見据えて、「時代の変化に対応した安全・快適な社会基盤」のもと、「多様性を育む人と人のきずなのあるくらし」に支えられ、「駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし」と「誰もが憩えるうるおいとやすらぎのあるくらし」が実現している姿です。

人と人のつながりを大切にしながら、まちの魅力要素を磨き上げるとともに、7つの都市づくりの課題に対応することで、誰もがいきいきとくらせる都市の実現を、多様な主体との協働により目指します。

7つの都市づくりの課題

- 駅周辺の魅力的な拠点の形成
- 産業と住民のくらしの調和

- ライフステージに応じた住環境の形成
- 地域の自然・歴史・文化の次世代への継承・魅力発信

- 多様性を活かした地域のまちづくりの展開

- 地域特性に応じた大規模災害への対応
- 先端技術の導入の推進

2-2 未来のくらしのイメージ

「未来のくらしを豊かにする将来都市像」の実現した姿を区民生活の視点から「未来のくらしのイメージ」として描きます。

北区のまちの魅力要素や7つの都市づくりの課題などの視点を総合的に整理し、「将来都市像」に対応した「未来のくらしのイメージ」を描き、その実現に向けた都市づくり・まちづくりの展開を示します。

駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし

- ・駅などを中心に交通結節点[※]としての機能が向上し、駅周辺のまちづくりにより、商業・業務・教育・文化機能などが集積した、コンパクトで利便性の高いにぎわいのある拠点が形成されています。
- ・先端技術を活かしたものづくりや商店街など身近な場所での起業・創業などによる職と生活のバランスのよさを活かした新しいライフスタイルが創出されています。
- ・鉄道駅を中心としたシームレス[※]な交通サービスの構築により、高低差のある東西間の移動が改善され、区内外への高い利便性とおでかけしたくなる楽しみのある快適な移動環境が形成されています。

誰もが憩えるうるおいとやすらぎのあるくらし

- ・子どもがのびのびと、高齢者がいきいきと、誰もがそれぞれのライフステージに応じた、やすらげる居場所がある環境が形成されています。
- ・武蔵野台地の自然や4つの河川に恵まれたうるおいと起伏のある地形を活かした北区らしいまちなみが形成されています。
- ・四季の変化を楽しめる自然環境と、受け継がれてきた地域の風習、文化が根付いたまちが形成されています。
- ・公園やスポーツ施設などで手軽に運動でき、学校や図書館などで気軽に学べる環境が充実しています。

多様性を育む人と人のきずなのあるくらし

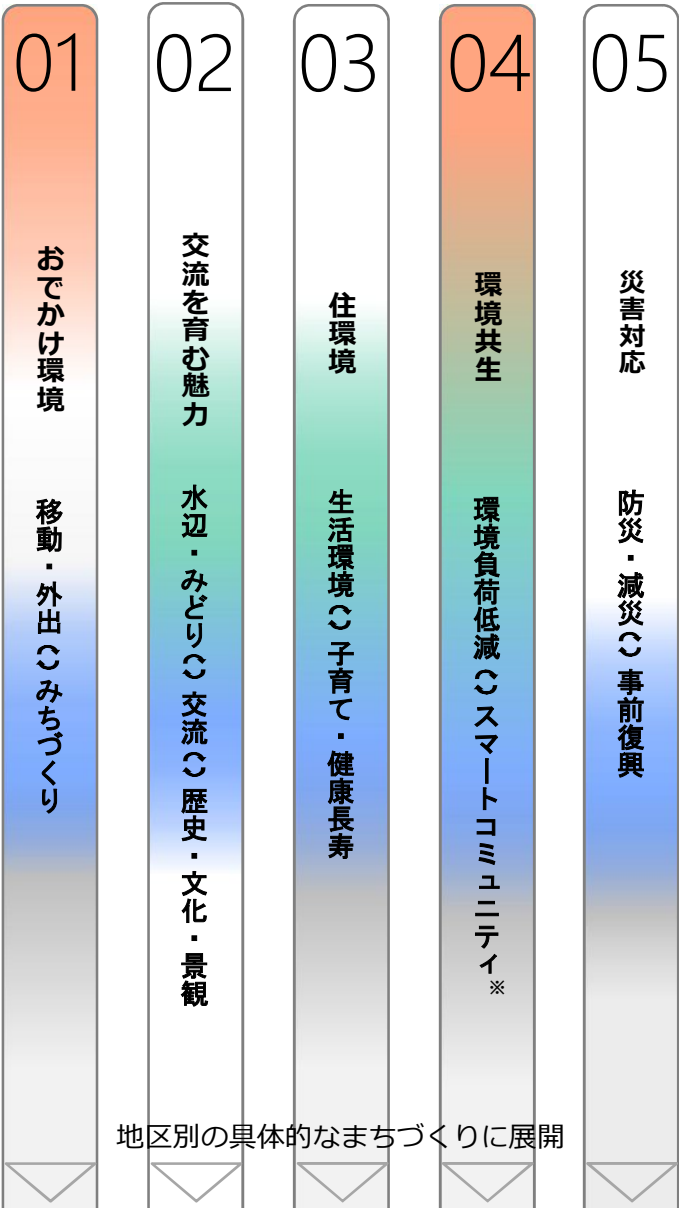
- ・日頃から互いに顔を合わせたコミュニケーションがとられ、区民や、商店街をはじめとした地域事業者など様々な主体によって地域のまちづくりが展開されています。
- ・区民、事業者、教育機関や研究機関、行政などにより、お互いの知見を活かした相互連携によるまちづくりが進められています。
- ・多様な価値観・文化が共生する安全なまちが形成されるとともに、多様性を活かしたまちづくりが展開されています。

時代の変化に対応した安全・快適な社会基盤

- ・燃えない、倒れない、燃え広がらない都市構造のもと、低地から台地への避難経路が確保され、地域の団結力を活かした強固な災害対応力が醸成されるとともに、発災後の迅速な復旧と適切な復興に向けた備えのある市街地が形成されています。
- ・利便性・快適性・安全性の高い交通インフラが整備され、医療・福祉・教育などの多様な機能へのアクセス性が高く、誰もが安心・安全にくらせる環境が形成されています。
- ・ICTなどを活用したまちづくりや社会実験などが実施され、先端技術の実用化を促進し、新たな都市づくりをリードする環境が形成されています。

第3章 土地利用の基本方針

第4章 分野別都市づくりの方針



地区別の具体的なまちづくりに展開

第5章 地区別のまちづくり方針

赤羽地域		浮間地区		
		赤羽東地区		
		赤羽西地区		
王子地域		王子東地区		
		王子西地区		
滝野川地域		滝野川東地区		
		滝野川西地区		

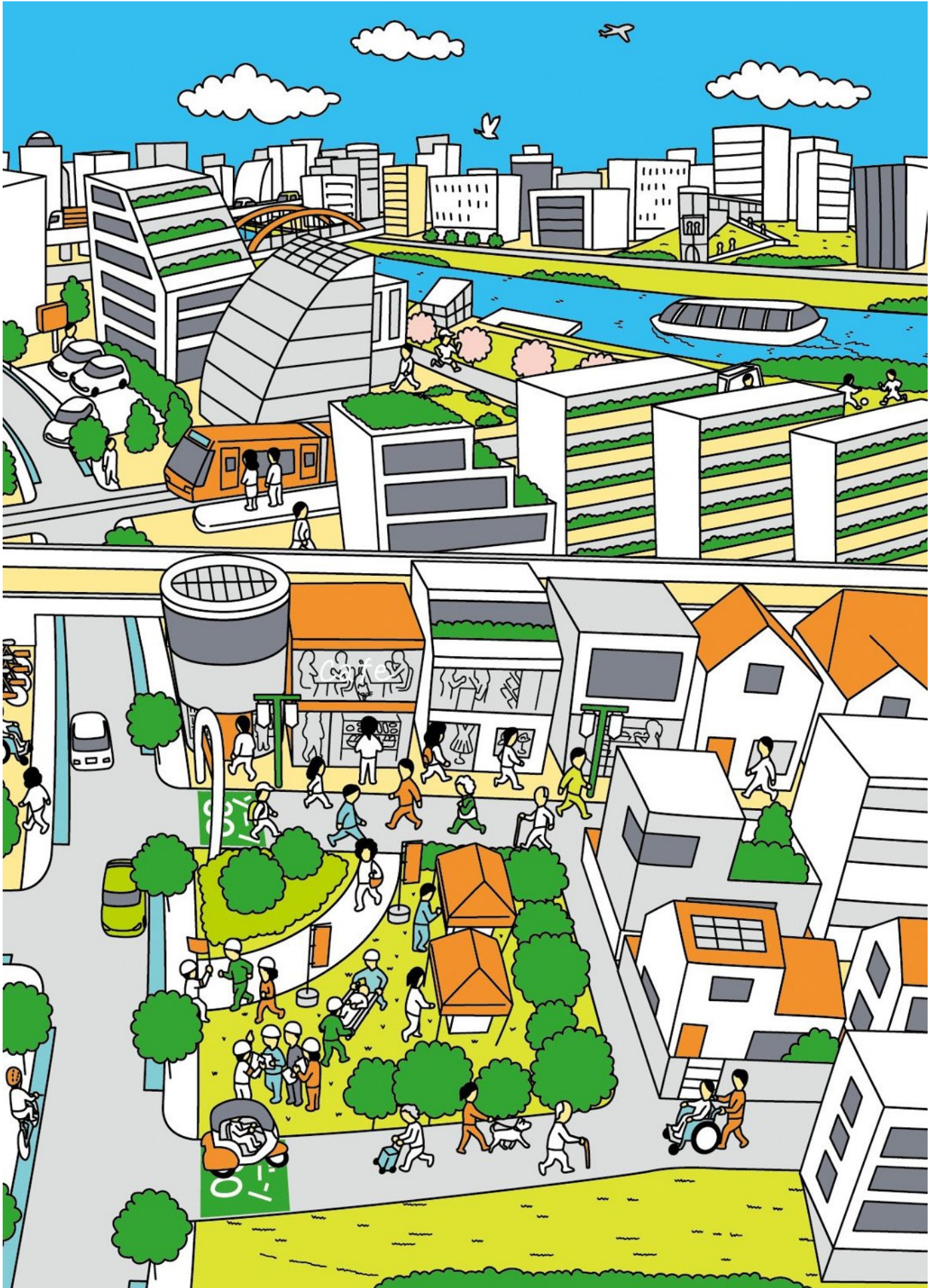
第6章 構想の実現に向けた方策

都市づくりの推進

まちづくりの推進

●未来のくらしのイメージ





2-3 将来都市構造

「未来の暮らしを豊かにする将来都市像」の実現に向けて、区民生活を支え、多様な交流や活力を生み出す「将来都市構造」を設定します。

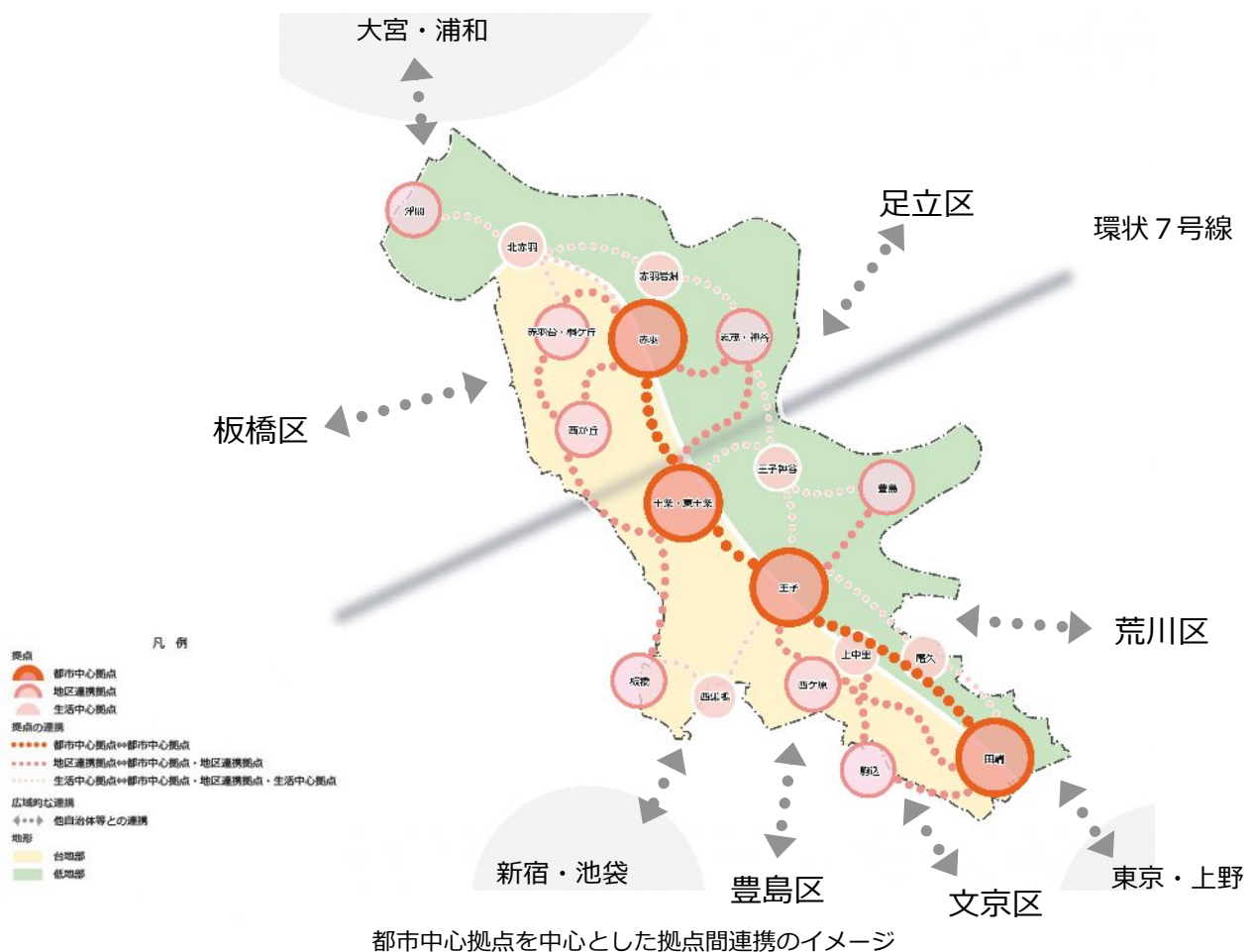
鉄道駅及び特色ある市街地を中心とした様々な都市機能が集積する「拠点」と、「拠点」間を結ぶ道路・交通の円滑な「移動のネットワーク」、そして、都市空間において区民の身近なゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台となるみどりや水辺の「うるおいのネットワーク」を都市の骨格として位置付けます。

拠点育成とネットワークの形成により集約型地域構造への転換を進め、区民が安心して徒歩、自転車、または公共交通で移動でき、区民の生活に必要な諸機能が享受できる環境を創出します。

広域的には移動やうるおいのネットワークを最大限活用し、隣接区市や、大宮・浦和、東京・上野、新宿・池袋などの拠点となる都市との連携を図ります。

(1) 3段階の拠点

都市機能の集積状況から、都市中心拠点、地区連携拠点、生活中心拠点の3段階の拠点を設定し、各地域特性に応じた都市機能の集積を促進します。都市中心拠点を中心に隣接区や埼玉県、都心¹との連携を図っていくとともに、都市中心拠点をはじめとする各拠点間において人やモノを展開していくことで、各地域におけるコンパクトでくらしやすい集約型の地域構造への再編を図ります。



¹ 都心とは、東京都「都市づくりのグランドデザイン」における、東京の活力を牽引する国際ビジネス交流ゾーンを意図しています。

都市中心拠点

都市機能が集積し、区内の都市活動を支えるとともに、東側の低地と西側の台地を結ぶ拠点でもある、赤羽駅周辺、十条駅・東十条駅周辺、王子駅周辺、田端駅周辺を、区内の都市機能を分担、連携する「都市中心拠点」とします。

地域特性に応じた都市機能集積を促進することにより、各地域の都市活動の中核を担う拠点として育成します。また、交通結節機能の強化を進めるとともに、各種交通サービスがシームレスにつながった環境が形成されることで、他の拠点との機能分担や連携を促進し、にぎわいや交流が生まれる拠点としての魅力向上を図ります。

地区連携拠点

地域の生活利便施設や公共サービスの集積を図りつつ、地域間移動の交通結節点となる鉄道駅周辺や、大規模団地などの際立った個性や都市機能の潜在的な可能性を有する市街地を「地区連携拠点」とします。

各拠点の特性に応じた土地利用の誘導を図り、地域間の交通結節機能を担うことにより生活を支える拠点や地域として、生活利便機能の整った市街地を形成します。

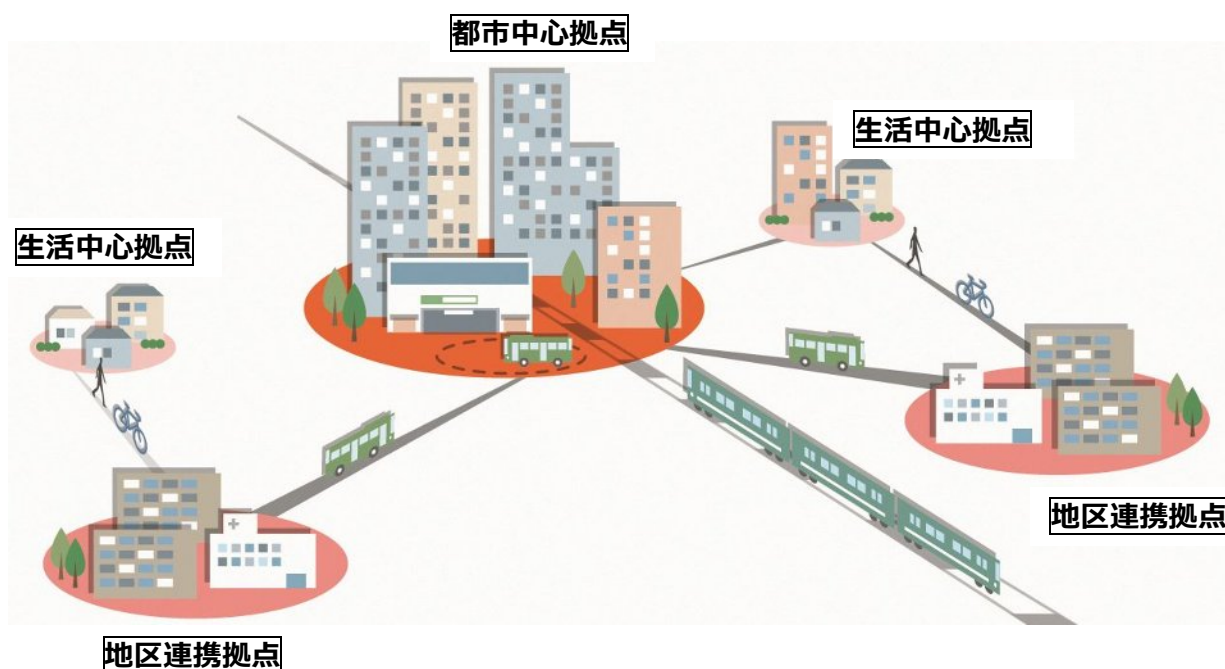
生活中心拠点

上記拠点以外の駅周辺を「生活中心拠点」とします。

駅周辺の回遊性と利便性の高い特徴を活かし、都市中心拠点や地区連携拠点との連携のもと、地域での生活を支える身近な生活利便施設などの立地を促進します。

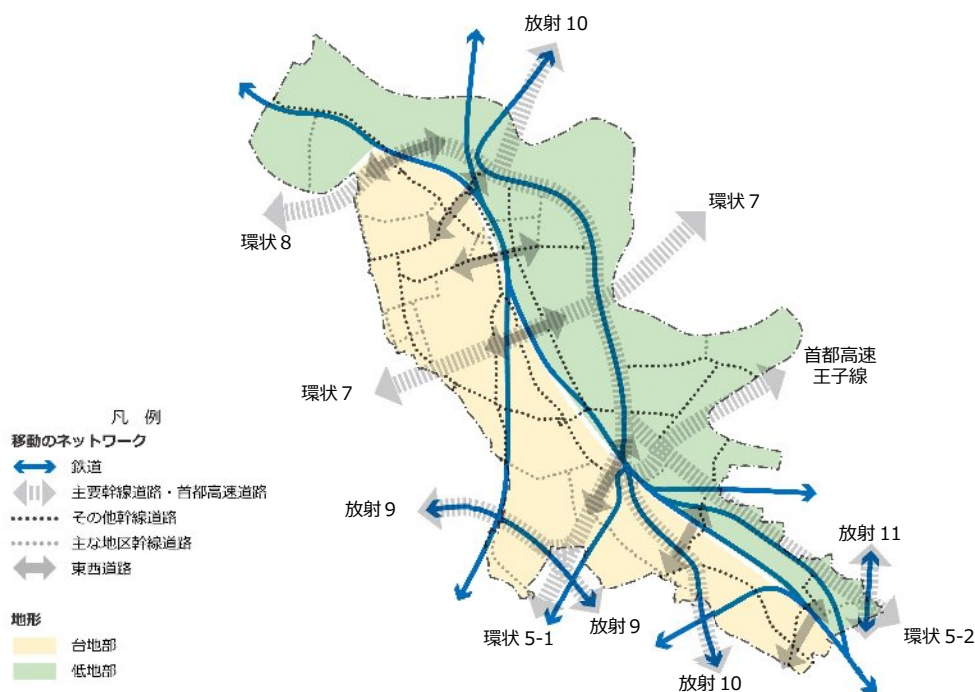
表：都市機能の集積状況による3段階の拠点

拠点の分類	拠点となる地区
都市中心拠点	赤羽、十条・東十条、王子、田端
地区連携拠点	浮間、赤羽台・桐ヶ丘、西が丘、志茂・神谷、豊島、板橋、駒込、西ヶ原
生活中心拠点	北赤羽、赤羽岩淵、王子神谷、上中里、尾久、西巣鴨



(2) 移動のネットワーク

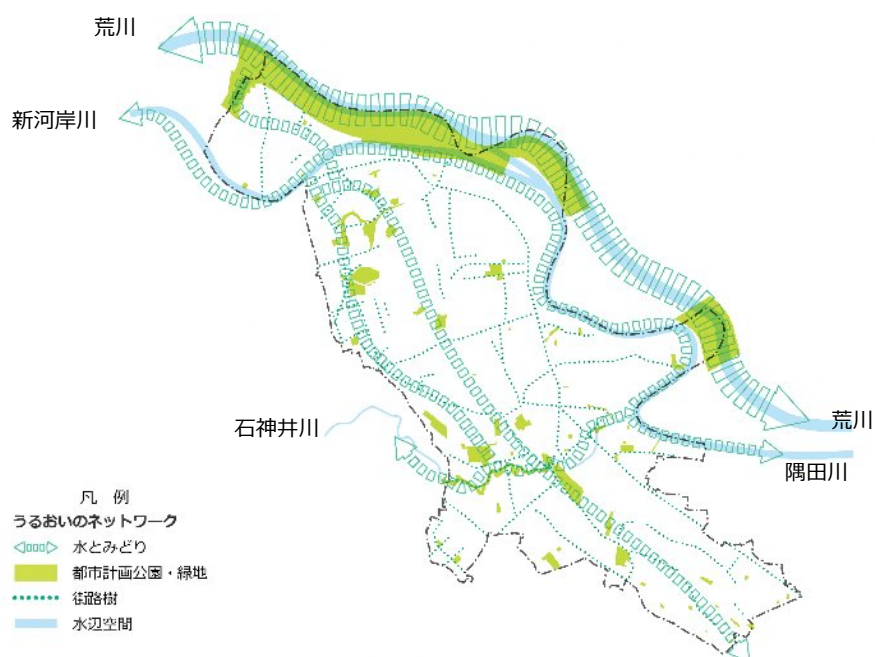
主要な拠点を結ぶ鉄道や幹線道路※など、拠点間や区内外の人・モノの移動を支える主要動線を、「移動のネットワーク」として位置付けます。公共交通機能の強化や様々な移動ネットワークの形成を促進するとともに、主要幹線道路などで西側の台地と東側の低地を結ぶ移動軸を確保し、全体として移動環境の最適化を図ります。



移動のネットワーク図

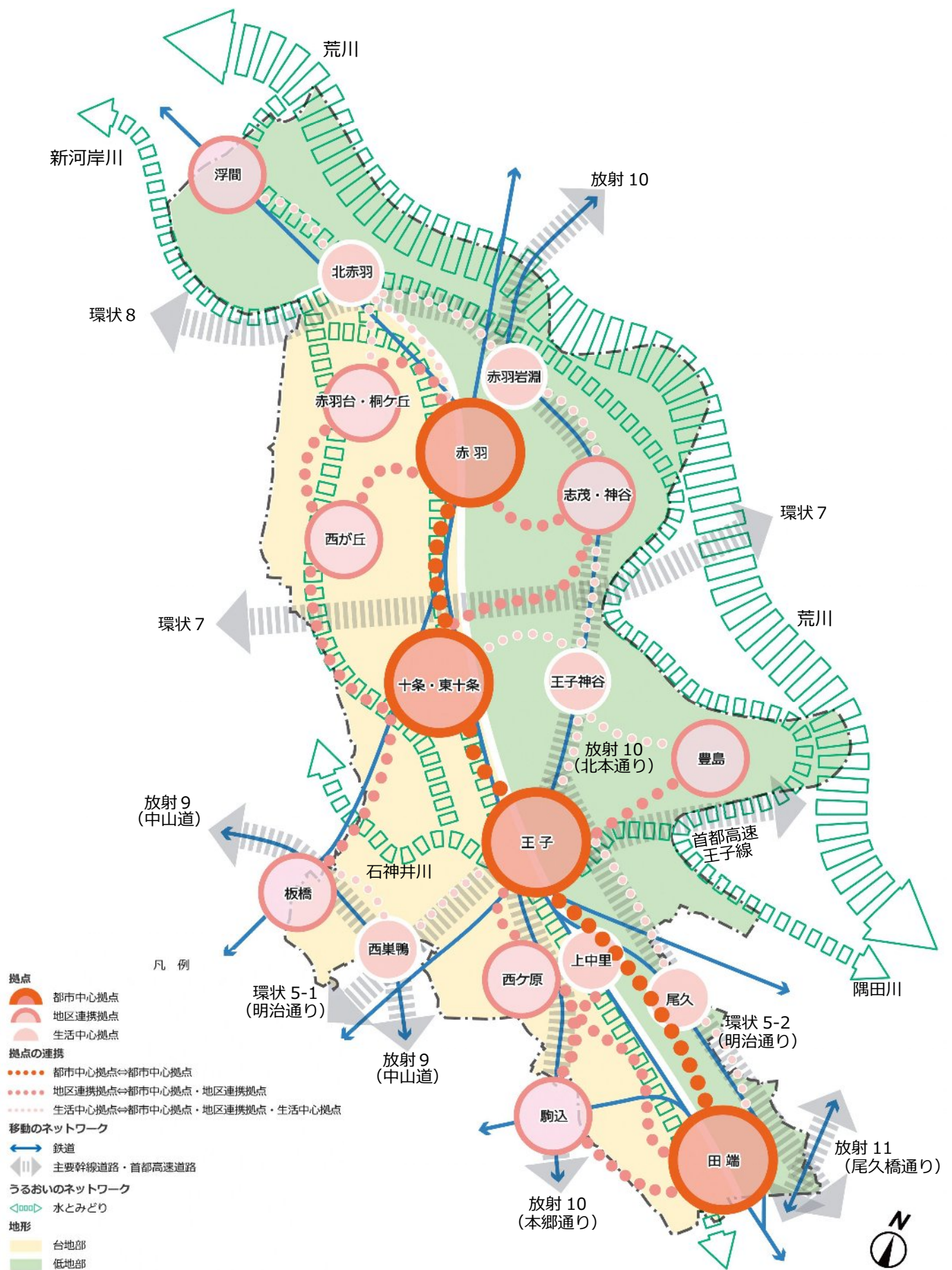
(3) うるおいのネットワーク

公園や崖線、河川など、快適に過ごすことができる都市空間の形成に加えて、みどりの多機能性を発揮する水辺や緑地などを、「うるおいのネットワーク」として位置付けます。みどりの保全を進めるとともに、街路空間や民有地などの緑化を推進することでうるおいのネットワークの形成を図ります。



うるおいのネットワーク図

●将来都市構造図



◆コラム 都市を構成する4本の路（道）

都市や都市間の移動は、鉄路、道路、水路、空路の4本の路によって支えられています。

4本の路は、社会・経済活動を支え、生活者のくらしや安全、交流の生活利便性向上を図る都市の根幹的な施設です。

北区都市計画マスタープランでは、この移動を支える鉄路・道路に、区内を流れる4つの河川（水路）を加えた3つの路を基本として、都市の骨格となる「移動とうるおいのネットワーク」を位置付けています。

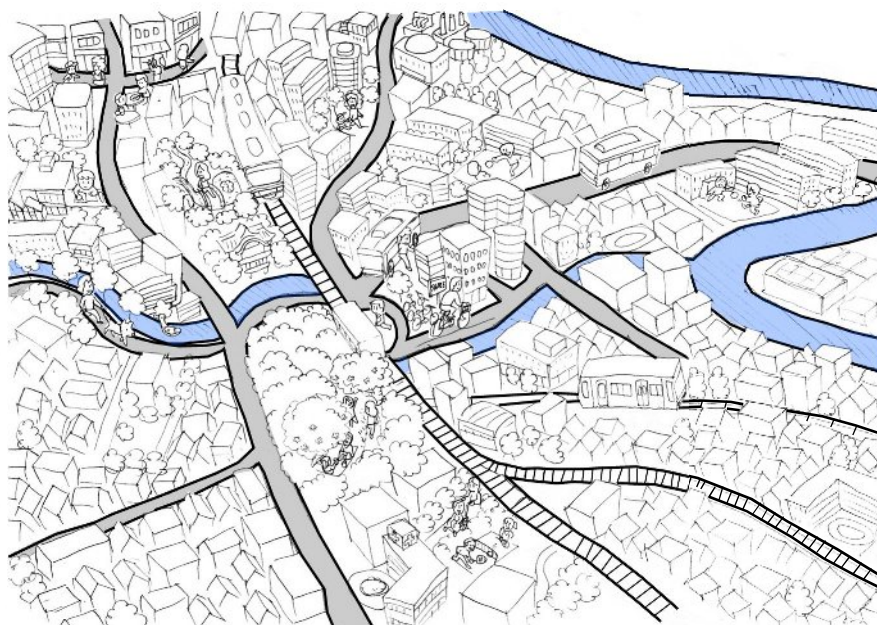
北区における4本の路

【鉄路】区内には、ＪＲ 宇都宮線、ＪＲ 高崎線、**ＪＲ 上野東京ライン**、**ＪＲ 湘南新宿ライン**、ＪＲ 埼京線、ＪＲ 京浜東北線、ＪＲ 山手線、東京メトロ南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）が乗り入れています。ＪＲ駅は都内最多の11駅、東京メトロ駅が5駅、都電が**6 停留場**と多くの鉄道駅などがあり、交通利便性に富んでいます。

【道路】区内には、首都高速道路王子線をはじめ、中山道、明治通り、本郷通りや環状7号線、環状8号線など、区部における放射・環状型の重要な道路が通っています。道路交通機能の利便性ほか、延焼遮断帯や災害時の避難路、救援物資輸送路としての機能など、地域の防災性向上にも寄与しています。

【水路】区内には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4本の河川が流れています。河川が有する「うるおいと安らぎ」をもたらす機能や交流の場、災害時における救援・救護輸送などの防災機能を担う道（路）として、多様な都市河川の機能を有しています。

【空路】首都高速道路王子線の開通に伴い、羽田空港への高速バスの**停留所**が設置されるなど、全国、全世界につながる空路へのアクセス性が高くなっています。



第3章 土地利用の基本方針

第3章 土地利用の基本方針

「未来の暮らしを豊かにする将来都市像」の実現に向けた、拠点育成の基本方針及び土地利用誘導の基本方針を定めます。

3-1 拠点育成の基本方針

鉄道駅の周辺及び特色ある市街地を、区民の生活における魅力を創造する**拠点や地域**として位置付けます。

都市機能の集積状況から、都市中心拠点、地区連携拠点、生活中心拠点を設定し、各拠点の地域特性に応じた機能集積を促進するとともに、北区内、各地域内での拠点機能の相互連携を促進します。

表：都市機能の集積状況による3段階の拠点

拠点の位置付け	各拠点
都市中心拠点	赤羽、十条・東十条、王子、田端
地区連携拠点	浮間、赤羽台・桐ヶ丘、西が丘、志茂・神谷、豊島、板橋、駒込、西ヶ原
生活中心拠点	北赤羽、赤羽岩淵、王子神谷、上中里、尾久、西巣鴨

(1) にぎわいや交流を生む「都市中心拠点」の形成

都市中心拠点の形成を図るため、各拠点の地域特性に応じた都市機能の集積を促進します。また、赤羽、王子は北区における都市中心拠点であることに加え、広域的な東京都市圏において、北の拠点としての役割を担っています。

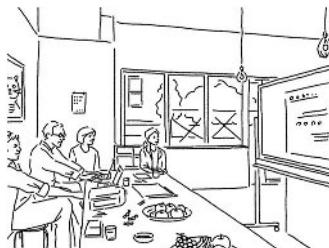
都市中心拠点では、以下に示す各拠点の地域特性に応じた、都市機能の集積や適切な高度利用を促進するとともに、各拠点間における機能の分担・連携を図ります。



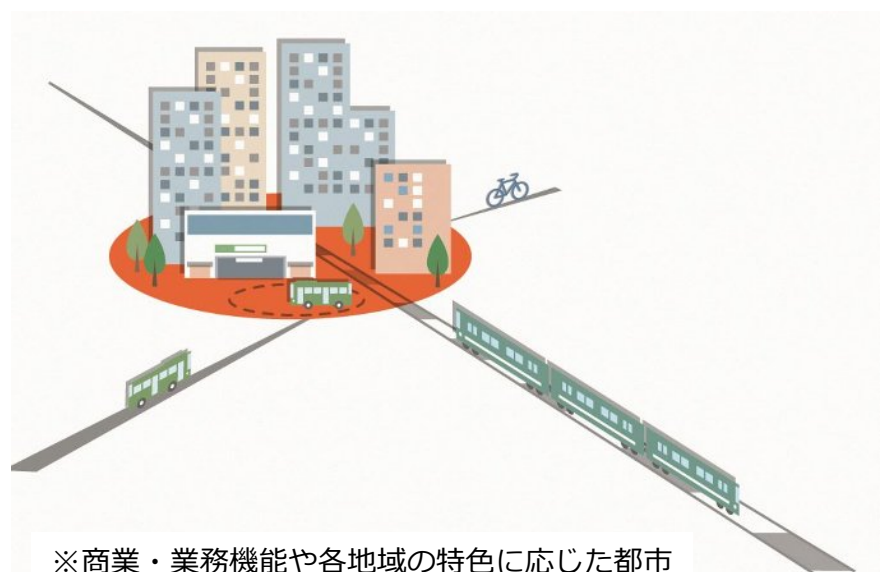
駅を中心とした都市機能の集積



新しい交通手段の導入



住民主体のまちづくり



※商業・業務機能や各地域の特色に応じた都市機能の立地誘導を図り、新たな交流と価値を創出しています。

■ 赤羽 「東京の北の商業拠点」

大規模商業施設と地域に密着した商店街が共存する商業の中心地です。こうした地域商業機能の維持・強化を図るとともに、官・民・学が連携した協働のまちづくりによるにぎわいの創出を推進することで商業拠点の形成を図ります。

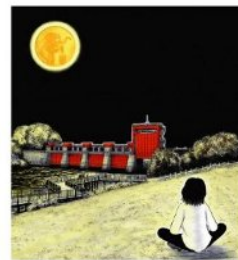
また、**市街地環境の向上に資する**駅周辺の適切な高度利用を促進することで、再開発などの際には居住機能の強化を図るなど、居住の場としても選ばれる東京の北の玄関口として、利便性の高い都市中心拠点の形成を図ります。



にぎわいの商店街



赤羽駅西口



北区のブランドメッセージ PR ポスター
「エレファントカシマシ赤羽駅発車メロディ」

施策展開

- ・赤羽駅東口地区まちづくりの推進
- ・赤羽一丁目市街地再開発事業※にあわせた適切な高度利用の誘導と周辺環境の整備
- ・UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新を契機とした拠点間の連携
- ・赤羽駅西口地区の高度利用地区※に基づく拠点育成
- ・商店街における地域交流の場としてのにぎわいづくり
- ・赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化の推進

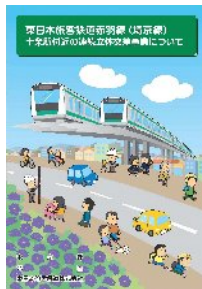
■ 十条・東十条 「地域のくらしを支える商業・生活拠点」

北区内においても個性的な商店街が集積する地区です。商店街のにぎわいづくりを図るとともに、近隣の大学と連携しながら新たな価値を創出する商業・生活拠点の形成を図ります。

また、十条駅西口における市街地再開発や、十条駅付近連続立体交差化などの駅周辺のまちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性、安全性を確保することで、地域のくらしを支える商業拠点の形成を図ります。



にぎわいの商店街



十条駅付近の連続立体交差化



十条駅西口の市街地再開発事業イメージ

【出典】東京都・北区・東日本旅客鉄道株式会社

【出典】北区

東日本旅客鉄道赤羽線（埼京線）十条駅付近の連続立体交差事業について

施策展開

- ・十条駅付近連続立体交差化の推進
- ・十条駅西口地区市街地再開発事業の推進
- ・十条駅西口の高度利用地区に基づく拠点育成
- ・上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画※に基づく安全な市街地の形成
- ・補助 83 号線周辺の地区計画※に基づくまちなみ形成の促進
- ・東十条駅南口の十条跨線橋の更新と駅前空間の整備
- ・東十条駅南口周辺のバリアフリー化の推進

■ 王子 「水とみどり豊かな東京の北の交流拠点」

行政機能が集積し、複数の鉄道路線や高速バスを含む多くのバス路線が乗り入れ、高い交通結節機能を有しています。王子駅周辺のまちづくりにあわせた、行政機能、業務機能を中心とした多様な都市機能の集積や、**市街地環境の向上に資する**適切な高度利用の促進によるにぎわいの形成、駅前広場の整備などによる交通結節機能の強化を図ります。また、飛鳥山や音無親水公園などの歴史ある豊かな自然環境を観光資源として活かした回遊性の高い都市づくりを推進し、水とみどりに恵まれた東京の北の交流拠点の形成を図ります。



王子駅



王子駅周辺



飛鳥山公園

施策展開

- ・「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」に基づくまちづくりの推進
- ・王子駅周辺のまちづくりにあわせた適切な高度利用の誘導
- ・区役所の移転を契機としたにぎわいづくりの推進
- ・王子駅周辺の交通結節機能の強化や回遊性の向上
- ・王子駅周辺のバリアフリー化の推進
- ・飛鳥山公園などの整備・更新の推進

■ 田端 「都心への近接性を活かした複合拠点」

広大な JR の鉄道操車場があり、関連する事業所や幹線道路沿道を中心に特色のある産業機能が集積しています。都心への近接性を活かした業務・産業機能の維持や、地域に育まれてきた歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めることにより、住・商・工と歴史・文化が共存する複合拠点の形成を図ります。

また、鉄道操車場の長期的な土地利用を展望し検討するとともに、操車場東西の移動円滑化に向けた取組みを推進します。



田端駅



田端駅周辺



田端文土村記念館

施策展開

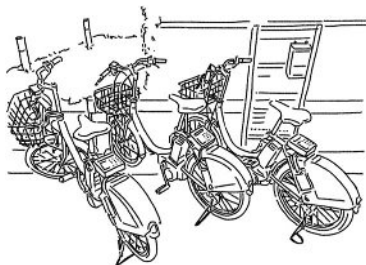
- ・田端駅及びその周辺のバリアフリー化の推進
- ・文土村の歴史を継承するまちづくりの推進
- ・田端駅周辺の地区計画に基づく活気ある良好な市街地の形成
- ・鉄道操車場の長期的な土地利用の検討
- ・住・商・工が共存したまちづくりの推進

（２）持続的な生活を支える「地区連携拠点」の形成

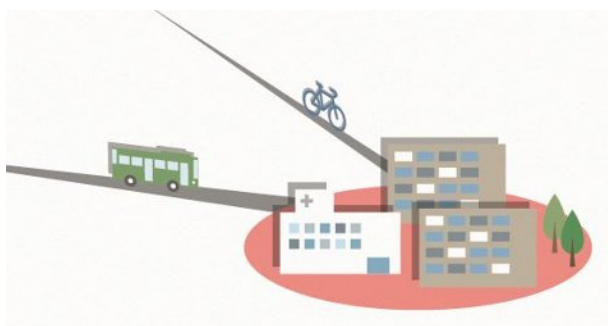
地区連携拠点では、以下に示す各拠点の地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、拠点間における機能分担・連携を図ります。地区連携拠点の形成を図るため、地域の生活利便機能や公共サービスの集積を促進しつつ、地域間移動のための交通結節機能の強化を進め、持続可能な生活圏の形成を図ります。



商店街でのにぎわいづくり



シェアサイクル※などの導入



※地域の交通結節点となるとともに、医療や福祉機能の立地誘導を図り、持続的な生活を支えています。

■ 浮間

研究施設や大学との連携、企業間での連携などによる先端技術を活用した都市型産業への転換を促進することで、操業環境の保全を図るとともに、近年増加するマンションなどの住環境と調和した拠点の形成を図ります。

駅周辺においては、地区計画に基づき、居住・商業それぞれの機能が調和した拠点の形成を図ります。



浮間舟渡駅



浮間の工場

施策展開

- ・ 浮間舟渡駅周辺のバリアフリー化の推進
- ・ 浮間舟渡駅周辺地区の地区計画に基づく周辺公園と調和した良好な街並みの形成
- ・ 住・工が共存したまちづくりの推進

■ 赤羽台・桐ヶ丘

大規模団地の更新による良好な住宅ストックの活用・再生を誘導するとともに、生活利便機能や公共サービスの集積を促進し、赤羽駅との交通利便性を確保することで、持続可能な生活圏の形成を図ります。

UR 赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地においては、計画的なまちづくりを推進します。また、建替えにより創出される用地への商業・医療・福祉などの生活利便機能の集積を促進するとともに、インフラ整備などによる周辺的生活環境の向上を図ります。



大規模団地の更新



赤羽台の外周道路

施策展開

- ・ UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新を契機とした計画的なまちづくりの推進
- ・ 桐ヶ丘一・二丁目地区、赤羽台周辺地区の地区計画に基づく大規模団地の更新を契機としたまちづくりの推進
- ・ 大規模団地の更新と一体となった公園の整備
- ・ UR 赤羽台団地での地域医療、福祉拠点化やミックスコミュニティ※の形成

■ 西が丘

「トップアスリートのまち・北区」にふさわしい味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を活かしたスポーツを身近に楽しめる環境づくりを進めるとともに、景観形成重点地区としてふさわしい低層住宅地のまちなみづくりを進め、良好な住環境の保全を図り、利便性が高く魅力的な市街地の形成を図ります。



国立スポーツ科学センター



景観形成重点地区

施策展開

- ・ ハイパフォーマンススポーツセンターの整備に**あわせた**バリアフリー化の推進
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック**競技**大会のレガシーとなる施設整備の推進
- ・ 景観形成重点地区である西が丘地区における良好な低層住宅地のまちなみの保全・形成

■ 志茂・神谷

既存工場の操業環境の保全を図り、研究施設や企業間での連携などによる先端技術を活用した都市型産業への対応を促進するとともに、医療・福祉機能などの生活利便機能の集積を進めます。

同時に老朽木造住宅の更新や工場跡地における住宅開発、防災街区整備地区計画に基づく防災機能の確保と健全な土地利用の促進により、住・工の共存した安全な生活圏の形成を図ります。



既存工場の操業環境の保全と
住・工共存のまちづくり



木造住宅密集地域



赤羽体育館

施策展開

- ・ 志茂地区防災街区整備地区計画に基づく安全な市街地の形成
- ・ 志茂地区のまちづくり・防災まちづくりの推進
- ・ 住・工が共存したまちづくりの推進
- ・ 赤羽体育館を中心とするスポーツを通じた地域の活性化の推進

■ 豊島

大規模団地やその周辺地域においては、地域商業機能や医療・福祉機能などの生活利便機能や公共サービスの集積を進めるとともに、河川沿いの工場の操業環境の保全を図ります。

地域間移動の拠点として交通利便性を確保することで、持続可能な生活圏の形成を図ります。



豊島の大規模団地



隅田川



団地内のバス停留所

施策展開

- ・ 豊島地区周辺の地区計画に基づく産業機能と居住機能が共存する複合市街地の形成
- ・ 景観形成重点地区である隅田川沿川地区における水辺と歴史を感じる良好なまちなみの保全・形成
- ・ 大規模敷地の土地利用転換を契機とした、商業・福祉機能の集積
- ・ UR 豊島 5 丁目団地での地域医療、福祉拠点化やミックスコミュニティの形成

■ 板橋

駅舎及び東口駅前広場などの改良や西口地区で進められている市街地再開発事業などを契機とし、板橋区と連携した一体的なまちづくりを進め、地域商業機能などの生活利便機能が集積したにぎわいのある拠点の形成を図ります。



板橋駅東口



板橋駅西口

施策展開

- ・ 駅舎改良や駅前広場などの整備に**あわせた**バリアフリー化
- ・ 板橋区と連携した一体的なまちづくりの推進

■ 駒込

豊島区と連携し、都心への近接性を活かした一体的な駒込駅周辺のまちづくりを進め、地域商業機能などの生活利便機能の集積による拠点の形成を図ります。



駒込駅東口



駒込駅北口



駒込駅からの鉄道風景

施策展開

- ・ 高低差のある地形に**対応した**バリアフリー化
- ・ 豊島区と連携した一体的なまちづくりの推進

■ 西ヶ原

災害時の拠点となる大規模医療施設や防災センター、大規模公園などの立地を活かし、生活利便機能や公共サービスの集積による拠点の形成を進めるとともに、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。



防災センター



西ヶ原みんなの公園



木造住宅密集地域

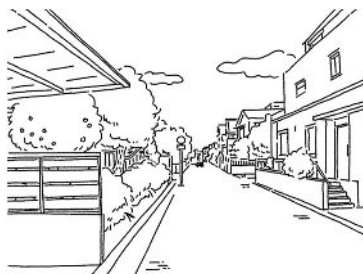
施策展開

- ・ 西ヶ原地区の地区計画に基づく安全でゆとりある良好な市街地の形成
- ・ 西ヶ原地区の防災まちづくりの推進

(3) 生活に身近な生活利便施設が集積する「生活中心拠点」の形成

生活中心拠点の形成を図るため、地域での生活を支える生活利便機能などの立地を促進します。

生活中心拠点では、以下に示す拠点の地域特性に応じた土地利用を誘導するとともに、商業、医療、福祉などの機能を集積し、歩いてくらせる快適な市街地の形成を図ります。



良好な住環境の形成



※駅周辺に最寄品など買い物ができる地域商業機能や医療・福祉機能の立地誘導を図り、日常的な生活を支えます。

■ 北赤羽

集合住宅の建設などによる人口増加に対応した、地域商業機能や医療・福祉機能などの立地誘導や駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で快適な市街地の形成を図るとともに、工場の操業環境の保全を図ります。

駅周辺においては、地区計画や高度利用地区に基づき、それぞれの機能が調和した拠点の形成を図ります。



北赤羽駅赤羽口

■ 赤羽岩淵

赤羽の拠点育成と連携しながら、地域商業機能や医療・福祉機能などの立地誘導を進めることで、住・商が共生する利便性が高く快適な市街地の形成を図ります。また、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。



赤羽岩淵（東本通り）

■ 王子神谷

地域商業機能や医療・福祉機能などの立地誘導を進めることで、住宅団地を中心とした快適で利便性の高い市街地の形成を図ります。また、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。

UR 王子5丁目団地での地域医療、福祉拠点化やミックスコミュニティの形成を図ります。



王子五丁目団地

■ 尾久

駅が車両センターに隣接していることを活かすとともに、従前から立地している町工場の操業環境を保全し、鉄道の魅力があり、利便性が高く住・商・工が共存した市街地の形成を図ります。また、近接する中里貝塚などの歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



尾久駅

■ 上中里

西ヶ原の拠点と連携しながら、大規模医療施設や防災センター、大規模公園などの立地を活かし、医療・福祉機能などの立地誘導を進めるとともに、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。また、中里貝塚の保全・活用による歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



上中里駅

■ 西巢鴨

豊島区と連携した一体的なまちづくりを進め、地域商業機能や医療・福祉機能などの立地誘導を進めることで、利便性の高い快適な市街地の形成を図ります。また、木造住宅密集地域の解消による安全な市街地の形成を図ります。



西巢鴨（明治通り）

3-2 土地利用誘導の基本方針

(1) 基本的な考え方

地域特性に応じた土地利用を実現するため、地域によって異なる自然地形と地域の歴史やなりたちを踏まえ、周辺環境との調和を図りつつ、拠点育成の基本方針に基づく機能集積に向け、住宅地、業務・商業地、工業地、複合市街地の誘導を図ります。

また、住宅を基本としながらも商店や工場が混在する土地利用の特徴を活かし、複合的な魅力が発揮される都市づくりを進めます。

工場や公共施設の跡地など、大規模敷地における土地利用転換や、基盤整備済みの市街地などにおける敷地の集約化※や大街区化※などによる土地の有効活用を推進し、まちづくりに効果的な土地利用の誘導を進めます。

施策体系

(1) 基本的な考え方	
1) 地形や地域の特性に応じた土地利用の誘導	
	■ 自然地形と歴史的ななりたちを活かした土地利用の誘導
	■ 地域特性に応じた土地利用の誘導
2) 複合的な機能集積を活かした活力を育む土地利用の誘導	
	■ コンパクトなまちづくりの推進
	■ 住宅と産業が共存した環境の維持
3) 建物高さの誘導	
4) 土地の有効活用の推進	
	■ 大規模土地利用転換に際しての土地利用の検討
	■ 基盤整備済み地域の都市づくりと連携した敷地集約化による有効活用
5) 木造住宅密集地域の改善	
(2) ゾーン区分による土地利用誘導	

1) 地形や地域の特徴に応じた土地利用の誘導

■自然地形と歴史的ななりたちを活かした土地利用の誘導

- ・北区は、概ね台地部が「住宅系」、低地部が「複合系」、河川沿いが「住・工複合系」の土地利用となっています。自然地形とこれまでのなりたちを踏まえて、以下のような土地利用を誘導します。

台地部

- ・住宅系を主とする土地利用の状況を踏まえ、良好な住環境を保全するとともに都市機能の更新を促進することで、安全で快適な市街地の形成を図ります。

低地部

- ・商店街や工場などと住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、操業環境を保全するとともに、住環境との調和を保つことで、活力のある市街地の形成を図ります。

河川沿い

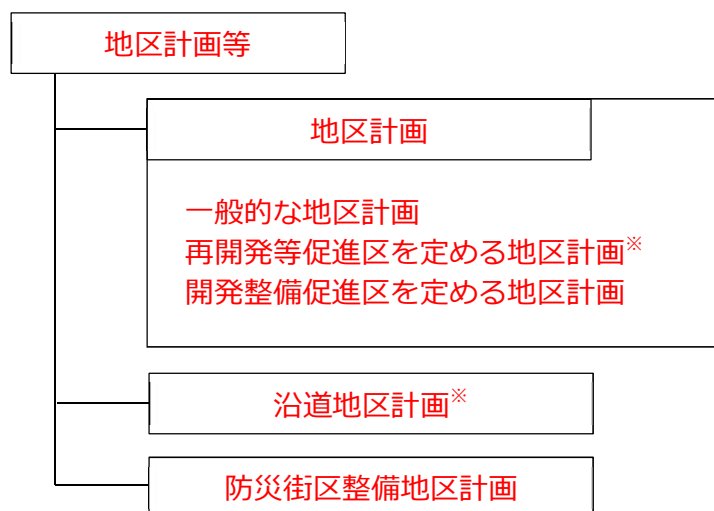
- ・工場が立地する土地利用の状況を踏まえ、操業環境を保全するとともに、住環境との調和を保つことで、住・工が共存した活力のある市街地の形成を図ります。



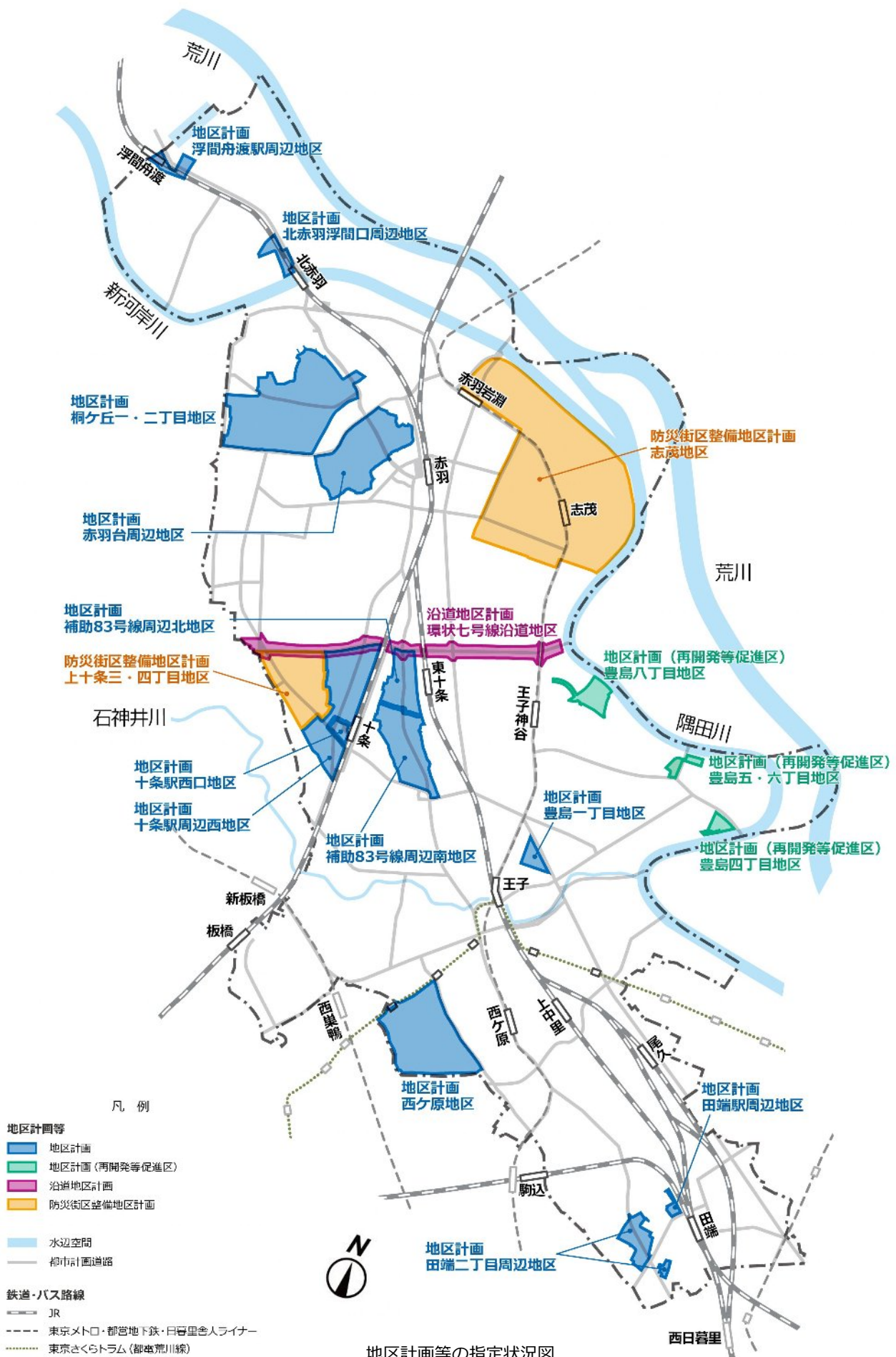
北区の自然地形の大分類

■地域特性に応じた土地利用の誘導

- ・自然地形と歴史的ななりたちを活かしつつ、それぞれの特徴を持ったゾーン区分による土地利用を誘導します。
- ・また、地区計画などに基づき、地域特性や開発規模に合わせた計画的な土地利用の誘導を図ります。



地区計画の種類



2) 複合的な機能集積を活かした活力を育む土地利用の誘導

■コンパクトなまちづくりの推進

- ・主な鉄道駅周辺などでは、商業・業務を中心としながら複合的な機能が集積する土地利用を誘導するとともに、適切な高度利用の促進を図ります。

■住宅と産業が共存した環境の維持

- ・既存工場が立地する地区では、研究開発などを主とした都市型産業への転換を促進し、操業環境を保全するとともに、周辺の住環境と調和した土地利用を促進することで、住・工が共存した活力のある市街地の形成を図ります。
- ・日常生活を支える商店街などの個店が集積する地区では商業系土地利用を維持するとともに、拠点周辺などでは土地利用や地域の意向を踏まえた商業系土地利用を誘導し、にぎわいのある身近な買い物環境の保全を図ります。
- ・住環境への配慮を図りながら、商業系・工業系土地利用を**保全し、区民**のくらしを支える工業や商業など、身近に産業のある環境を維持することで職住の近接を図ります。

3) 建物高さの誘導

- ・各地域における**周辺環境に配慮した**適切な建物高さへの規制や誘導を**推進し**、各地域の特性に応じたまちなみの形成を図ります。なお、概ね低層とは1～3階程度、中層とは4～7階程度、高層とは8階程度以上とします。
- ・概ね高さ60mを超える建物¹については、**道路や広場の空地確保など、周辺地域の市街地環境の向上に資することを前提とし**、地区計画や高度利用地区、総合設計[※]などの制度により計画的な土地利用を誘導します。

都市中心拠点周辺

- ・都市中心拠点周辺などにおいては、市街地再開発事業などによる都市機能の更新に**あわせて**、周辺環境の整備とともに適切な高度利用を誘導し、にぎわいのある魅力的な市街地の形成を図ります。

幹線道路沿道

- ・主要幹線道路沿道は、スカイライン[※]の調和に配慮しながら、自動車騒音から沿道と後背地の住環境を保全するとともに、延焼遮断機能の強化などを行うために、**中高層の建物**を誘導します。
- ・幹線道路や地区幹線道路の沿道は、延焼遮断機能の強化などを行うために、スカイラインや周辺環境との調和に配慮し、一定の建物高さへ誘導します。

その他住宅地など

- ・住環境の観点から、主要幹線道路や地区の幹線道路の沿道よりも低層の建物を中心として、周辺と調和する建物高さへ誘導します。
- ・住宅を中心としつつ、商店や工場が混在する地区では、それぞれの機能と居住機能の調和を勘案し、地区の将来像に合わせた適切な建物高さへ誘導します。

¹ 高さ60mを超える建築物は、建築基準法において、それ以下の高さの建築物と区分された構造上の基準が適用され、超高層建築物と呼ばれることがあります。

4) 土地の有効活用の推進

■大規模土地利用転換に際しての土地利用の検討

- ・ 公共施設の建替えなどと都市計画事業の連携を図ることで、効果的な都市の課題解決を図ります。
- ・ 国などの施設の整理統合や学校の統合、大規模工場の移転などの大規模な土地利用の転換に際しては、周辺の市街地環境との調和に配慮した土地の有効活用を図ります。
- ・ UR 赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの大規模団地の建替えによる創出用地を活用し、生活利便施設などの誘導を進めることで、持続可能な市街地の形成を図ります。

■基盤整備済み地域の都市づくりと連携した敷地集約化による有効活用

- ・ 基盤整備済みの市街地においては、敷地の集約化や大街区化による有効な土地利用を誘導し、まちづくりに効果的な土地利用を図ります。

5) 木造住宅密集地域の改善

- ・ 十条、志茂、西ヶ原など木造住宅の密集する地域は、「路地裏の密な空間」としての魅力を持ち、住みやすい所といわれますが、防災性などの面から改善を進めます。
- ・ これらの地域では、コミュニティの維持に配慮しながら、都市基盤の計画的な整備の推進、狭小敷地の集約化や建物の共同化、老朽住宅の更新などの総合的な住環境の改善により、土地の有効活用の推進と防災性の向上、良質な住宅ストックの形成、オープンスペース※の創出を図ります。

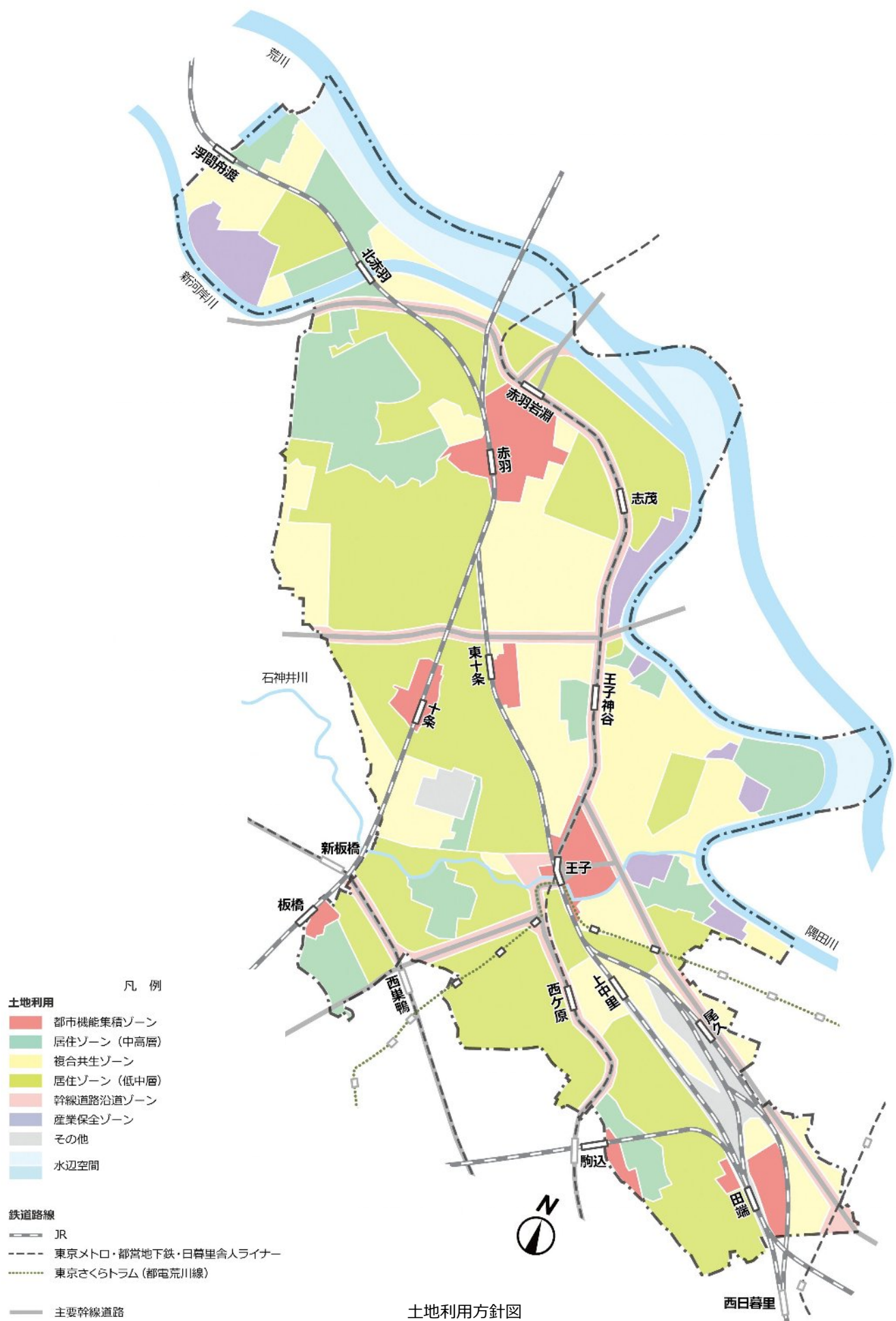
(2) ゾーン区分による土地利用誘導

東側の低地部は複合系の土地利用を主とし、西側の台地部は居住系の土地利用を主とした土地利用を誘導します。

台地部と低地部の移動動線の結節点となる都市中心拠点などの商業・業務機能の集積を促進する地区を「都市機能集積ゾーン」、住環境との調和とともに産業機能の保全を図る地区を「産業保全ゾーン」、幹線道路の沿道型土地利用を誘導する地区を「幹線道路沿道ゾーン」とし、地区の特性を踏まえつつ、にぎわいと活力を維持・向上させる土地利用の誘導を図ります。

住宅系については、これまでの土地利用の誘導方針や現状から、「居住ゾーン（低中層）」、「居住ゾーン（中高層）」、「複合共生ゾーン」に地区を区分し、住環境のみならずミックスコミュニティにも配慮した土地利用を誘導します。

ゾーン区分		都市機能の 集積レベル	土地利用誘導形態
都市機能集積ゾーン			高度利用・都市機能複合化
居住ゾーン（中高層）			産業機能維持 (工場・商店街)
複合共生ゾーン			
居住ゾーン（低中層）			ゆとりある住環境
幹線道路沿道ゾーン			沿道型の土地利用
産業保全ゾーン			まとまった操業環境の維持



都市機能集積ゾーン

都市中心拠点周辺や東京都「都市づくりのグランドデザイン」に位置付けられている隣接区と一体となった拠点育成を図る地区

■誘導方針

- ・商業・業務を中心とした土地利用を誘導しつつ、各地域の特性を踏まえた都市機能の更新や土地利用の高度化を促進し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・板橋や駒込では、隣接区と一体となった拠点育成を図ります。



居住ゾーン（中高層）

鉄道駅周辺や住宅団地が立地し集合住宅が集積している地区

■誘導方針

- ・中高層住宅を中心とした土地利用を誘導するとともに、既存の商店街においては、空き店舗などの活用や更新を進めつつ、地域商業機能を維持することで、周辺住民の利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- ・住宅団地の建替え時には一定の高度利用を促進し、創出した余剰地などを活用して生活利便施設の立地を誘導することで、利便性の高い持続的な市街地の形成を図ります。



複合共生ゾーン

住宅を中心としつつ、商店や工場が混在している地区

■誘導方針

- ・住宅を中心とした土地利用を基本としつつ、地域に密着した既存の商店や工場などとの共存を図ることで、複合した土地利用による活気と魅力ある市街地の形成を図ります。



北とぴあから南東を望む風景

居住ゾーン（低中層）

低中層の戸建て住宅が立地している地区

■誘導方針

- ・低中層の住宅を中心とした土地利用を誘導するとともに、既存の商店街においては、空き店舗などの活用や更新を図りつつ、地域商業機能を維持する土地利用を誘導し、周辺住民の利便性の高い居住環境の形成を図ります。
- ・西が丘などの基盤が整備された住宅地においては、適切な土地利用の規制・誘導により良好な住環境の保全を図ります。
- ・木造住宅の密集する地区においては、生活道路や公園の整備を進めるとともに、老朽化した住宅の更新や共同化を進め、安全で快適な市街地の形成を図ります。



幹線道路沿道ゾーン

主要幹線道路沿道の地区

■誘導方針

- ・主要幹線道路沿道においては、地域特性に応じて一定の高度利用を促進し、低層階は商業・業務機能、中高層階は居住機能を誘導するとともに、不燃・耐震構造の建築物への更新を進め、安全で利便性の高い沿道環境の形成を図ります。



産業保全ゾーン

大規模な既存工場が立地している地区

■誘導方針

- ・工場の周辺環境との調和に配慮した操業環境の保全を図りつつ、先端技術を活用した研究・開発機能などを中心とした都市型産業への転換を促進するとともに、産業振興施策と連携した活力のある産業機能の形成を図ります。



北とぴあから北を望む風景

第4章 分野別都市づくりの方針

第4章 分野別都市づくりの方針

従来の都市計画マスタープランでは、様々なまちづくりの課題に応えるため、「まちの将来像」としての姿を設定し、さらに土地利用の考え方を基本に、分野別のまちづくりの方針を示していました。

本計画においては、これからの都市づくりの課題に応えるという基本姿勢はそのままに、さらに、区民や事業者などの多様な主体が共感・共有できる将来都市像とその具体的なくらしのイメージを示します。その上で実現に向けて、都市（北区）において活動する人を意識した施策を展開するために、5つの都市づくりの分野を設定し、その各分野における都市づくりの基本的な考え方と施策体系を示します。

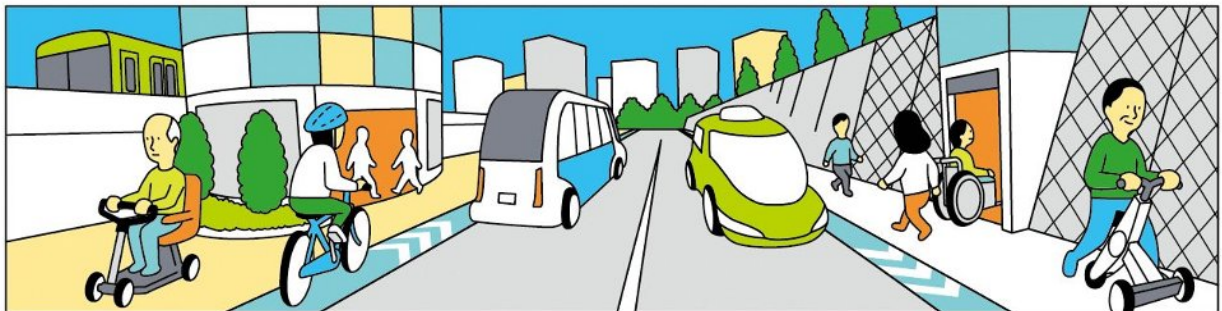
4-1 おでかけ環境 「移動・外出 ☺ みちづくり」

⇒P62

目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

■施策体系

- 1) おでかけしたくなる環境づくり
- 2) 公共交通網の整備
- 3) 階層的な道路ネットワークの形成
- 4) 交通バリアフリーの推進



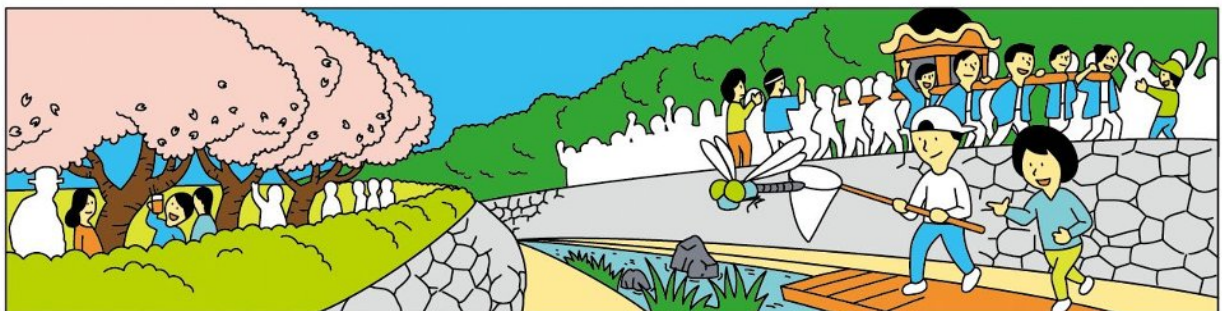
4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどり ☺ 交流 ☺ 歴史・文化・景観」

⇒P70

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

■施策体系

- 1) 崖線・河川を活かしたうおいのネットワークの継承
- 2) 身近なみどりの整備・保全
- 3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり
- 4) 北区らしい景観の保全・形成



※5つの分野を設定するにあたり、以下2点を意図して、「☺」を用いています。

- ①都市整備と人の活動による相乗効果
- ②複数の施策（要素）を掛け合わせることによる相乗効果

4-3 住環境 「生活環境 ♪子育て・健康長寿」

⇒P78

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

■施策体系

- 1) ライフステージに応じた住環境の充実
- 2) 歩いて買い物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上
- 3) 生涯を通じて学べる環境づくり
- 4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成
- 5) 防犯まちづくりの推進



4-4 環境共生 「環境負荷低減 ♪スマートコミュニティ」

⇒P82

目標：環境と共生するスマートなまち

■施策体系

- 1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成
- 2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進
- 3) 環境問題への対応
- 4) かしいエネルギーの活用
- 5) ICTのまちづくりへの活用
- 6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進



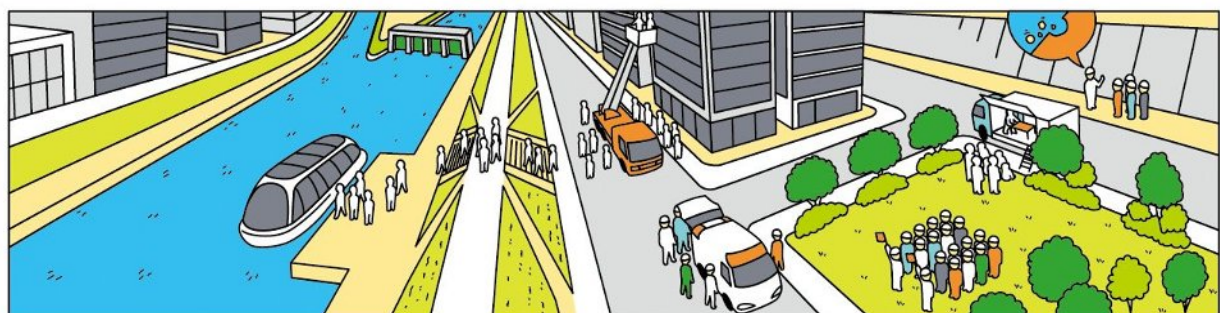
4-5 災害対応 「防災・減災 ♪事前復興」

⇒P86

目標：災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

■施策体系

- 1) 震災に強い市街地の形成
- 2) 水害に強い市街地の形成
- 3) 土砂災害に強い市街地の形成
- 4) 地域の災害対応力の向上
- 5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興



4-1 おでかけ環境 「移動・外出のまちづくり」

目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

(1) 基本的な考え方

駅を中心とした歩行者、自転車、公共交通の各交通モード※に応じた移動の安全性・快適性を高めます。

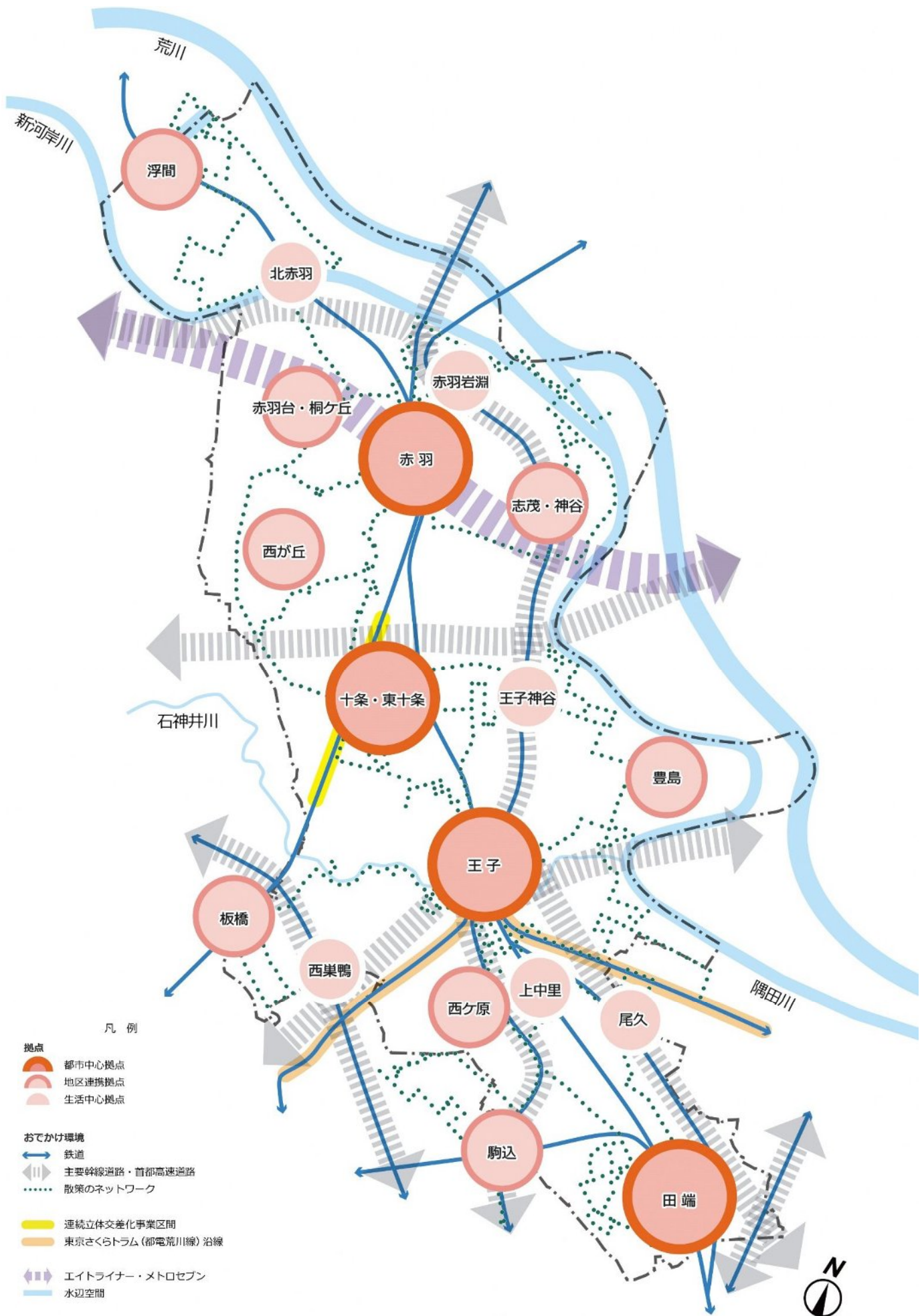
シェアリングの交通サービスへの導入や ICT による各交通サービスの連動など、シームレスな移動を実現することで、行きたいところに安全・快適に行ける利便性の高いまちの形成を図ります。同時に地域資源を活用した回遊性を高める散策のネットワークの形成を進め、ウォーキングやサイクリングなどを通じて誰もが移動を楽しめるまちの形成を図ります。

都市中心拠点をはじめとした各拠点における交通結節機能を強化するとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進することで、区内外の行きたい場所に誰もが安全・快適に行ける公共交通網の形成を図ります。

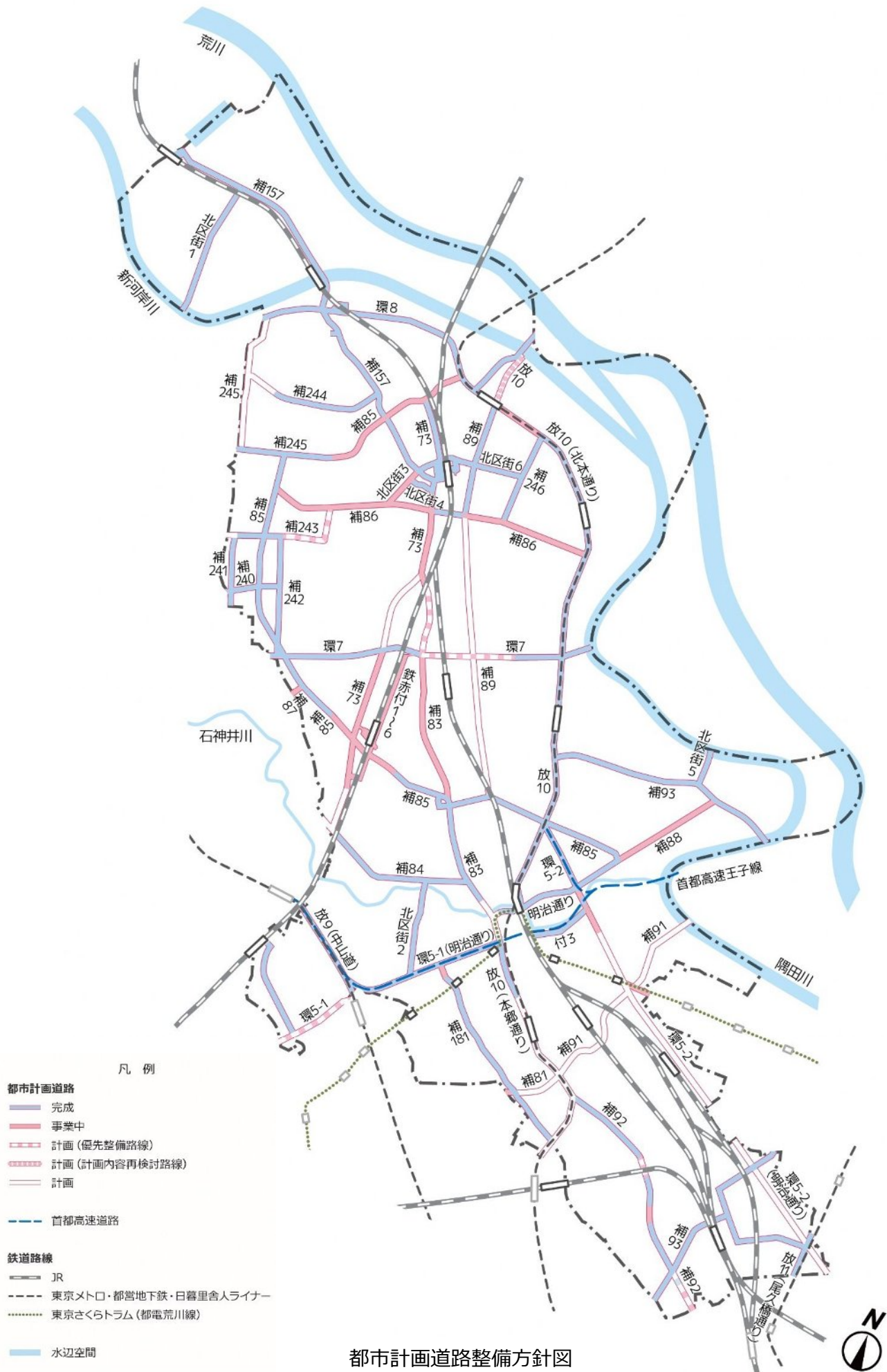
また、西側の台地と東側の低地を結ぶ移動軸となる都市計画道路、駅前広場、連続立体交差化、橋梁の整備などを進めるとともに、**計画的に道路・橋梁を更新し**、階層的に道路網が整備された利便性の高いまちの形成を図ります。

施策体系

1) おでかけしたくなる環境づくり	
	■ 歩行環境の整備
	■ 自転車走行環境の整備
	■ 移動を楽しむ交通環境の整備
2) 公共交通網の整備	
	■ 利便性の高い鉄道網の整備
	■ 地域公共交通の充実
	■ 連続立体交差化の推進
3) 階層的な道路ネットワークの形成	
	■ 幹線道路の整備
	■ 地区幹線道路の整備
	■ 生活道路の整備
	■ 道路インフラの維持・管理
	■ 駐車場の確保
4) 交通バリアフリーの推進	
	■ 公共交通のバリアフリー化
	■ 道路のバリアフリー化
	■ こころのバリアフリー化



おでかけ環境形成方針図



(2) 施策体系

1) おでかけしたくなる環境づくり

■ 歩行環境の整備

- ・道路整備や市街地再開発事業などにあわせた歩道の整備を進めることで、快適で利便性の高い歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と公共公益施設や公園、寺社などの地域資源を結び、歩いてまちを巡れる散策のネットワークを整備し、区民の健康づくりや観光における魅力づくりを推進します。
- ・ネットワークの整備にあたっては、歩道の整備やバリアフリー化などを進め安全な歩行空間の形成を図ります。
- ・住宅地などの歩行者の交通が多い地区では、ゾーン 30[※]の導入など、歩行者が安全に移動できる環境を形成します。

■ 自転車走行環境の整備

- ・安全で快適な自転車ネットワークを形成するとともに、自転車利用者のルール・マナーの向上を図ります。
- ・鉄道駅や地域資源を相互に結ぶ安全で快適な自転車走行環境を形成し、自転車での移動が楽しめるネットワークの形成を図ります。
- ・鉄道駅周辺においては、近隣の民間事業者などと協力しながら、利用しやすい駐輪場の整備を促進し、快適な駐輪環境の形成を図ります。
- ・自転車活用推進法に基づく「北区自転車活用推進計画」を策定し、シェアサイクルや自転車駐車場計画などの自転車の活用に関する施策を推進します。

■ 移動を楽しむ交通環境の整備

- ・鉄道駅周辺においては、商業や地域情報発信などの機能を充実させるとともに、鉄道駅を起点として、商店街や公共公益施設、文化施設や公園などを結ぶ歩行環境を整備することで、地域の回遊性や交流機能の向上を図ります。
- ・区民や商店街、東京都などとの協働により、東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の魅力ある環境形成及び、沿線周辺の緑化促進による、みどりと鉄道が映えるまちなみの形成を図ります。
- ・誰もが行先の分かるユニバーサルデザインに配慮した公共サイン[※]の整備を推進するとともに、ICT を活用した誘導など案内機能の充実を図ります。

2) 公共交通網の整備

■ 利便性の高い鉄道網の整備

- ・市街地再開発事業などにあわせた駅前広場の拡張などにより、交通結節点としての機能強化を図ります。
- ・新たな交通手段として、環状 7 号線や環状 8 号線沿道の関係区と連携し、エイトライナー・メトロセブン[※]による移動性の向上を図るため、区部環状方向への鉄軌道などの導入を促進します。

■ 地域公共交通の充実

- ・ 区民代表、区、交通事業者などにより構成される地域公共交通会議を設置し、地域の実情に即した公共交通のあり方について検討し、公共交通の充実を図ります。
- ・ 地域の交通利便性を高めるため、新たな都市計画道路の整備にあわせて、バス路線の導入や再編などについて、関係機関との協議を進めます。
- ・ 誰もが安心・安全に移動できるよう、土地の高低差（崖線）によって移動が困難な地域や交通利便性に課題のある地域などを中心に、コミュニティバスなど地域公共交通の充実による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- ・ IoT※を活用した各種交通サービスとの連携を促進し、シームレスな交通環境の構築を図ります。

■ 連続立体交差化の推進

- ・ JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差化にあわせ、都市計画道路、駅前広場などを整備し、踏切での交通渋滞、地域の分断を解消することで、安全でにぎわいのある市街地の形成を図ります。

3) 階層的な道路ネットワークの形成

道路の役割を整理し、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な道路空間の整備を推進するとともに、必要に応じて道路網の見直しを図ることで、段階的な道路ネットワークの形成を図ります。また、長期間未着手となっている都市計画道路については、必要に応じて東京都及び関係区などとの連携により都市計画の見直しを図ります。

■ 幹線道路の整備

- ・ 都市計画道路に位置付けられている主要幹線道路や幹線道路の整備を着実に進め、安全と活力を支える道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ 無電柱化や街路緑化などを進め、都市づくりの骨格にふさわしい沿道景観の形成を図ります。

■ 地区幹線道路の整備

- ・ 地区幹線道路については、交通需要及び土地利用の動向を踏まえ、都市計画道路に位置付けられている路線の整備を着実に進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。
- ・ 地区幹線道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）※や地区計画で位置付けられた路線の整備を進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。

■ 生活道路の整備

- ・ 日常生活を支え、緊急時の消防活動などにとって必要な道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）や地区計画で位置付けられた主要生活道路や生活道路の整備を進め、地域の利便性や安全性の向上を図ります。

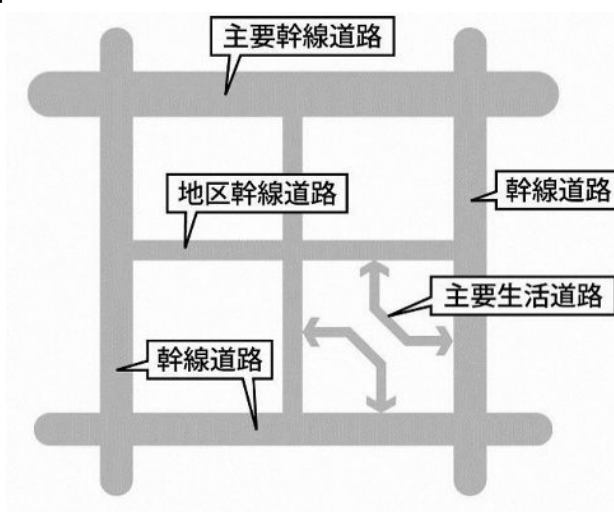
■道路インフラの維持・管理

- ・区道の定期的な巡回点検に加え、路面性状調査、路面下空洞調査により、現状を把握し、計画的に補修することにより、区民の日常生活を支える道路インフラの安全性向上を図ります。

■駐車場の確保

- ・駐車需要の発生原因者による駐車場の確保を原則とするとともに、附置義務制度の確実な運用により駐車場の確保を促進します。
- ・鉄道駅周辺の駐車場については、民間事業者による開発を適切に誘導するとともに、カーシェアリング※や駐車場案内システムなどによる既存の駐車場の有効活用を図ります。
- ・駐車需要やカーシェアリングの普及、自動運転技術の向上など、社会の変化に対応した駐車場問題の改善に努めます。

【階層的な道路構成の考え方】



主要幹線道路（幅員 25m以上）

23 区全域や都市間に及ぶ広域交通の処理機能を担う中核的幹線道路。

幹線道路（幅員 15～30m程度）

近隣区と区内の地域間程度の交通の処理機能を担う幹線道路。

地区幹線道路（幅員 11～20m程度）

区内の地域内程度の交通の処理機能を担う補助的な幹線道路。

主要生活道路（幅員 6～13m程度）

住宅地内の主要な道路。幹線系の道路と生活道路をつなぎ、住宅地内の交通の主要動線となる。

生活道路（幅員 6m程度未満）

各宅地（建物敷地）へのアクセス（連絡）道路。交通処理のほか、日常生活上、地域の交流の場としても利用される。

【道路の機能】

- ① 都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- ② 都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成し、上・下水道、電気、ガスなど生活を支える施設や公共交通の収容空間を確保するための空間機能
- ③ 都市の骨格を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

4) 交通バリアフリーの推進

■公共交通のバリアフリー化

- ・拠点となる駅周辺では、連続立体交差化や駅前広場の整備を契機とした、歩行者空間の整備やエレベーターの整備などによるバリアフリー化を推進し、歩行環境の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・鉄道駅の改修にあたっては、エレベーターの増設などによりバリアフリー化を促進し、鉄道駅の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・バスの停留所における、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、快適な利用環境の形成を図ります。

■道路のバリアフリー化

- ・歩車道間の段差解消や無電柱化、歩道幅員の見直しなどによるバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と生活関連施設などを結ぶ生活関連経路については、道路の整備・更新などにあわせて、計画的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・東西の高低差を克服する幹線道路の整備を進めます。

■こころのバリアフリー化

- ・北区バリアフリー基本構想に基づき、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとりながら支えあうこころのバリアフリー化を進めます。

【北区バリアフリー基本構想における「こころのバリアフリー」の考え方】

- ・北区バリアフリー基本構想【全体構想】平成27年度策定
北区が取り組むバリアフリーの基本方針や考え方
- ・北区バリアフリー基本構想【地区別構想】平成28年度～平成30年度策定
各地区における重点整備地区や生活関連経路等の設定及び実施する事業内容

- ・基本理念

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

（北区バリアフリー基本構想【全体構想】抜粋）

・バリアフリー基本構想の基本方針

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね 10 年後（令和 7 年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

- ・区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、高齢者、障害者をはじめとしたさまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ・全体構想で重点整備地区のおおむねの範囲を検討し、地区別構想の中で利用者意見を踏まえた具体的な特定事業などを位置づけることでバリアフリー化の整備を推進していきます。
- ・重点整備地区

重点整備地区	含まれる駅
赤羽地区	浮間舟渡・北赤羽・赤羽・赤羽岩淵・志茂
王子地区	東十条・十条・王子神谷・王子・板橋
滝野川地区	上中里・西ヶ原・田端・駒込・尾久

- ・多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境を創出します。
- ・バリアフリー基本構想の策定を契機として、移動や施設利用におけるこころのバリアフリーについて、国・都・区などの関係行政機関や施設設置管理者、利用者の相互協力による継続的な取組の推進を図ります。
- ・移動や施設利用における情報・コミュニケーションのバリアフリーについては、今後の ICT 技術などの発展により大きく進展する可能性も含め、人による支援として、こころのバリアフリーと一体的に進めていきます。



エレベーターはみんなのためのものだけど…

図：こころのバリアフリーガイドブック（国土交通省関東運輸局）より



聴覚障害者は緊急時に特に不安を感じている

図：こころのバリアフリーガイドブック（国土交通省関東運輸局）より

4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどり」の交流の歴史・文化・景観

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

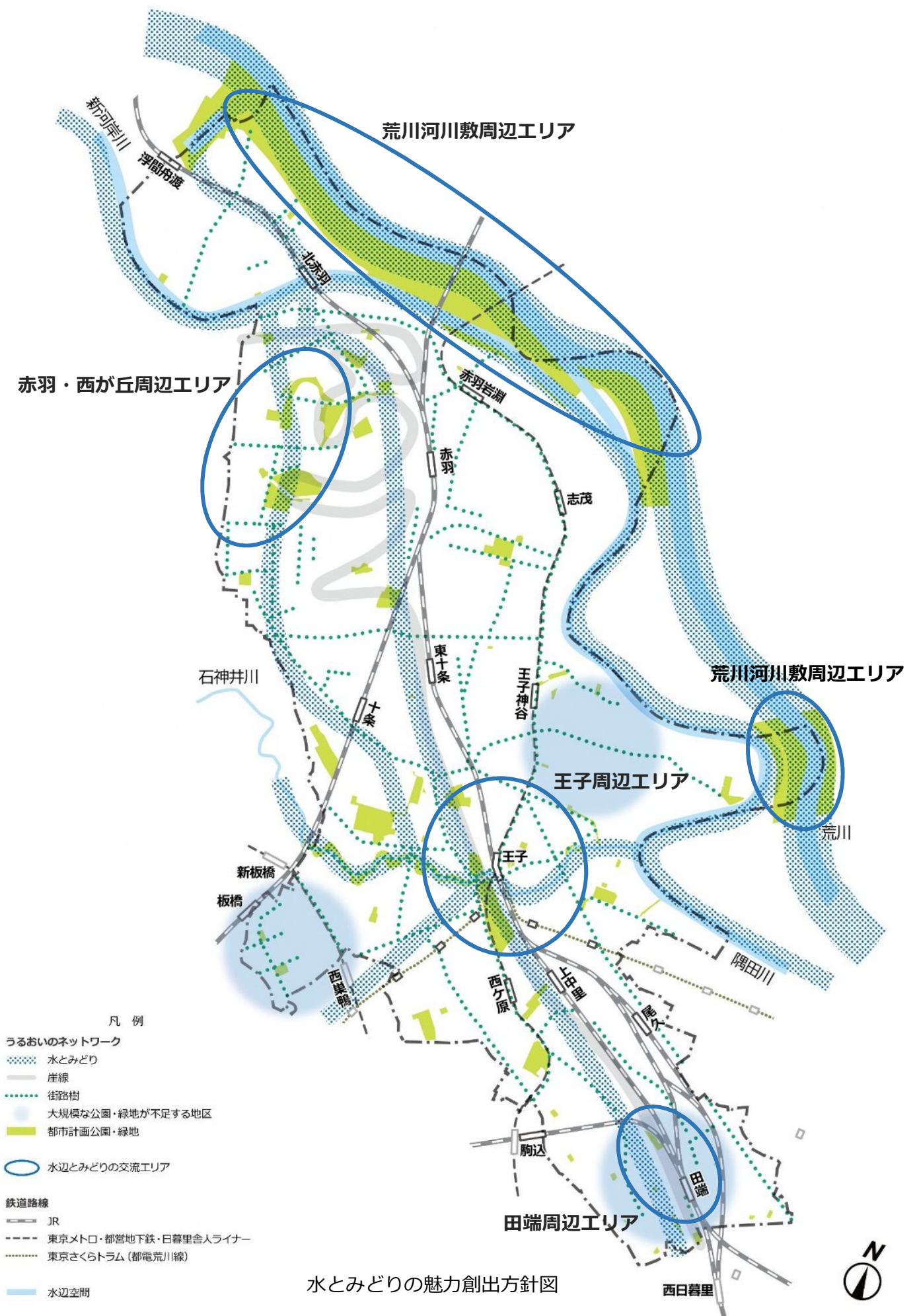
(1) 基本的な考え方

区内を流れる4つの河川や崖線など、水辺やみどりの保全・活用を図るとともに、幹線道路などの街路空間の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」形成の推進を図ります。また、公園・緑地の整備・拡充を図るとともに、民有地の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」と一体となった身近なみどりに恵まれたまちの形成を図ります。

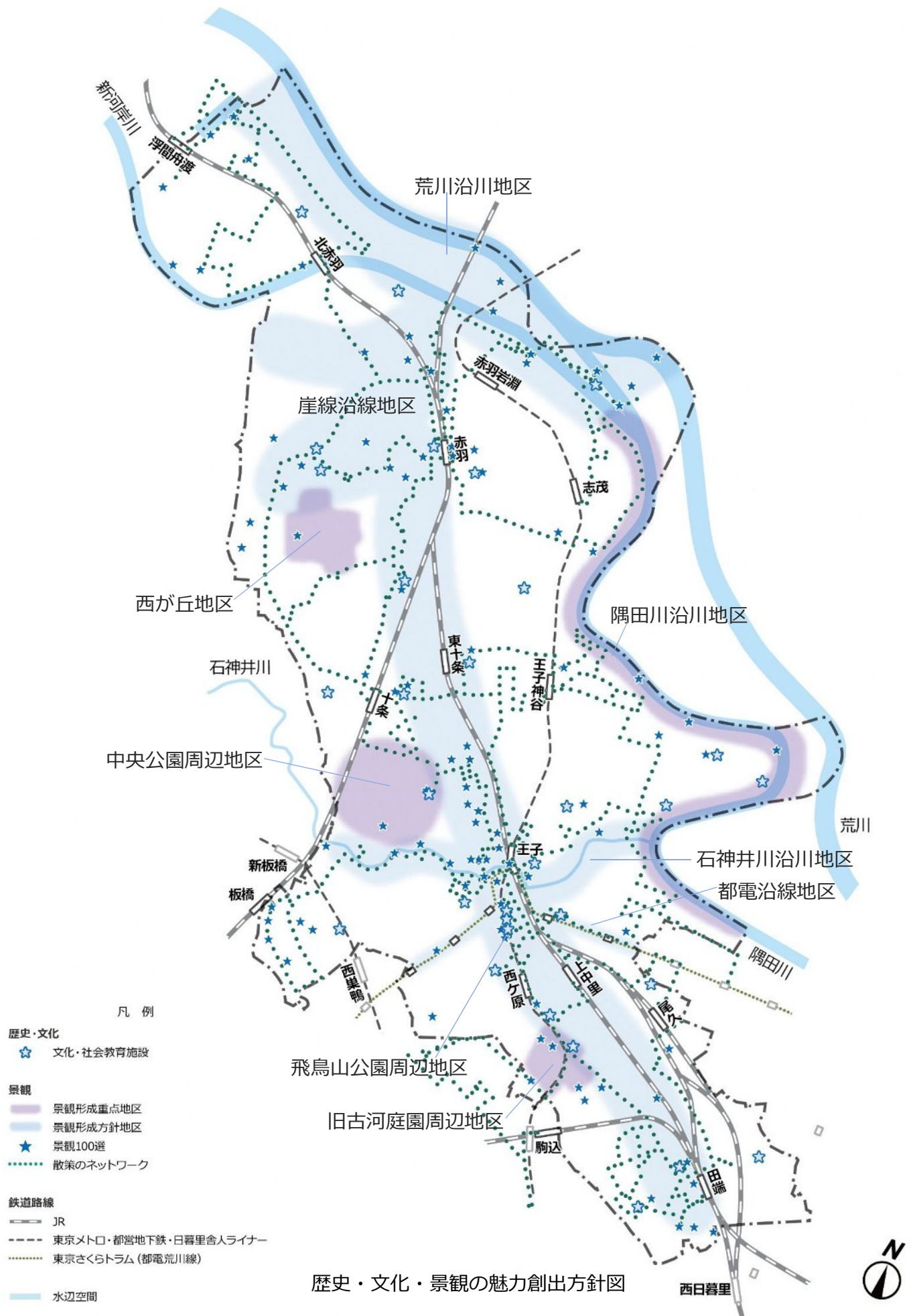
地域の歴史・文化の継承や水辺やみどりを通じた生物多様性の保全・向上を進めつつ、柔軟な活用を促進することで、新たな魅力と交流の創出を図ります。これらの魅力を活かしたまちなみの保全・向上や交流を促進し、地域資源間の回遊性を高めることにより、観光都市づくりを推進します。

施策体系

1) 崖線・河川を活かしたうるおいのネットワークの継承	
	■ 崖線の保全・活用
	■ 河川との一体的なまちづくり
	■ 街路空間の緑化
2) 身近なみどりの整備・保全	
	■ 公園・緑地の整備・保全
	■ 広場の整備
	■ 民有地の緑化の促進
3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり	
	■ 水辺とみどりの交流エリアの形成
	■ 多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上
	■ 生物多様性の向上による生態系の保全・再生
	■ 水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承
	■ 回遊性向上による地域一体となった魅力づくり
4) 北区らしい景観の保全・形成	
	■ 地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成
	■ 統一的な基準による公共サインの整備
	■ 屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制



水とみどりの魅力創出方針図



(2) 施策体系

1) 崖線、河川を活かしたうるおいのネットワークの継承

■崖線の保全・活用

- ・区内を南北に縦断する崖線の安全性を考慮しつつ、樹林地を保全し、うるおいのネットワークの骨格となる崖線のみどりの継承を図ります。
- ・崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などにより崖線との一体的な緑化を促進するとともに、歩いて楽しめる散策路などの整備を進め、親しみのある崖線のみどりの継承を図ります。



斜面を登る飛鳥山公園のアスカルゴ

■河川との一体的なまちづくり

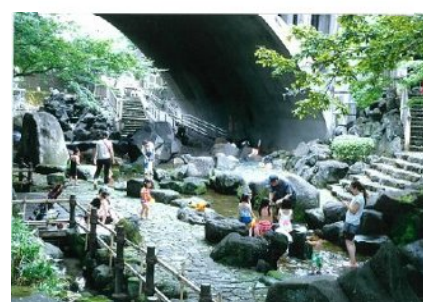
- ・河川の水質改善を図るとともに、河川敷や親水空間などの整備を進めることで、身近な水辺に恵まれた市街地の形成を図ります。
- ・荒川における高規格堤防※整備事業及び隅田川におけるスーパー堤防※整備事業により水害への対応力を高めるとともに、その機会を活用して、親水空間の整備を進め、憩える水辺空間の形成を図ります。
- ・国の高規格堤防整備と一体的なまちづくりを進めます。
- ・「荒川将来像計画 2010 推進計画※」に基づき、荒川下流沿川の自治体や国と連携し、水辺環境の保全を図るとともに、スポーツなどによる健康づくりやレクリエーション空間としての活用を図ります。また、豊島五丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向けた基本計画を策定し事業を推進します。
- ・荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の水辺空間においては、防災や観光における舟運などの活用を図り、河川とまちが一体となったまちづくりを推進します。
- ・石神井川においては、古くから行楽地として親しまれてきた文化性を活かした親水空間の形成を図ります。



河川敷の憩える水辺空間



河川敷のレクリエーション空間



河川の親水空間

■街路空間の緑化

- ・隣接する公園・緑地と一体性のある街路樹の植栽を促進し、連続的なみどりによるうるおいのあるまちなみを形成し保全を図ります。
- ・幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路をはじめとして、沿道敷地の接道部緑化を促進し、うるおいのあるまちなみを形成し保全を図ります。



沿道の街路樹

2) 身近なみどりの整備・保全

■公園・緑地の整備・保全

- ・区立公園全体の整備及び管理などの指針となる北区公園総合整備構想を策定し、指定管理者制度[※]や Park-PFI[※]などの民間活力の導入を視野に入れた魅力ある公園づくりを推進します。
- ・既存の公園・緑地の保全を図るとともに、未整備となっている都市計画公園・緑地の整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・工場跡地や国公有地跡地などの土地利用転換に^{あわせて}、地域特性を踏まえた公園や児童遊園などの整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・大規模な新設公園・緑地については、都市計画に定め、機能・役割に応じた整備を図ります。
- ・公園が不足している地域においては、引き続き公園の整備を図ります。
- ・老朽化や時代の変化に対応した公園の再整備・改修を進め、快適なみどり空間の形成を図ります。
- ・老朽化した公園施設については、北区公園施設長寿命化計画に基づき、補修改善や更新を進め、安全な公園・緑地の形成を図ります。

■広場の整備

- ・公園・緑地を補完するものとして、広場などのオープンスペースの整備を進め、市街地の防災性・快適性の向上を図ります。
- ・木造住宅密集地域などでは、主要生活道路などの沿道の空地を活用したポケットパーク[※]の整備や、集合住宅の建設の機会を活用した公開空地の確保を図ります。
- ・児童遊園、遊び場など、街区公園の^{規模}に満たない公園や広場について、防災やコミュニティ形成の空間としてその整備を進めます。
- ・公共施設における広場の整備を推進し、公共空間として多くの人が利用できるようにします。

■民有地の緑化の促進

- ・生垣、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・緑化推進モデル地区[※]の指定などによる、緑被率[※]の低い地区における民有地の緑化を推進し、身近にみどりを感じられる市街地の形成を図ります。
- ・区民や事業者との「みどりの協定[※]」により、区民・事業者の自主的な緑化活動を促進し、地域のみどりを充実させるとともに良好なまちなみの形成を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、公共空間と一体となった公開空地の確保を誘導し、市街地内のオープンスペースの充実を図ります。

3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり

■水辺とみどりの交流エリアの形成

- ・次の地区を水辺とみどりの交流エリアとし、各地区の魅力を活かしたうるおいと交流のある環境づくりを推進します。

王子周辺エリア

- ・ 古くから行楽地として親しまれ、**渋沢栄一翁**にゆかりの深い飛鳥山や石神井川などの保全を進めるとともに、散策路の整備や、区内外の人が交流する環境づくりを進め、歴史・文化を継承するとともに、**交流を活性化**するエリアの形成を図ります。



飛鳥山のアジサイ

荒川河川敷周辺エリア

- ・ 水辺環境の保全を進めるとともに開放的なレクリエーション空間として、水辺やみどりを活かした多様な活動が行える環境づくりを推進し、区内外から人の集まるエリアの形成を図ります。



荒川河川敷周辺の
開放的なレクリエーション空間

赤羽・西が丘周辺エリア

- ・ 赤羽自然観察公園などの崖線に連なるみどりの保全や、自然と触れ合える環境づくりを推進するとともに、赤羽スポーツの森公園及び味の素ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センター、**味の素フィールド西が丘**からなるハイパフォーマンススポーツセンターを活用した健康づくりを進められる、緑と健康づくりのエリアの形成を図ります。



赤羽自然観察公園

田端周辺エリア

- ・ (仮称) 芥川龍之介記念館の整備をはじめ、多くの文士や芸術家が住んでいた**文士芸術家村**としての歴史を活かしたまちづくりを推進し、歴史・文化を継承・発信するエリアの形成を図ります。



田端の切り通し



東京さくらトラム
(都電荒川線)



荒川河川敷



赤羽自然観察公園



田端文士芸術家村※

■多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上

- ・区民との協働による、公園や駅前広場などへの花の植栽を推進し、身近に花のある市街地の形成を図ります。
- ・区民と協働したまちなかの緑化の維持推進を図るため、美化ボランティアなど、地域で活躍する人材の育成を行います。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間活力を導入した公園・緑地の管理・運営を進めることで、より魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・区民との協働による河川や公園・緑地の整備や管理・運営を進めることで、地域のニーズに対応した魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・地域特性や社会状況に応じた、河川や公園・緑地の利用ルールに基づき、区民や事業者、大学などの多様な主体によるイベント活用などを促進し、にぎわいのある河川や公園・緑地の形成を図ります。

■生物多様性の向上による生態系の保全・再生

- ・崖線の樹林地や河川敷など生物の生息環境を保全・再生するとともに、みどりの連続性の確保や在来種による緑化を推進することで、エコロジカル・ネットワーク※の形成を促進します。
- ・生物調査を定期的実施し、生息状況を把握した上で適切な水辺やみどりの管理を進め、生物の生息環境の保全を図ります。

■水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承

- ・江戸時代から庶民に親しまれてきた飛鳥山公園、名主の滝公園、石神井川沿川の緑地などにおいて地域独自の文化的価値を育成する整備を進め、北区のまちの歴史・文化を継承します。
- ・寺社林や大径木など地域のシンボルとなるみどりは、保護樹木の指定などによる保全を促進し、みどりの文化資源として継承します。
- ・飛鳥山公園をはじめ、**渋沢栄一翁**にゆかりのある地を活かしたプロジェクトを推進し、北区における歴史的価値を発信・継承します。
- ・（仮称）芥川龍之介記念館の建設を契機として、歴史・文化に関する地域の資源と相互に連携した活用を進め、新たな価値として継承します。

■回遊性向上による地域一体となった魅力づくり

- ・鉄道駅と商店街や公園・緑地を結ぶ経路において、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や休憩施設を整備し、地域を回遊できる環境づくりを図ることにより、地域が一体となった魅力づくりを進めます。

4) 北区らしい景観の保全・形成

■地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成

- ・各地域の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準に基づく景観づくりを推進し、良好なまちなみの保全・形成を図ります。
- ・骨格となる崖線や河川、鉄道や主要幹線道路の景観、かいわい※やまちすじなどの身近な景観、景観特性の異なる地区別の景観という 3 つの視点から景観づくりを進めます。
- ・「北区景観百選 2019」の認定**など**により、区を特徴づける魅力的な景観について発信し、区民が主体となった景観まちづくりの気運を醸成します。

【骨格となる景観】

- ・崖線の樹林地においては、保全や緑化による景観改善を促進し、北区を象徴する景観の形成を図ります。
- ・河川においては、水辺の自然環境や旧岩淵水門などの景観資源を保全することで、区民に親しまれる水辺空間を演出し、河川沿いから見たまちの景観に配慮した、河川にも目を向けた沿川の景観づくりを進めます。
- ・主要幹線道路においては、緑化を進めるとともに無電柱化に努めるなど、修景整備を進めます。また、幹線道路沿道では、周辺との調和した建築物のデザインや美しいスカイラインの形成に配慮した景観づくりを進めます。
- ・旧街道においては、沿道の景観資源などを活かしながら歴史を感じられる景観づくりを進めます。
- ・鉄道やその沿線においては、電車が映える風景に配慮した景観づくりを推進し、訪れたいくなるまちなみの形成を図ります。

【身近な景観】

- ・多様な用途が混在することから、「かいわい」単位を目安としたまとまりと調和のある景観づくりを区民や事業者との協働により進めます。
- ・「かいわい」をつないだりまとめたりする「まちすじ」においては、みどりであうおいや**坂道による豊かな景観の変化**を演出し、歩行者に心地よい通りをつくるなど、身近に親しめ、回遊を楽しむ景観づくりを進めます。
- ・歴史的な道の沿道では、塚、塔、寺社などの景観資源を活かして、歴史を感じられる景観づくりを進めます。

【地区ごとの景観】

- ・7 地区を単位とした、各地区の景観特性を活かした景観づくりを進めます。
- ・景観形成重点地区に指定されている、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区、**中央公園周辺地区**では、地区のシンボルとして、重点的な景観づくりを進め、地区の個性的な景観づくりを先導します。
- ・景観形成方針地区に指定されている、飛鳥山公園周辺地区、石神井川沿川地区、崖線沿線地区、都電沿線地区、荒川沿川地区では、地区住民の理解を得ながら協働の景観づくりを進め、景観形成重点地区の指定を推進します。



景観形成重点地区

■ 統一的な基準による公共サインの整備

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、先端技術の活用を視野に入れた統一的な基準に基づく公共サインの設置・更新を図ります。
- ・道路整備にあわせて、周辺環境と調和のとれた公共サインの整備を推進します。

■ 屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制

- ・景観を阻害する無秩序な屋外広告物の設置を抑制し、地域のまちなみへの調和を促進します。
- ・良好なまちなみの形成を図るため、沿道住民など関係者の理解を得ながら無電柱化を推進します。

4-3 住環境 「生活環境 〇 子育て・健康長寿」

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

(1) 基本的な考え方

公共施設や大規模団地などの再生、良好な住宅ストックの活用・更新に**あわせて**、各世代や地域にとって必要な生活利便施設の集積を促進します。

高齢者や障害者にとっては、安心・安全にらせる住宅といきいきとすごせる居場所のあるまち、子育て世代にとっては、利便性の高い子育て環境のあるまち、子どもにとっては、快適に学べる教育環境とのびのびと遊べる環境のあるまちなど、全ての世代にとって快適な環境の形成を図ります。

また、多言語化対応などによる外国人が快適にらせる環境づくりを進めることで多様な文化の共生するまちの形成を図ります。

施策体系

1) ライフステージに応じた住環境の充実	
	■大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成
	■高齢者や障害者がいきいきとらせる住環境の 形成
	■安心して子育てできる環境づくり
	■子どもがのびのびと育つ環境づくり
	■家族でくらし続けられる居住環境の充実
	■外国人が快適にらせる環境づくり
2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上	
	■空き店舗を活用した商店街の活性化
	■地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上
3) 生涯を通じて学べる環境づくり	
	■生涯学習環境の形成
4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成	
	■安全にらせる住環境の形成
	■安全に買い物できる環境づくり
5) 防犯まちづくりの推進	
	■防犯性に配慮したまちづくり
	■地域コミュニティによる防犯まちづくり

(2) 施策体系

1) ライフステージに応じた住環境の充実

■大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成

- ・区内にある公営住宅の長寿命化、良好な住宅ストックの活用により、誰もが安心してくらす居住空間の形成を図ります。
- ・公共施設や大規模団地などの再生を契機にした生活利便施設の集積やミックスコミュニティの形成を促進します。
- ・多様な世代がいきいきとくらし続けられる持続可能な住環境の形成を図ります。
- ・市街地再開発事業など民間主導の事業においては、良好な住環境と快適なオープンスペースの創出による快適で利便性の高い市街地の形成を促進します。
- ・空き家の適正管理を進めるとともに、良好な住宅ストックを活用したリノベーションによる新しい価値を創出することで、時代の変化に対応した住環境の向上を図ります。

■高齢者や障害者がいきいきとくらす住環境の形成

- ・高齢化が顕著な大規模団地などでは住宅供給事業者と地域の医療や福祉の拠点づくりなどを促進し、住み慣れた地域でくらし続けられる環境づくりを目指します。
- ・公園やスポーツ施設への行きやすさを向上させることで、いきいきとくらす快適な住環境の形成を図ります。
- ・民間賃貸住宅の活用や区営シルバーピア[※]の建設など、高齢者や障害者向けの住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

■安心して子育てできる環境づくり

- ・駅周辺の再開発やマンション開発などの機会をとらえた、保育施設や子育て支援施設の整備により安心して子育てが出来る環境の充実を図ります。
- ・大規模団地の建替えや大規模敷地の用途転換などにあわせて、周辺住環境の向上に寄与する公園や緑地の整備を進め、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを図ります。

■子どもがのびのびと育つ環境づくり

- ・教育施策などと連携した小中学校の適正な配置や施設の改築、リノベーションなどの施設整備を進め、快適な教育環境の形成を図ります。
- ・大規模な土地利用転換などにより人口増加が見込まれる際には、周辺の小学校・中学校において、将来の児童数の増加を見据えた快適な教育環境の形成を図ります。
- ・施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みを進め、小中一貫教育により充実した学校教育の環境づくりを図ります。
- ・子どもがのびのびと遊べる公園や緑地の充実を図るとともに、味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターと連携したイベントなどの実施により、子どもが遊びながら体力づくりができる環境の形成を図ります。

■家族でくらし続けられる居住環境の充実

- ・三世代での同居や近居に向けた住宅更新及び共同建替えを支援することで、高齢者とその家族が安心して快適にくらす居住環境の形成を図ります。
- ・良好な住宅ストックの活用などにより、次世代の家族も住み続けられる多様なライフスタイルに対応する居住環境の充実を図ります。

■外国人が快適にらせる環境づくり

- ・公共施設や道路・公園などに設置された公共サインの多言語化による適切な生活情報の提供を進め、外国人が快適にらせる環境づくりを進めます。
- ・住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能の向上を図ります。
- ・町会、自治会や PTA、地域行事への外国人の参画を促進し、顔と顔が見える安心してくらせる環境づくりを進めるとともに、文化や習慣の相互理解を促進し、地域における多文化共生を図ります。

2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上

■空き店舗を活用した商店街の活性化

- ・空き店舗を活用した開業促進や区民生活と密接に関連する店舗の誘致促進を図ることで商店街の活性化を図ります。

■地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上

- ・商店街と周辺の公園や寺社、スポーツ施設などの地域資源を結ぶ連続的なまちなみの形成や、案内サインの整備により、回遊性を向上させることで、地域の魅力アップを図ります。
- ・買い物だけでなく、コミュニティ形成の場などとして商店街の活用を促進することで、商店街を中心としたコンパクトで魅力のある生活環境の形成を図ります。

3) 生涯を通じて学べる環境づくり

■生涯学習環境の形成

- ・教育機関と図書館・文化センター、子どもセンターなどとの連携により、子どもから高齢者までいつまでも「学べる・活躍できる環境」のあるまちの形成を図ります。
- ・学校施設の改築・改修の際には、施設の集約化・複合化などを検討し、地域の生涯学習拠点として、文化・スポーツ活動やコミュニティ活動などが行える環境づくりを推進し、生涯を通じて学べる・活躍できる環境づくりを目指します。
- ・公共施設の統合などにより創出された用地について、地域の教育環境やコミュニティ活動の拠点づくりなどへの活用についても可能性を検討します。

4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成

■安全にらせる住環境の形成

- ・住宅のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備などを促進し、高齢者や障害者が安心して快適にらせる住環境の形成を図ります。
- ・各拠点からアクセス性の高い地区において、生活利便施設などの立地を促進するとともに、アクセス路においてバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を促進することで、安心してくらせる住環境の形成を図ります。

■安全に買い物できる環境づくり

- ・商店街のバリアフリー化や街灯の設置などにより環境整備を進めることで、安心・安全に買い物できる環境づくりを進めます。
- ・商店街やその周辺の駐輪場整備を促進することで、買い物などによる放置自転車を減らし、安心・安全に買い物できる環境づくりを進めます。

5) 防犯まちづくりの推進

■防犯性に配慮したまちづくり

- ・防犯環境設計の視点到意した、死角のない建築物や道路、公園の整備・維持管理を進め、安心してらせる市街地の形成を図ります。
- ・街灯や防犯カメラの設置を推進し、誰もが安心してらせるまちの形成を図ります。

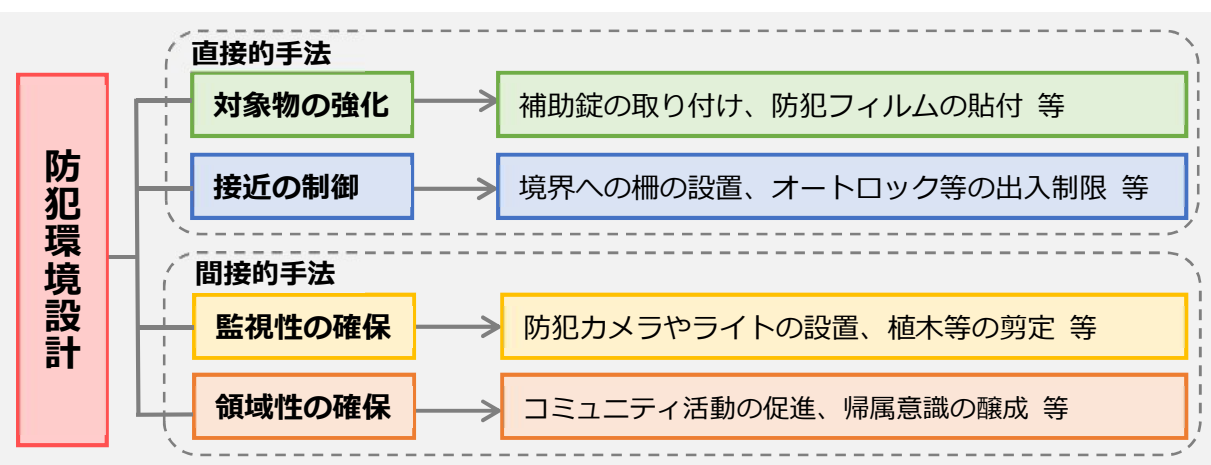
■地域コミュニティによる防犯まちづくり

- ・地域における防犯パトロールなどを促進し、地域の防犯性を高めることで安心してらせる市街地の形成を図ります。

◆コラム 防犯環境設計とは

防犯環境設計とは、建物や道路、公園などの物理的な環境の整備・強化など（ハード的手法）にあわせて、住民や警察、自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）を行い、犯罪が発生しにくい環境の形成を目指す考え方です。

防犯環境設計には、直接的な手法として「対象物の強化」と「接近の制御」、また、間接的な手法として「監視性の確保」と「領域性の確保」があり、これらを総合的に組み合わせることが重要です。



防犯パトロール



屋外の防犯カメラ 出典：北区 HP

4-4 環境共生 「環境負荷低減 ♪ スマートコミュニティ」

目標：環境と共生するスマートなまち

(1) 基本的な考え方

水やみどりなど自然の力を取り込むことで、ヒートアイランド現象※による気温上昇などの影響を最小限に抑え、快適にくらせる都市環境の形成を図ります。

地球温暖化の緩和に向けて、公共施設や交通環境における低炭素化を進めるとともに、新エネルギー※・省エネルギーの導入や、まちづくりと連動した地域エネルギーマネジメントシステム※の導入を図ることで、環境負荷の低いまちの形成を図ります。

また、ICTなどの活用や、遊休資産を活用したシェアリングエコノミーの展開など、新たな価値を創出する、かしこいまちづくりを促進することで、人と人のつながりとにぎわいを生むまちの形成を図ります。

施策体系

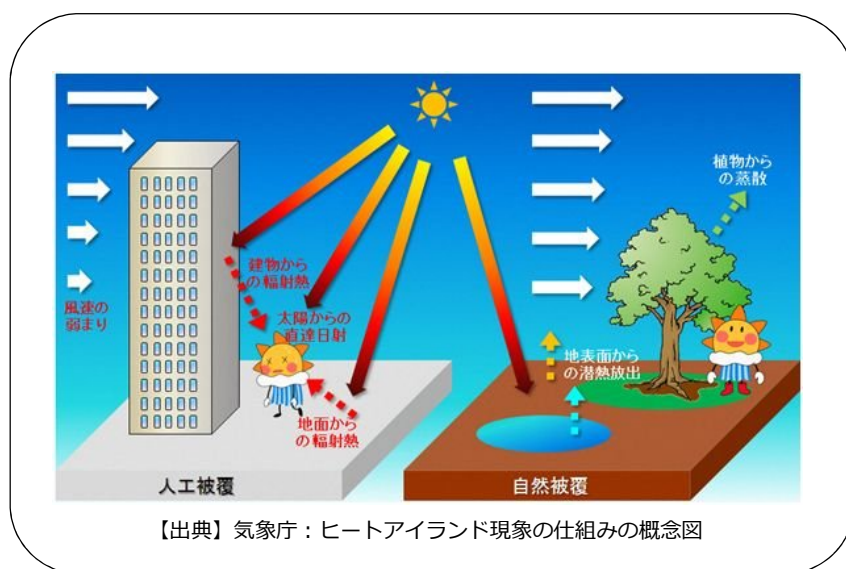
1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成	
	■ ヒートアイランド現象対策の推進
	■ 資源循環のまちづくり
	■ 水循環のまちづくり
2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進	
	■ 公共施設・公共工事の低炭素化
	■ 移動環境の低炭素化の促進
	■ 低炭素型都市活動の推進
3) 環境問題への対応	
	■ 産業・環境施策と連携した公害対策
	■ 騒音対策
4) かしこいエネルギーの活用	
	■ 新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援
	■ 地域エネルギーマネジメントシステムの導入
	■ 工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用
5) ICTのまちづくりへの活用	
	■ 情報通信環境の充実
	■ IoT や AI※をはじめとする先端技術の導入
6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進	
	■ 移動手段をシェアする環境づくり
	■ 空間をシェアする環境づくり

(2) 施策体系

1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成

■ヒートアイランド現象対策の推進

- ・公園・緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全・整備などにより、まとまりのあるみどりの確保・創出を図ることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・生垣造成、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などにより、建築物の蓄熱抑制や市街地の緑化を推進し、ヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・保水性舗装、遮熱性舗装の活用や地表面被覆の改善などにより、路面温度上昇の抑制を図ります。
- ・大規模公園や河川などの適切な維持管理などによるクールスポットの形成を進めるとともに、街路樹による歩道の緑陰確保などにより、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。



【出典】気象庁：ヒートアイランド現象の仕組みの概念図



【出典】環境省：水・大気環境局大気生活環境室

■資源循環のまちづくり

- ・環境施策と連携して、ごみの減量や資源のリサイクルを支援し、資源が循環する持続可能なまちづくりを推進します。

■水循環のまちづくり

- ・水再生センターなどによる下水の再利用や雨水の利用により、水資源の有効活用を図ります。
- ・崖線のみどりの保全や公園・緑地などの整備、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の活用などにより、湧水の保全を図ります。
- ・区内の貴重な自然環境である湧水地の活用を促進することで、水辺に親しめる環境を次世代に継承します。

2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進

■ 公共施設・公共工事の低炭素化

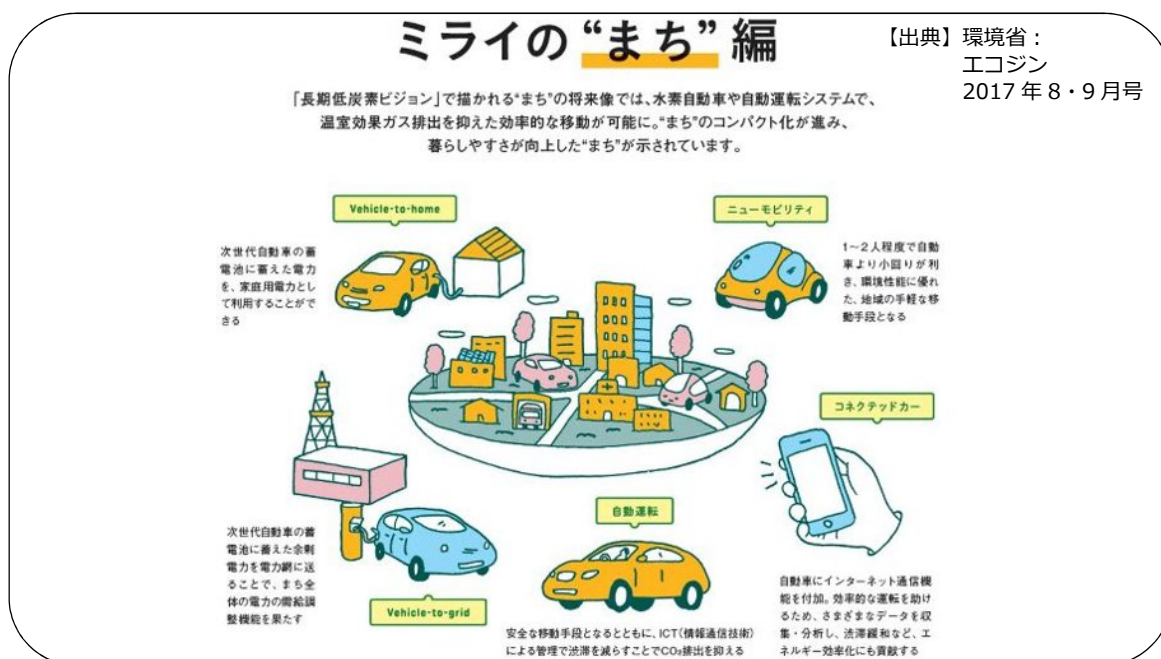
- ・ 公共施設の新築・改修の際に、**新エネルギー・省エネルギー**機器などの導入を推進します。
- ・ 公共工事は、環境負荷の少ない仕様や工法を採用し、生態系や周辺環境、景観との調和に配慮した環境にやさしい取組みを進めます。

■ 移動環境の低炭素化の促進

- ・ 公共交通の利便性・快適性の向上、自転車利用環境や歩行環境の向上を総合的にすすめ、自動車交通の削減を図ります。
- ・ 計画的な道路整備による交通渋滞の緩和、低公害車の導入促進など、自動車交通に伴う環境負荷の低減を図ります。

■ 低炭素型都市活動の推進

- ・ 省エネ・節電に関する情報発信やエネルギー消費量の「見える化」の普及、環境経営の促進により、低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及を図ります。



3) 環境問題への対応

■ 産業・環境施策と連携した公害対策

- ・ 大気汚染・騒音・振動といった公害の発生を防ぐため、緩衝帯の設置、建物・設備などの適切な更新などを産業施策や環境施策と連携して進めます。
- ・ 環境と共生したまちづくりを先導するため、環境にやさしい公共工事に取り組むとともに、低公害車の導入を推進します。
- ・ ごみの処理について、最新の公害防止設備により、地域への環境負荷を最小限にするため、北清掃工場の建替えを東京二十三区清掃一部事務組合と連携して進めます。

■ 騒音対策

- ・ 自動車交通による騒音や振動を緩和するため、低騒音舗装など新たな素材・技術を導入するとともに、沿道環境に配慮した道路整備や渋滞緩和を進めます。

4) かしこいエネルギーの活用

■新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援

- ・家庭や事業所、集合住宅に対して、新エネルギー・省エネルギー機器の導入を支援し、エネルギー使用の効率化を図った快適な環境整備を促進します。

■地域エネルギーマネジメントシステムの導入

- ・再開発や公共施設の更新・整備などの都市づくりの際に、エリア全体で運転管理情報の共有化などの連携を行う地域エネルギーマネジメントシステムの導入を検討し、エネルギー利活用の最適化を図ります。

■工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用

- ・廃棄物処理や供給処理の過程で発生する排熱の活用や、現在は利用されていない自然エネルギーを有効活用する新技術導入の検討を促進します。

5) ICT のまちづくりへの活用

■情報通信環境の充実

- ・区外から多くの人々が訪れる公共施設や文化施設などでは、社会や個人の生活スタイルの変化に対応するユビキタスネットワーク※の充実を図るため、通信環境整備を促進します。

■IoT や AI をはじめとする先端技術の導入

- ・IoT や AI などのまちづくりへの導入により、都市における様々な公共サービスの展開をはじめ、区民のくらしや産業など次世代に向けたかしこいまちづくりを促進するとともに、新たなまちの価値の創出を図ります。

6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進

■移動手段をシェアする環境づくり

- ・カーシェアリングやシェアサイクルなど、環境負荷の少ない移動手段の導入を促進するなどシェアリングエコノミーの視点からも、地域交通環境の改善について検討を進め、環境と共生する移動環境の形成を図ります。

■空間をシェアする環境づくり

- ・駐車場や空き店舗などを有効活用し、地域の交流やにぎわいを生む環境づくりを進めます。
- ・多様な主体による公共空間の活用を促進することで、人と人のつながりによるにぎわいや新たな価値を創出する環境づくりを進めます。
- ・クールシェア※など多くの人々が楽しい時間を過ごしながら空間をシェアする取組みについて、SNS※などによる情報発信も活用して普及に努めます。

4-5 災害対応 「防災・減災 〇 事前復興」

目標：災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

(1) 基本的な考え方

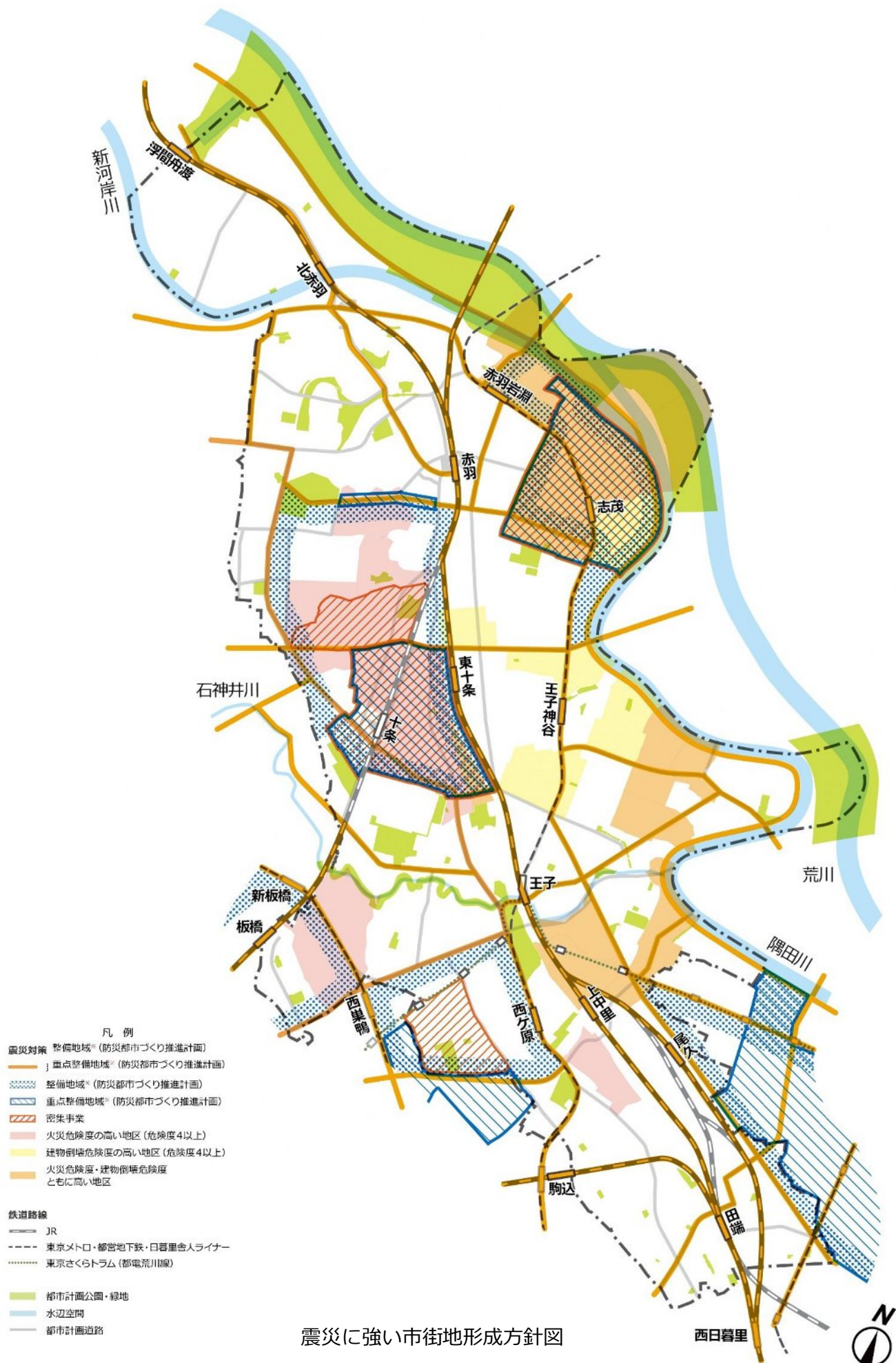
市街地の安全性を高めるため、防災都市づくり推進計画※を踏まえた、防災生活圏※の形成などによる震災対策や、大規模水害時の避難体制の構築、斜面崩壊対策などを進め、災害に強い都市の形成を総合的に図ります。

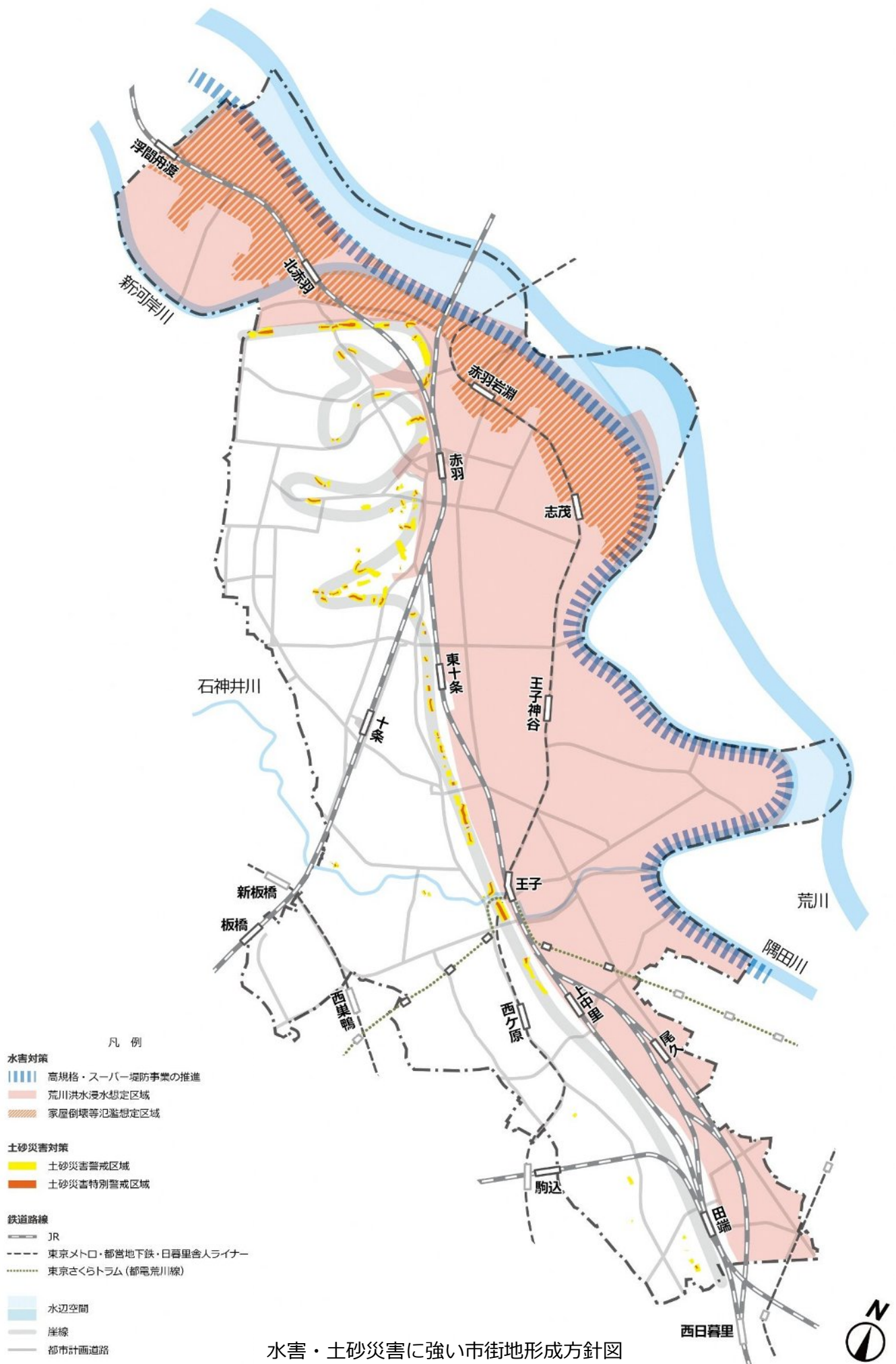
災害時には、安全な避難路や輸送路として避難者・救援車や救援物資などの流れを滞らせず、迅速な復旧を進められるよう、都市インフラの整備・更新を計画的に進め、災害に強い都市構造を形成するとともに、人と人のつながりを活かした地域の災害対応力の強化に向けたまちづくりを推進します。

大規模災害の発生を見据えて、発災直後から継続的に都市活動が行えるように、必要となる都市機能の維持に向けた備えや基礎情報の収集などにより、復旧体制の強化を図るとともに、適切な復興に向けて、平時から、復興後の地域の骨格となる都市構造のあるべき姿について検討を進めます。

施策体系

1) 震災に強い市街地の形成	
	■ 耐震化の促進
	■ 不燃化の促進
	■ 木造住宅密集地域の改善
	■ 危険な老朽建築物などの解消
	■ 道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策
2) 水害に強い市街地の形成	
	■ 治水対策の推進
	■ 水害時の避難路の確保
3) 土砂災害に強い市街地の形成	
	■ 斜面崩壊対策
	■ 土砂災害時の避難路の確保
4) 地域の災害対応力の向上	
	■ 震災時の避難路の確保
	■ 各地区における避難空間の整備
	■ 救援物資などの輸送路の確保
	■ 自主防災組織や防災ボランティア※の活動支援
	■ 基礎情報の収集
5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興	
	■ 危険性の周知
	■ 迅速な復旧・復興に向けた体制の強化
	■ 被災後のまちのあるべき姿の検討







(2) 施策体系

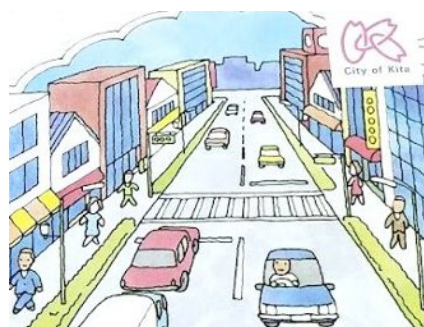
1) 震災に強い市街地の形成

■ 耐震化の促進

- ・ 病院・庁舎・学校など多くの人々が利用する施設や集合住宅などの建築物においては、耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・ 庁舎や避難所となる学校などの安全性向上を重点的に進め、発災後の機能維持を意識した防災拠点の形成を図ります。
- ・ 建物倒壊危険度[※]の高い地区や木造住宅密集地域においては、建築物の耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

■ 不燃化の促進

- ・ 火災危険度の高い地区[※]や木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や建替えを促進しながら、重点的な防災都市づくりを推進し、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。
- ・ 幹線道路における沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯[※]の形成を確実に進め、防災生活圏の安全性確保を図ります。
- ・ 消防活動困難区域[※]のある地区では、主要生活道路の整備を進め、同区域の解消を図ります。



不燃化が促進されたまち

■ 木造住宅密集地域の改善

- ・ 木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や共同建替えを促進するとともに、都市計画道路や主要生活道路の整備、公園・広場などの整備を推進し、木造住宅密集地域の改善を進め、燃えない、倒れない、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。



木造住宅密集地域

■ 危険な老朽建築物などの解消

- ・ 建物所有者や管理者への協力要請・支援によって、老朽建築物の除却や建替えなどを促進し、危険な老朽建築物の解消を進めることで安全な市街地の形成を図ります。

■ 道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策

- ・ 北区公共施設等総合管理計画[※]、及び橋梁・公園に関する長寿命化計画[※]に基づき、都市インフラの計画的な点検・調査・補修工事を推進します。
- ・ 老朽化している道路・橋梁・公園などの施設については、計画的な更新を進め、安全な都市インフラの形成を図ります。

2) 水害に強い市街地の形成

■治水対策の推進

- ・荒川における高規格堤防及び隅田川におけるスーパー堤防の連続的な整備により、治水能力の強化を図ります。
- ・気候変動により、近年頻発する集中豪雨の被害を軽減するため、貯留槽や止水板、雨水浸透ますの整備を促進するとともに、公共施設や大規模民間施設における雨水流出抑制施設の整備を推進し、水害に強い安全な市街地の形成を図ります。
- ・河川防災ステーション※は、浸水に備えた資材の備蓄などにより水防拠点として活用し、災害時の復旧体制の強化を図ります。

■水害時の避難路の確保

- ・東側の低地部と西側の台地部を結ぶ幹線道路の整備や更新を優先的にを行い、大規模水害発生時の避難経路の確保を図ります。
- ・東側の低地部では、台地部への円滑な避難に向けた準備体制を構築し、水害時に人命を守る市街地の形成を図ります。
- ・台地部への避難が困難な際の垂直避難施設の確保を進めるため、高層建築物所有者との協定を締結し、水害時に人命を守る市街地の形成を図ります。
- ・荒川において浸水被害が想定される気象状況が確認され次第、タイムライン※に基づき、警戒情報の周知や水防体制の構築を図り、浸水被害が発生する前に避難できる環境づくりを進めます。

■ 水害に備えましょう

河川の水位と雨量の情報

北区水位・雨量情報システム・北区防災気象情報サイト

ライブカメラによる河川の様子、水位と雨量の観測データを確認することができます。

北区水位・雨量情報システム (外部サイトへリンク)



北区防災気象情報サイト (外部サイトへリンク)



北区ホームページ：水害に備えましょう



東京都
マイ・タイムライン
作成ガイドブック

3) 土砂災害に強い市街地の形成

■斜面崩壊対策

- ・土砂災害を防止・軽減するための対策支援を推進します。
- ・国や東京都との連携を図りながら、土砂災害防止に取り組みます。
- ・崖線沿いを中心とした、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域などの人工崖を含む土砂災害の危険性の高い地区においては、危険性の周知を進めるとともに、崖地の土地所有者や管理者による安全対策を促進します。
- ・崖地における樹木の適正な管理、構造物の強化、浸食防止のための雨水処理など、崖地の安全性向上を図ります。

■土砂災害時の避難路の確保

- ・土砂災害の危険性の高い地区に近接する道路は災害時の避難路となるため、避難路に面した擁壁の安全対策を進め、避難路の安全確保を図ります。

4) 地域の災害対応力の向上

■震災時の避難路の確保

- ・北区無電柱化推進計画※に基づき、幹線道路などにおける無電柱化を計画的に推進します。
- ・地震時のブロック塀などの倒壊危険性について、耐震アドバイザーの派遣などによる事前点検を促進するとともに、倒壊危険性の高いブロック塀などについては、撤去や生け垣化、フェンス化などを促進し、安全に避難できる市街地の形成を図ります。
- ・震災時の避難路として荒川沿いにおける高規格堤防の活用を検討します。

■各地区における避難空間の整備

- ・各地区における地形や居住者などの特性を踏まえて、誰もが安心して避難できる環境の形成を図ります。
- ・高齢者や障害者、外国人など、誰もが正しい情報を得られるように、被災時の適切な情報提供手段の確保を図ります。
- ・避難所機能を担う公共施設の更新の際には、様々な避難所環境の知見を活かしその充実を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、避難空間として活用できる公開空地の確保を図ります。

■救援物資などの輸送路の確保

- ・緊急輸送道路※沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。
- ・緊急輸送道路となっている主要幹線道路においては、沿道建築物の不燃化・耐震化及び無電柱化を進め、安全な物資輸送路の確保を図ります。
- ・公共防災船着場※の整備及び平時からの利用促進により、河川を利用した救援物資や帰宅困難者などの水上輸送路の確保を図ります。



公共防災船着場

■ 自主防災組織や防災ボランティアの活動支援

- ・ 自主防災組織や防災ボランティアの育成を促進し、つながりの強い地域コミュニティを活かした、自助、共助による災害対応力の高いまちの形成を図ります。
- ・ 災害時の初動期における人命救助や初期消火の担い手となる消防団員について、消防署と連携し普及に努めます。
- ・ 震災や水害など地域の災害特性に応じた、防災訓練の定期的な実施を促進し、地域の災害対応力の向上を図ります。

■ 基礎情報の収集

- ・ 平時から区民と行政の連携により、自主防災組織などによる地区内の避難行動要支援者の把握及び発災時の避難体制を構築し、発災時にも安心して避難できる関係づくりを図ります。
- ・ 区民と行政の連携により、各地区内の災害時に危険と想定される場所の把握を進めるとともに、双方で共有することで、発災時にも安心して避難できる環境づくりを図ります。

5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興

■ 危険性の周知

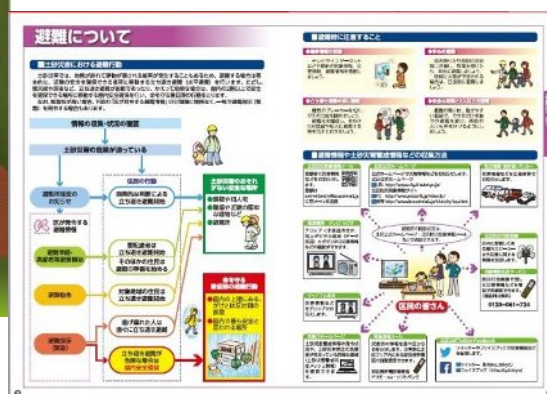
- ・ 社会情勢などの変化に応じたハザードマップの見直しを行うとともに、震災・水害・土砂災害の危険性の周知を推進し、区民ひとりひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 大規模水害に備えた避難計画を策定し、水害発災時に安全、円滑に避難できる環境づくりを進めます。



東京都公式の防災アプリ
「東京防災アプリ」



北区土砂災害ハザードマップ
抜粋「避難について」



■迅速な復旧・復興に向けた体制の強化

- ・北区業務継続計画に基づき、震災時に必要となる業務体制の整備などの準備を行うことで、応急対策業務とともに、震災時にも必要不可欠な行政機能の継続や迅速な復旧を図れる環境づくりを進めます。
- ・区内の民間企業の震災などによる被害を最小限に抑え、中核的な事業の継続や迅速な復旧を図るため、BCP（事業継続計画）の策定を促進します。
- ・他自治体やNPO※、民間事業者などと連携し、食料や支援物資の供給・配送、要配慮者への支援体制の構築などに関する防災協定の締結を進め、迅速な復旧に向けた体制づくりを進めます。
- ・北区社会福祉協議会やNPOなどとの連携を強化し、災害時に備えた訓練や準備を行うことで、大規模災害発生後に、災害ボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティアセンターの設置や運営を迅速に行えるよう環境づくりを進めます。

■被災後のまちのあるべき姿の検討

- ・東京都の「都市復興の理念、目標及び基本方針」に掲げる都市復興の目標である「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を踏まえ、被災後のまちのあるべき姿を平時から検討し、多様な主体が連携を図ることで目指すべき像を共有します。
- ・社会情勢や都市計画事業の進捗に応じて、各種関連計画との整合を図りながら、被災後のまちのあるべき姿について随時見直しを行います。
- ・生活再建や経済再生にかかわる復興事業を中心に、復興に向けた取組方針を事前に明確にし、早期の都市復興を目指します。
- ・被災後には復興事業計画を円滑かつ早期に策定し、必要に応じて、都市計画事業に対する特例措置を活用した復興事業を推進します。

第5章 地区別のまちづくり方針

第5章 地区別のまちづくり方針

5-1 地区別まちづくりの展開方針

区全体の将来都市像の実現に向けて、地域や地区で展開するまちづくりの方向性と道筋を明らかにします。全体構想の土地利用の基本方針や分野別都市づくり方針を踏まえ、地区ごとのまちの特徴、魅力、まちづくりの課題を整理した上で、まちの将来像と取組方針を示します。

地区区分は、北区基本計画で示されている7地区を基本とします。鉄道と崖線を境に、西側が台地部、東側が低地部になっている北区の地形的特徴を踏まえた地区区分です。

一方で、東西の地区を結ぶ、赤羽駅周辺や十条・東十条駅周辺・王子駅周辺、田端駅周辺においては「駅を中心としたコンパクトで活動的な暮らし」の実現に向けて、地区間のまちづくり方針を共有化することが重要です。

そのため、交通の円滑化や都市機能の集積などにより、鉄道と崖線によるまちの分断を和らげ、まちの活力を一層高める都市づくりを推進する観点から、鉄道駅を中心とする3地域の将来都市像を設定し、その実現に向けて地区別のまちづくり方針を戦略的に展開します。

3 地域及び7地区の将来像



5-2 地域・地区区分の設定

鉄道駅を中心に東西地区を一体的に捉えた3地域区分の考え方、及び具体的なまちづくりの方向性を示す7地区区分の考え方を示します。

5-3 3地域の将来都市像

東西地区の交流を促進し、鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めていくための道筋として、「3地域の将来都市像」を示します。

5-4 ~ 5-10 7地区のまちづくり方針

まちの
今を
把握
する

(1) まちの特徴

ひと：人口や世帯に関して、近年の動向や将来推計について整理します。

なりたち：これまでの市街地の形成に関する概略を整理します。

まちの魅力：各地区らしさを形成する、主なまちの魅力要素について整理します。
各地区によって異なる特徴を際立たせるため、主なものを示します。

(2) まちづくりの課題

まちの特徴や魅力を踏まえ、魅力を磨き上げ、問題点を解消するために取り組むべき「まちづくりの課題」を示します。

まちの
今後を
描く

(3) まちの将来像

まちづくりの課題を解決することで、実現を目指す「まちの将来像」を示します。

(4) 取組方針

土地利用、分野別都市づくりの方針に基づく各地区の取組みを示します。

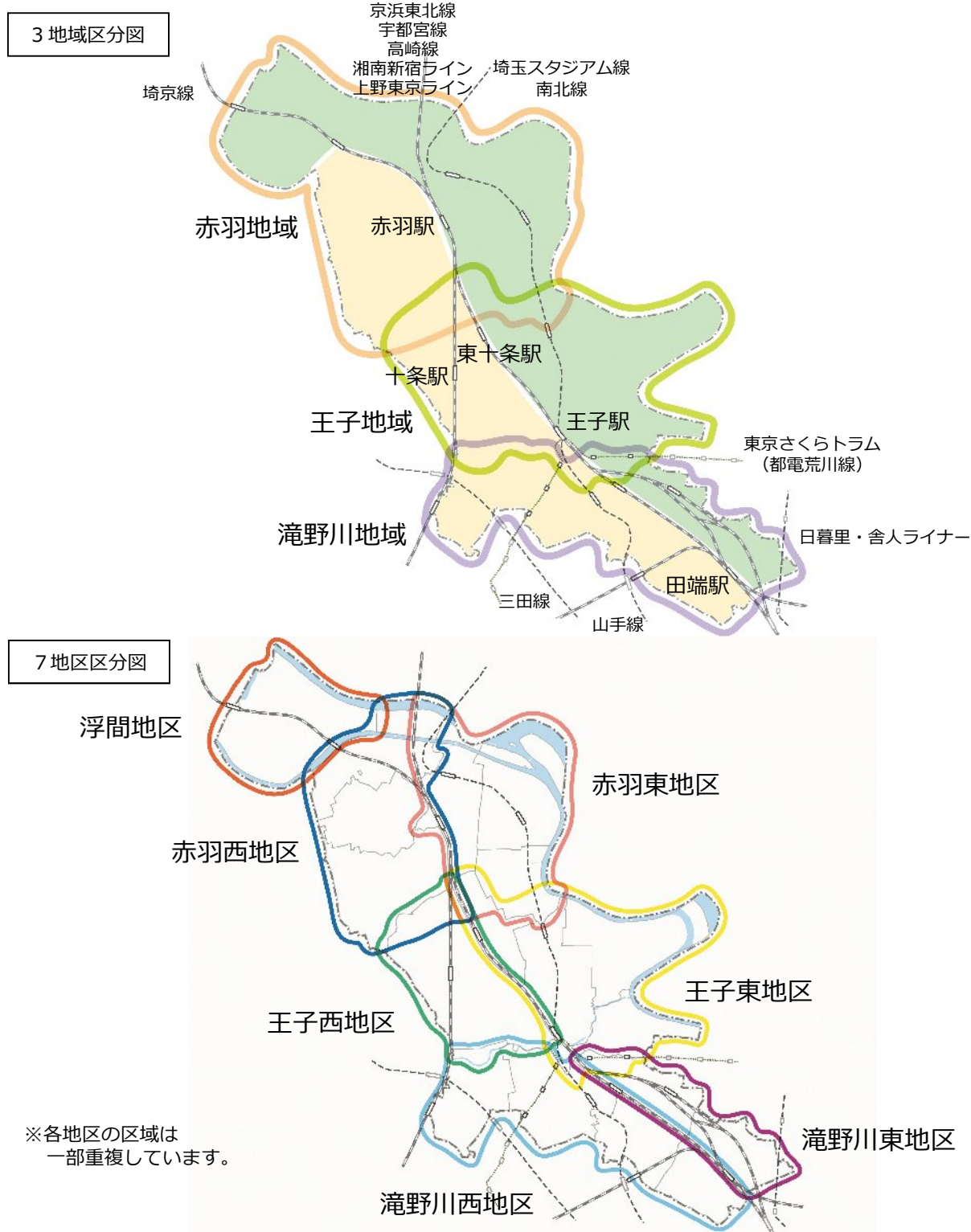
- | | |
|----------|---------|
| ◆土地利用 | ◇おでかけ環境 |
| ◇交流を育む魅力 | ◇住環境 |
| ◇環境共生 | ◇災害対応 |

まちづくり方針図：
主たる取組方針の
内容を図に示します。

5 - 2 地域・地区区分の設定

本計画では、くらしの要として東西地区を結ぶ拠点となっている赤羽駅、十条駅・東十条駅と王子駅、田端駅を中心に、赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3地域を設定するとともに、各地域の将来都市像の実現に向けた具体的なまちづくりの展開については、7地区別に整理しています。

地区区分は、北区基本計画で示されている7地区区分を基本とし、コミュニティのまとまりである町会・自治会連合会の区分や駅周辺で展開されているまちづくりの広がりを反映し、一部重複して設定します。



地区設定の考え方

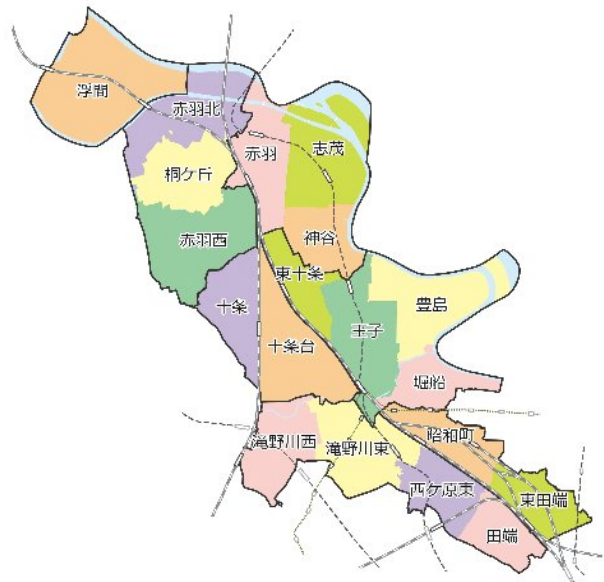
●基本計画における地域区分の考え方

- ・北区は武蔵野台地の崖下線に沿ってJR線が走り、区の中央を東西に横断している環状7号線が通り、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川が流れています。
- ・そうした鉄道や幹線道路、河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成上、概ねひとつのまとまりになっています。



●町会・自治会連合会に基づく区域区分

- ・区内には、地域の活動拠点となる地域振興室が19室あり、各地域振興室の管轄区域を単位に町会・自治会連合会が構成されています。
- ・一部の地域振興室の管轄区域は、鉄道や幹線道路を跨いだ区域になっており、基本計画における7地区区分と一部異なる区域があります。



●駅周辺のまちづくりの対象区域

- ・赤羽駅、十条駅、王子駅周辺のまちづくりが進んでいますが、王子駅や十条駅周辺のまちづくりの対象区域が現行計画の地区区分を跨いでいます。
- ・赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想の対象区域は、赤羽地域の中心になっています。
- ・十条地区まちづくり基本構想の対象区域は、基本計画における王子地域と赤羽地域を跨いだ区域になっています。
- ・王子駅周辺まちづくりランドデザインの対象区域は、基本計画における王子地域と滝野川地域を跨いだ区域になっています。



5-3 3地域の将来都市像

北区は崖線を境に西側が台地部、東側が低地部となっており、東西を結ぶ赤羽駅周辺や十条・東十条駅周辺、王子駅周辺、田端駅周辺は、「駅を中心としたコンパクトで活動的なくらし」を目指す上で重要な役割を担っています。

東西の交通の円滑化や都市機能の集積などにより、まちの交流を促進し、まちの活力を一層高めることで区全体の「将来都市像」を実現するため、駅周辺を中心とした赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3地域の将来都市像を設定します。

(1) 赤羽地域の将来都市像

水辺やみどりに囲まれた、多様な機能が集積する利便性の高いまち

- ・赤羽駅を中心として地域公共交通の利便性が向上し、活気ある商店街などを中心としたにぎわいが形成されています。
- ・荒川や新河岸川、大規模な公園に恵まれるとともに、**トップ**アスリートが集う施設が立地し、うるおいとスポーツや地域の文化を楽しめる環境が形成されています。
- ・市街地再開発事業の促進などにより駅前周辺にまとまった空地が創出され、地域全体の滞留機能が高まることにより、にぎわいや新たな価値が創出される場となっています。
- ・駅を中心とした地域公共交通の利便性向上や ICT などの先端技術の活用・シェアリングなどが図られるとともに、新しい都市施策の社会実験が実施され、未来の都市のあり方、ライフスタイルを模索する環境が形成されています。
- ・都市型産業が住宅と共存し、高い生産性を維持しています。

(2) 王子地域の将来都市像

ヒト・モノ・コトが集まる、にぎわいと豊かなうるおいのあるまち

- ・駅を中心に、働く場や買い物などを楽しむ場が形成されています。また、商店街は、地域主体による多様な活動の場としてもにぎわっています。
- ・飛鳥山や石神井川などの四季の変化を楽しめる環境をはじめ、誰もが歩きたくなるルートが形成されています。
- ・駅を中心とした地域公共交通の利便性向上や ICT などの先端技術の活用・シェアリングなどが図られるとともに、新しい都市施策の社会実験が実施され、未来の都市のあり方、ライフスタイルを模索する環境が形成されています。

(3) 滝野川地域の将来都市像

豊かな歴史・文化が身近にある、利便性の高い多様な交流が生まれるまち

- ・都心への近接性を活かした利便性の高い複合的な機能を持つ市街地が形成されています。
- ・駅を中心とした地域公共交通の利便性向上が図られています。
- ・ICT などの先端技術の活用やシェアリングなどによる、工場などを持たないものづくりなど新しい働き方ができる環境が形成されています。
- ・東京さくらトラム（都電荒川線）などによる移動を楽しめる環境と、地域の歴史・文化資源の保全や活用がされることにより、地域の魅力が発信されています。

5－4 浮間地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・工場などの跡地におけるマンション建設により子育て世代が増加傾向にあります。
- ・比較的高齢化率が低くなっています。
- ・2033 年まで年少人口、生産年齢人口は増加が見込まれています。
- ・世帯数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

なりたち

- ・荒川の改修工事の結果、**大正末期**に埼玉県から東京都に編入されました。
- ・**戦後**には、土地区画整理事業による都市基盤整備が行われ、製造を中心とした工場などが建設され、戦後も工場の立地とともに市街化が進み、1950 年代には水田は消滅しました。
- ・昭和後半には、工場の移転に伴い跡地に集合住宅が建設されはじめました。更に、JR 埼京線が開通したことにより、交通利便性が高まりマンションの建設が進みました。



浮間つり堀公園



浮間の桜並木



浮間舟渡駅前の通り



職と生活

- JR 埼京線が通り、池袋駅、新宿駅、渋谷駅まで乗り換えのないアクセス・移動など、交通利便性が高くなっています。
- 新河岸川沿いをはじめ工場が多く立地しており、区内を代表する産業集積地となっています。



区内を代表する産業集積地

うるおいとやすらぎ

- 荒川と新河岸川に囲まれ、水辺空間に恵まれた環境となっており、荒川河川敷の整備が進められています。
- 江戸時代からの行楽地となっていた浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、水難防止を祈願するマンゴリ※（万垢離）の行事など、古くからの歴史文化が残っています。
- 荒川緑地の開放的な空間や新河岸東公園などがあり、スポーツ、健康づくりを身近にできる場所に恵まれています。
- 江戸時代には浮間地区全戸の菩提寺であった観音寺や、大宮氷川神社から勧請したとされ、かつての浮間村の鎮守社であった氷川神社など、古くから地域に親しまれた寺社があります。
- 区内で唯一生産緑地が残っています。



新河岸東公園



生産緑地

人と人のつながり

- 工場跡地などの土地利用転換により、マンションの建設が進み、年少人口の増加と相まって子育て世代が増加傾向にあります。子育て支援施設や地域施設を複合化した小・中学校の改築など、子ども、地域、PTA の交流環境が充実しています。
- かつて、荒川沿いの浮間ヶ原と呼ばれた桜草の群生地は、地域の浮間桜草保存会の人々の手によって浮間ヶ原圃場として再生が図られ、毎年 4 月の開花の時期には、浮間さくら草祭りでにぎわっています。西浮間小学校では、保存会のメンバーが年間を通して栽培方法を指導しており、全校児童が一人一鉢ずつ栽培し、地域との交流を深めています。



浮間ヶ原の桜草圃場（ほじょう）

【出典】北区 HP

(2) まちづくりの課題

- ・工場跡地におけるマンション建設が進んでいることから、操業環境を保全するとともに、住・工が共存したまちの形成が求められています。
- ・都心への移動が便利である一方、地区内における鉄道駅までの交通利便性の向上が求められています。
- ・浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、マンガリ（万垢離）などの、古くからの歴史・文化資源を、次世代に継承していくことが求められています。
- ・健康づくりや交流を一層促進する環境づくりを進めていくため、公園や河川敷へのアクセス性や地区内の回遊性を高める必要があります。
- ・荒川と新河岸川など、水辺空間の更なる活用を図っていくとともに、水害への対応力の向上が求められています。

(3) まちの将来像

水辺やみどりを楽しめる、住・工が共存したまち「浮間」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・工場が比較的立地していることから、既存工場の操業環境と集合住宅などの住環境が共存した市街地の形成を目指します。
- ・荒川、新河岸川などの水辺やみどりが身近にあることから、水害などの災害に強い、水辺やみどりを活かした市街地の形成を目指します。

(4) 取組方針

◆土地利用

■浮間舟渡駅周辺のまちづくりの推進

- ・生活利便機能の立地を誘導するとともに、鉄道駅の利便性、安全性の向上を進めることで、板橋区との連携による一体的な地区連携拠点の形成を図ります。

■北赤羽駅周辺のまちづくりの推進

- ・集合住宅の建設などによる人口増加に対応する生活利便機能の立地を誘導し、日常的な暮らしを支える生活中心拠点の形成を図ります。

■ 住・工が共存した市街地の形成

- ・ 研究施設や大学・企業間での連携などにより、先端技術を活用し、都市型産業への転換を検討しながら、既存工場の操業環境の保全に配慮しつつ住宅などの立地に際して適切な誘導を行い、住・工が共存した市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■ 浮間舟渡駅周辺のバリアフリー化

- ・ 浮間舟渡駅南側の広場空間整備を含め、駅前広場におけるバリアフリー化をはじめとした整備により、より安全で快適な交通環境の形成を図ります。

■ 新河岸東公園へのアクセス性の向上

- ・ 新河岸東公園への経路について、ユニバーサルデザインに配慮した歩行環境の整備を進めるとともに、分かりやすい公共サインなどを整備することにより、アクセス性の向上を図ります。

◇交流を育む魅力

■ 浮間公園や新河岸東公園の保全

- ・ 浮間公園や新河岸東公園の保全を図るとともに、公共空間としてより柔軟な活用を促進することで、水辺とみどりを活かした交流を生む環境づくりを進めます。



浮間公園

■ 民有地の緑化

- ・ 集合住宅や大規模工場の建設などの際には、緑化基準に基づき、接道部などを中心とした緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■ 荒川の水辺空間の活用

- ・ 荒川の水辺空間の保全を図るとともに、河川敷の活用可能性やアクセス性の改善について検討し、河川とまちが一体となった水に親しめるまちづくりを推進します。

■ 生産緑地の保全

- ・ 生産緑地については、農に触れられる貴重な環境として保全を図ります。

◇住環境

■ 公営住宅のストック活用の推進

- ・ 公営住宅の長寿命化を図るとともに、多様なライフスタイルを支える住環境の形成を図ります。

■高齢者も安心して生活できる住環境の整備

- ・既存住宅ストックの有効活用や適切な維持管理、防災・防犯性の向上など、高齢者も安心して生活できる住環境の形成を図ります。
- ・荒川河川敷や浮間公園などへのアクセス路や商店街などの歩行環境の整備を進め、歩いてくらせる市街地の形成を図ります。

◇環境共生

■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・荒川・新河岸川、浮間公園などの水辺環境や公園・緑地の保全・整備などにより、まとまりのあるみどりの確保・創出を図ることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・河川や親水公園などの適切な維持管理による水辺の涼しさを活かしたクールスポットの形成を進めるとともに、街路樹による歩道の緑陰確保などにより、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質改善やみどりの適切な維持管理を**促進し**、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

◇災害対応

■水害対策の推進

- ・荒川における高規格堤防整備事業を促進し、水害への対応力を高めるとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・低地部における大規模水害時の対応として、既施設及び新たに建設予定の施設などに対し、水害時垂直避難施設の確保を促進します。
- ・河川防災ステーションにおける資材備蓄などを推進し、水害時の拠点としての備えを進めるとともに、平時からの防災に関する普及啓発活動などを推進します。

■防災船着場の平時からの活用

- ・災害時の円滑な利用に向けた平時からの利用を促進することで、災害時にも安定した水上輸送路の確保を図ります。

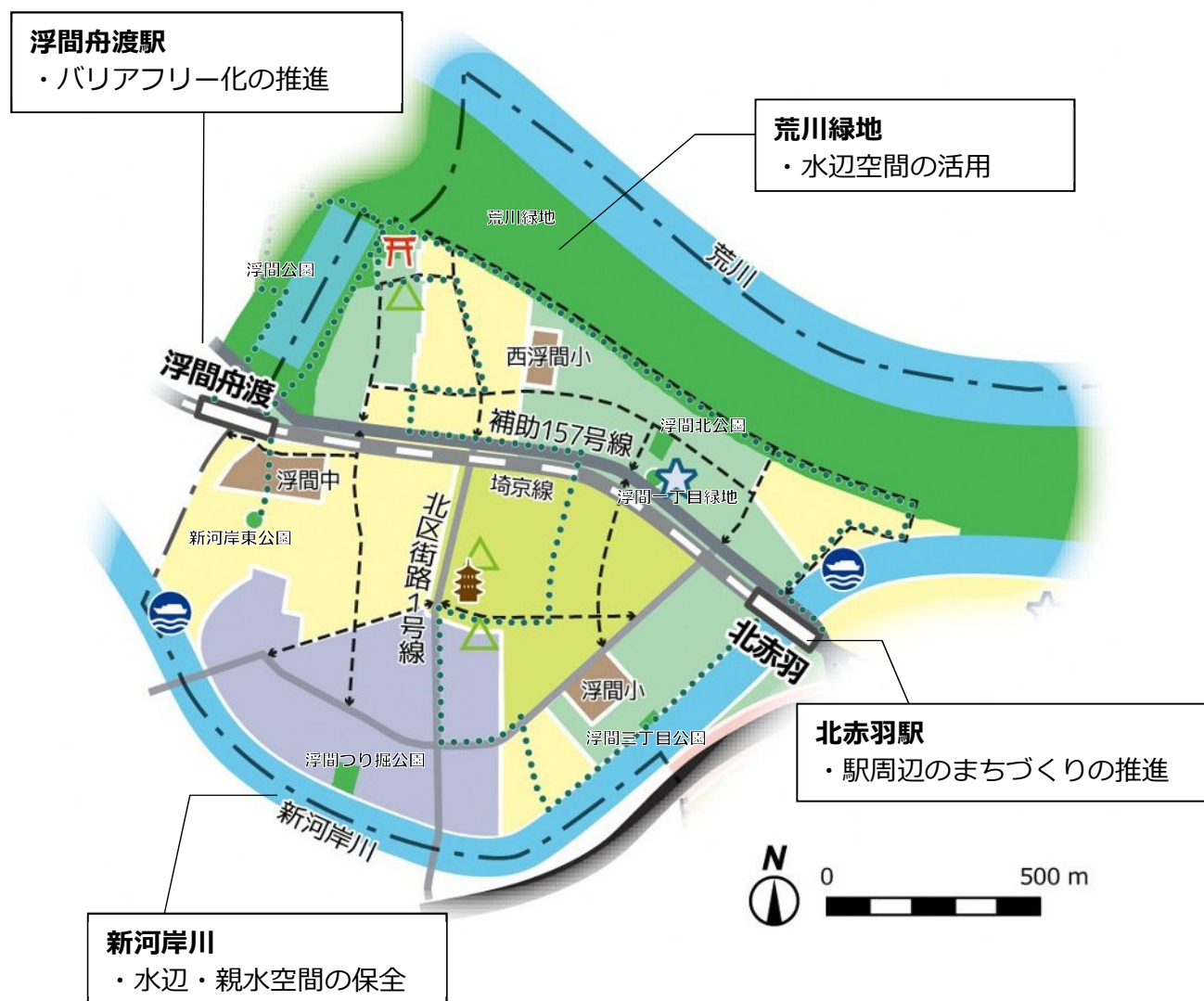
■避難路・輸送路の確保

- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。

浮間地区まちづくり方針図

【将来像】

水辺やみどりを楽しめる、住・工が共存したまち「浮間」



◆土地利用 ■浮間舟渡駅周辺のまちづくりの推進 ■北赤羽駅周辺のまちづくりの推進 ■住・工が共存した市街地の形成
◇おでかけ環境 ■浮間舟渡駅周辺のバリアフリー化 ■新河岸東公園へのアクセス性の向上
◇交流を育む魅力 ■浮間公園や新河岸東公園の保全 ■民有地の緑化 ■荒川の水辺空間の活用 ■生産緑地の保全
◇住環境 ■公営住宅のストック活用の推進 ■高齢者も安心して生活できる住環境の整備
◇環境共生 ■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和 ■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全
◇災害対応 ■水害対策の推進 ■防災船着場の平時からの活用 ■避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

- 居住ゾーン（中高層）
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 産業保全ゾーン
- 教育施設

鉄道

- JR

道路

- 完成・事業中 未整備
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- ←-----→ 主要生活道路

地域資源

- ☆ 文化・社会教育施設
- 寺院
- 神社
- 公共防災船着場
- 公園・緑地
- △ 生産緑地
- 水辺空間
- 散策のネットワーク

5-5 赤羽東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけての人口が 9.5%増加しています。区内でも生産年齢人口が特に増加傾向にあります。
- ・ 年少人口は 2033 年まで、生産年齢人口は 2028 年まで増加が見込まれています。
- ・ 世帯数は今後も増加傾向が続くと見込まれています。

なりたち

- ・ 江戸時代、日光御成道が荒川を川口へと渡る宿場町、岩淵宿として栄えました。
- ・ 明治時代には、赤羽駅が開設されたことにより、鉄道の要衝として発展し、大正時代になると河川沿いに工場が増え、市街化が始まりました。関東大震災後には、市街化が加速し木造住宅密集地域が形成されました。昭和後半には、岩淵水門（青水門）が完成したことで、大規模な河川の氾濫がなくなりました。
- ・ 戦時中は、駅周辺が空襲による被害を受け、戦後に区画整理が行われました。
- ・ 戦後は、戦前にも増して、店舗や映画館などが集積する商業のまちへと発展し、志茂や神谷などの工場にも活気が戻ったことを受け、最寄品購入のための商店街が形成されてきました。
- ・ その後、工場は減少し、跡地などにマンションや商業施設が立地したことで、住・商・工が混在する市街地が形成されました。
- ・ 1991 年には、東京メトロ南北線が開業し、市街地の利便性がさらに高まりました。
- ・ 近年では、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会により、「赤羽駅東口地区まちづくりゾーニング構想」が策定されました。このゾーニング構想を基軸に赤羽駅周辺まちづくりが展開されており、今後市街地再開発事業などが進められる予定です。



八雲神社



新旧岩淵水門（青水門・赤水門）



沿川の工場

職と生活

- 交通結節点となる JR 埼京線・京浜東北線など 5 路線が通る赤羽駅、東京メトロ南北線の赤羽岩淵駅、志茂駅が立地していることで、地区内の多くが鉄道駅から 500m の徒歩圏域に含まれており、区内外への交通利便性が高くなっています。
- 赤羽駅周辺は区内最大の商業集積地となっています。大規模な商業施設があるとともに、地域に密着した商店や飲食を中心とした商店街が集積している地区でもあり、地域住民や来街者の交流が生まれる、にぎわいのあるまちが広がっています。
- 隅田川沿川の一部地区には工場が集積しており、工業地域として区内の産業活力を創出しています。



赤羽一番街

うるおいとやすらぎ

- 荒川・隅田川・新河岸川の水辺空間に恵まれており、広い河川敷などレクリエーションや憩いの場となっています。
- 赤羽東地区の近代化のきっかけになった赤水門として親しまれている旧岩淵水門や、旧岩淵水門の老朽化に伴い整備された**岩淵水門（青水門）**があり、荒川の治水の歴史を感じられる地域資源が残っています。
- 荒川緑地の開放的な空間や赤羽体育館などがあり、スポーツ、健康づくりを身近にできる場所に恵まれています。
- 北区指定無形民俗文化財※に指定されている白酒祭（オビシャ行事）が行われる志茂熊野神社や、日光御成道の岩淵宿鎮守であった八雲神社、徳川家光より寺領として 10 石余を賜っていた宝幢院、鎌倉時代に開創された志茂地区の代表的な寺院である西**蓮**寺など、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が残っています。



熊野神社の白酒祭

【出典】北区 HP

人と人のつながり

- 商店街を中心に、地域や大学と協働で開催される「赤羽馬鹿祭り」など、地域のつながりを活かしたにぎわいづくりが行われています。



赤羽馬鹿祭り

(2) まちづくりの課題

- ・近年、工場の移転に伴い、跡地に集合住宅などが建設され、住・工が調和した土地利用の誘導やまちなみの形成が求められています。
- ・地区内の東西を結ぶバス路線がないことから、地区内における交通利便性の向上が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・河川の水辺空間は、生物の生息空間にもなっており、生物多様性の視点からも貴重な環境となっているため、水辺空間の保全・活用を進めていく必要があります。
- ・まちの歴史・文化資源を、住民との協働により保全・活用しながら、次世代に継承していく必要があります。
- ・古くから住んでいる住民とマンションなどに移住してきた新住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティの形成を図ることで、災害時の助け合いやにぎわいづくりを支える地域のつながりを強めることが求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・志茂地区などの木造住宅密集地域が残る地区では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる燃え広がらないまちづくりや、震災時に避難路となる主要な道路の沿道建築物の不燃化などによる安全性の確保が求められており、継続的に防災まちづくりを進める必要があります。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、大規模水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。

(3) まちの将来像

利便性の高い、安心してくらせるにぎわいのあるまち

「赤羽東」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・ 鉄道駅の利便性を最大限に発揮するために、鉄道駅周辺のまちづくりを展開し、駅を中心とした利便性の高い市街地の形成を目指します。
- ・ 地域に密着した商店街や、隅田川沿いなどに地域産業の活力となる工場が立地することから、住・商・工の複合的な活気のある市街地の形成を目指します。
- ・ 地区内全域に水害の危険性があり、また、志茂地区など木造住宅密集地域もあることから、災害への対応力が高い市街地の形成を目指します。

(4) 取組方針

◆土地利用

■ 赤羽駅東口地区における市街地再開発事業を契機としたまちづくり

- ・ 赤羽駅周辺において、街区化などによる都市機能の更新を図ることで、高度利用を促進し、都市中心拠点としてふさわしい利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・ 市街地再開発事業を契機とした周辺環境の整備を図るとともに、民間開発を誘導し、住宅を重点的に供給することで、居住地としても選ばれる市街地の形成を図ります。



赤羽駅周辺

■ 志茂地区のまちづくりの推進

- ・ 研究施設への転換や大学・企業間での連携などにより、先端技術を活用し、都市型産業への転換を検討しながら、既存工場の操業環境の保全と住環境との調和を進め、住・工が共存した市街地の形成を図ります。
- ・ 志茂駅周辺においては、生活利便施設などの立地を促進することで、持続的な生活を支える地区連携拠点の形成を図ります。

■ 環状7号線沿道土地利用の誘導

- ・ 沿道地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

◇おでかけ環境

■赤羽駅の安全性向上

- ・赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化を進め、安全で快適に利用できる交通結節機能の強化を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助 85 号線、補助 86 号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- ・放射 10 号線の未整備区間は、望ましい整備の在り方について検討します。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・赤羽駅や赤羽岩淵駅、志茂駅周辺などにおいては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■民間開発事業による良好な公共空地の整備促進

- ・赤羽駅東口地区における市街地再開発事業など、民間事業者による開発と連携した良好な公共空地の整備を進めます。

■荒川緑地の活用

- ・新荒川大橋野球場やバーベキュー広場など、開放的なレクリエーション空間としての活用を促進することで、水辺やみどりを活かした交流とにぎわいを育む環境を形成します。
- ・水質改善やみどりの適切な管理により、生物多様性の保全を図るとともに、北区・子どもの水辺などに代表される、自然体験や環境教育の場としての活用を促進します。



自然体験や環境教育の場

■隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進

- ・景観形成重点地区である隅田川沿川地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、水辺の開放感と歴史を感じる豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観の保全・形成を促進します。

■みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進

- ・住民などによるみどりの維持管理や緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■沿川における散策ネットワークの形成

- ・河川沿川の散策路の整備を推進するとともに、鉄道駅からのアクセス路の歩行環境の整備を進めることで、荒川や隅田川の水辺を活かした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

【出典】 co-toiro iwabuchi



宿場町まるしえ

◇住環境

■商店街の空き店舗を活用したにぎわいづくり

- ・赤羽駅周辺などの商店街においては、空き店舗などを活用した開業促進や、地域交流の場の形成による居場所づくりを進めることで、商店街の活性化を図ります。



地域交流の場（コトイロ）

■赤羽中学校跡地を活用した医療・福祉施設の整備の推進

- ・学校施設跡地利活用計画に基づき、赤羽中学校跡地の用地を活用した、医療・福祉施設の整備を推進し、誰もが安心して生活できる生活環境の形成を図ります。

■赤羽駅周辺のまちづくりと連動した赤羽小学校の検討

- ・市街地再開発事業など、まちづくりの事業化の動きに**あわせて**、地域の拠点施設である赤羽小学校について、教育環境の確保とまちづくりの推進の両面から、そのあり方を検討します。

■赤羽駅周辺の公共施設の効率的な更新の検討

- ・赤羽会館など駅周辺の大規模公共施設は経年による老朽化などを迎えていることから、各施設の特性などを十分に踏まえたうえで、効率的な更新などについて検討します。

■施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みの推進

- ・「北区神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校全体構想」に基づく施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みを推進し、快適な教育環境の形成を図ります。

◇環境共生

■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・荒川、隅田川、新河岸川の水辺環境や公園・緑地の保全などにより、まとまりのあるみどりの確保・創出を図ることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・河川などの適切な維持管理による水辺の涼しさを活かしたクールスポットの形成を進めるとともに、街路樹による歩道の緑陰確保などにより、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質改善やみどりの適切な維持管理を促進し、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■環境に配慮した清掃工場の建替えの推進

- ・「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」に基づく北清掃工場の建替え事業は、同組合と連携し、周辺の住環境との調和を図ります。



北清掃工場

■カーシェアリングやシェアサイクルの導入促進

- ・鉄道駅周辺などにおいて、民間事業者などと協力しながら、カーシェアリングやシェアサイクルの導入を促進し、環境負荷の低い移動環境の形成を図ります。

■遊休地を活用したポケットパークなどによるにぎわいづくり

- ・鉄道駅や商店街の周辺において、遊休地を時限的なポケットパーク※などとして活用するなど、新たなまちのにぎわいづくりを進めます。

◇災害対応

■志茂地区の防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域が残る地区における建築物の不燃化・耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・木造住宅密集地域の主要生活道路など、モデル事業としての狭い道路における無電柱化を進め、安全な避難路の確保を図ります。
- ・防災街区整備地区計画に基づき、適切な土地利用を誘導し、地区特性に応じた快適で安全な市街地の形成を図ります。また、防災街区整備事業※による共同建替えを進め、安全な市街地の形成を図ります。
- ・都市防災不燃化促進事業※などによる地区防災道路沿道の建築物の耐火構造への更新を促進することで、安全な市街地の形成を図ります。



防災街区整備事業区域

■補助 86 号線の整備

- ・延焼遮断帯の形成、災害時における安全な避難路の確保、緊急車両の通路確保による円滑な救助・救援活動及び大規模水害時の台地部への避難などを可能にするため、整備を促進します。
- ・道路事業に~~あ~~わせて、都市防災不燃化促進事業などによる沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を進めます。

■水害対策の推進

- ・荒川における高規格堤防整備事業及び隅田川におけるスーパー堤防整備事業を促進し、水害への対応力を高めるとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・低地部における大規模水害時の対応として、既施設設及び新たに建設予定の施設などに対し、水害時垂直避難施設の確保を促進します。
- ・洪水から荒川下流の人々のくらしを守ってきた、歴史的な価値もある旧岩淵水門や、荒川流域の交流拠点でもある荒川知水資料館（アモア）などを活用し、水害に関する普及啓発活動を進めます。
- ・隣接区とも連携しながら、水害時に安全に避難できる適切な避難場所について検討します。

■防災船着場の整備

- ・防災船着場の整備を進めるとともに、災害時の円滑な利用に向け、平時からの利用を促進することで、災害時にも安定した水上輸送路の確保を図ります。

■避難路・輸送路の確保

- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。

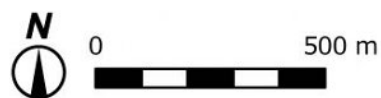
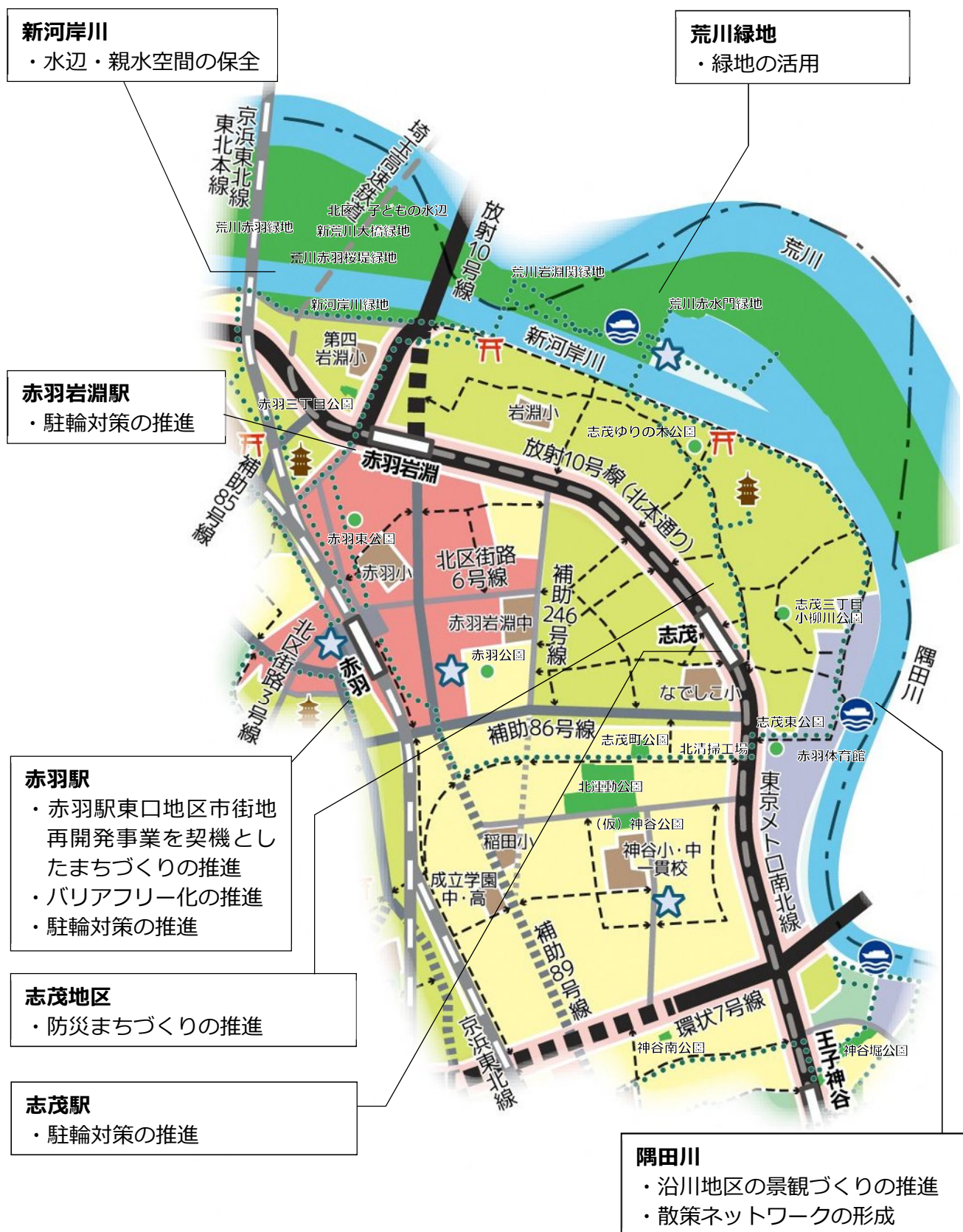


荒川緑地と防災船着場

赤羽東地区まちづくり方針図

【将来像】

利便性の高い、安心してくらせるにぎわいのあるまち「赤羽東」



◆土地利用 ■赤羽駅東口地区における市街地再開発事業を契機としたまちづくり ■志茂地区のまちづくりの推進 ■環状7号線沿道土地利用の誘導
◇おでかけ環境 ■赤羽駅の安全性向上 ■道路整備の推進 ■総合的な駐輪対策の推進
◇交流を育む魅力 ■民間開発事業による良好な公共空地の整備促進 ■荒川緑地の活用 ■隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進 ■みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進 ■沿川における散策ネットワークの形成
◇住環境 ■商店街の空き店舗を活用したにぎわいづくり ■赤羽中学校跡地を活用した医療・福祉施設の整備の促進 ■赤羽駅周辺のまちづくりと連動した赤羽小学校の検討 ■赤羽駅周辺の公共施設の効率的な更新の検討 ■施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みの推進
◇環境共生 ■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和 ■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全 ■環境に配慮した清掃工場の建替えの推進 ■カーシェアリングやシェアサイクルの導入促進 ■遊休地を活用したポケットパークなどによるにぎわいづくり
◇災害対応 ■志茂地区の防災まちづくりの推進 ■補助86号線の整備 ■水害対策の推進 ■防災船着場の整備 ■避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

- 都市機能集積ゾーン
- 居住ゾーン（中高層）
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 産業保全ゾーン
- 教育施設
- 水辺空間

鉄道

- JR
- 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー

道路

- 完成・事業中 未整備
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 主要生活道路

地域資源

- 文化・社会教育施設
- 寺院
- 神社
- 公共防災船着場
- 公園・緑地
- 水辺空間
- 散策のネットワーク

5-6 赤羽西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけて、生産年齢人口が 5.1%減少しており、働き盛りの世代が減少しています。
- ・ 区内でも高齢化率が 29.8%と高くなっており、高齢者人口が増加傾向にあります。
- ・ 2028 年以降、人口も世帯数も減少傾向に転じると見込まれています。

なりたち

- ・ 古くからの農村地であり、巨大都市江戸を支える野菜生産地でした。
- ・ 明治時代に赤羽駅が開設されたことをきっかけに、市街化が進みました。その後、多くの軍事施設が立地し、赤羽駅の利用者が増え、商店街が形成されました。
- ・ 関東大震災後には市街化が加速し、木造住宅密集地域が形成される一方、西が丘では土地区画整理事業が行われ、良好な都市基盤が整備されました。
- ・ 戦後には、軍事施設跡地に大規模団地や公園・公共施設などが整備されました。この時期に建設された、UR 赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの大規模団地の建替えが進んでいます。
- ・ 赤羽駅西口では、駅前の木造密集地域において、市街地再開発事業が行われ、駅前広場などの基盤が整備されました。また、北赤羽駅赤羽口でも埼京線の開通にあわせて、市街地再開発事業が行われ、基盤整備が行われました。
- ・ 近年では、UR 赤羽台団地とともに建設された赤羽台中学校の跡地を中心に、東洋大学赤羽台キャンパスが建設されました。また、西が丘においては、公共施設用地に味の素ナショナルトレーニングセンターなどスポーツ施設が建設されました。



ふるさと農家体験館



赤羽緑道公園



静勝寺



稲付の餅搗唄

【出典】北区 HP

職と生活

- 交通結節点となる JR 埼京線・京浜東北線など 5 路線が通る赤羽駅、JR 埼京線の北赤羽駅があり、都心への交通利便性が高くなっています。
- 赤羽駅前には再開発事業により誘致された大規模商業施設が立地するとともに、地域に密着した商店街が集積しています。



赤羽駅西口

うるおいとやすらぎ

- 赤羽自然観察公園、桐ヶ丘中央公園、清水坂公園など、大規模な公園が立地するとともに、赤羽緑道公園や赤羽台公園、UR 赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地内の緑地などみどり豊かな環境となっています。
- 稲付城跡に建立された静勝寺や、赤羽根村、下村、袋村、岩淵宿、稲付村（現在の赤羽、志茂、赤羽北、岩淵、赤羽西）の総鎮守であった赤羽八幡神社など、太田道灌※とのゆかりの深い寺社があります。
- かつての上野東照宮の本殿が移築されたと伝えられる香取神社、徳川家光の御朱印を賜った法真寺などがあり、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が残っています。
- 赤羽自然観察公園には、北区指定文化財である旧松澤家住宅が移築復原され、かつての農村風景を再現した体験学習施設として活用されています。
- 2001 年に国立スポーツ科学センター、2008 年に味の素ナショナルトレーニングセンター、2019 年にはナショナルトレーニングセンター・イーストが建設され、ハイパフォーマンススポーツセンターとして日本のトップアスリートが集まる施設となっています。



清水坂公園



ナショナルトレーニングセンター・イースト

人と人のつながり

- 自然ふれあい情報館や赤羽自然観察公園など、子どもの頃から自然を学べる環境が整っています。
- ふるさと農家体験館では、伝統行事や昔あそび体験など、多様な取組みが行われています。
- 東洋大学と連携した地域のにぎわいづくりが行われています。
- 道観山稲荷神社では、2 月の初午の日に江戸時代から伝わる北区指定無形民俗文化財の「稲付の餅搗唄」が披露されるなど、地域特有の風習が残っています。

(2) まちづくりの課題

- ・ 東洋大学との連携の促進や赤羽台東小学校跡地の活用などにより、子育てや教育環境の更なる充実が求められています。
- ・ 交通結節点である赤羽駅までの交通手段の充実が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・ UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地などの大規模団地の更新に伴う公共も含めた生活利便施設の集積やオープンスペースの整備などによる良好な生活環境の形成が求められています。
- ・ 公園や緑地の保全を図るとともに、新規整備や再整備を進めていくことが重要です。
- ・ 地域特有の文化を、地域活性化に向けて保全・活用するとともに、次世代に継承していくことが必要です。
- ・ 商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・ 国立スポーツ科学センターと味の素ナショナルトレーニングセンターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を活かし、トップアスリートと地域の子どもの交流の機会を創出するとともに、公園や緑道、道路などを活かして運動を通じた健康づくりができる環境づくりが重要です。

(3) まちの将来像

快適な住まいと豊かな自然にめぐまれた、でかけたくなるまち 「赤羽西」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・ UR 赤羽台団地や都営桐ヶ丘団地などの更新が進む集合住宅や、良好なまちなみが形成された西が丘地区などそれぞれのライフスタイルに応じた快適な暮らしができる住環境の形成を目指します。
- ・ 豊かな自然環境や公園とスポーツ施設などを活かした身近に健康づくりができる市街地の形成を目指します。
- ・ 赤羽駅の利便性を活かし、鉄道駅を中心とした地域内外への利便性の高い市街地の形成を目指します。

(4) 取組方針

◆土地利用

■UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新を契機とした地区連携拠点の形成

- ・ UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新による良好な住宅ストックの活用・再生を促進するとともに、生活利便施設や公共サービスの集積を図ることで地区連携拠点の形成を図ります。



都営桐ヶ丘団地

■赤羽台東小学校跡地の活用

- ・ 赤羽駅からの近接性を活かした、子どもや教育に関連する複合施設の整備を進めるとともに、都市中心拠点としてふさわしいにぎわいづくりを進めます。
- ・ 東洋大学や UR 都市機構との連携を図りつつ、必要に応じて赤羽台地区地区計画の見直しも視野に入れながら、一体的な土地利用を促進します。



東洋大学赤羽台キャンパス【提供：東洋大学】

■環状7号線沿道土地利用の誘導

- ・ 沿道地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

◇おでかけ環境

■赤羽駅の安全性向上

- ・ 赤羽駅及びその周辺のバリアフリー化を進め、安全で快適に利用できる交通結節機能の強化を図ります。

■北赤羽駅周辺のバリアフリー化

- ・ 北赤羽駅赤羽口においては、バリアフリー化を促進し、より安全で快適な交通環境の形成を図ります。

■道路整備の推進

- ・ 補助73号線、補助83号線、補助85号線、補助86号線、補助243号線、北区画街路3号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- ・ 道路の拡幅整備にあわせて、道路管理者や交通管理者と連携しながら、歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めます。

■赤羽駅周辺の駐輪対策の推進

- ・ 赤羽駅周辺においては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■大規模団地の更新と一体となった公園の整備

- ・UR 赤羽台団地、都営桐ケ丘団地の更新にあわせた（仮称）赤羽台けやき公園や桐ケ丘中央公園の整備を進めることで、地域住民の憩いと交流の場となるみどり環境の形成を図ります。

■赤羽自然観察公園・清水坂公園の活用

- ・赤羽自然観察公園内ふるさと農家体験館での伝統行事や昔あそび体験、清水坂公園の自然ふれあい情報館など、子どもの頃から自然を学べる環境づくりなどの多様な取組みを進めます。



憩いと交流の場となる公園

■荒川緑地の活用

- ・新荒川大橋野球場やサッカー場など、開放的なレクリエーション空間としての活用を促進することで、水辺やみどりを活かした交流とにぎわいを育む環境を形成します。
- ・水質改善やみどりの適切な管理により、生物多様性の保全を図るとともに、北区・子どもの水辺などに代表される、自然体験や環境教育の場としての活用を促進します。

■西が丘地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・景観形成重点地区である西が丘地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、良好な住環境の保全を促進するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。



景観形成重点地区

◇住環境

■UR 赤羽台団地、都営桐ケ丘団地の更新にあわせた生活利便施設の導入

- ・建替えにより創出される用地への商業・医療・福祉などの生活利便施設の導入を促進し、良好な生活環境の形成を図ります。

■高齢者も安心して生活できる住環境の整備

- ・区営シルバーピアや公営住宅などの良好なストックの有効活用や適切な維持管理、防災・防犯性の向上など、高齢者も安心して生活できる住環境の形成を図ります。



シルバーピア赤羽北

■無電柱化事業の推進

- ・北区画街路3号線の整備にあわせた無電柱化を推進し、沿道の建物や街路樹が映えるまちなみを創出します。

◇環境共生

■緑地の保全・創出によるヒートアイランド現象の緩和

- ・崖線のみどりや大規模公園などの緑地の保全・創出を進めることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・崖線などと一体的なみどりを形成する街路樹の整備・更新などにより、連続的な緑陰を確保することで、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全

- ・新河岸川の水質改善やみどりの適切な維持管理を**促進し**、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

◇災害対応

■木造住宅密集地域の改善

- ・十条北地区などの木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を図るとともに、公園や道路の整備を推進し、空地を確保することで安全な市街地の形成を図ります。

■補助 86 号線の整備

- ・延焼遮断帯の形成、災害時における安全な避難路の確保、緊急車両の通路確保による円滑な救助・救援活動及び大規模水害時の台地部への避難などを可能にするため、整備を促進します。
- ・道路事業に**あわせて**、都市防災不燃化促進事業などによる沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を進めます。

■幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進

- ・補助 73 号線、補助 83 号線においては、都市防災不燃化促進事業などによる沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯や安全な避難路の形成を図ります。

■土砂災害対策の推進

- ・崖線周辺などの土砂災害の危険性のある地区においては、危険性や避難路・避難場所を周知するとともに、崖や擁壁の安全対策を進め安全な市街地の形成を図ります。



赤羽並木通りの桜並木

■避難路・輸送路の確保

- ・北区画街路 3 号線の整備に**あわせて**無電柱化を推進し、災害時の避難・救護活動を遮らない安全な市街地の形成を図ります。
- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。

赤羽西地区まちづくり方針図

【将来像】

快適な住まいと豊かな自然にめぐまれた、でかけたくなるまち
「赤羽西」



◆土地利用 ■UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新を契機とした地区連携拠点の形成 ■赤羽台東小学校跡地の活用 ■環状7号線沿道土地利用の誘導
◇おでかけ環境 ■赤羽駅の安全性向上 ■北赤羽駅周辺のバリアフリー化 ■道路整備の推進 ■赤羽駅周辺の駐輪対策の推進
◇交流を育む魅力 ■大規模団地の更新と一体となった公園の整備 ■荒川緑地の活用 ■赤羽自然観察公園・清水坂公園の活用 ■西が丘地区の良好なまちなみの保全・形成
◇住環境 ■UR 赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地の更新にあわせた生活利便施設の導入 ■高齢者も安心して生活できる住環境の整備 ■無電柱化事業の推進
◇環境共生 ■緑地の保全・創出によるヒートアイランド現象の緩和 ■新河岸川の水辺空間・親水空間の保全
◇災害対応 ■木造住宅密集地域の改善 ■補助86号線の整備 ■幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進 ■土砂災害対策の推進 ■避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

- 都市機能集積ゾーン
- 居住ゾーン（中高層）
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 産業保全ゾーン
- 教育施設

鉄道

- JR
- 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー

道路

- | | | |
|---|--|--------|
| 完成・事業中 | 未整備 | |
| | | 主要幹線道路 |
| | | 幹線道路 |
| | | 地区幹線道路 |
| | | 主要生活道路 |

地域資源

- 文化・社会教育施設
- 寺院
- 神社
- 公共防災船着場
- 公園・緑地
- 水辺空間
- 散策のネットワーク

5-7 王子東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年からの人口増加率が北区全体と比較してやや低く、特に生産年齢人口は 1.9% 減少しており、働き盛りの世代がわずかながら減少しています。
- ・ 高齢者人口割合は北区全体の平均よりわずかに高く、26.6%となっており、また、2006 年からの高齢者人口増加率が北区全体と比較しても高くなっています。
- ・ 世帯構成は北区全体とほぼ同様の傾向であり、平均的な北区の世帯構成といえます。
- ・ 2023 年以降、人口は減少に転じると見込まれています。
- ・ 2028 年まで年少人口、世帯数は増加が見込まれています。

なりたち

- ・ 江戸時代には、飛鳥山が江戸近郊の行楽地として親しまれました。その他の地域では水田が広がっていました。
- ・ 明治時代に王子駅が開設され、市街化の基礎が築かれていきました。
- ・ 1873 年に渋沢栄一翁が抄紙会社（後の王子製紙会社）を創設すると、隅田川や石神井川の豊富な水資源があることなどから、製紙業の工場をはじめ、様々な工場が立ち並び、発展していきました。
- ・ 関東大震災後の市街化では土地区画整理事業が行われた区域がありました。戦時中は大規模な空襲で大きな被害が出ましたが、戦後には戦災復興土地区画整理事業が行われ都市基盤の整備が進むとともに、高度成長期には「城北工業地帯」の一画として再び栄えていきました。
- ・ 昭和後期には、工場の郊外移転に伴う住宅建設が多く見られるようになりました。
- ・ 1991 年には、地下鉄南北線が開通し、交通利便性が高まりました。また、2002 年には首都高速道路王子線の本線が供用開始され、高速バスによる新たな交通ネットワークの形成が始まり、2015 年には、首都高速道路王子線の王子南出入口が供用開始され、区外への交通利便性が高まりました。
- ・ 近年では、「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」を策定し、王子駅周辺におけるまちづくりの具体化が進んでいます。



都電のある風景



隅田川



王子駅周辺



職と生活

- 王子駅は、JR 京浜東北線、東京メトロ南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）の3路線が乗り入れるとともに、高速も含めて多くのバス路線が集積する、北区の交通結節点となっています。
- 地域に密着した個性豊かな商店街があり、さまざまな取組みが行われています。
- 王子駅周辺は、公共施設や業務施設が多く立地する拠点となっています。
- 河川沿いに大規模工場が立地しています。

うるおいとやすらぎ

- 荒川・隅田川河川敷に広がる緑地や、石神井川の水辺空間など、水辺やみどりにめぐまれた環境が広がっています。
- 飛鳥山公園は江戸時代から桜の名所として知られ、明治時代には日本初の太政官公園となりました。また、日本資本主義の父と称される渋沢栄一翁終焉の地でもあります。
- 豊島馬場遺跡公園には、古墳時代の初め頃につくられた集落の遺跡があります。
- 中世の豪族、豊島清光[※]が娘の冥福を祈り建立したとされる清光寺や、紀州熊野の住民であった鈴木重尚[※]が豊島氏とともに王子村に勧請し、後に今の場所に移されたとされる紀州神社、豊島清泰（豊島清光の子）を祀っているとされる若宮八幡神社など、豊島氏とのゆかりの深い寺社が数多くあります。
- 江戸六阿弥陀巡礼の一番目として知られる西福寺、大晦日の夜、王子稻荷に参拝する狐が[※]衣裳を整える榎の木（装束榎）が社名の由来となっている装束稲荷神社、十二天塚があることから十二社と呼ばれていた船方神社など、まちの歴史や文化を感じられる地域資源が地元の人々によって受け継がれています。
- 日本最初の教科書図書館であり、[※]建物が北区指定文化財となっている東書文庫があります。



東書文庫

人と人のつながり

- 地域密着型の商店街などがあり、日常的な暮らしの中に溶け込んでいるなど、人と人のつながりの強いまちとなっています。
- 中学校跡地を活用したココキタ[※]などでは、文化芸術活動を通じた地域住民同士による交流が行われています。



文化芸術活動拠点（ココキタ）

（２）まちづくりの課題

- ・ 北区役所新庁舎の整備を契機として、高い交通結節機能を活かしたにぎわいの創出を進めていくことが求められています。
- ・ 大規模工場と住居の共存を図り、地域に根付いた産業を継承していく必要があります。
- ・ 王子駅周辺のまちづくりにあわせた、交通結節機能の更なる強化や王子駅を中心とした地域の回遊性向上が求められています。
- ・ 水辺やみどりにめぐまれた環境を保全・整備するとともに、その空間を活用していくことが求められています。
- ・ 地区内に数多く残る史跡などの歴史・文化を活かしたまちづくりを展開するとともに、次世代に継承し、あわせてその魅力を区内外に発信していく必要があります。
- ・ 商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・ 豊島や堀船などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

（３）まちの将来像

多様な機能が集積する、交流のあるまち「王子東」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・ **公共・業務機能の集積や地域に密着した商店街**が見られることから、王子駅などの交通結節機能をより強化することで、鉄道駅を中心とした多様な機能が集積する市街地の形成を目指します。
- ・ 交通結節点として多くの人が集まることから、業務目的だけでなく、地域の自然環境や歴史・文化を活かした交流による新たな価値が創出される市街地の形成を目指します。

（４）取組方針

◆土地利用

■王子駅周辺まちづくりの推進

- ・ **「王子駅周辺まちづくりグランドデザイン」**に基づくまちづくりを推進し、商業・業務を中心としつつ、住宅なども含む複合的な機能が集積する都市中心拠点としてふさわしいにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・ 王子駅周辺まちづくりを契機とした、高度利用の促進や民間開発の誘導を進め、都市機能の更新を図ることで、にぎわいを創出します。

- 新庁舎の整備を契機としたにぎわいづくり
 - ・誰もが安全・快適に利用できる、北区のシンボルとなる新庁舎の整備を図ります。また、新庁舎の整備を契機とした交流の促進やにぎわいの創出を図ります。
- 豊島地区における良好な土地利用の誘導
 - ・地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、産業機能と居住機能が共存する複合的な市街地の形成を図ります。
- 環状7号線沿道土地利用の誘導
 - ・沿道地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

◇おでかけ環境

- 王子駅周辺の交通結節機能の強化や回遊性の向上
 - ・周辺街区の機能更新にあわせた駅前広場の整備や鉄道駅の利便性向上を促進し、交通結節機能を強化するとともに、駅周辺の歩行者空間の拡充などにより王子駅を中心とした回遊性を高めることで、歩きたくなる環境整備を推進し快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- 王子駅周辺の駐輪対策の推進
 - ・民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。
- 王子駅周辺のバリアフリー化
 - ・王子駅周辺におけるバリアフリー化を推進することで、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。
 - ・新庁舎の整備にあわせて、周辺環境のバリアフリー化を行い、王子駅から新庁舎まで誰もが安心して移動できる歩行環境の整備を図ります。
- 東十条駅周辺のバリアフリー化
 - ・東十条駅周辺におけるバリアフリー化を推進することで、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。
- 東十条駅周辺の整備
 - ・旧下十条運転区跡地を含む東十条駅周辺の整備を促進し、安全で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- 道路整備の推進
 - ・補助88号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- 橋梁の架替の推進
 - ・隅田川の新田橋、石神井川整備工事にあわせて新柳橋、豊石橋、新堀橋などの橋梁の架替整備事業の推進を図ります。

◇交流を育む魅力

- みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進
 - ・住民や事業所などによるみどりの維持管理や緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

- 公園・緑地の整備の推進

- ・柳田公園などの公園や緑地の保全や整備を推進するとともに更なる公園・緑地の確保を図ります。

- 飛鳥山公園の整備・更新の推進

- ・北区を代表し、**渋沢栄一翁**にゆかりの深い飛鳥山公園の整備・更新を推進し、みどりや歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図ります。



飛鳥山公園



渋沢史料館

- 東十条一丁目地区、東十条二丁目地区における緑化の推進

- ・緑化推進モデル地区に指定しており、緑化を促進することでみどり豊かな地区の形成を図ります。

- 荒川河川敷の整備の推進

- ・荒川緑地（豊島ブロック）の整備に向けた基本計画を策定し、隅田川の水辺との一体的な活用など、良好な水辺空間の形成を図ります。

- 廃線跡地の遊歩道の整備

- ・旧北王子支線跡地に遊歩道を整備し、鉄道の**名残をとどめる**産業遺産としても活用を図ります。

- 隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進

- ・景観形成重点地区である隅田川沿川地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、水辺の開放感と歴史を感じる豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観の保全・形成を促進します。

- 沿川における散策ネットワークの形成

- ・河川沿川の散策路の整備を推進するとともに、鉄道駅からのアクセス路の歩行環境の整備を進めることで、荒川、隅田川や石神井川の水辺を活かした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

◇住環境

- 高齢者も安心して生活できる住環境の整備

- ・福祉施設の整備を促進するとともに、良好な住宅ストックの有効活用や適切な維持管理、防災・防犯性の向上など、高齢者も安心して生活できる住環境の形成を図ります。

- 無電柱化事業の推進

- ・王子駅周辺のまちづくりや補助 85 号線（王子警察署・豊島公園前）など既存道路の再整備など**に**あわせた無電柱化を推進し、沿道の建物や街路樹が映えるまちなみを創出します。

◇環境共生

■ 土壌汚染対策の普及・啓発

- ・エコベルデ※における土壌汚染対策やみどりをはじめとした自然環境に関する情報の普及・啓発、学習講座の実施などを推進し、環境と共生したまちづくりに向けた区民の理解促進を図ります。

■ 石神井川的环境保全

- ・石神井川の水質改善やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■ 水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・荒川、隅田川、石神井川などの水辺や緑地の保全・創出を進めることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・石神井川沿川などにおける緑陰を確保することで、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■ 防災拠点の整備

- ・新庁舎の整備においては、防災拠点として、災害対策機能を有するとともに、発災後の生活に必要な行政機能が継続できる環境づくりを図ります。また、低地に立地することから、水害発生を想定した機能配置を図ります。
- ・東十条地区においては、東十条小学校、区民センター、総合病院が集積する特性を活かした、各施設の連携による防災拠点としての活用について検討します。
- ・災害が発生した際に災害ボランティアセンターの設置候補地となっているエコベルデにおいては、平時においても防災訓練などの場として活用を図ります。

■ 木造住宅密集地域の改善

- ・豊島地区や堀船地区などの木造住宅密集地域においては、**不燃化・耐震化**を促進するとともに避難路や緊急車両の通行路の確保を進め、安全な市街地の形成を図ります。

■ 水害対策の推進

- ・荒川における高規格堤防整備事業及び隅田川におけるスーパー堤防整備事業を促進し、水害への対応力を高めるとともに、その機会を活用した親水空間の整備を進め、魅力ある水辺空間の形成を図ります。
- ・低地部における大規模水害時の対応として、既設施設及び新たに建設予定の施設などに対し、水害時垂直避難施設の確保を促進します。
- ・隣接区とも連携しながら、水害時に安全に避難できる、適切な避難場所について検討します。

■ 防災船着場の平時からの活用

- ・防災船着場は、平時からの利用を促進することで、災害時にも安定した水上輸送路の確保を図ります。

■ 避難路・輸送路の確保

- ・王子駅周辺のまちづくりや補助 85 号線（王子警察署・豊島公園前）など既存道路の再整備などにあわせた無電柱化を進めます。
- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。

王子東地区まちづくり方針図

【将来像】

多様な機能が集積する、交流のあるまち「王子東」



◆土地利用 ■ 王子駅周辺まちづくりの推進 ■ 新庁舎の整備を契機としたにぎわいづくり ■ 豊島地区における良好な土地利用の誘導 ■ 環状7号線沿道土地利用の誘導
◇おでかけ環境 ■ 王子駅周辺の交通結節機能の強化や回遊性の向上 ■ 王子駅周辺の駐輪対策の推進 ■ 王子駅周辺のバリアフリー化 ■ 東十条駅周辺のバリアフリー化 ■ 東十条駅周辺の整備 ■ 道路整備の推進 ■ 橋梁の架替の推進
◇交流を育む魅力 ■ みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進 ■ 公園・緑地の整備の推進 ■ 飛鳥山公園の整備・更新の推進 ■ 東十条一丁目地区、東十条二丁目地区における緑化の推進 ■ 荒川河川敷の整備の推進 ■ 廃線跡地の遊歩道の整備 ■ 隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進 ■ 沿川における散策ネットワークの形成
◇住環境 ■ 高齢者も安心して生活できる住環境の整備 ■ 無電柱化事業の推進
◇環境共生 ■ 土壌汚染対策の普及・啓発 ■ 石神井川の環境保全 ■ 水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和
◇災害対応 ■ 防災拠点の整備 ■ 木造住宅密集地域の改善 ■ 水害対策の推進 ■ 防災船着場の平時からの活用 ■ 避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

-  都市機能集積ゾーン
-  居住ゾーン（中高層）
-  複合共生ゾーン
-  居住ゾーン（低中層）
-  幹線道路沿道ゾーン
-  産業保全ゾーン
-  教育施設
-  水辺空間

鉄道

-  JR
-  東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
-  東京さくらトラム（都電荒川線）

道路

- 完成・事業中 未整備
-   主要幹線道路
-   幹線道路
-   地区幹線道路
-  主要生活道路
-  首都高速道路

地域資源

-  文化・社会教育施設
-  寺院
-  神社
-  公共防災船着場
-  公園・緑地
-  水辺空間
-  散策のネットワーク

5－8 王子西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年からの人口増加率が、北区全体と比較して低く、特に働き盛りの世代である生産年齢人口は 2.1%減少しています。
- ・ 単独世帯が半数を超え、北区全体と比較して多い一方で、子どもがいる世帯や夫婦のみ世帯が少なくなっています。
- ・ 2023 年以降、人口は減少に転じると見込まれています。
- ・ 2023 年まで世帯数、2028 年まで年少人口は増加が見込まれています。

なりたち

- ・ 江戸時代に日光御成道が整備され、不動の滝をはじめとする王子七滝は、江戸近郊の行楽地として親しまれてきました。
- ・ 明治時代には十条駅が開設され、市街化の基礎が築かれていきました。軍事施設や工場、住宅が増え、**戦前には**十条銀座商店街なども形成されました。
- ・ 関東大震災後は市街化が加速し、木造住宅密集地域が形成され、王子駅周辺を除き、戦災を免れたため、基盤が未整備のまま今日に至っており、防災まちづくりの取り組みが行われています。
- ・ 軍用地跡には自衛隊十条駐屯地や学校などの大規模な施設が集積し、中央公園も整備されました。
- ・ **JR 埼京線十条駅付近**の連続立体交差化や駅周辺の市街地再開発事業に向けた取り組みが進められています。



音無もみじ緑地



篠原演芸場



王子稲荷神社

王子西
地区



王子神社

職と生活

- JR 埼京線十条駅、JR 京浜東北線東十条駅を中心として商店街が集積した地区であり、2路線が利用できる交通利便性が高い地区となっています。
- 商店街が集積しており、地域に愛される身近な買い物環境が形成されています。

うるおいとやすらぎ

- 緑豊かな中央公園、音無親水公園、名主の滝公園、清水坂公園、石神井川の水辺空間と四季折々の自然が楽しめる公園が多数立地しています。また、中央公園には北区指定文化財である赤羽台第3号古墳石室が移設されています。
- 中世の熊野信仰の拠点であり「王子」の地名の由来となった王子神社、門前に鎌倉街道の地蔵様と呼ばれる地蔵尊がある地蔵寺、江戸時代より親しまれ、関東稲荷総社の格式を持つ王子稲荷神社など、古くから親しまれてきた多くの寺社があります。
- 江戸時代には境内が不動の滝の行楽客で賑わった正受院、新選組の近藤勇及びその隊士を弔う寺として知られる寿徳寺など、まちの歴史を感じられる地域資源が残っています。
- 中世芸能を今に伝える、全国的にも稀有な北区指定無形民俗文化財「王子田楽舞」や、北区の年末の恒例となっている「狐の行列」、「十条富士神社大祭（お富士さん）」など、地域に根付いた行事が数多く行われているほか、23区内では数少ない大衆演劇場のひとつである篠原演芸場は、多くのファンに支えられています。
- 東京都障害者総合スポーツセンターが立地しており、障害があっても、スポーツを楽しめる環境があります。



王子神社田楽舞

人と人のつながり

- 地域密着型の商店街などがあり、日常的な暮らしの中に溶け込んでいるなど、人と人のつながりの強いまちとなっています。
- 複数の大学が立地しており、十条銀座商店街などと連携した取組みなどが行われています。
- 北区役所や中央公園文化センター、図書館が立地しており、日常生活の利便性が高くなっています。



中央図書館

(2) まちづくりの課題

- ・地域の交通利便性や安全性の向上、地域の一体化を図るために、**JR 埼京線十条駅付近**の連続立体交差化を進めるとともに、十条駅や東十条駅を中心とした駅周辺まちづくりの推進が求められています。また、安全で快適な市街地の形成に向けて、連続立体交差化にあわせた道路整備を進める必要があります。
- ・数多く残る歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。
- ・緑豊かで四季折々の自然が楽しめるスポーツ公園の魅力を、区内外に発信していく必要があります。
- ・スポーツを通じた交流や相互理解を育み、誰もが運動を通じた健康づくりができる環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・**十条駅周辺に広がる**木造住宅密集地域では、都市計画道路や主要生活道路の整備、オープンスペースの確保、老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

(3) まちの将来像

地域に根付いた文化と、にぎわいのあるまち「王子西」

～・・・将来像の解説・・・～

- ・木造住宅密集地域の改善を進めるとともに、地域に密着した商店街や、地域で育まれてきた歴史・文化資源を活かした安全でにぎわいのある市街地の形成を目指します。
- ・豊かなみどりやスポーツが楽しめる環境を活かした、新たな交流とにぎわいが生まれる市街地の形成を目指します。

(4) 取組方針

◆土地利用

■十条駅西口地区における市街地再開発事業の推進

- ・**市街地再開発事業を契機とした高度利用を促進し**、安全で利便性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。
- ・**民間開発の誘導を進め、都市機能の更新を図ることで、にぎわいを創出します。**

■ 十条地区における良好な土地利用の誘導

- ・ 十条駅周辺に広がる木造住宅密集地域においては、地区計画に基づき幹線道路沿いの土地の適切な高度利用と不燃化を図るとともに防災まちづくりを推進し、安全性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。

■ 環状 7 号線沿道土地利用の誘導

- ・ 沿道地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と環境の整備を図ります。

■ 区庁舎跡地利活用の検討

- ・ 庁舎移転に伴う現在の区庁舎跡地については適切な利活用を図ります。

◇ おでかけ環境

■ 十条駅周辺の交通結節機能の強化

- ・ 十条駅西口地区における市街地再開発事業にあわせた駅前広場の整備を推進するとともに、駐輪場などを整備することで、快適で利便性の高い交通結節機能の形成を図ります。

■ 十条駅付近の連続立体交差化の推進

- ・ JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差化を促進するとともに、鉄道附属街路や補助 85 号線の整備を進め、安全で快適な市街地の形成を図ります。

■ 道路整備の推進

- ・ 補助 73 号線、補助 83 号線、補助 85 号線、補助 87 号線、鉄道附属街路の整備、中央図書館前道路などの拡幅、整備を推進し、安全で利便性の高い交通環境の形成を図ります。
- ・ 幹線道路などにおいては、道路管理者や交通管理者と連携しながら、歩行者が安全に通行できる環境づくりを進めます。

■ 駅周辺における駐輪対策の推進

- ・ 王子駅や十条駅周辺においては、民間事業者などとも協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■ 十条跨線橋の架替と駅前のバリアフリー化

- ・ 十条跨線橋の架替にあわせて、東十条駅前のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して利用できる交通環境の形成を図ります。

■東十条駅周辺の整備

- ・旧下十条運転区跡地を含む東十条駅周辺の整備を促進し、安全で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進

- ・民間事業者や区民による緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。

■みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進

- ・石神井川の水辺環境を保全するとともに、名主の滝公園の再生整備を推進することで、みどりと歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図ります。



中央公園

■中央公園周辺地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・景観形成重点地区である中央公園周辺地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、みどり豊かなゆとりある良好なまちなみの保全・形成を促進するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。



石神井川

■石神井川の遊歩道の整備の推進

- ・石神井川の水辺環境を保全するとともに、遊歩道の整備を推進することで王子駅を中心とした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

◇住環境

■まちづくりと連携した商店街のにぎわいづくり

- ・十条駅周辺などの商店街においては、道路整備などを契機とした更なる商店街のにぎわいづくりを促進するとともに、空き店舗などを活用した開業促進や、地域交流の場の形成による居場所づくりを進めることで、商店街の活性化を図ります。

■学校の再配置の検討

- ・小学校の再配置について検討を進め、快適な教育環境の形成を図ります。

■無電柱化事業の推進

- ・補助 87 号線や中央図書館前通りの整備、十条駅西口地区市街地再開発事業にあわせた北区画街路 7 号線の整備、J R 埼京線十条駅付近の連続立体交差化にあわせた鉄道附属街路事業などにあわせた無電柱化を推進し、沿道の建物や街路樹が映えるまちなみを創出します。

◇環境共生

■石神井川の環境保全

- ・石神井川の水質改善やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・石神井川などの水辺や緑地の保全・創出を進めることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・石神井川沿川などにおける緑陰を確保することで、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■十条地区における防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を図るとともに、道路や公園・広場の整備を推進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・上十条三・四丁目地区においては、防災街区整備地区計画に基づき、適切な土地利用などを誘導し、地区特性に応じた快適で安全な市街地の形成を図ります。

■補助 73 号線の整備

- ・延焼遮断機能の形成、災害時における安全な避難路の確保及び緊急車両の通路確保により、救助・救援活動などを円滑に行えるようにするため、整備を促進します。
- ・道路事業にあわせて、都市防災不燃化促進事業などによる沿道の不燃化を促進し、延焼遮断機能の形成を進めます。

■幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進

- ・補助 83 号線、補助 85 号線においては、都市防災不燃化促進事業などによる沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯や安全な避難路の形成を図ります。

■避難路・輸送路の確保

- ・補助 87 号線や中央図書館前通りの整備にあわせた無電柱化を推進し、災害時の避難・救護活動を遮らない安全な市街地の形成を図ります。
- ・ＪＲ埼京線十条駅付近の連続立体交差化にあわせた鉄道附属街路事業において、無電柱化を推進し、災害時の避難・救護活動を遮らない安全な市街地の形成を図ります。
- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。

王子西地区まちづくり方針図

【将来像】

地域に根付いた文化と、にぎわいのあるまち「王子西」



◆土地利用

- 十条駅西口地区における市街地再開発事業の推進
- 十条地区における良好な土地利用の誘導
- 環状 7 号線沿道土地利用の誘導
- 区庁舎跡地利活用の検討

◇おでかけ環境

- 十条駅周辺の交通結節機能の強化
- 十条駅付近の連続立体交差化の推進
- 道路整備の推進
- 駅周辺における駐輪対策の推進
- 十条跨線橋の架替と駅前のバリアフリー化
- 東十条駅周辺の整備

◇交流を育む魅力

- みどりの協定などによるまちなかの緑化の推進
- みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進
- 中央公園周辺地区の良好なまちなみの保全・形成
- 石神井川の遊歩道の整備の推進

◇住環境

- まちづくりと連携した商店街のにぎわいづくり
- 学校の再配置の検討
- 無電柱化事業の推進

◇環境共生

- 石神井川の環境保全
- 水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

◇災害対応

- 十条地区における防災まちづくりの推進
- 補助 73 号線の整備
- 幹線道路沿道における建築物の不燃化の促進
- 避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

- 都市機能集積ゾーン
- 居住ゾーン（中高層）
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 教育施設
- その他

鉄道

- JR
- 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
- 東京さくらトラム（都電荒川線）

道路

- 完成・事業中 未整備
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 主要生活道路

地域資源

- 文化・社会教育施設
- 寺院
- 神社
- 公園・緑地
- 水辺空間
- 散策のネットワーク

5-9 滝野川東地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけての人口増加率が区内でも高く、特に生産年齢人口の増加率が 15.8%と非常に高くなっており、働き盛りの世代を中心に人口が増加しています。
- ・ 区内でも単身世帯の割合が高くなっています。
- ・ 2033 年まで人口、世帯ともに増加傾向が続くと見込まれています。

なりたち

- ・ 江戸時代には、近郊の農村として田畑が広がっており、貝塚が露出していました。
- ・ 明治時代には、田端駅が開設されるとともに市街化が進み、大正時代には、鉄道操車場が整備されました。また、同時期に王子電気軌道（後の都電）が整備され、路面電車が走るまちでしたが、現在では、東京さくらトラム（都電荒川線）だけが存続しています。
- ・ 関東大震災後、人口が急増し、木造住宅密集地域が広がりました。また、戦前には、昭和町・田端新町周辺で土地区画整理事業が行われ、都市基盤の整備が進みました。
- ・ 戦後には、ものづくりが盛んになる中で、工作機械などの町工場が集積する市街地が形成されましたが近年マンションへの土地利用転換が進んでいます。
- ・ 東北新幹線の開業にあわせて、操車場が整備され、停車中の多様な新幹線が見られます。



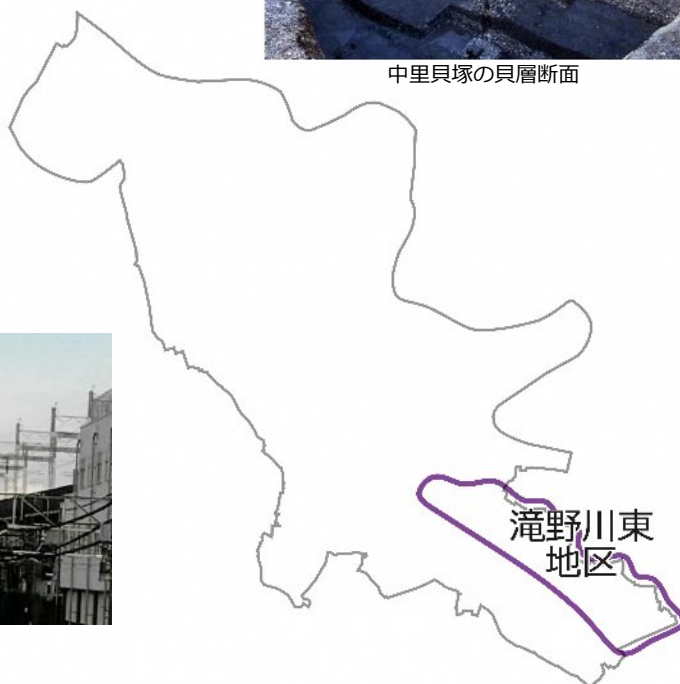
東京新幹線車両センター



中里貝塚の貝層断面



鉄道のある風景



職と生活

- 都心に近接した環境で、ほぼ全域が JR 尾久駅、上中里駅、田端駅から 500m の徒歩圏域にあり、鉄道駅へのアクセスが高くなっています。また、地区を縦断している明治通りには多くのバス路線が通り、交通利便性が一層高くなっています。
- 駅周辺や明治通り沿いには連続して商店があり、身近な生活を支えています。
- 区域の多くを占める鉄道操車場に関連した事業所が集積しており、また、明治通り沿いには機工街の趣が残る町工場や流通施設が立地しています。



明治通り

うるおいとやすらぎ

- 国指定の史跡であり、国内最大規模を誇る貝塚である中里貝塚や、太田道灌が江戸城築城の際に方除け守護神として祀った東灌森稲荷神社の赤鳥居があります。
- 東京さくらトラム（都電荒川線）が区内を走るとともに、鉄道操車場もあり、停車中の多様な新幹線など鉄道のある特徴的なまちなみや風景がみられます。



商店街と都電

人と人のつながり

- 上中里における、大人が昔遊んだ遊びを通して子どもたちをはじめとした地域交流を図る遊び場道場など、顔の見える関係づくりが行われています。
- JR 東日本の尾久車両センターや東京新幹線車両センターなど、鉄道風景を楽しめるスポットが数多くあり、例年、鉄道を通じたイベントが開催され多くの人々が参加しています。



駐輪場の上部にある電車のモニュメント

(2) まちづくりの課題

- ・ 田端駅周辺の既存の業務機能の維持を図るとともに、商業施設や住宅など、多様な機能が集積する複合拠点の育成が必要です。
- ・ 集積している既存の事業所の操業環境の保全を図り、周辺の住宅とともに住・工が共存した市街地の形成が求められています。
- ・ 地区内を縦貫する明治通りに沿ってバス路線が通っている一方で、台地に沿った鉄道や操車場により分断されていることから、西側の台地部へと移動できる東西を結ぶ動線の確保が求められています。
- ・ 地域に根付いた歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。特に中里貝塚については、その価値を広めていくことが重要です。
- ・ 商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・ 栄町や上中里などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。
- ・ 地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。

(3) まちの将来像

地域に根付いた、鉄道を中心とした多様なにぎわいのあるまち 「滝野川東」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・ 鉄道操車場に関連した事業所や、明治通り沿いの町工場や流通施設、地域のくらしを支える商店街などを活かして、地域に根付いた多様なにぎわいのある市街地の形成を目指します。
- ・ 中里貝塚などの歴史・文化資源の保存・活用や東京さくらトラム（都電荒川線）・鉄道操車場などの鉄道が映える景観を活かした魅力ある市街地の形成を目指します。

(4) 取組方針

◆土地利用

■田端駅周辺のまちづくりの推進

- ・合理的な土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積を促進し、都市中心拠点としてふさわしい活気ある良好な市街地の形成を図ります。

■鉄道操車場の長期的な土地利用方針の検討

- ・地区の多くを占める鉄道操車場の長期的な土地利用方針について検討します。



田端駅周辺

■住・工が共存したまちづくりの推進

- ・工場の操業環境の保全に配慮しつつ、住宅などへの土地利用転換に際しては適切な誘導を行い、住・工が共存する市街地の形成を図ります。

◇おでかけ環境

■尾久駅・上中里駅の交通結節機能の向上

- ・隣接する道路の拡幅整備などを契機として交通結節機能の向上を図ります。

■道路整備の推進

- ・東京さくらトラム（都電荒川線）と関連する補助 90 号線などの都市計画道路をはじめとした道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・田端駅、尾久駅、上中里駅周辺などにおいては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■田端駅周辺のバリアフリー化

- ・鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、鉄道駅周辺の道路環境のバリアフリー化も進め、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。

◇交流を育む魅力

■公園の整備・改修の推進

- ・既存の公園の改修を進めるとともに、不足する公園・緑地の確保を図ります。

■史跡を活かした環境づくりの推進

- ・国史跡である中里貝塚を活かしたまちづくりを推進し、歴史と文化を感じられる市街地の形成を図ります。

■鉄道の映えるまちなみの保全・形成

- ・東京さくらトラム（都電荒川線）や鉄道操車場などの、鉄道のある特徴的な景観資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、周辺の緑化などを促進することで、四季が感じられ、車両が映えるまちなみの保全・形成を図ります。



中里貝塚貝層剥ぎ取り標本【飛鳥山博物館】

◇住環境

■公営住宅のストック活用の推進

- ・公営住宅の長寿命化を図るとともに、良好な住宅ストックを活用し、多様なライフスタイルを支える住環境の形成を図ります。

■高齢者も安心して生活できる住環境の整備

- ・区営シルバーピアの建設を推進し、高齢者も安心して生活できる住環境の形成を図ります。

◇環境共生

■みどりの確保によるヒートアイランド現象の緩和

- ・広大な面積を占める鉄道操車場や民有地などの緑化を進めるとともに、不足している公園・緑地の整備を進めヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・街路樹の整備・更新などによる連続的な緑陰を確保することで、熱負荷を軽減し、環境と共生した市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■栄町や上中里周辺の防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域においては、老朽建築物の更新を促進するとともに、地域の災害対応力の強化を進めることで、安全な市街地の形成を図ります。

■鉄道操車場への避難路の確保

- ・避難場所となっている鉄道操車場へとアクセスする道路のバリアフリー化などによる安全な避難路の確保を図ります。



上中里さわやか橋

■浸水などを想定した東西動線の確保

- ・大規模水害などの際に西側の台地部への避難路など、安全な動線の確保を進めます。



車坂跨線人道橋エレベーター

■水害対策の推進

- ・低地部における大規模水害時の対応として、既施設設及び新たに建設予定の施設などに対し、水害時垂直避難施設の確保を促進します。
- ・隣接区とも連携しながら、水害時に安全に避難できる適切な避難場所について検討します。

■避難路・輸送路の確保

- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。



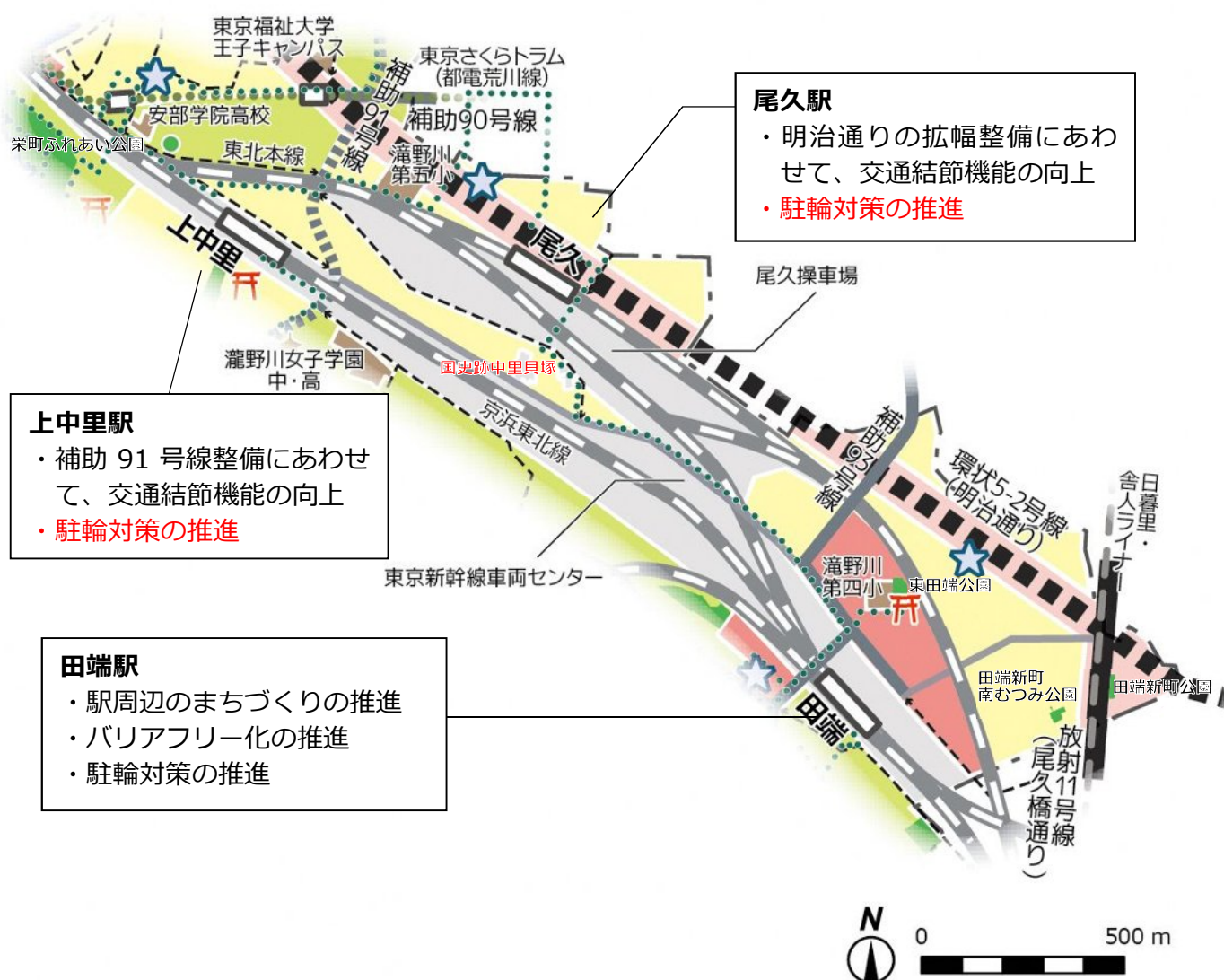
上中里さわやか橋から見る鉄道操車場

滝野川東地区まちづくり方針図

【将来像】

地域に根付いた、鉄道を中心とした多様なにぎわいのあるまち

「滝野川東」



◆土地利用 ■田端駅周辺のまちづくりの推進 ■鉄道操車場の長期的な土地利用方針の検討 ■住・工が共存したまちづくりの推進
◇おでかけ環境 ■尾久駅・上中里駅の交通結節機能の向上 ■道路整備の推進 ■総合的な駐輪対策の推進 ■田端駅周辺のバリアフリー化
◇交流を育む魅力 ■公園の整備・改修の推進 ■史跡を活かした環境づくりの推進 ■鉄道の映えるまちなみの保全・形成
◇住環境 ■公営住宅のストック活用の推進 ■高齢者も安心して生活できる住環境の整備
◇環境共生 ■みどりの確保によるヒートアイランド現象の緩和
◇災害対応 ■栄町や上中里周辺の防災まちづくりの推進 ■鉄道操車場への避難路の確保 ■浸水などを想定した東西動線の確保 ■水害対策の推進 ■避難路・輸送路の確保

凡 例

土地利用

	都市機能集積ゾーン
	複合共生ゾーン
	居住ゾーン（低中層）
	幹線道路沿道ゾーン
	教育施設
	その他

鉄道

	JR
	東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
	東京さくらトラム（都電荒川線）

道路

完成・事業中	未整備
	 主要幹線道路
	 幹線道路
	 地区幹線道路
	 主要生活道路

地域資源

	文化・社会教育施設
	神社
	公園・緑地
	散策のネットワーク

5-10 滝野川西地区のまちづくり方針

(1) まちの特徴

ひと

- ・ 2006 年から 2016 年にかけての人口増加率が区内でも高く、特に生産年齢人口の増加率が 10.2%と非常に高くなっており、働き盛りの世代を中心に人口が増加しています。
- ・ 2033 年まで人口、世帯ともに増加傾向が続くと見込まれています。

なりたち

- ・ 江戸時代には近郊農村地であり、滝野川にんじんや滝野川ごぼうなど江戸に向けた野菜や種子の生産が盛んでした。また、飛鳥山の桜や滝野川の紅葉など、江戸郊外の行楽地として栄えました。
- ・ 明治時代には、石神井川沿川に工場の集積が進み、軍事工場も建設されました。この時期に田端駅が開設され、市街化が進みました。
- ・ 大正時代に芥川龍之介や室生犀星などが田端に住むようになると、文士や芸術家が集まり住むようになり、田端文士芸術家村が形成されました。
- ・ 関東大震災後山手線外側にも市街化が拡大し、木造住宅密集地域が形成されました。
- ・ 戦後には、軍事工場跡地に学校や病院、集合住宅などが建設されました。田端駅や板橋駅の周辺、中里では土地区画整理事業が行われ都市基盤の整備が進み、1968 年には都営三田線、1991 年には東京メトロ南北線が開通するなど交通利便性の高いまちとなっています。
- ・ 農業技術研究所や東京外国語大学の跡地には、防災機能を考慮した公園が整備されています。



西ヶ原一里塚



東覚寺の石造金剛力士立像



旧古河庭園



職と生活

- JR、東京メトロ南北線、都営三田線、東京さくらトラム（都電荒川線）が通っており、都心に移動しやすいまちとなっています。
- 板橋駅や駒込駅周辺など住宅地に近接して商店街が立地していることで、身近な場所で買い物ができ、地域のくらしが支えられています。

うるおいとやすらぎ

- 桜の名所である飛鳥山公園や国指定名勝の旧古河庭園などの歴史的な公園・庭園があるとともに、石神井川沿いの緑地や遊歩道などうるおいのある環境となっています。
- 国の機関の移転跡地には防災にも配慮した公園が整備されています。
- 飛鳥山 3 つの博物館や田端文士村記念館、(仮称) 芥川龍之介記念館（2023 年開設予定）など、地域の歴史・文化を知ることのできる環境があります。
- 江戸時代末期に江戸幕府が設けた漢方医学の医学校「医学館」の総裁を務めた多紀桂山一族の墓が城官寺にあり、都指定文化財となっています。
- 源義家、義綱、義光兄弟を祀っている平塚神社、俳人の正岡子規や陶芸家の板谷波山などの墓がある大龍寺など、まちの歴史を感じられる寺社があります。
- 近藤勇と多くのゆかりの隊士が祀られている近藤勇と新選組隊士供養塔が板橋駅前にあります。
- 西ヶ原・栄町の総鎮守である七社神社、江戸六阿弥陀巡礼の四番目である與楽寺、赤紙仁王で知られる東覚寺、上田端村の鎮守であり鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請したとされる上田端八幡神社、富士塚が移築された田端八幡神社、江戸時代より紅葉の名所であった金剛寺など古くから親しまれてきた多くの寺社があります。
- 日光御成道の日本橋から二里目の塚であり、当時の位置を保っている 23 区内でも貴重な西ヶ原一里塚があります。
- 国の重要文化財となっている旧醸造試験所第一工場[※]などの産業遺産もあり、歴史的資源に恵まれています。



旧醸造試験所

人と人のつながり

- 地区内に多くの公園があり、また、駅に近接して地域医療拠点を担う大規模病院が立地しているなど、安心して子育てできる環境が整っています。
- 2012 年に移転してきた東京国際フランス学園と地域の間では、多文化交流が図られています。

(2) まちづくりの課題

- ・歴史的な公園・庭園、防災に配慮した公園、石神井川などの水辺や緑地の保全を図るとともに、木造住宅密集地域では身近な公園・緑地が不足していることから、その整備が求められています。
- ・**田端文士芸術家村**などの歴史・文化資源や産業の歴史を次世代に継承するとともに、地域資源として保全・活用し、地域のにぎわいづくりを進めることが求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・西ヶ原や滝野川などの木造住宅密集地域では、都市計画道路や生活道路の整備、オープンスペースの確保、老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。

(3) まちの将来像

ゆとりのある住環境と豊かな文化・自然に恵まれたまち 「滝野川西」

～・～・将来像の解説・～・～

- ・鉄道駅周辺などでは隣接区と一体となったまちづくりを進め、生活利便施設を誘導しつつ、木造住宅密集地域の住環境を向上させ、都心への近接性を活かした利便性の高い安全な市街地の形成を図ります。
- ・飛鳥山公園や旧古河庭園などの文化資源と調和したまちづくりを進めることで、文化・自然を感じられるゆとりある市街地の形成を図ります。

(4) 取組方針

◆土地利用

■田端駅周辺のまちづくりの推進

- ・地区計画などに基づき、適切な土地の高度利用を促進するとともに、商業・業務機能の集積を促進し、都市中心拠点としてふさわしい活気ある良好な市街地の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業の計画が残っている地域では、まちづくりの手法や未整備の都市計画公園の配置などを検討します。

■板橋駅周辺のまちづくりの推進

- ・板橋駅西口地区のまちづくりとの連携を図りながら、生活利便施設の立地を誘導するとともに、鉄道駅の利便性、安全性の向上を進め、東西一体的なにぎわいのある拠点の形成を図ります。

■駒込駅周辺のまちづくりの推進

- ・豊島区と連携を図りながら、生活利便施設の立地を誘導することで、持続的な生活を支える地区連携拠点の形成を図ります。

■西ヶ原地区における良好な土地利用の誘導

- ・西ヶ原地区においては、地区計画に基づき、適切な土地利用を誘導するとともに、防災まちづくりを推進し、安全性の高いにぎわいのある市街地の形成を図ります。



西ヶ原みんなの公園

◇おでかけ環境

■上中里駅の交通結節機能の向上

- ・隣接する道路の拡幅整備などを契機とした交通結節機能の向上を図ります。

■道路整備の推進

- ・補助 81 号線、補助 92 号線、補助 181 号線などの道路整備を推進し、快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

■総合的な駐輪対策の推進

- ・田端駅や板橋駅、駒込駅、上中里駅周辺においては、民間事業者などと協力しながら、誰もが利用しやすい駐輪場の整備など駐輪対策を促進することで、快適な自転車利用環境の形成を図ります。

■ 鉄道駅周辺のバリアフリー化

- ・ 田端駅、**駒込駅**、**板橋駅**周辺や滝野川桜通りにおいては、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、鉄道駅周辺の道路環境のバリアフリー化も進め、安全で快適に利用できる交通環境の形成を図ります。

◇ 交流を育む魅力

■ みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進

- ・ **渋沢栄一翁**にゆかりの深い飛鳥山公園の整備・更新を推進するとともに、醸造試験所跡地公園周辺の魅力化を図ることで、みどりと歴史・文化を継承する環境の保全・形成を図り、（仮称）滝野川三丁目公園の新設整備では、多様な利用の場として地域のコミュニティの活性化を図ります。

■ 旧古河庭園周辺地区の良好なまちなみの保全・形成

- ・ 景観形成重点地区である旧古河庭園周辺地区では、北区景観づくり計画の景観形成基準に基づき、良好な住環境の保全を促進するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。
- ・ 高度地区※に基づき、**建物**高さについて規制・誘導を進めることで、旧古河庭園からの眺望の保全を図ります。



旧古河庭園

■ 飛鳥山公園周辺の良好なまちなみの保全・形成

- ・ 北区を代表する景観資源である、飛鳥山公園周辺においては、近接する崖線緑地や石神井川などとの連続性を確保するとともに、都市中心拠点である王子駅周辺のにぎわいと調和したまちなみの形成を図ります。



飛鳥山公園

■ **田端文士芸術家村**の歴史を継承するまちづくり

- ・ **当時**の面影を残したまちなみの保全・形成を図ります。
- ・ **田端文士芸術家村**の中心的な人物である、芥川龍之介の業績を顕彰する（仮称）芥川龍之介記念館の整備を推進します。

■ 石神井川の遊歩道の整備の推進

- ・ 石神井川の水辺環境を保全するとともに、遊歩道の整備を推進することで王子駅を中心とした快適な散策ネットワークの形成を図ります。

■ 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の緑化

- ・ 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の緑化などを促進することで、四季が感じられ、車両の映えるまちなみの保全・形成を図ります。

◇住環境

■高齢者も安心して生活できる住環境の整備

- ・区営シルバーピアの建設を推進するとともに、良好な住宅ストックの有効活用や適切な維持管理、防災・防犯性の向上など、高齢者も安心して生活できる住環境の形成を図ります。

■無電柱化事業の推進

- ・補助 181 号線の整備などにあわせた無電柱化を推進し、沿道の建物や街路樹が映えるまちなみを創出します。

■田端二丁目周辺における良好な土地利用の誘導

- ・田端二丁目地区地区計画に基づく適切な土地利用を誘導し、かつての田端文士芸術家村の面影を残すみどり豊かなうるおいのある良好な住宅地の形成を図ります。

◇環境共生

■石神井川の水質保全

- ・石神井川の水質保全やみどりの適切な維持管理を進め、生物多様性に配慮した水辺空間・親水空間の保全を進めます。

■水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和

- ・石神井川などの水辺や緑地の保全・創出を進めるとともに、沿川における緑陰を確保することで、ヒートアイランド現象を緩和し、環境と共生した市街地の形成を図ります。

◇災害対応

■西ヶ原地区の防災まちづくりの推進

- ・木造住宅密集地域においては、建築物の不燃化・耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

■補助 81 号線の整備

- ・延焼遮断帯の形成、災害時における安全な避難路の確保及び緊急車両の通路確保により、救助・救援活動などを円滑に行えるようにするため、整備を促進します。
- ・道路事業にあわせて、都市防災不燃化促進事業などによる沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を進めます。

■避難路・輸送路の確保

- ・補助 181 号線の整備にあわせた無電柱化を推進し、災害時の避難・救護活動を遮らない安全な市街地の形成を図ります。
- ・緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。



崖線と鉄道の風景

滝野川西地区まちづくり方針図

【将来像】

ゆとりのある住環境と豊かな文化・自然に恵まれたまち

「滝野川西」



凡 例

土地利用

- 都市機能集積ゾーン
- 居住ゾーン（中高層）
- 複合共生ゾーン
- 居住ゾーン（低中層）
- 幹線道路沿道ゾーン
- 教育施設
- その他

鉄道

- JR
- 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
- 東京さくらトラム（都電荒川線）

道路

- 完成・事業中 未整備
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 地区幹線道路
- 主要生活道路
- 首都高速道路

地域資源

- 文化・社会教育施設
- 寺院
- 神社
- 公園・緑地
- 水辺空間
- 散策のネットワーク



第6章 構想の実現に向けた方策

第6章 構想の実現に向けた方策

6-1 基本的な考え方

北区都市計画マスタープランでは、「人と人のつながり」をまちの魅力要素として捉え、多様な主体同士のつながりを活かした協働によるまちづくりを推進します。区民との協働はもちろん、事業者や NPO・ボランティア団体、研究機関・教育機関などと役割を分担しながら、協働により多様なまちづくりを展開し、くらしを豊かにする、新たなまちの魅力や価値の創出を図ります。

北区都市計画マスタープランに基づく都市づくり・まちづくりの推進にあたっては、庁内関係各課との連携強化を図り、ハード整備とソフト施策を連携させた展開を図ります。

また、計画の進捗状況を点検・把握し、上位計画が改定された際には、必要に応じて都市計画マスタープランについても見直しを行います。

6-2 推進方策

(1) 多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進

1) 都市づくり・まちづくりにおいて期待すること

■区民への期待

- ・自身の生活する地域に関心を持ち、主体的にまちづくりへ参画・提案することで、地域の魅力を保全・継承・発展させるとともに、地域の課題に取組み、安全で住みやすい豊かなくらしの実現に努めること
- ・興味・関心のある分野の NPO・ボランティア団体などに参加し、まちづくり活動の輪の拡大に努めること
- ・くらしの中で感じるまちの魅力を SNS などにより発信し、区内外への北区の PR につなげる

■事業者への期待

【商店街や工場などの区内の事業者】

- ・主体的にまちづくりへ参画・提案するとともに、地域の居場所づくりやにぎわいづくりについて区と連携を図ることで、**従業員も参加して**地域の活力や魅力の向上を図ること

【NPO・ボランティア団体など】

- ・主体的にまちづくり活動を推進するとともに、まちの課題解決や更なるまちの魅力づくりを図ること

【民間開発事業者など】

- ・開発などを行う際に、本計画について理解し、将来都市像の実現に向けた連携を図ること

■研究機関への期待

【大学や研究機関】

- ・都市づくりやまちづくりへの先端技術の導入可能性の検討や専門性を活かした計画立案を支援すること
- ・北区をフィールドとした調査・研究などを通じて、地域の魅力発見やその価値の発信などにより、まちの評価を高めること

■教育機関への期待

【小学校・中学校・高等学校】

- ・都市づくり・まちづくりに関する授業の実施などによる次世代を担う人材を育成すること

【図書館や文化センターなどの文化・社会教育施設】

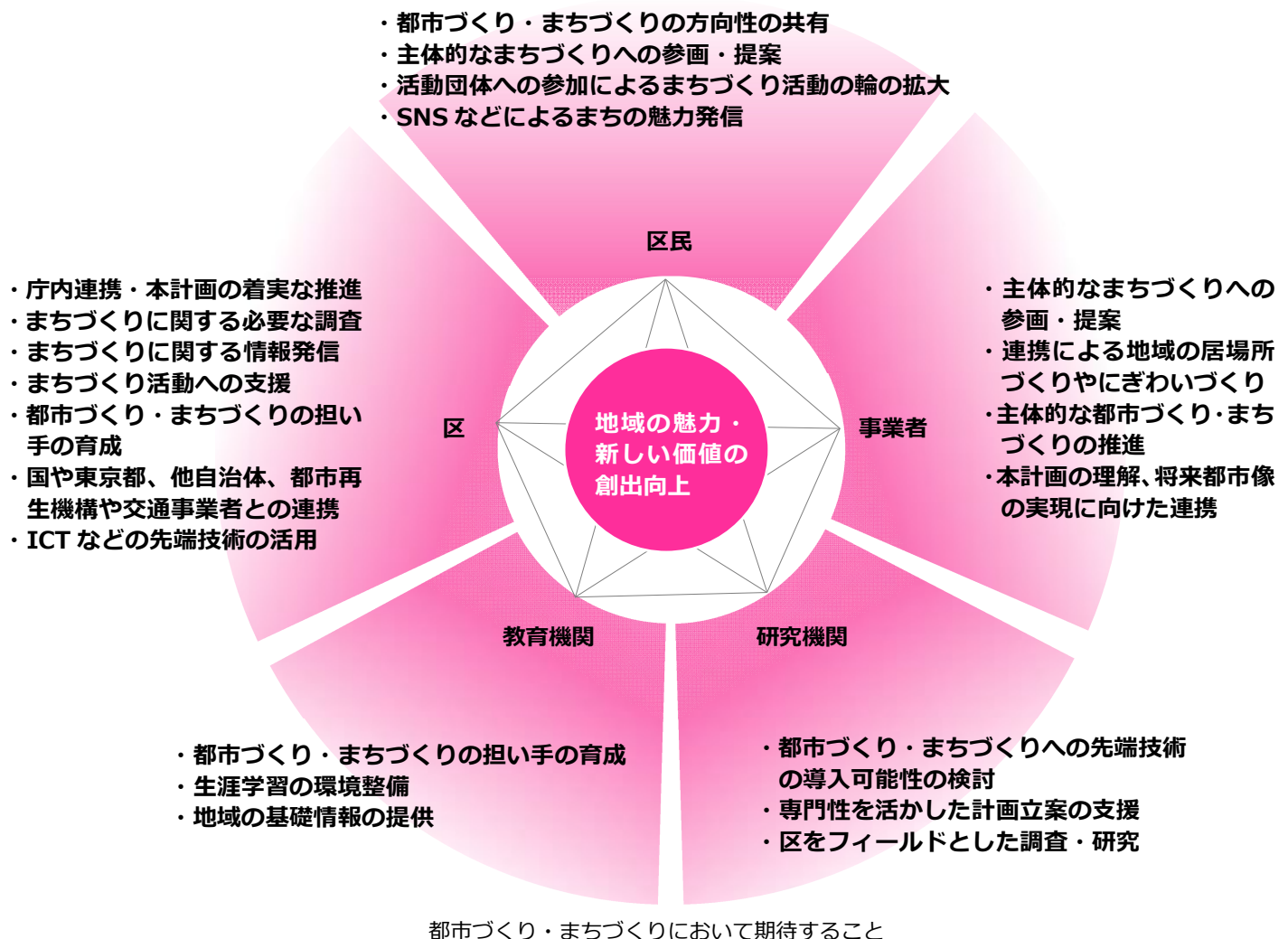
- ・人生 100 年時代における区民の生きがいの創出や地域のまちづくりの人材育成など、生涯学習の環境を整えること

【図書館や博物館】

- ・まちづくりを行う上での資源となる、まちの魅力やなりたち、災害履歴などの地域の基礎情報を提供すること

■区の役割

- ・庁内の連携を図りながら、本計画の着実な推進。
- ・区内のまちづくり活動に関する情報のわかりやすい的確な発信。
- ・区民や事業者による主体的なまちづくり活動のための環境整備や支援による、協働のまちづくりの推進。
- ・都市づくり・まちづくりに関する説明会の開催や学習機会の提供による、まちづくりの担い手の育成。
- ・地域の発展を目指し、国や東京都、他自治体、都市再生機構や交通事業者と連携した、北区が抱える課題の解決。
- ・ICT などの先端技術の活用により、隣接地域だけでなく遠隔地域の自治体とも連携した、災害時も含めたまちづくりの推進。



2) 協働のまちづくりによる魅力の創出

■区民が実感できるまちづくりの支援

- ・将来都市像の実現にむけて、区民がまちづくりの成果を実感できることが重要です。
- ・本計画改定の検討にあたり行った区民ワークショップの結果をもとに、以下のような地域主体のまちづくりの目標を設定し、その目標の実現に向けたまちづくりを支援します。

未来のくらし のイメージ	地域主体のまちづくり の目標例	地域主体のまちづくり のイメージ例
駅を中心とした コンパクト で活動的なくらし	・多様な交通サービスを選択できるまち ・高低差のある東西の移動が克服されたまち ・移動が楽しめる、健康づくりにつながるでかけたくなるまち	・まちを歩きたくなる住民自慢の散歩道マップによる提案
誰もが憩える うるおいとやすらぎ のあるくらし	・公共施設を気軽に利用できるまち ・一息つける居場所のあるまち ・まちの魅力が輝いているまち ・人と人の交流が活発なまち	・公共的な空間（区施設のロビーや集合住宅の共有スペースなど）の有効活用 ・水辺や公園での区民企画によるカフェなどの開催
多様性を育む 人と人のきずな のあるくらし	・互いに顔見知りで互いに助けあえる近所の共助のあるまち	・町会運営と住民や行政の関係づくり ・新しい住民、外国人も参加できる身近な問題のテーマ別ネットワークづくり
時代の変化に対応 した安全・快適な 社会基盤	・誰もが安心して避難できるまち ・空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち	・住民と大学、行政とで連携した避難シミュレーション ・区民や民間事業者による公共施設の暫定利用の企画 ・産官学民の連携プラットフォーム※づくり

■まちづくりの気運の醸成

- ・都市計画マスタープランの内容の周知を図るとともに、まちづくりに関する情報提供や人材育成を進め、区民・事業者、研究機関や教育機関などによるまちづくりの気運を醸成します。

■区民や事業者・研究機関・教育機関などの企画・提案によるまちづくりの促進

- ・北区政策提案協働事業や、北区地域づくり応援団事業などを通じて、区民や事業者・研究機関・教育機関などの多様な主体の企画・提案によるまちづくりを促進するとともに、地域が主体となったまちづくりに対する支援策について検討します。また、必要に応じて専門家の派遣などを行うことでまちづくり活動を支援します。

パートナーシップ確立による都市計画マスタープランの推進

区による支援

ステップ0
情報発信

○SNS などによるまちの魅力発信

ステップ1
まちづくりの発意

○まちの問題提起
○まちづくりに関する自主的な活動

ステップ2
仲間づくり

○同じ認識を持った
コミュニティ活動団体の設立
○まちづくり協議会などの設立
○研究機関・教育機関や
関連する事業者などとの連携

- 都市計画マスタープランの周知
- 施策・計画・方針・事業の説明
- 北区の魅力発信
- 講演会などのイベントの開催

- まちづくりの情報提供
- 窓口相談
- まちづくりの勉強会

- 多様な主体が集まる場づくり、運営支援
- 同じ志向のある区民や関心のある研究機関・教育機関・事業者などとのマッチング

ステップ3
将来像の共有

○まちの将来像やまちづくりの
目標の検討
○地区住民や関係者との合意形成

ステップ3
まちづくりの実践

○まちづくり活動の
実施・推進

ステップ4
まちのルールづくり

○将来像実現に向けたまちづくり
のルールや取組内容の検討
○北区へのまちづくり計画の提案

ステップ4
他分野への展開

○他分野との連携
による横展開

ステップ5
まちづくりの実践

○まちづくり活動の
実施・推進

ステップ5
まちづくりの継続

○まちづくり活動
の評価・検証
○地域で循環する
まちづくりの仕
組みの検討

ステップ6
まちづくりの継続

○まちづくり活動の評価・検証
○他地域や他分野と連携した
まちづくりの仕組みの検討

- 専門家の派遣
- 庁内関係部署との調整
- 各種調査
- 研究機関・教育機関や事業者
などとの連携促進
- まちづくり活動の支援
- 財源の確保
- 都市計画などの手続き

- まちづくり活動の
評価指標などの作成
- まちづくり活動の情報発信

エリアマネジメントの展開

地域の魅力・新しい価値の創出向上

パートナーシップ確立による都市計画マスタープラン推進のステップ

■多様な主体によるテーマ型まちづくりの促進

- ・みどりや防災など、特定分野への関心の高い区民や事業者同士の交流の場づくりを進めるなど各主体の活動をつなぐコーディネート機能を強化します。
- ・区民や事業者などの主体的な活動を支援し、全区的な視点を持った特定分野に関する、多様な主体による都市づくり・まちづくりを促進します。

●児童館を中心とした子育て活動

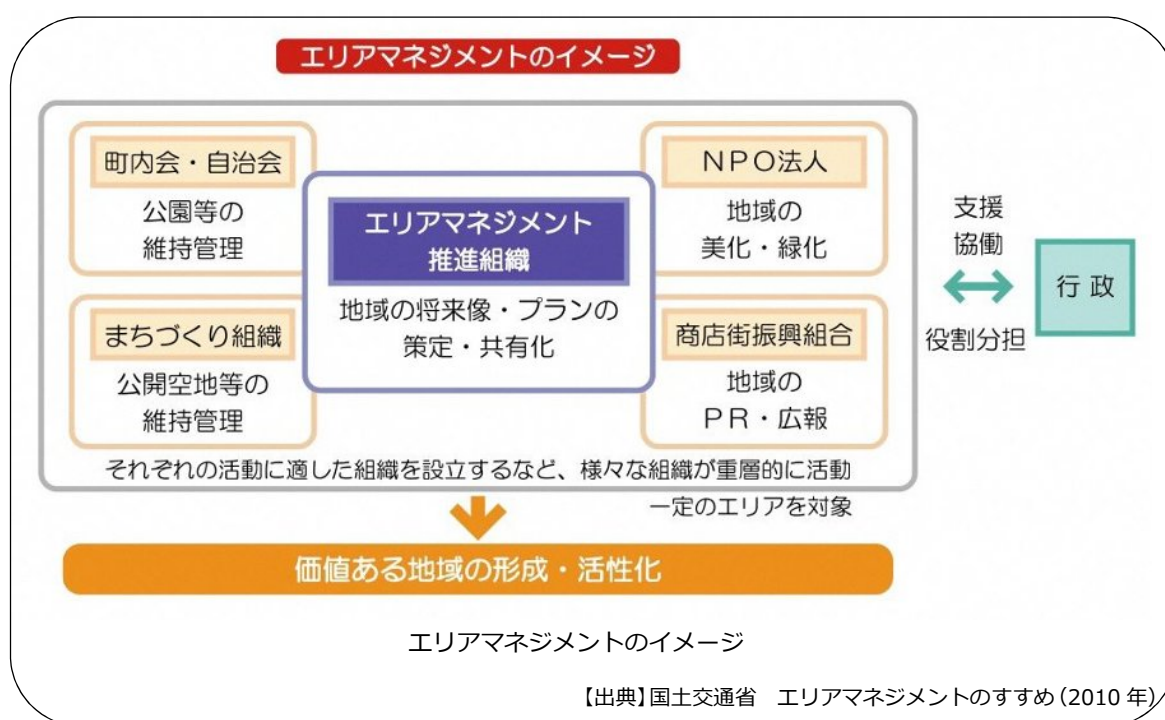
「地域の子どもは地域で育てる」を目標に、地域の方々による地域のためのネットワークづくりを目指し、ふれあいまつり・声かけ隊活動・地域マップ作りなどが行なわれています。



【出典】北区 HP

■エリアマネジメントによる地区の魅力創出

- ・区内に住む住民だけでなく、区内で働いている人も含めた地域コミュニティや区内で活動しているまちづくり団体など、各地区の多様な主体によるまちづくりを支援し、地区の個性を活かした、にぎわいや魅力を創出していきます。
- ・町会・自治会など地域コミュニティと特定テーマについて区内で活動する団体をつなぐとともに、研究機関や教育機関との連携を促進することで、地区が抱える課題に取り組むとともに新たな価値を創出する地域主体のエリアマネジメントを展開します。
- ・王子駅周辺など、駅周辺まちづくりを契機として公共空間が創出される場合は、マネジメント組織の設立も視野に入れたエリアマネジメントを展開することで、公共的空間を活用したにぎわい創出によるシティプロモーションを推進します。
- ・住宅地においては、町会・自治会などの地域住民による地域の自治管理を支援するとともに、必要に応じて、NPO などとの連携を促すことで、地域が主体となった住環境の保全や良好なまちなみの形成、安心・安全なまちづくりなどにつながる活動を促進します。



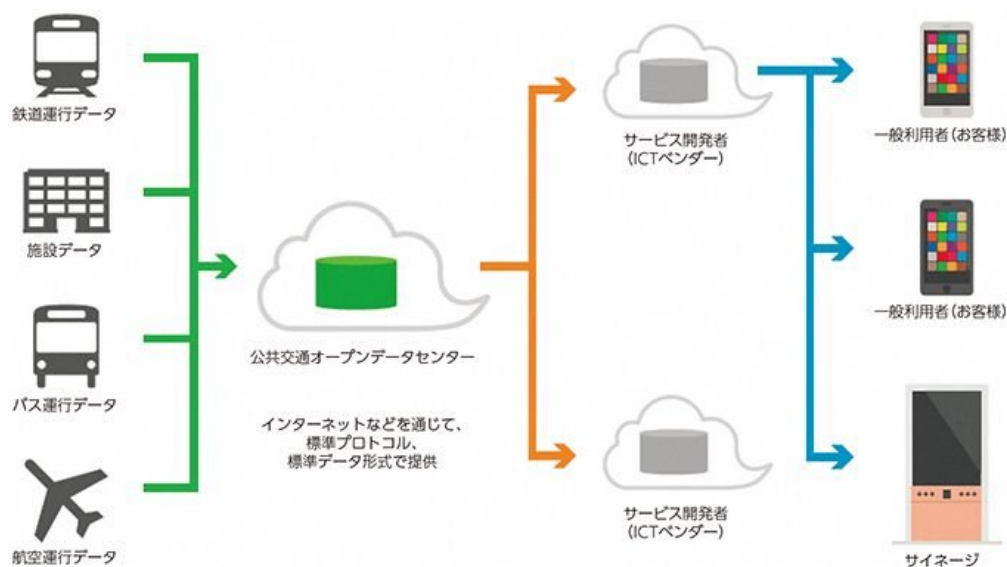
■ICT を活用した新たな魅力の創出

- ・GIS※の情報公開などを進め、まちづくり活動を展開していく上で必要となる情報を提供します。
- ・IoT や AI などの先端技術を都市づくり・まちづくりに積極的に活用することで、課題の解決を目指すとともに、新たなまちの魅力を創出することで、北区での豊かなくらしを実現していきます。

◆コラム ICT の公共交通分野での活用例

公共交通情報のワンストップでのサービス提供

- ・公共交通オープンデータ協議会では、「公共交通オープンデータセンター」を設置し、各交通事業者の運行データを一括して収集し、標準化した上で提供する構想を掲げ、その構想に基づく実証実験などが実施されており、シームレスな公共交通サービスの環境整備が進んでいます。標準化した公共交通のオープンデータが提供されることで、誰もがワンストップであらゆる公共交通の運行情報などに簡単にアクセスできるようになることが期待されます。



公共交通オープンデータの仕組み

【出典】総務省 情報通信白書（2016 年）

(2) 着実な施策の推進

1) 都市づくり・まちづくりの推進体制の強化

■庁内の都市づくり検討体制の強化

- ・都市づくり・まちづくりには、ハード・ソフト両面での検討が不可欠となります。庁内において総合的・横断的な検討体制を構築することで、ハード・ソフト両面での一体的な都市づくりを進めていきます。

2) 都市経営に基づく都市づくり・まちづくりの推進

■選択と集中による効果的な都市づくり・まちづくりの推進

- ・事業や手法の選択と集中的な投資による効果的な都市づくり・まちづくりを推進します。
- ・国・東京都などのまちづくり助成制度などを活用した財源の確保により都市づくり・まちづくりを効果的に推進します。
- ・「北区協働推進基金」など北区独自の基金を活用し、地域課題の解決に向けた団体等の事業を支援することで、地域目線からのまちの魅力づくりを促進します。
- ・ガバメントクラウドファンディング※などを活用して資金調達を行うことで、具体的な都市づくり・まちづくりを推進します。

■北区公共施設等総合管理計画などに基づく、効率的な公共施設の更新

- ・老朽化が課題となっている公共施設などについては、「北区公共施設等総合管理計画」や各施設における長寿命化計画などに基づき、複合化や集約化も視野に入れた適切な更新により、効率的な公共施設の配置を図っていきます。
- ・少子高齢化の進展など、昨今の社会状況などを踏まえ、公共施設のあり方を見直すとともに、施設の有効活用や維持管理コストの縮減など、公共施設のマネジメントに取り組んでいきます。

■地域の特性に応じた適切なまちづくり手法の活用

- ・市街地再開発事業や土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、地区計画制度をはじめとする、様々なまちづくり手法の活用可能性を検討し、効果的に組み合わせることで、各地区の特性に応じたまちづくりを推進します。
- ・地域の意向などから、必要に応じて地区別のまちづくりビジョンなどについて検討し、地区の実情にあったまちづくりを推進します。

3) 都市計画マスタープランの進捗管理・見直し

■北区基本計画に基づく行政評価を活用したまちづくりの進捗状況の確認

- ・北区基本計画に基づく行政評価を活用し、本マスタープランに関連する施策や事業について定期的に評価・検証することで、都市づくり・まちづくりの進捗管理を行い、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

■まちづくりの評価

- ・本計画の進捗状況について評価・検証する際に、区主体の取組みに加えて、まちづくりの目標の達成に向けて実施された地域主体の取組みについても把握した上で、まちづくりの評価を行います。
- ・計画の見直しを行う際には、各まちづくりの目標に向けた、進捗状況に対する区民評価の把握に努め、その結果を改定計画に反映します。

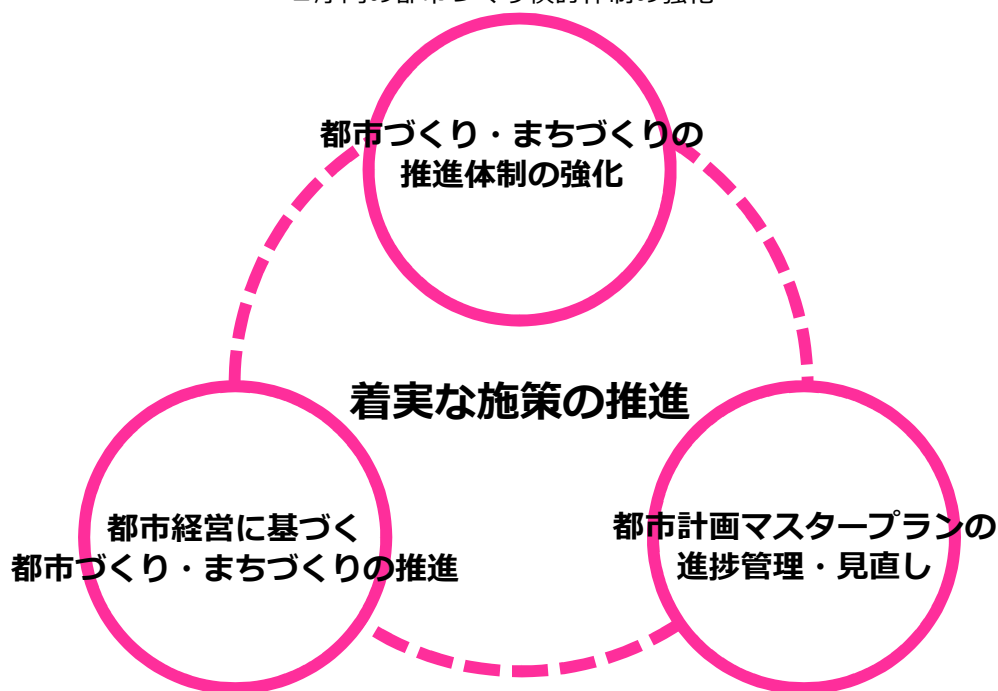
■上位関連計画の見直しなどを踏まえた都市計画マスタープランの見直し

- ・東京都の上位計画や北区基本構想・北区基本計画の改定があった際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。その際には、土地利用の変化などや、社会経済情勢の変化に対応した計画とします。

■区民参加による見直し

- ・本マスタープランの見直しをする際は、策定に向けた検討の場への委員公募、アンケート調査やワークショップ、懇談会や説明会などの区民参加の場を設け、区民の声を反映した見直しを行います。

■庁内の都市づくり検討体制の強化



■選択と集中による効果的な都市づくり・まちづくりの推進

- 北区公共施設等総合管理計画などに基づく、効率的な公共施設の更新
- 地域の特性に応じた適切なまちづくり手法の活用

■北区基本計画に基づく行政評価を活用したまちづくりの進捗状況の確認

- まちづくりの評価
- 上位関連計画の見直しなどを踏まえた都市計画マスタープランの見直し
- 区民参加による見直し

着実な施策の推進のための取組み

用語解説

用語解説

● ア行

荒川将来像計画 2010 推進計画

魅力的な川の姿を示し、その姿を実現するための方針を整理した計画。荒川下流の沿川 2 市 7 区と荒川下流河川事務所から構成される荒川の将来を考える協議会によって策定された。

1 事業所あたり付加価値額

労働生産性を示す指標の 1 つ。1 企業ではなく 1 事業所が生み出す利益。

1 従業員あたり付加価値額

労働生産性を示す指標の 1 つ。1 人の社員が一定時間働いて生み出す会社としての利益。

稲付の餅搗唄

正月や祝い事で使う餅を搗くときに唄われた作業唄。江戸時代から稲付地域（現在の赤羽西・赤羽南・西が丘地域付近）に伝わり、1996 年に北区指定無形民俗文化財（民俗芸能）に指定された。

インフラ

「インフラストラクチャー」の略称。国や地域が経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設のこと。道路、通信手段、港湾施設、教育・衛生施設等。

エイトライナー・メトロセブン

東京都心から約 10km 圏を走る環状鉄道計画。エイトライナーが環状 8 号線、メトロセブンが環状 7 号線の地下を走り、両線は赤羽で接続し直通する計画となっている。

エコベルデ（みどりと環境の情報館）

北区にあるみどりと環境の情報館の愛称。みどりをはじめとする自然環境に関する学習講座の実施や、園芸相談等を行っている。また、土壌汚染対策についての情報発信をする場としても活用されている。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する空間がつながった生態系。

エリアマネジメント

多様な主体が連携し、まちにおける文化活動、広報活動、交流活動等のソフト面の活動を自立的・継続的・面的に実地することにより、まちの活性化や都市の持続的発展を推進する活動。

延焼遮断帯

市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワーク等の機能も担う。

沿道地区計画

地区計画等の 1 つ。一定の交通量のある幹線道路等の沿道地区において、自動車の騒音による影響を減らし、幹線道路の沿道にふさわしい土地の利用と環境の整備を図ることを目的とした制度。

太田道灌

室町時代の武将。扇谷上杉家の家臣で、1457 年に江戸城を築いた。1476 年、山内上杉家の内紛を鎮圧したが、扇谷上杉家の勢力増大を恐れた山内上杉顕定方の讒言により、主君定正のため暗殺された。

オープンスペース

建物によって覆われていない敷地。公園、緑地、河川敷、街路空間や駅前広場等。

●カ行

かいわい

北区の身近な景観を構成する要素の1つ。歩いて回れる程度の広がりを持った身近な生活空間のまとまりである景観の要素。

火災危険度の高い地区

地震の揺れによって発生した出火による建物の延焼被害の危険性が高い地区。東京都の調査により、十条地区や志茂地区等が火災危険度の高い地区とされている。

カーシェアリング

1台の自動車を複数の人々が共同で利用する仕組み。社会全体として自動車数の減少につながることで、環境負荷の低減が期待される。

河川防災ステーション

洪水による被害を防ぐための水防活動、災害が発生した場合の復旧活動を行うための拠点施設。北区内では浮間地区に立地し、平常時には河川を中心とした文化活動の拠点として活用される。

ガバメントクラウドファンディング

地方自治体が事業の実行者となり、インターネット上で広く不特定多数の人々から資金を募る仕組み。クラウドファンディングとは、群衆(crowd)と資金調達(funding)を組み合わせた造語。インターネット上で自分の活動や夢を発信することで、支援者から資金を募る仕組み。

環境配慮型の都市構造

環境に配慮した環境負荷の低い持続可能な都市の構造。取組としては都市の低炭素化や脱炭素化、コンパクトなまちづくり、再生可能エネルギーの活用等を指す。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響。特に人的に発生する環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境基本法では環境への負荷と呼ぶ。

環状メガロポリス構造

環状方向の広域交通基盤等の東京圏の交通ネットワークを強化し、圏域の活発な交流を実現するとともに、多様な機能を地域や拠点が分担し、広域連携により東京圏全域の一体的な機能発揮を図ることを目指した、東京圏の骨格的な都市構造。

「東京都都市づくりのグランドデザイン」では、概成する環状メガロポリス構造を進化させた、交流・連携・挑戦の都市構造の実現を目指している。

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、広幅員、高規格の道路であることが多い。

北区公共施設等総合管理計画

区の建築物に道路や橋梁等のインフラを含めたすべての公共施設等を対象として、区の状況や公共施設等の現状から課題や基本的な考え、基本方針を整理した計画。

人口減少や人口構造の変化等による公共施設等の利用・需要の変化を予測し、長期的な視点で公共施設等について総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針。

北区シティプロモーション方針

持続的な都市経営を行うために、年少人口や生産年齢人口の増加を主たる目的として、北区の個性と魅力の認知に向けた、北区内外への戦略的・効果的な情報発信の**取組み方針**。

北区人口推計調査報告書

区政運営の基礎資料。近年の人口動向の変動率をもとに 7 地区別、各歳別の将来人口及び将来世帯数の推計結果を**まとめたもの**。

北区人口ビジョン

区政運営の基礎資料。人口等の現状分析から、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するとともに、「北区版総合戦略」における、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上での基礎資料となる。

北区政策提案協働事業

提案型による区と協働のまちづくり事業。地域のさまざまな課題を、NPO やボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かし**解決する**。

北区地域づくり応援団事業

NPO やボランティア団体等が主体となつて行う取組に対して区が助成する事業。北区のまちづくりのための新しい担い手の裾野を広げることを**目的とする**。

北区まち・ひと・しごと創生総合戦略

2015 年度を初年度とする 5 か年の基本目標や施策の方向、具体的な施策をまとめたもの。国が制定した、「まち・ひと・しごと創生法」を受けて区が策定し、「北区人口ビジョン」において示した「目指すべき将来の方向」を実現するため、重点的・効果的な施策を**示している**。

北区無電柱化推進計画

北区の道路における無電柱化を計画的に推進し、円滑に事業を進めるための計画。計画路線と検討路線を設定し、各路線の整備目標を示している。

北区基本構想

将来の区の目標像とその実現に向けた基本的な考え方を**示すまちづくりの指針**。地方自治法で区市町村による策定が義務づけられている、

北区では **1999 年** 6 月に「北区基本構想」を策定し、「ともにつくり未来につなぐときめきのあるまち -人と水とみどりの美しいふるさと北区」を将来像としている。

狐の行列

「狐の行列」祭りは、1993 年より始まった北区年末の恒例行事。大晦日に各地から集まった狐が大きな木の下で装束を整えて王子稲荷神社に詣でたという王子の伝承を復活させた。

旧醸造試験所第一工場

独立行政法人酒類総合研究所東京事務所にあった通称「赤煉瓦酒造工場」。**1904 年**の試験所の創設以来、酒類の醸造試験、酒類醸造講習の実習工場として活躍した。建物は、明治期の貴重な赤煉瓦建築物として **2014 年** 12 月に国の重要文化財に指定されている。

緊急輸送道路

地震の発災直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき道路。**高速自動車国道、一般国道、これらを連絡する幹線的な道路、これらの道路と知事が指定する防災拠点とを連絡する道路、防災拠点を相互に連絡する道路が指定されている。**

クールシェア

熱中症対策や省エネに向けた、涼しい空間を共有する取組み。家庭等でエアコンの使用を控え、公共施設や民間施設において、多くの人で楽しい時間を過ごしながらか涼しい環境を共有することができる。

景観形成重点地区

「北区景観づくり計画」によって位置付けられた、地区固有の景観資源や景観特性を活かした、特に良質な景観づくりを重点的に推進する地区。現時点では、西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区、中央公園周辺地区の4地区が指定されている。

公共サイン

不特定多数の人が利用する公共性の高い標識、地図、案内誘導表示の総称。

公共防災船着場

災害時の水上ネットワークを支える輸送基地となる河川施設。

高規格堤防

超過洪水対策（計画を超える洪水）を目的とした国施行による堤防整備事業。緩やかな勾配を持ち、土でできた堤防の上は通常の土地利用が可能。堤防の街側の盛土の幅は、堤防の高さの約30倍（堤防高約10mの場合、堤防の幅は約300m）となる。

交通結節性

複数の交通機関・交通手段の相互乗り換え、乗り継ぎによる交通の利便性・安全性・快適性。

交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通サービスを相互に連絡する、交通結節性を有する施設。「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割も持つ。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場等。

交通モード

交通の方法や手段。

高度地区

建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めたもの。地域地区の1つ。市街地の環境を維持することを目的とした最高限度を定めるもの、市街地の土地利用の増進を目的とした最低限度を定めるものがある。

高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、再開発事業等とあわせて、容積率の最高・最低限度、建ぺい率の制限、建築面積の最低限度、壁面位置の制限を定めた地区。

ココキタ

「文化の創造と人々の交流を育むまち」というコンセプトのもと、旧豊島中学校校舎を改修して誕生した文化芸術活動を応援する施設。

コミュニティバス

交通不便地域の解消等を目的に市区町村が主体的に計画し、自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行うもしくは、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス事業。北区では「Kバス」として運行。

コンパクトシティ

くらしの魅力を創造する拠点において、誰もが、人、モノ、情報等の集積メリットを容易に受けられるよう、都市に必要な諸機能の集約化を図った都市構造。

●サ行

再開発等促進区を定める地区計画

まとまった低・未利用地など相当程度の土地の区域において、円滑な土地利用転換を推進するため、公共施設等の都市基盤整備と優良な建築物等の一体的整備に関する計画に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るとともに、一体的、総合的な市街地の再開発又は開発整備を行うことを目的とした制度。

シェアサイクル

地域内の各所にサイクルポートと呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者が好きな時に好きな場所で自転車を借りたり返却することができる、自転車の共同利用サービス。

シェアリング

物や場所、技術等を共有して利用すること。

シェアリングエコノミー（共有型経済）

インターネット等を介して、物・サービス・場所・技術等を、個人と個人で共有して利用する社会的な仕組み。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備等を行う再開発の手法の 1 つ。

敷地の集約化

不整形に散在する小規模な低・未利用地や、規模が小さすぎて十分に活用できていない土地を一定の規模の敷地としてまとめることで、有効な土地活用を図ること。

自主防災組織

災害対策基本法に基づく、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。防災知識の普及、防災訓練の実施、発災時の出火防止や初期消火、避難誘導等を行う。

指定管理者制度

2003 年の地方自治法改正に伴い創設された制度。公の施設について、地方公共団体の指定を受けた指定管理者がその管理を代行する。

シームレス（交通におけるシームレス）

「継ぎ目のない」という意味。交通分野においては、鉄道、バス、タクシー等複数の交通手段が円滑に接続され、各種サービスを一元的に容易に利用できる状態。

住宅市街地総合整備事業（密集型）

都市基盤が未整備で、老朽化した建築物が建て込んでいる住宅市街地の改善を図るための事業。共同。協調建替えによる老朽建築物の更新や、生活道路等公共施設の整備等を総合的に行う。平成 16 年から、それまでの密集住宅市街地整備促進事業から移行した。

住宅ストック

ある時点における住宅の総量。これまでに蓄積された住宅。

重点整備地域（防災都市づくり推進計画）

東京都の防災都市づくり推進計画において指定されている整備地域のうち、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域として、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため特に改善を必要としている地域。

集約型の地域構造

公共交通等の交通結節点を中心に、都市機能を集約し、拠点的市街地を再構築した都市構造。

消防活動困難区域

消防自動車が通行できる幅員 6m以上の道路から、消防ホースが到達する一定の距離以上離れた区域。

シルバーピア

低所得の 65 歳以上の単身者または 2 人世帯を対象とした高齢者住宅。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもの。バイオマス、太陽熱利用、温度差熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、水力発電、太陽光発電が政令に定められている。

スカイライン

一定の地区や通りの連続した建造物によって形成された、空を背景とした輪郭線。

鈴木重尚

紀州熊野から王子村に移住してきた人物。鎌倉時代後期に当地の領主であった豊島氏と図り、王子神社の境内に紀州・伊太祁曽神社を勧請・奉斎したのが紀州神社の創建とされる。

スーパー堤防

耐震対策と親水性の向上を目的とした都施行による堤防整備事業。河川後背地の再開発等と併せて堤防背面の計画的な盛土を行う。堤防の街側の盛土の幅は、最大 50m（後背地の土地利用による）。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。太陽光や風力等の再生可能エネルギーが活用され、エネルギー消費が抑制された都市の実現に貢献できる可能性を有する。

生活関連経路

高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設・官公庁施設・福祉施設等の生活関連施設の間を結ぶ道路や駅前広場のほか、建築物等における敷地内の通路等の経路。

生産緑地

生産緑地法に基づき、市町村が都市計画の中で定める農地。市街化区域内にある農地等で、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当な効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等の条件に該当する一団のものの区域（生産緑地地区）内の農地等。

整備地域（防災都市づくり推進計画）

東京都の防災都市づくり推進計画において、木造住宅密集地域を中心に震災時に特に甚大な被害が想定される地域。

先端技術

最も進んだ科学技術。都市づくりにおいては、ICT 技術を活用した交通サービスの一元化や、エネルギー技術を活かした地域でのエネルギー管理等の先端技術の導入が進んでいる。

総合設計制度

一定以上の敷地で、かつ、敷地内に一定割合以上の空地を確保した建築物について、交通上、安全上、防火上、衛生上の支障等の観点から計画を総合的に判断して、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和する制度。

ゾーン 30

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の 1 つ。区域（ゾーン）を定め、時速 30km の速度規制を行うとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内の自動車の走行速度や通り抜けを抑制する。

● 夕行

大街区化

複数の街区に細分化された土地を集約・整形して大型の街区を創出することにより、敷地の一体的利用と公共施設の再編を図るもの。

タイムライン（防災行動計画）

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

北区には、荒川下流域を対象とした台風による風水害に備えた荒川下流タイムライン（事前防災行動計画）がある。

建物倒壊危険度

地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定するもの。

東京都の調査により、隅田川沿いをはじめ、区内には倒壊危険度の高い地区がみられる。

田端文士芸術家村

明治時代末期から昭和初期頃までの間、芥川龍之介や室生犀星等多くの文士や芸術家達が集まり、いわゆる文士村が形成されていた地域の呼称。現在の田端近辺。

地域エネルギーマネジメントシステム

家庭内やビル内、地域を対象として、多様な形態のエネルギーを融通する仕組みやシステム。分散型電源として多様な形態のエネルギーを確保することで、効率的なエネルギー利用や、災害時の事業継続性の確保が期待できる。

地域円卓会議

町会・自治会、青少年地区委員会、赤十字奉仕団、民生・児童委員、小学校・中学校 PTA、商店街・企業等、地域にあるさまざまな活動団体が互いの活動内容を理解し、情報交換をすることで、地域での連携を深めるための会議。

地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。地域活性化の試みにおいて、地域に存在する自然環境や歴史・文化的な遺構等を地域資源として定義し、活用する考え方が広まっている。

地区計画

地区のまちの将来像を共有し、実現するために、建築用途や建築高さ等の地区のまちづくりのルールを定めた計画。

北区には、一般的な地区計画、再開発等促進区を定める地区計画、沿道地区計画、防災街区整備地区計画がある。

長寿命化計画

修繕・改築等を計画的に行うと共に、経費の縮減や平準化を図ることで、老朽化した社会インフラの長寿命化に向けた取組みを推進するための行動計画。

低炭素社会

地球温暖化の原因物質と言われる二酸化炭素の排出が少ない社会。

デマンド交通

電話予約等、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う形態の公共交通。

東京さくらトラム

都電荒川線の愛称。東京に残る唯一の都電で、三ノ輪橋～早稲田間を運行している。

東京都都市づくりのグランドデザイン

「2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した行政計画。

同潤会

関東大震災の義捐金を基に設立された、東京、横浜に住宅供給を行った財団法人。西が丘や赤羽西、十条仲原等に木造住宅を建設した。

都市型産業

経済のソフト化・サービス化の進展に伴い、都市に集積して地域経済発展の牽引車となっている産業。研究開発や新技術の活用による起業・創業等は場所による制限が少ないのが特徴。

都市機能

都市として持つべき機能を指す語。電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、及び医療、福祉、商業、教育、観光の場としての機能等。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。

本計画をはじめとした、区市町村の都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープランに即して定められる。

都市防災不燃化促進事業

避難者の安全性の確保や延焼の拡大防止のため、地域防災計画等に定められた避難路、避難場所、延焼遮断帯等の不燃化を図るべき地域のうち、緊急に整備を図る地域を不燃化促進区域として指定し、指定後概ね 10 年間に耐火建築物・準耐火建築物を建築する方に対して一定の割合で補助する区に対して、都が支援する事業。

豊島清光

平安時代末期から鎌倉時代初期の武将。1180 年に源頼朝が平家打倒のために立ち上がると、いち早く力を貸したことから、頼朝に信頼され、以後頼朝の有力な家来（御家人）の 1 人となった。

土地の高度利用

「都市計画による制度」又は「建築基準法による建築物の容積率及び高さの緩和に関する制度」を活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積に対する割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

● 八行

ハイパフォーマンススポーツセンター

国立スポーツ科学センターと味の素ナショナルトレーニングセンターが持つスポーツ医・科学研究、情報サポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、各種スポーツ資源の開発等を行う施設。

バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁をなくすこと。近年では、高齢者や障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための整備だけでなく、各人が多様な人のことを思いやるころのバリアフリーの考え方が広がっている。

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外部よりも高くなる現象。高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれる。都市部の開発の進行による建築物の高密度化や地表面の人工化、人工排熱の増加等がヒートアイランド現象の要因と考えられる。

被服本廠

大日本帝国陸軍の組織の1つ。旧日本陸軍部隊に支給する被服品の調達、分配、製造、貯蔵を担当した工場と、これを統括した機関の総称。

プラットフォーム（産官学民連携）

まちづくりの将来像を共有し、一体的・総合的な取組の展開、調整を行うことを目的として、民間企業の「産」と政府・地方公共団体等の「官」、大学などの教育機関・研究機関の「学」と区民の「民」が連携する場。

ブランドイメージ

商品名や地域名を聞くと、自ずと良いイメージが連想できるその地域独自の魅力や価値。

放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業。

防災街区整備事業

老朽化した建築物を除却し、共同化を基本に防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う事業。木造住宅密集地域を解消する手法の1つ。

防災街区整備地区計画

地区計画等の1つ。火事・地震が発生した場合に延焼防止・避難確保のために支障をきたしている地区について、公共施設などの防災機能を整備することを目的とした制度。

防災生活圏

東京都「防災都市づくり推進計画」に定められている考え方。火を出さない、もらわないという考え方により、地域を小さなブロックで区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで、震災時の大規模な市街地火災を防ごうとするもの。日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さ。

防災都市づくり推進計画

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画。

防災ボランティア

「防災」とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」という災害対策基本法に則り、「予防（訓練・啓発）」から、「応急・避難生活支援」、そして「復旧・復興・生活再建」等、事前から事後にいたる「災害のすべての局面」で活動するボランティア。北区では、阪神大震災を機に、北区防災ボランティア制度が発足した。災害ボランティアセンターの区などによる設置と同時に、全国から集まるボランティアの活動内容の調整を行う役割を担う。

ポケットパーク

わずかなスペースを利用して、都市環境を改善しようとする公園。道路整備や交差点の改良によって生まれた、小規模な土地を活用した小公園。

●マ行

マネジメント（都市経営）

管理・運営。自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営と捉え、マネジメント（経営）という考え方を自治体運営やまちづくりに適用していこうとするもの。

マンゴリ（万垢離）

氷川神社で開催される、浮間地区での水難防止を祈願する夏の伝統行事。

ミックストコミュニティ

年齢や職業、所得水準等の異なる人々が、同じ地域で共に交流して暮らし続けられる住まい・まちづくり。

みどりの協定

北区みどりの条例第 17 条および 18 条に基づき、みどり豊かな街並みと潤いのある都市景観の創出を図るために、認定または締結するもの。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。

木造住宅密集地域

震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、老朽木造建築物棟数率 30% 以上かつ、住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上かつ、補正不燃領域率 60%未満の地域。

●ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化、個人の能力等にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、都市や環境をデザインすること。

ユビキタスネットワーク

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」利用可能なコンピュータネットワーク。近年では、IoT（モノのインターネット）というキーワードで表現される。

用途地域

都市計画法に基づき、土地の合理的な利用、市街地の環境の整備、都市機能の向上等の実現のため、建築物の用途や容積を規制する制度。全部で 13 種類。

●ラ行

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

緑被率

ある地域や地区に緑被が占める面積割合。北区の緑被の調査対象は、1 m²以上の樹林被覆地、草地、河川敷草地、農地、屋上緑化。

目標値の 30.0%は、上記の緑被に自然水面を加算した数値。

緑化推進モデル地区

緑被率が 30%未満で、みどりを増やし育てることを主たる目的とする地区。

連続立体交差化（連続立体交差事業）

道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、踏切渋滞、事故を解消する等都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。鉄道にとっても安全性が増大する等の効果がある。

● A～Z

AI（Artificial Intelligence）

人工知能。まちづくりにおいても AI を活用した新たな産業やサービスによる都市の新たな価値の創出が進むと考えられる。

BRT（Bus Rapid Transit）

バス高速輸送システム。連節バス、バス専用道路、IC カードシステム、道路改良等により、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システム。

GIS（Geographic Information System）

地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術。情報・通信に関する技術の総称。

IoT（Internet of Things）

モノのインターネット。コンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする技術の総称。

NPO（Non Profit Organization）

民間非営利組織。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。政府や企業等ではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織。

Park-PFI（Private Finance Initiative）

公募設置管理制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

SDGs（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標。世界が 2016 年から 2030 年までに達成すべき 17 の環境や開発に関する国際目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた、17 のゴール・169 のターゲットから構成。

SNS（Social Networking Service）

交友関係を構築する Web サービスの 1 つ。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

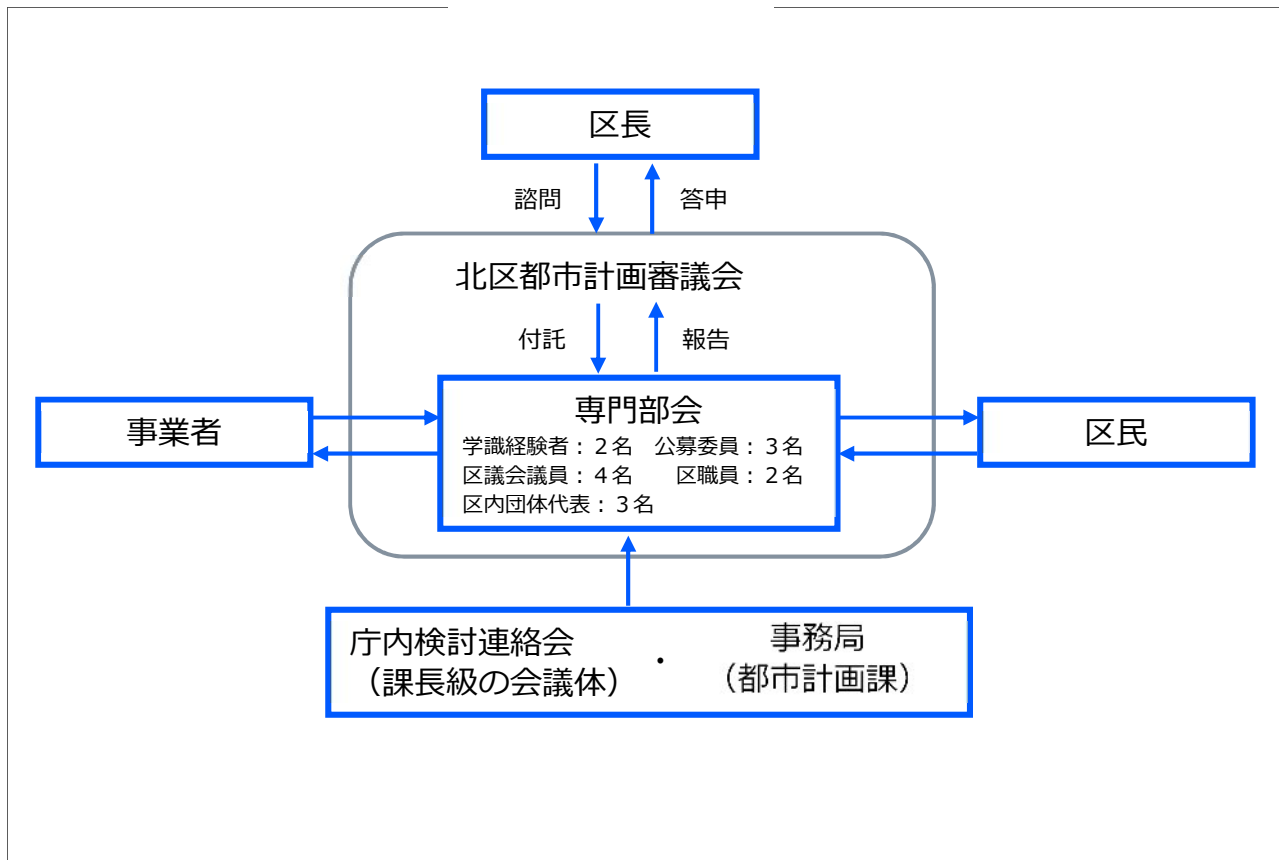
北区都市計画マスタープラン 2020
資料編（案）

目次

策定経過.....	1
検討体制、役割分担.....	1
北区都市計画審議会による審議の経緯	2
北区都市計画マスタープラン専門部会による検討経緯	3
北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会による検討経緯	4
区民意向の把握と区議会への意見照会.....	6
区民意向の把握.....	9
(1) 区民意向調査.....	9
1) 調査概要	9
2) 結果概要	12
(2) ワークショップ.....	26
1) 第1回ワークショップについて	29
2) 第2回ワークショップについて	33
3) 第3回ワークショップについて	38
4) 第4回ワークショップについて	42
(3) 地区別懇談会.....	46
(4) パブリックコメント.....	59
1) 概要.....	59
2) 結果概要	59
北区のまちの魅力要素.....	73
北区歴史年表.....	78
審議会運営規則、会議・ワークショップ設置要綱等	81
東京都北区都市計画審議会運営規則	81
東京都北区都市計画審議会 北区都市計画マスタープラン専門部会委員構成	83
東京都北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会設置要綱	84
北区の20年後を考えるワークショップ設置要綱	86

策定経過

検討体制



役割分担

■ 区長

北区都市計画審議会に北区都市計画マスタープラン 2010 の改定について諮問し、改定案として答申を受けた後、北区都市計画マスタープラン 2020 を策定します。

■ 北区都市計画審議会

【学識経験者 5 名、区議会議員 6 名、区内団体代表 5 名、関係行政機関 2 名】

区長の諮問を受け、部会からの報告を基に、北区都市計画マスタープラン 2020（案）を審議して答申します。

■ 北区都市計画マスタープラン専門部会

北区都市計画審議会での議題等について検討する場とし、北区都市計画審議会からの付託を受けて、調査・検討・審議を行い、審議会に結果（専門部会案）を報告します。

■ 北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会

【座長：まちづくり部長、委員：関係課長 16 名、事務局：都市計画課】

都市マス専門部会に挙げる検討事項などについて、庁内の合意形成を図る場とします。

■ 事務局

北区都市計画マスタープラン改定に向けて、専門部会の検討用資料の作成、データ収集、分析や会議運営などの事務を行います。

北区都市計画審議会による審議の経緯

開催日時/議題		
北区都市計画審議会による審議の経緯	平成 29 年度	第 100 回東京都北区都市計画審議会 平成 29 年 10 月 5 日（木）13：30～ 第 264 号議案「北区都市計画マスタープランの改定について」（北区決定） ○諮問文（写） ○北区都市計画マスタープランの改定について ○北区都市計画マスタープラン専門部会委員構成（案） ○北区都市計画マスタープラン改定スケジュール（予定） ○区民意向調査等の概要（案） ○東京都北区都市計画審議会運営規則（参考） ○北区都市計画マスタープラン 2010（概要版）
	平成 30 年度	第 101 回東京都北区都市計画審議会 平成 30 年 10 月 22 日（月）13：30～ ○報告事項 ・「北区都市計画マスタープランの改定」の方向性について
	平成 30 年度	第 103 回東京都北区都市計画審議会 平成 31 年 3 月 27 日（水）14：00～ ○報告事項「北区都市計画マスタープランの改定」の素案について ・北区都市計画マスタープラン改定素案（案） ・ワークショップ概要 ・今後のスケジュール
	令和 元 年度	第 104 回東京都北区都市計画審議会 令和元年 7 月 23 日（火）13：30～ ○報告事項「北区都市計画マスタープランの改定」の素案について ・北区都市計画マスタープラン改定素案 ・ワークショップ概要 ・今後のスケジュール
	令和 元 年度	第 105 回東京都北区都市計画審議会 令和元年 11 月 11 日（月）14：00～ ○報告事項「北区都市計画マスタープランの改定」の案について ・北区都市計画マスタープラン改定案（案） ・ワークショップ結果概要 ・地区別懇談会・素案への意見募集結果概要 ・今後のスケジュール
		第 106 回東京都北区都市計画審議会 令和 2 年 3 月 27 日（金）14：00～ 第 264 号議案「北区都市計画マスタープランの改定について」（北区決定） ○諮問文（写） ○北区都市計画マスタープラン 2020（案） ○北区都市計画マスタープラン 2020 資料編（案） ○今後のスケジュール

北区都市計画マスタープラン専門部会による検討経緯

開催日時/議題			
専門部会による検討経緯	平成30年度	第1回	平成30年6月5日（火）10：00～12：15 ○改定方針（案）について ○改定骨子（案）について ○平成30年度の検討の進め方について ・専門部会について ・区民意向調査について ・ワークショップについて
		第2回	平成30年8月31日（金）13：30～15：30 ○ビジョン（案）について ○平成30年度の検討の進め方について ・専門部会について ・ワークショップについて
		第3回	平成30年12月6日（木）14：00～16：30 ○改定素案（たたき台）概要について ・これまでの経過と本日の検討の趣旨 ・主な意見と改定素案に反映すべきキーワードについて ・本日の検討のポイント ・改定素案（たたき台）概要 ○今後のスケジュールについて
		第4回	平成31年2月18日（月）14：00～16：15 ○改定素案（案）について ・これまでの検討の流れ ・本日の検討のポイント ・改定素案（案） ○今後のスケジュールについて ・今後のスケジュール ・平成31年度ワークショップ概要
	令和元年度	第5回	令和元年6月21日（金）14：00～16：15 ○改定素案（案）について ・本日の検討のポイント ・改定素案（案） ○今後のスケジュールについて ・今後のスケジュール ○ワークショップについて ・第3回ワークショップ結果概要

開催日時/議題			
専門部会による検討経緯	令和元年度	第6回	令和元年10月11日（金）14：00～16：15 ○改定案（案）について ・改定案（案） ○今後のスケジュールについて ・今後のスケジュール ○ワークショップについて ・第4回ワークショップ結果概要
		第7回	令和2年2月14日（金）14：00～ ○改定案（案）について ・改定（案）、資料編（案） ○今後のスケジュールについて ・今後のスケジュール ○パブリックコメント実施結果について ・パブリックコメント実施結果（案）

北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会による検討経緯

開催日時/議題			
庁内検討連絡会による検討経緯	平成29年度	第1回	平成29年11月10日（金）13：30～14：30 ○改定方針（案）について ・改定の概要 ・改定スケジュール ・これからの都市計画マスタープラン ・改定の視点 ・現行計画の評価 ・区民意向調査・ワークショップ ○北区の魅力要素と課題の整理（案）について
		第2回	平成30年1月18日（木）13：30～15：30 ○改定方針（案）について ・修正事項の報告 ○改定骨子たたき台（案）について ・暮らしの将来像について ・分野別のまちづくりの方向性について ・地域別のまちづくりの将来像設定に向けて

開催日時/議題			
庁内検討連絡会による検討経緯	平成30年度	第3回	平成30年3月8日（木）13：30～15：30 ○改定方針（案）について ・修正事項の報告 ○改定骨子（案）について ・未来のくらしを豊かにする将来都市像について ・土地利用及び分野別のまちづくりの方針について ・地区別のまちづくり方針について ○来年度のスケジュールについて
		第4回	平成30年5月8日（火）10：00～11：30 ○報告事項 ・平成29年度検討成果について ○平成30年度の検討の進め方について ・平成30年度の検討スケジュールについて ・第1回専門部会の開催について ・区民意向調査、ワークショップについて
		第5回	平成30年8月7日（火）10：00～12：00 ○報告事項 ・ビジョン検討に向けたこれまでの経過 ・主な意見とビジョンに反映すべきキーワードについて ○これからの都市づくりのポイントとビジョン案について ・将来都市像設定の考え方の転換 ・未来のくらしを豊かにする将来都市像（案） ・将来都市構造図（案） ・土地利用の基本的な考え方（案） ・分野別まちづくりの方針（戦略テーマ）（案）について
		第6回	平成30年11月27日（火）10：00～12：00 ○報告事項 ・改定素案に向けたこれまでの経過と本日の検討の趣旨 ・主な意見と改定素案に反映すべきキーワードについて ○改定素案（たたき台）概要について ・本日の検討のポイント ・改定素案（たたき台）概要
		第7回	平成31年2月4日（月）10：00～11：30 ○報告事項 ・主なご意見と対応 ・これまでの検討の流れ ○改定素案（案）について ・各章の検討ポイント ・改定素案（案）その他全般について

開催日時/議題			
庁内検討連絡会による検討経緯	令和元年度	第8回	令和元年6月10日(月) 10:00~11:30 ○報告事項 ・主なご意見と対応 ・ワークショップ結果概要 ○改定素案(案)について ・各章の検討ポイント ・改定素案(案)その他全般について
		第9回	令和元年10月2日(水) 10:00~11:30 ○報告事項 ・主なご意見と対応 ・ワークショップ結果概要 ・地区別懇談会及び素案への意見募集結果概要 ・道路網の検討結果概要 ○改定案(案)について
		第10回	令和2年1月31日(金) 13:30~15:00 ○報告事項 ・主なご意見と対応 ・パブリックコメント実施結果(案) ○改定案(案)について ○資料編(案)について

区民意向の把握と区議会への意見照会

日程と概要			
区民意向の把握	区民意向調査・中学生意向調査 平成30年6月~7月 ○18歳以上の北区民を対象に、郵送による意向調査 ○12の区立中学2年生生徒を対象に、中学校を通じた配布による意向調査		
	ワークショップ	第1回	平成30年07月22日(日) 13:45~16:00 北とびあ ペガサスホール ワークショップテーマ:『次世代に継承する快適で魅力あるまち』を目指すためのキーワードを共有する

日程と概要			
区民意向の把握	ワークショップ	第2回	平成30年10月27日(土) 13:45~16:30 赤羽文化センター 第一視聴覚室 ワークショップテーマ: 取組みのアイデア・区民が中心となったまちづくりの取組み
		第3回	令和01年05月18日(土) 09:45~12:30 東田端ふれあい館 ホールA・B ワークショップテーマ: 区民が中心となったまちづくりの実現に向けて
		第4回	令和01年08月31日(土) 13:45~16:15 北とぴあ スカイホール ワークショップテーマ: まちづくりへの区民の関わり方・区民と行政との連携
	地区別懇談会	浮間地区	令和01年08月19日(月) 浮間ふれあい館 第3ホール
		赤羽東地区	令和01年08月22日(木) 神谷ふれあい館 第1ホール
		赤羽西地区	令和01年08月23日(金) 赤羽文化センター 第1視聴覚室
		王子東地区	令和01年08月21日(水) 王子ふれあい館 第1ホール
		王子西地区	令和01年08月27日(火) 岸町ふれあい館 第5集会室
		滝野川東地区	令和01年08月30日(金) 東田端ふれあい館 ホール
		滝野川西地区	令和01年08月29日(木) 田端ふれあい館 ホール
区議会への意見照会			

日程と概要			

区民意向の把握

(1) 区民意向調査

1) 調査概要

①区民意向調査

■実施方法

- ・ 18 歳以上の北区民を対象に標本数 3,000 票程度を想定し、郵送による意向調査を平成 30 年 6 月～7 月に実施しました。
- ・ 標本数 3,000 票程度を想定し、対象者の抽出について、年代により回答率の差が高くなることが想定されるため、意向調査において不足しがちな若い年代への配布数を厚くすることにより、回答数の平準化を図りました。

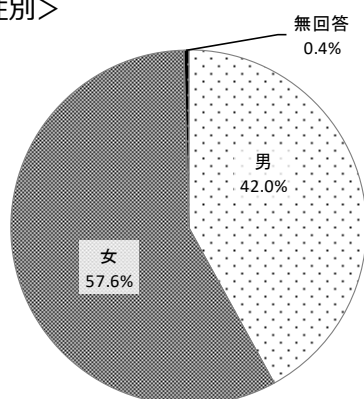
■回答数（回収率）

952 票（31.7%）

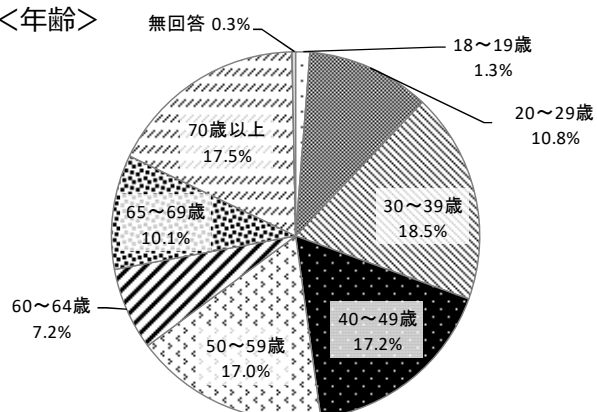
■回答者の特性

性別、年齢、居住地区、居住年数等、いずれも偏りなく分布しており、幅広い区民の回答が集められていると考えられます。

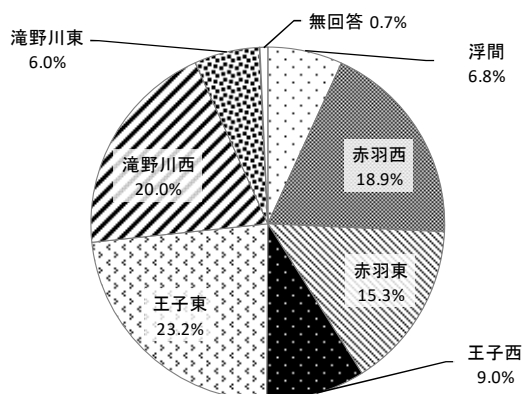
<性別>



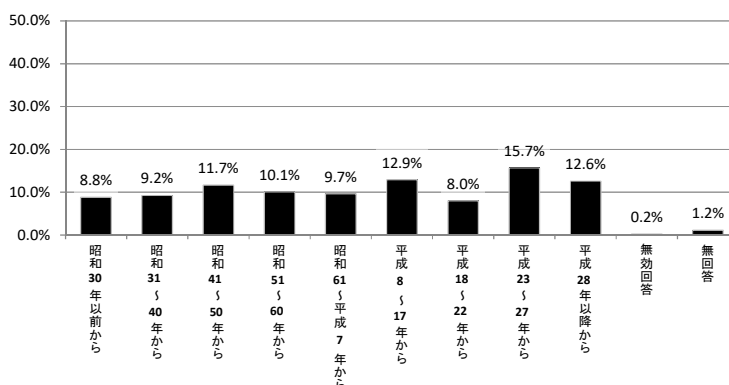
<年齢>



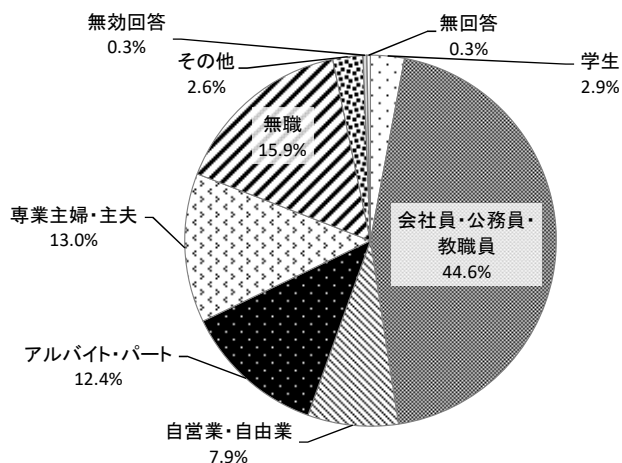
<居住地区>



<居住年数>

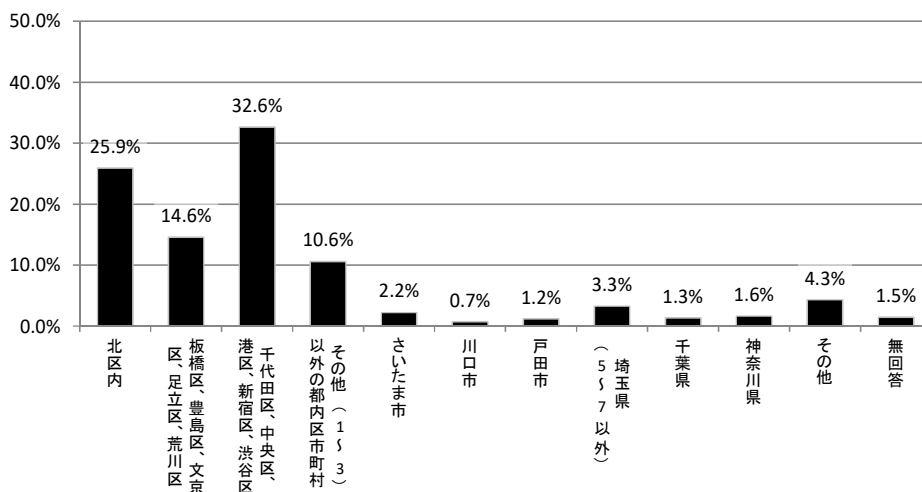


<職業>

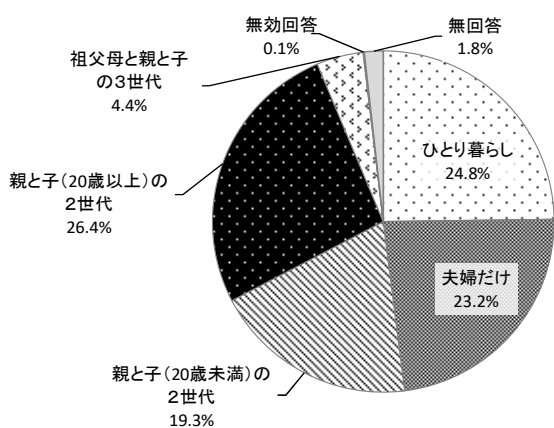


<通勤・通学先>

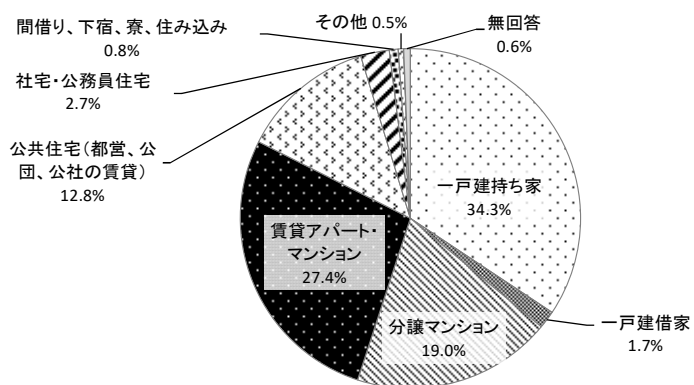
※職業において、「専業主婦・主夫」、「無職」、「無回答」以外の回答者



<家族構成>



<居住形態>



②中学生意向調査

■実施方法

12の区立中学2年生約1,500人全生徒を対象に、中学校を通した配布による意向調査を平成30年6月～7月に実施しました。

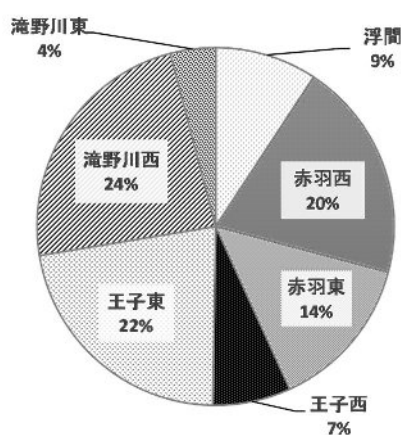
■回答数（回収率）

1,373票（93.8%）

■回答者の特性

区民意向調査での居住地区とほぼ同様の割合となり、北区全域の中学2年生の回答が集められていると考えられます。また、生まれてからずっと北区に住んでいる人が6割を超えています。

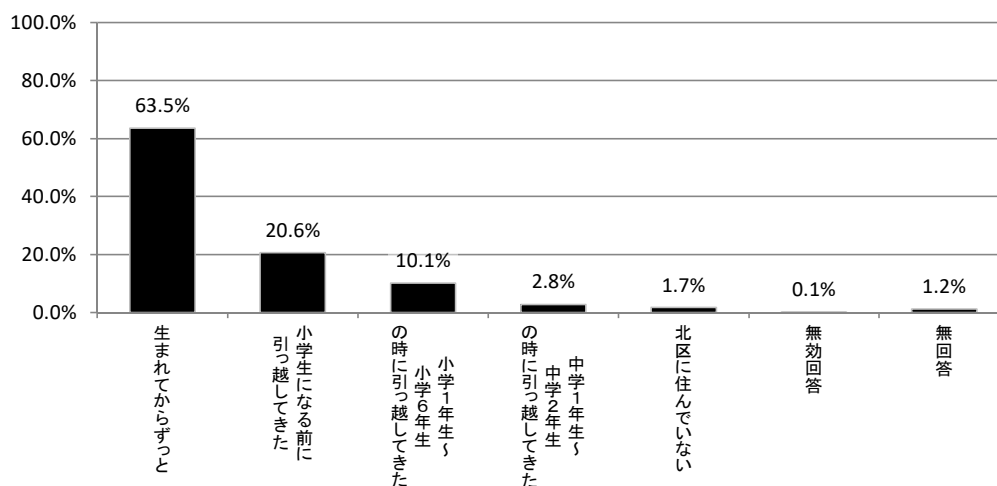
<回答者の在籍中学校の地区>



N=1373

浮間地区	: 浮間中学校 (127)
赤羽西地区	: 稲付中学校 (104)、桐ヶ丘中学校 (169)
赤羽東地区	: 赤羽岩淵中学校 (144)、神谷中学校 (49)
王子西地区	: 十条富士見中学校 (97)
王子東地区	: 王子桜中学校 (129)、明桜中学校 (175)
滝野川西地区	: 田端中学校 (70)、滝野川紅葉中学校 (151)、飛鳥中学校 (102)
滝野川東地区	: 堀船中学校 (56)

<居住年数>

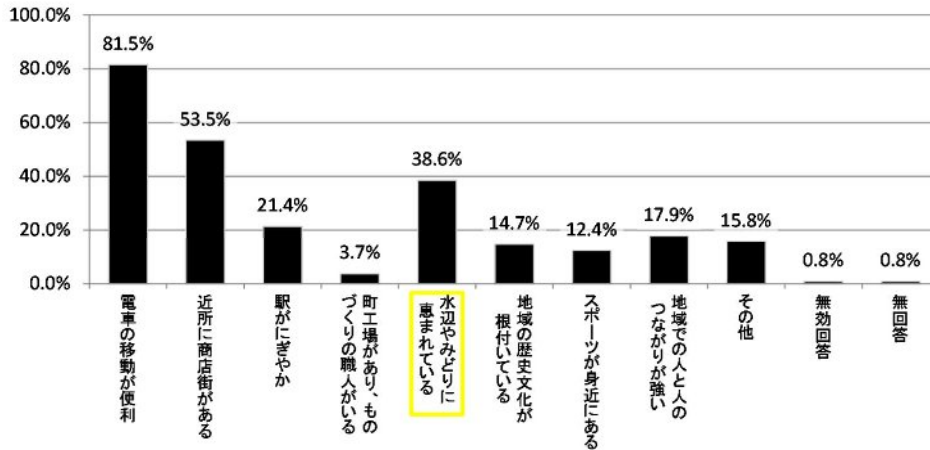


2) 結果概要

①現在のまちのイメージについて

区民、中学生ともに、北区のイメージとして『電車の移動が便利』、『近所に商店街がある』をあげています。区民と中学生の回答の違いとしては、区民は『水辺やみどり』、中学生は『にぎやかな駅』のイメージを持っていることがあげられます。

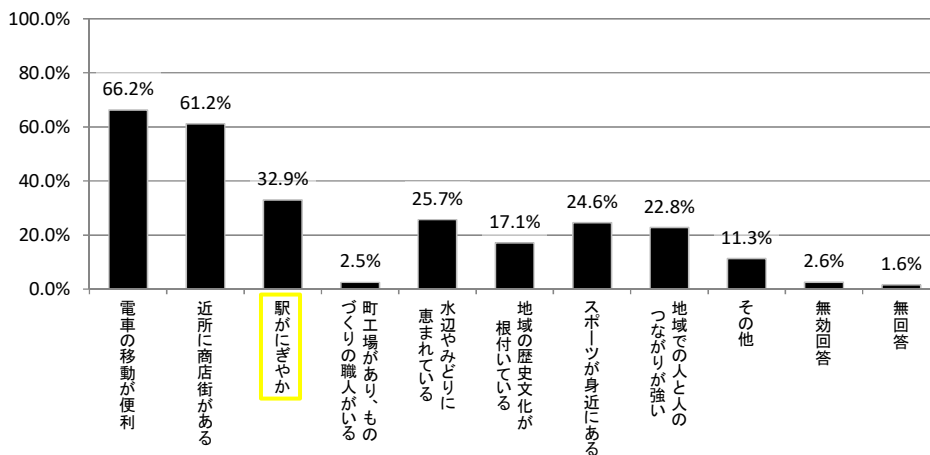
<区民>



【その他の回答】

高齢者の方が多い / 外国人の方が多い / 静か / 印象が薄い、地味 / 坂・公園が多い / 団地が多い / 住みやすいまち / 居酒屋が充実している、昼間からお酒が飲める / 子育て・福祉支援が充実している / 昭和の面影が残っている / 商店がなくなりつつある / 何もない / まちが汚い、歩きタバコが多い など

<中学生>

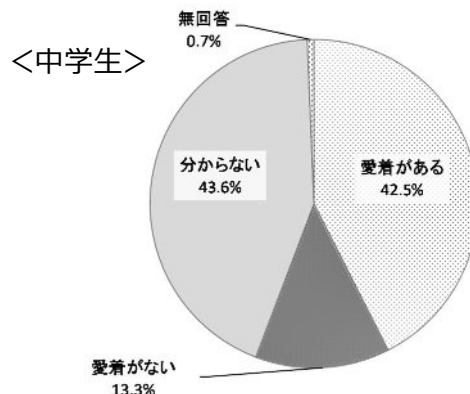
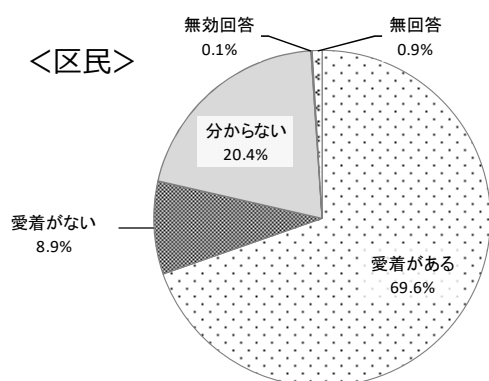


【その他の回答】

静か、東京の田舎 / 高齢者の方が多い / コンビニが多い / 住宅が多い・古い家が多い / 公園が多い / 地味（他の区より影が薄い） / 不良が多い / TV取材が多い / 自転車が多い など

②北区への愛着

69.6%の区民が北区に『愛着がある』と回答した一方で、中学生は42.5%となりました。また、中学生の43.6%は『分からない』と回答しており、10代前半では自分が住んでいる地域への愛着などは、あまり意識していないことが伺えます。

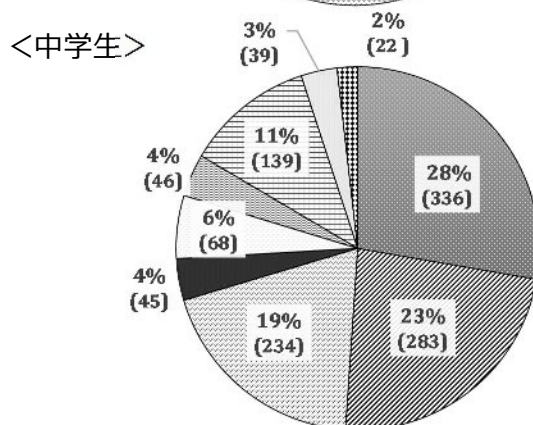
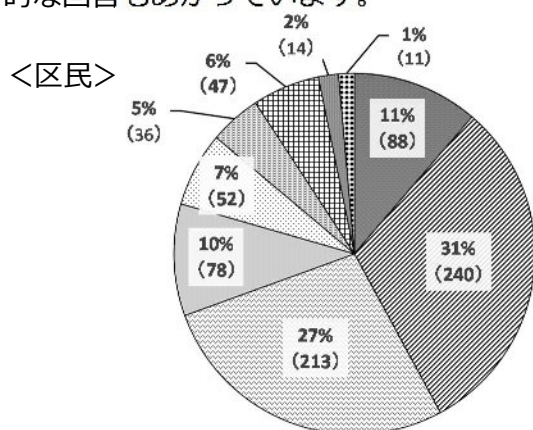


③北区のまちの特徴を表す一言（キーワード）について

区民からは『便利』や『暮らしやすい』というキーワードが多く、これらの回答からも、北区は便利で暮らしやすいまちであることが伺えます。

中学生は『自然』というキーワードが多くあがったほか、区民の回答にはあまりなかった、『スポーツ』というキーワードもあがり、中学生にとって、ナショナルトレーニングセンターや地域の運動施設などの存在が大きいことがわかります。また、『明るい』、『にぎやか』、『地域の人たちがやさしい』という、活気のある生活環境が伺えるキーワードも多いのが特徴的です。

一方で、区民、中学生ともに『きたない』、『夜あぶない』、『マナーが悪い』といった否定的な回答もあがっています。



- 自然・のどか
- 高齢者・外国籍
- 住宅・施設・鉄道
- 便利・暮らしやすい
- 地味・何も無い
- 地理的条件
- 下町・新旧の融合
- 商店街・呑み屋
- その他

【それぞれの主な回答】

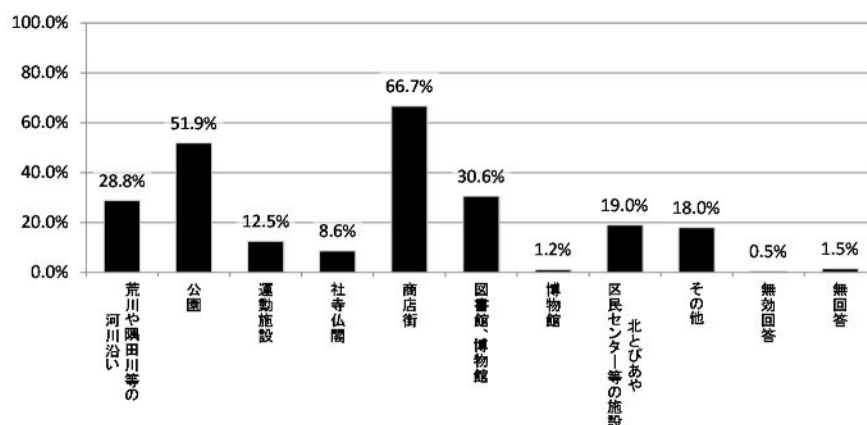
- ◆自然・のどか
緑・自然が多い / 公園が多い / きれい / 平和 / 安心・安全
- ◆便利・暮らしやすい
交通が便利 / 明るい / 子育て・福祉が充実 / 暮らしやすい
- ◆下町・新旧の融合
下町 / 人情あふれる / にぎやか / 伝統的な祭りが多く / 地域の人たちがやさしい / 新旧の融合
- ◆高齢者・外国籍
高齢者が多い / 高齢者が優しい / 外国人が多い
- ◆地味・何も無い
地味 / 良くも悪くも特徴がない / 何も無い / 普通 / 平凡
- ◆商店街・呑み屋
商店街が多い / 呑み屋が多い / せんべろ / 酒場
- ◆住宅・施設・鉄道
住宅が多い / 学校がたくさんある / 路線がたくさん通っている
- ◆地理的条件
坂が多い / せまい / 東京の北
- ◆その他
マナーが悪い / お金がない / つまらない / 一言では言えない

④まちの魅力について

区民、中学生ともに、多くの回答者が『公園』や『商店街』をよく行く場所・お気に入りの場所としてあげています。

《北区でよく行く場所・お気に入りの場所》

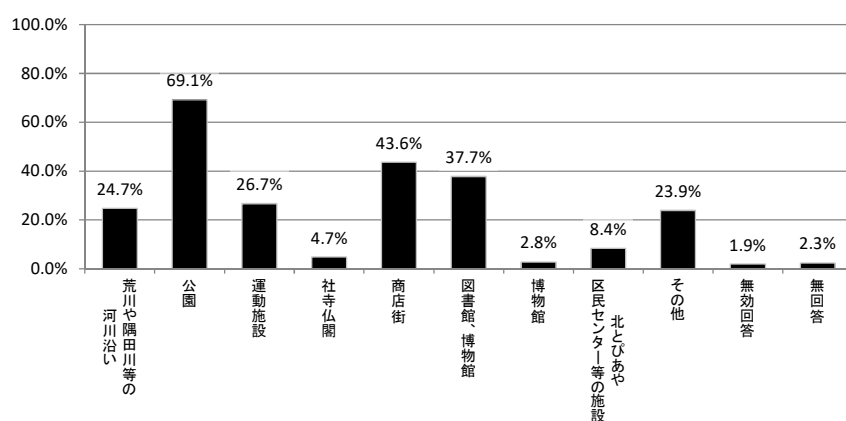
<区民>



【その他の回答】

駅・周辺商業施設 / 飲食店・居酒屋 / スーパー・ホームセンター / 小学校、児童館 / 北区役所 / 銭湯 / 鉄道沿い / 土手 / 元気プラザ / 桜並木・都電沿いのバラ / 西が丘サッカー場 / 季節の花々をながめて歩く・町並みの散策 など

<中学生>



【その他の回答】

サンスクエア / 元気プラザ / 志茂子ども交流館 / ティーンズセンター / 尾久車両センター / 荒川土手 / 石神井川沿いのベンチ / 清水坂 など

また、北区のまちの魅力やシンボルとして、区外の人におすすめしたい風景や環境・イベントなどについて、区民、中学生ともに第1位は『自然豊かな大規模公園』となりましたが、第2位は区民が『賑やかで何でも揃う商店街』、中学生が『地域に残る歴史的風習』、第3位は区民が『河川沿いの空間』、中学生が『賑やかで何でも揃う商店街』と異なる回答となりました。

《北区のまちの魅力やシンボルとして、区外の人におすすめしたい風景や環境、イベント》

※()内は主なコメント

<区民>

1 位	2 位	3 位
自然豊かな大規模公園	賑やかで何でも揃う商店街	河川沿いの空間
<具体的な場所や環境・イベント>	<具体的な場所や環境・イベント>	<具体的な場所や環境・イベント>
1 位：飛鳥山公園 (四季折々の花を楽しめる)	1 位：赤羽駅周辺 (何でも揃う、交通面でも便利)	1 位：荒川 (広々としている)
2 位：音無親水公園 (桜がきれい)	2 位：十条駅周辺 (活気があり、安い)	2 位：石神井川 (桜並木がきれい)
3 位：赤羽スポーツの森公園 自然観察公園 (緑が多く運動を楽しめる)	3 位：王子駅周辺 (都電と飛鳥山公園の風景)	3 位：隅田川 (景色がきれい)

その他：ナショナルトレーニングセンター、旧古河庭園、赤羽馬鹿祭り、都電荒川線 など・・・

<中学生>

1 位	2 位	3 位
自然豊かな大規模公園	地域に残る歴史的風習	賑やかで何でも揃う商店街
<具体的な場所や環境・イベント>	<具体的な場所や環境・イベント>	<具体的な場所や環境・イベント>
1 位：飛鳥山公園 (自然が美しく、桜がきれい)	1 位：お富士さん (楽しい、人が多く賑やか)	1 位：赤羽駅周辺 (いつも賑やかで交通の便が良い)
2 位：赤羽スポーツの森公園 自然観察公園 (スポーツができる、遊べる)	2 位：赤羽馬鹿祭り (パレードがおもしろい)	2 位：十条駅周辺 (安くて色々なお店がある)
3 位：浮間公園 (自然に囲まれ、緑が多い)	3 位：区民まつり カップまつり (子どもも大人も楽しめる)	3 位：王子駅周辺 (路面電車が珍しい)

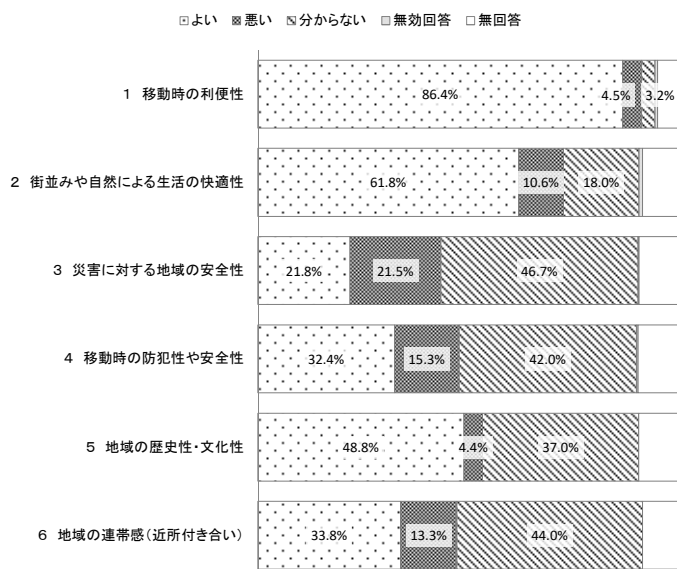
その他：ナショナルトレーニングセンター、都電荒川線 など・・・

⑤ 日常の生活環境について

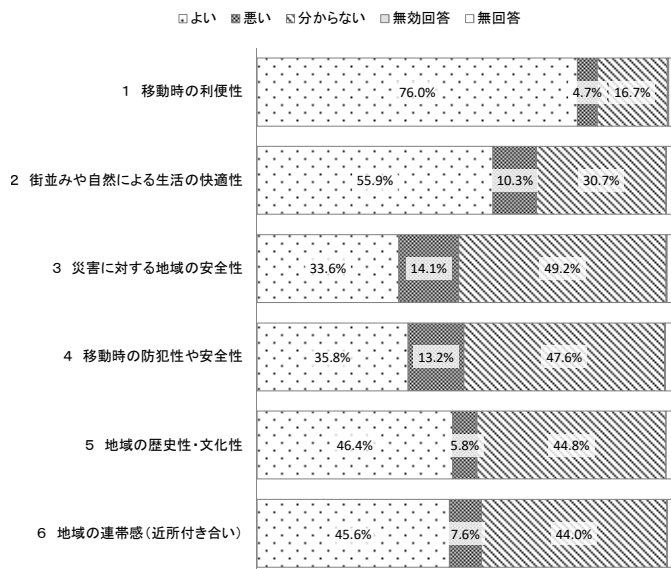
『移動時の利便性』については、区民、中学生ともに75%以上が『よい』と回答しており、また、区民意向調査では75%以上が自宅から最寄り駅までの所要時間が10分以内であると回答しています。これらの結果からも、北区は移動が便利なまちであることが伺えます。

一方で、『災害に対する地域の安全性』や『移動時の防犯性や安全性』、『地域の連帯感(近所付き合い)』については、区民、中学生ともに4割以上が『わからない』と回答しており、これらに関する施策や取組みについては、改善や区民への周知などが必要と考えられます。

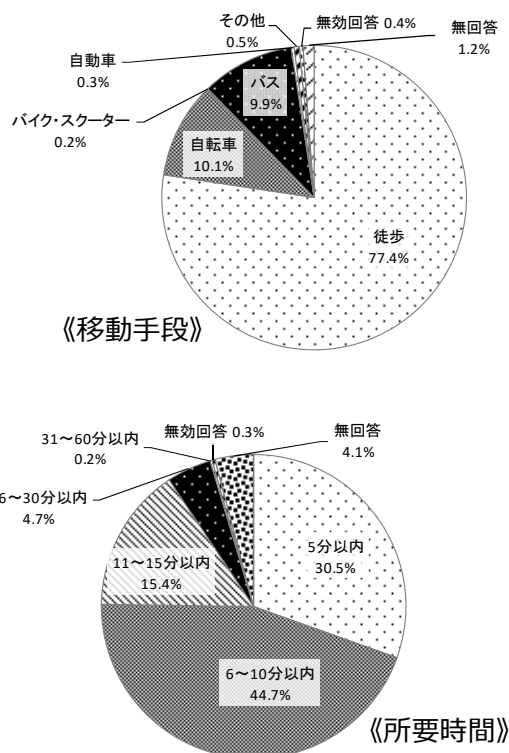
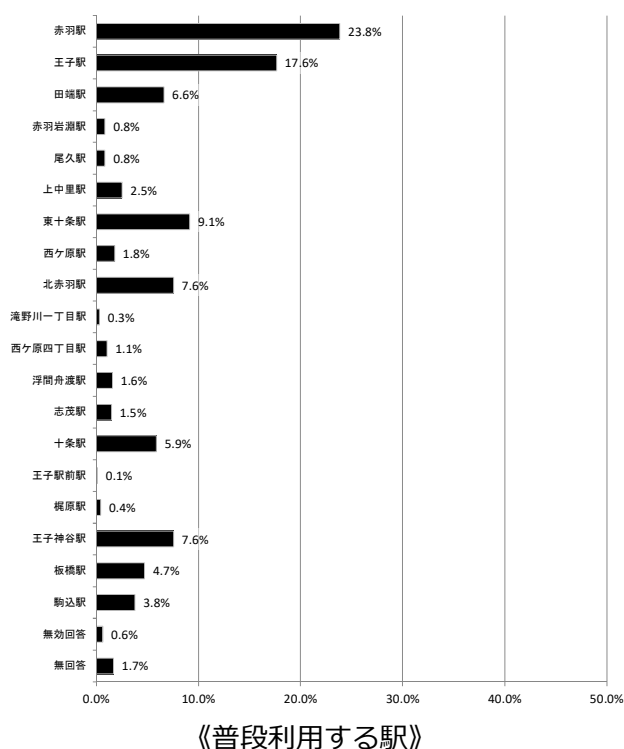
<区民>



<中学生>



<区民> 普段利用する駅、自宅から最寄り駅までの移動手段と所要時間



⑥日常の生活環境～居住地区別～について

『移動時の利便性』については北区全体で高い評価となっていますが、中でも、十条駅、東十条駅、王子駅など主要な駅がある王子西地区と、地区のほぼ全域が JR 尾久駅、上中里駅、田端駅のいずれかから徒歩圏内である滝野川東地区では、『よい』と回答する人が 9 割を超える結果となりました。

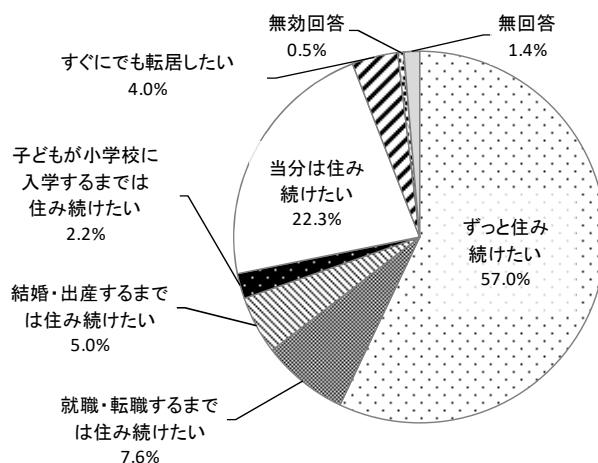
また、滝野川西地区では、『地域の歴史性・文化性』について『よい』と回答する人が 6 割を超えており、飛鳥山の 3 つの博物館や田端文土村記念館、旧古河庭園など、歴史的・文化的資源に恵まれた地区であるとの認識が住民の間にも定着していることが回答結果からも伺えます。

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
移動時の利便性	よい	73.8%	81.7%	89.7%	93.0%	86.0%	88.9%	91.2%	86.4%
	悪い	12.3%	4.4%	0.7%	1.2%	4.5%	6.8%	3.5%	4.5%
	分からない	7.7%	3.3%	2.7%	1.2%	4.1%	2.1%	0.0%	3.2%
街並みや自然による生活の快適性	よい	60.0%	60.6%	60.3%	64.0%	59.7%	66.8%	56.1%	61.8%
	悪い	12.3%	7.8%	15.8%	10.5%	10.9%	8.4%	12.3%	10.6%
	分からない	20.0%	17.8%	14.4%	17.4%	18.6%	18.9%	21.1%	18.0%
災害に対する地域の安全性	よい	9.2%	35.0%	10.3%	22.1%	19.5%	25.3%	17.5%	21.8%
	悪い	29.2%	17.8%	25.3%	30.2%	18.1%	20.0%	22.8%	21.5%
	分からない	50.8%	33.9%	54.8%	41.9%	50.2%	47.9%	52.6%	46.7%
移動時の防犯性や安全性	よい	20.0%	32.2%	22.6%	36.0%	33.9%	38.4%	36.8%	32.4%
	悪い	10.8%	17.8%	27.4%	15.1%	11.3%	13.7%	5.3%	15.3%
	分からない	60.0%	35.6%	39.7%	40.7%	43.4%	41.1%	47.4%	42.0%
地域の歴史性・文化性	よい	26.2%	45.6%	34.9%	51.2%	56.1%	62.1%	42.1%	48.8%
	悪い	6.2%	3.3%	5.5%	2.3%	3.2%	5.3%	7.0%	4.4%
	分からない	60.0%	36.7%	49.3%	39.5%	29.9%	25.8%	43.9%	37.0%
地域の連帯感 (近所付き合い)	よい	16.9%	40.0%	30.8%	39.5%	29.9%	35.3%	38.6%	33.8%
	悪い	21.5%	11.1%	15.1%	7.0%	16.3%	11.6%	12.3%	13.3%
	分からない	55.4%	34.4%	45.2%	46.5%	43.4%	48.4%	43.9%	44.0%

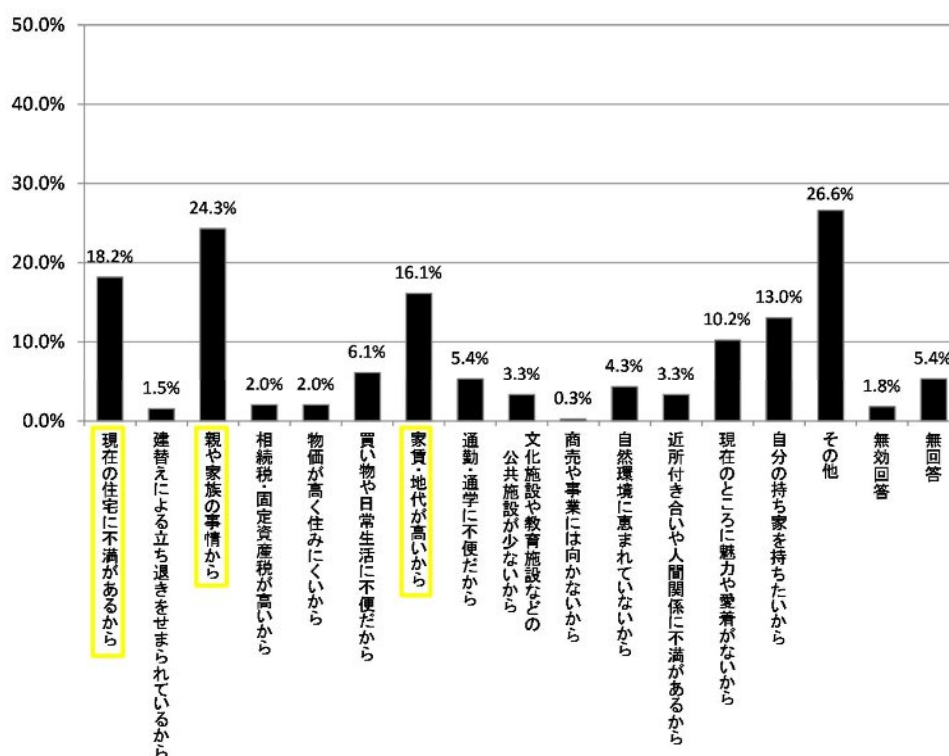
⑦定住意向について

<区民>

区民の約 80%は『ずっと住み続けたい』または『当分は住み続けたい』と考えており、定住意向が高いことが伺えます。



転居意向のある回答者の理由としては、「親や家庭の事情から」や、「現在の住宅に不満があるから」、「家賃・地代が高いから」などが多く、その他では「転勤があるから」という仕事を理由とした回答が多くあがりました。



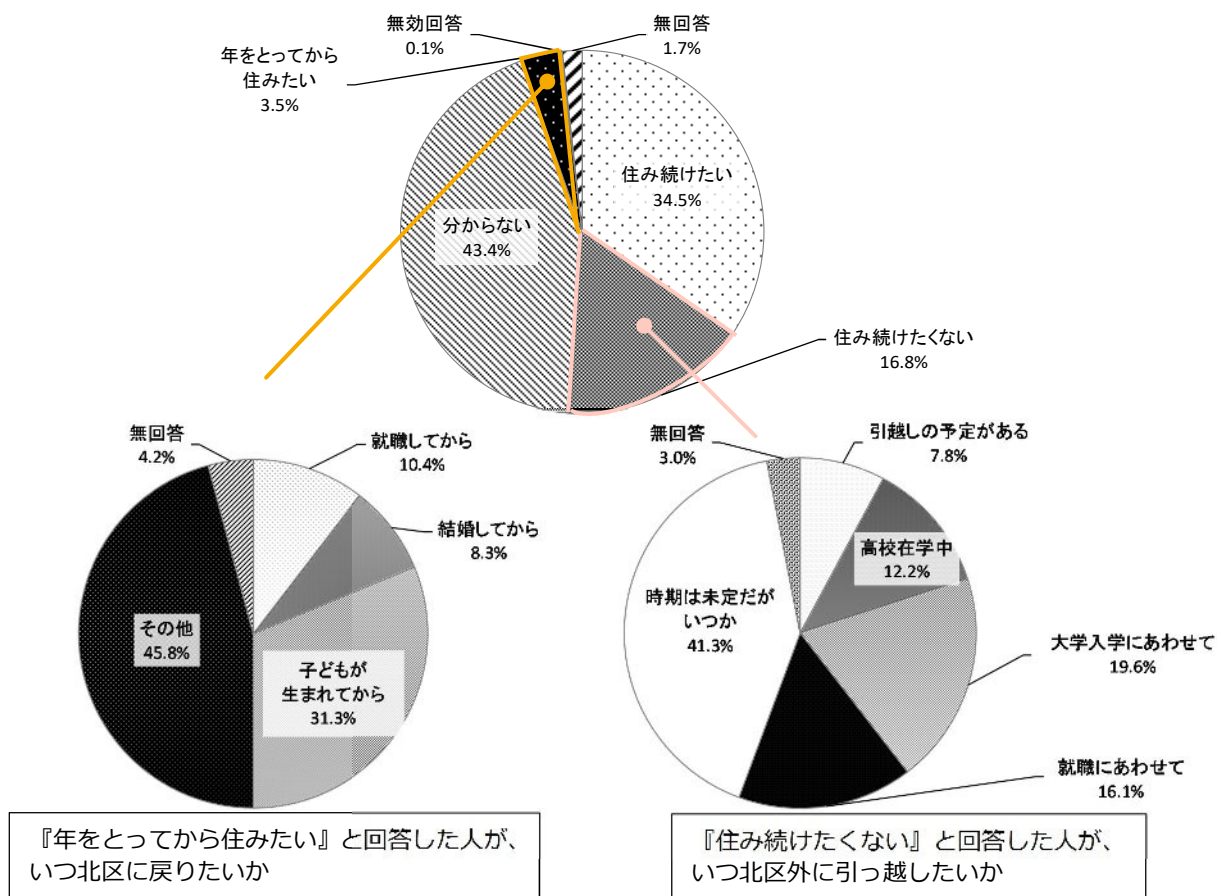
【その他の回答】

転勤があるから / 海外への移住を検討しているから / 災害時の危険度が高いから / 治安・マナーが悪いから など

<中学生>

中学生の定住意向は 34.5%と、区民と比較して低い結果となりました。『住み続けたくない』と回答した人のうち、約 35%が大学入学や就職にあわせて北区外に引越したいと考えています。

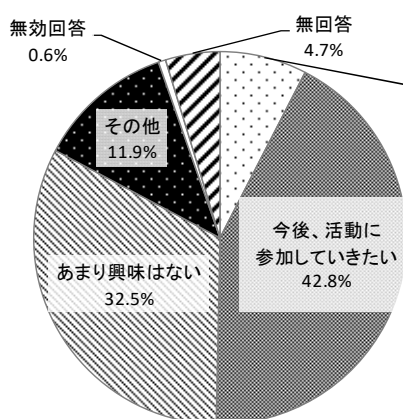
一方で、『年をとってから住みたい』と回答した人のうち、約 30%が、子どもが生まれてから北区に住みたいと考えており、北区は、子どもができれば戻ってまた住みたい、と思えるような、子育てしやすいまちであることが伺えます。



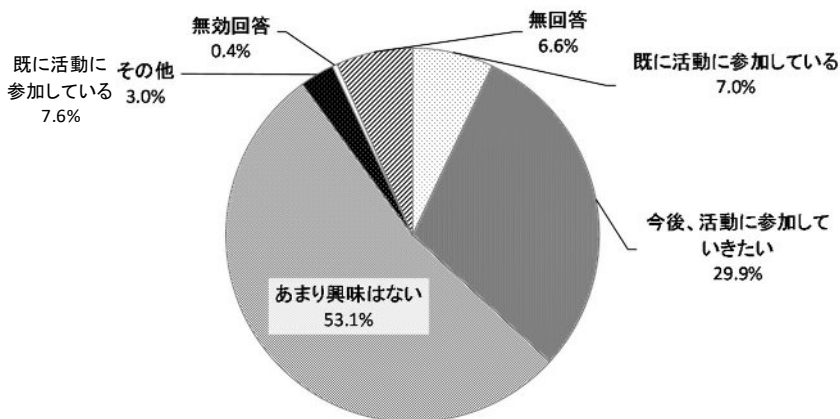
⑧まちづくり活動への参加意向

区民、中学生ともに、回答者の 7%程度が、まちづくりに関する取組みなどに『既に活動に参加している』と回答しています。区民は 42.8%が『今後、活動に参加していきたい』と前向きな回答をしている一方、中学生は半分以上である 53.1%が『あまり興味はない』と回答しています。

<区民>



<中学生>



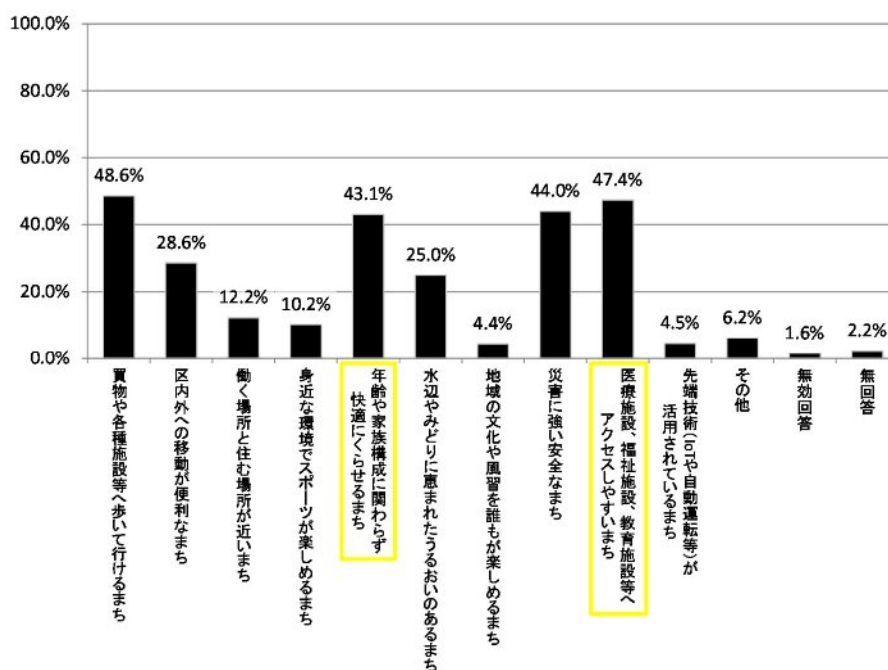
⑨20年後の北区について

区民、中学生ともに、住み続けたいとなる北区の要素として『買い物や各種施設等へ歩いて行けるまち』や『災害に強い安全なまち』をあげています。日常生活環境に関する設問で『災害に対する地域の安全性』について、分からない・悪いとの回答が多かったことから、魅力ある北区を目指すにあたっての課題であると考えられます。

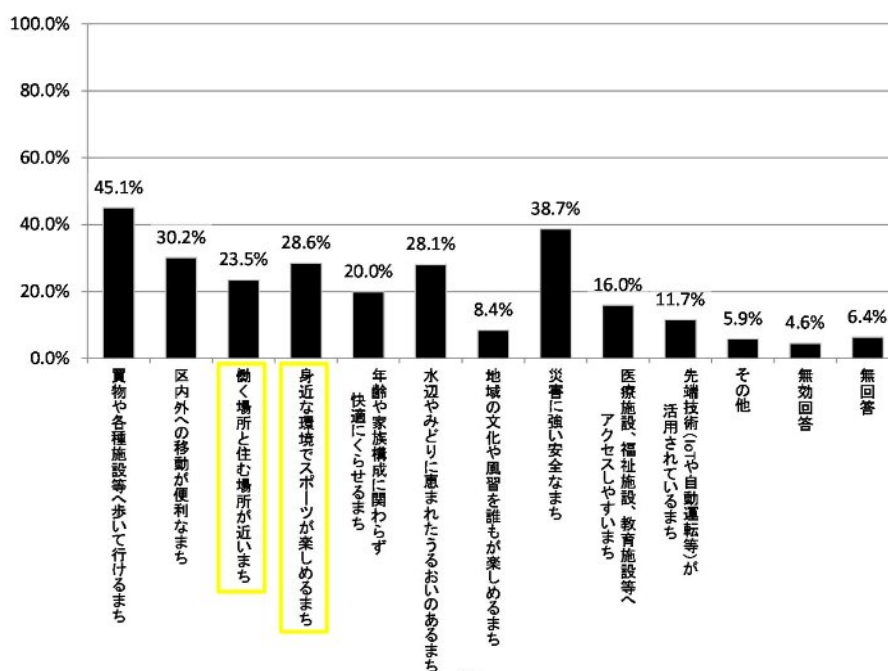
その他の傾向として、区民は『年齢や家族構成に関わらず快適にくらせるまち』や『医療施設、福祉施設、教育施設等へアクセスしやすいまち』などをあげており、今後、高齢化・多様化する社会環境に対する要望とも受け取れる回答が多い結果となりました。

一方で、中学生は、『働く場所と住む場所が近いまち』や『身近な環境でスポーツが楽しめるまち』をあげており、職住近接のくらしやスポーツを通じた健康的なくらしなど、一歩進んだライフスタイルを望む回答が多い結果となりました。

<区民>



<中学生>

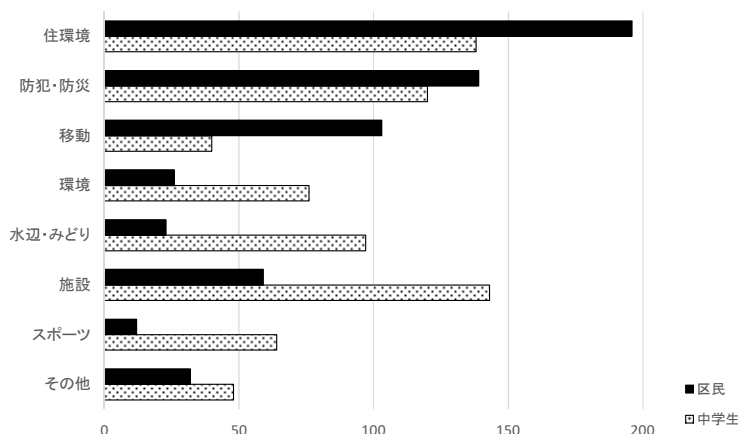


⑩住み続けたいと思えるまちについて

住み続けたいと思えるまちについての提案（自由意見）では、多くの提案や意見があり、特に、中学生からは様々な意見があがりました。そこで、キーワードごとに分類していくと、『住環境』、『防災・防犯』、『移動』、『環境』、『水辺・みどり』、『施設』、『スポーツ』、『その他』の8つの大きなテーマに分けることができました。

なかでも、区民・中学生ともに、『住環境』に関する提案や、『防犯・防災』に関する意見が多く、今後のまちづくりのなかでのキーワードになると考えられます。

中学生からは、スポーツ施設や公園でのスポーツ器具の設置などを求める意見が多くあがり、他の設問の回答結果からも、中学生はスポーツに高い関心があることが伺えます。施設に関する意見では、区民、中学生ともに大型商業施設やショッピングモールなどを望む意見が多い一方、区民の意見には、商店街の活性化を望む声も多くあがりました。



◆住環境

主な意見 子育て世代・高齢者・若者が住みやすいまち/お互いが支えあうまち/地域イベントを増やす など

他にも… 心豊かになるまち/近所づきあいをもっと良くしたい/北区のシンボルをつくる など

◆防犯・防災

主な意見 事故や犯罪のないまち/災害に強いまち/マナーの改善（歩きタバコ、ポイ捨て、放置自転車） など

他にも… 街灯が少なく危ない/治安をよくする/電柱の地中化/災害時の協力体制の構築/空き家対策 など

◆移動

主な意見 コミュニティバスを増やす/バリアフリー化/駅前再開発/駐輪場の充実・地下化 など

他にも… シェアサイクルの導入/自転車専用道路の拡充/無料バスの運行/どこに行くにも便利なまち など

◆環境

主な意見 美しい景観/街並みの保護/ごみの少ないまち/空気がきれいなまち/清掃活動をする など

他にも… 市民農園が手軽にできるまち/歴史や自然を活かしたまちの活性化/清潔でないイメージを払拭 など

◆水辺・みどり

主な意見 公園を増やす/緑豊かなまち/自然と身近に触れ合えるまち/河川の活用 など

他にも… 湧水を守る/植栽の管理をしっかりする/23区で一番みどりがきれいなまちにする など

◆施設

主な意見 商店街の活性化/映画館をつくる/大型商業施設・ショッピングモールの誘致/飲食店を増やす など

他にも… 図書館のリニューアル/日用品販売店の配置の平均化/若者が楽しめる施設をつくる など

◆スポーツ

主な意見 子どもが遊べる場所の整備/スポーツ施設を増やす/スポーツを身近に感じられるまち など

他にも… ナショナルトレーニングセンターを開放/誰でも自由に使えるスポーツ施設 など

◆その他

主な意見 税金額の改正/現状でよい/Free wi-fi が使える場所を設置/施設の無料化/休みを増やす など

⑪区民意向調査～年代による回答結果のちがい～

北区への愛着について、『愛着がある』と回答した人が10代では41.7%と半数を下回る一方、60歳以上は7割を超え、70歳以上では85%にものぼっています。

まちの魅力について、北区内のよく行く場所・お気に入りの場所は、北区全体の結果同様、『公園』『商店街』の割合が各年代とも多い結果となっていますが、10代では『図書館』が50%、70歳以上では『北とぴあや区民センター等の施設』が31.7%など、他の年代に比べて高い割合となっており、年代によって訪れる場所・お気に入りの場所が異なっていることがわかります。

定住意向について、10代～20代は定住意向が低く、5割を下回る一方で、40代以上は8割を超えるなど、差が大きくひらく結果となりました。転居意向のある人の理由としては、10代は『自分の持ち家を持ちたいから』、20代は『家賃・地代が高いから』、30～60代は『親や家族の事情から』、70歳以上は『現在の住宅に不満があるから』、『買い物や日常生活に不便だから』、『家賃・地代が高いから』(同率)という理由が最も多い結果となりました。(『その他』の理由を除く)

まちづくり活動への参加意向について、10代では、既に活動に参加している回答者はいませんが、6割近くが『興味があり今後活動に参加していきたい』と前向きな回答をしていました。

《現在のまちのイメージについて》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合(3つ選択可)

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
北区のイメージ (3つ選択)	電車の移動が便利	75.0%	86.4%	80.7%	78.7%	79.6%	87.0%	82.3%	82.0%	81.5%
	近所に商店街がある	66.7%	63.1%	62.5%	56.1%	42.0%	53.6%	41.7%	52.7%	53.5%
	駅がにぎやか	41.7%	35.0%	21.0%	22.0%	22.2%	11.6%	13.5%	19.2%	21.4%
	町工場があり、ものづくりの職人がいる	0.0%	2.9%	4.5%	4.3%	8.0%	2.9%	1.0%	0.6%	3.7%
	水辺やみどりに恵まれている	41.7%	25.2%	37.5%	40.9%	38.9%	42.0%	46.9%	38.9%	38.6%
	地域の歴史文化が根付いている	25.0%	20.4%	9.7%	12.2%	14.8%	20.3%	17.7%	13.8%	14.7%
	スポーツが身近にある	8.3%	10.7%	15.3%	13.4%	13.0%	5.8%	16.7%	9.6%	12.4%
	地域での人と人のつながりが強い	0.0%	13.6%	17.6%	18.3%	16.7%	15.9%	21.9%	21.6%	17.9%
	その他(無効回答・無回答含む)	33.3%	15.5%	17.5%	21.3%	21.0%	18.8%	12.5%	12.0%	15.8%

《北区への愛着》

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
北区への愛着	愛着がある	41.7%	54.4%	68.2%	63.4%	69.8%	71.0%	76.0%	85.0%	69.6%
	愛着がない	25.0%	20.4%	9.7%	8.5%	11.1%	8.7%	2.1%	2.4%	8.9%
	分からない	33.3%	25.2%	21.6%	26.8%	18.5%	18.8%	19.8%	10.8%	20.4%
	無効回答・無回答	0.0%	0.0%	0.5%	1.3%	0.6%	1.5%	2.1%	1.8%	1.0%

《まちの魅力について》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合（3つ選択可）

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
北区内の よく行く場所 お気に入りの 場所 (3つ選択)	荒川や隅田川等の河川沿い	16.7%	20.4%	29.0%	31.7%	27.8%	36.2%	32.3%	28.1%	28.8%
	公園	33.3%	52.4%	62.5%	52.4%	47.5%	47.8%	47.9%	49.7%	51.9%
	運動施設	16.7%	8.7%	9.1%	12.2%	14.8%	10.1%	17.7%	14.4%	12.5%
	社寺仏閣	0.0%	3.9%	6.3%	12.2%	9.9%	10.1%	11.5%	7.8%	8.6%
	商店街	66.7%	68.0%	69.3%	65.2%	67.3%	66.7%	68.8%	62.3%	66.7%
	図書館	50.0%	32.0%	30.7%	34.1%	27.2%	27.5%	29.2%	30.5%	30.6%
	博物館	0.0%	1.9%	0.6%	0.6%	0.0%	4.3%	0.0%	2.4%	1.2%
	北とびあや区民センター等の施設	8.3%	8.7%	15.3%	15.2%	13.6%	21.7%	29.2%	31.7%	19.0%
	その他（無効回答・無回答含む）	33.3%	26.2%	18.2%	17.7%	21.0%	21.7%	11.5%	10.8%	18.0%

《定住意向について》

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
定住意向	ずっと住み続けたい	25.0%	25.2%	44.9%	53.0%	58.6%	72.5%	75.0%	77.8%	57.0%
	就職・転職するまでは住み続けたい	33.3%	33.0%	5.7%	7.9%	4.9%	1.4%	1.0%	0.6%	7.6%
	結婚・出産するまでは住み続けたい	8.3%	19.4%	14.2%	0.6%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	5.0%
	子どもが小学校に入学するまでは住み続けたい	0.0%	1.9%	9.6%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
	当分は住み続けたい	16.7%	13.6%	23.3%	32.3%	29.6%	21.7%	19.8%	11.4%	22.3%
	すぐにでも転居したい	16.7%	6.8%	2.3%	4.3%	6.8%	1.4%	1.0%	3.0%	4.0%
	無効回答・無回答	0.0%	0.1%	0.0%	0.7%	0.1%	1.6%	3.2%	7.2%	1.9%
	ずっと住み続けたい 又は 当分は住み続けたい (定住意向が高い)	41.7%	38.8%	68.2%	85.3%	88.2%	94.2%	94.8%	89.2%	79.3%

《まちづくり活動への参加意向》

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
まちづくり活動	興味があり、自分たちのまちを住みよくするため、既に活動に参加している	0.0%	1.9%	5.7%	4.9%	7.4%	5.8%	15.6%	12.6%	7.6%
	興味があり、自分たちのまちを住みよくするため、今後、活動に参加していきたい	58.3%	37.9%	49.4%	49.4%	44.4%	42.0%	35.4%	34.1%	42.8%
	あまり興味はない	41.7%	53.4%	37.5%	30.5%	28.4%	37.7%	29.2%	19.2%	32.5%
	その他	0.0%	6.8%	6.3%	12.2%	16.0%	11.6%	12.5%	17.4%	11.9%
	無効回答・無回答	0.0%	0.0%	1.1%	3.0%	3.8%	2.9%	7.3%	16.7%	5.3%

《20年後の北区について》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合（3つ選択可）

		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	区全体
住みた続けたい なるまち (3つ選択)	買物や各種施設等へ歩いて行けるまち	58.3%	59.2%	39.8%	45.7%	49.4%	47.8%	55.2%	49.7%	48.6%
	区内外への移動が便利なまち	41.7%	36.9%	30.7%	27.4%	23.5%	20.3%	30.2%	28.7%	28.6%
	働く場所と住む場所が近いまち	8.3%	25.2%	20.5%	9.8%	5.6%	13.0%	8.3%	6.6%	12.2%
	身近な環境でスポーツが楽しめるまち	33.3%	17.5%	9.7%	14.0%	7.4%	10.1%	6.3%	5.4%	10.2%
	年齢や家族構成に関わらず 快適にくらせるまち	25.0%	35.0%	44.3%	47.0%	50.6%	50.7%	37.5%	37.1%	43.1%
	水辺やみどりに恵まれた うるおいのあるまち	25.0%	33.0%	23.9%	23.8%	26.5%	21.7%	30.2%	19.2%	25.0%
	地域の文化や風習を誰もが楽しめるまち	0.0%	4.9%	4.0%	7.9%	6.2%	1.4%	3.1%	1.8%	4.4%
	災害に強い安全なまち	33.3%	33.0%	42.0%	44.5%	49.4%	53.6%	44.8%	44.3%	44.0%
	医療施設、福祉施設、教育施設等へアクセス しやすいまち	66.7%	27.2%	47.7%	45.7%	53.1%	58.0%	51.0%	47.9%	47.4%
	先端技術（IoTや自動運転等）が活用されて いるまち	8.3%	11.7%	6.8%	5.5%	1.9%	2.9%	2.1%	1.2%	4.5%
	その他（無効回答・無回答含む）	0.0%	4.9%	10.2%	8.5%	6.2%	2.9%	4.2%	3.6%	6.2%

⑫区民意向調査～居住地区による回答結果のちがい～

現在のまちのイメージについて、北区全体の結果同様、『電車の移動が便利』、『近所に商店街がある』、『水辺やみどりに恵まれている』の3つのイメージが大きな割合を占める結果となっていますが、ナショナルトレーニングセンターのある赤羽西では『スポーツが身近にある』、新河岸川沿いに工場の多い浮間と大規模工場が立地する滝野川東では『町工場があり、ものづくりの職人がいる』、飛鳥山の3つの博物館や田端文士村記念館、旧古河庭園などがある滝野川西では『地域の歴史文化が根付いている』が他の地区に比べて高い結果となりました。

また、まちの魅力について、北区内のよく行く場所・お気に入りの場所は、荒川・隅田川に面している浮間、赤羽東、王子東の3地区では、『荒川や隅田川等の河川沿い』が他地区に比べて高い結果となりました。特に浮間は、現在のまちのイメージについても『水辺やみどりに恵まれている』と回答した人が69.2%にもものぼっており、水辺環境が生活の身近にあることが伺えます。

定住意向について、北区全体でも79.3%の住民に定住意向がある結果となりましたが、とりわけ赤羽西、赤羽東、王子西、王子東の4地区では、定住意向が8割以上にのぼり、住民の定住意向の高い地区であることがわかります。

20年後の北区について、住み続けたいなるまちの要素として、浮間、赤羽西、王子西、滝野川東では、『買物や各種施設等歩いて行けるまち』を、赤羽西では『医療施設、福祉施設、教育施設等へアクセスしやすいまち』を、王子東では『医療施設、福祉施設、教育施設等へアクセスしやすいまち』と『年齢や家族構成に関わらず快適にらせるまち』（同率）を、滝野川西では『災害に強い安全なまち』をあげています。

《現在のまちのイメージについて》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合（3つ選択可）

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
北区のイメージ (3つ選択)	電車の移動が便利	69.2%	82.2%	87.7%	88.4%	80.5%	75.8%	87.7%	81.5%
	近所に商店街がある	35.4%	44.4%	71.9%	68.6%	56.6%	50.0%	33.3%	53.5%
	駅がにぎやか	9.2%	38.9%	46.6%	17.4%	12.2%	7.4%	5.3%	21.4%
	町工場があり、ものづくりの職人がいる	13.8%	1.7%	2.1%	2.3%	1.4%	3.7%	14.0%	3.7%
	水辺やみどりに恵まれている	69.2%	33.3%	29.5%	37.2%	45.7%	38.4%	19.3%	38.6%
	地域の歴史文化が根付いている	4.6%	7.2%	6.2%	10.5%	16.3%	30.5%	21.1%	14.7%
	スポーツが身近にある	16.9%	27.2%	11.6%	8.1%	8.6%	6.8%	3.5%	12.4%
	地域での人と人のつながりが強い	9.2%	13.9%	13.7%	26.7%	19.0%	22.1%	19.3%	17.9%
	その他（無効回答・無回答含む）	20.0%	18.4%	11.0%	18.6%	17.7%	17.4%	28.1%	15.8%

《北区への愛着》

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
北区への愛着	愛着がある	64.6%	75.0%	74.0%	73.3%	68.3%	63.2%	70.2%	69.6%
	愛着がない	10.8%	6.7%	9.6%	4.7%	9.5%	11.1%	7.0%	8.9%
	分からない	24.6%	16.7%	15.8%	20.9%	20.8%	25.3%	21.1%	20.4%
	無効回答・無回答	0.0%	1.6%	0.6%	1.1%	1.4%	0.4%	1.7%	1.0%

《まちの魅力について》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合（3つ選択可）

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
北区内の よく行く場所 お気に入りの 場所 (3つ選択)	荒川や隅田川等の河川沿い	47.7%	26.1%	44.5%	15.1%	36.7%	12.1%	21.1%	28.8%
	公園	58.5%	56.7%	37.7%	55.8%	50.7%	58.4%	40.4%	51.9%
	運動施設	16.9%	15.0%	17.1%	11.6%	10.9%	8.9%	8.8%	12.5%
	社寺仏閣	4.6%	9.4%	2.7%	11.6%	8.1%	12.6%	10.5%	8.6%
	商店街	53.8%	71.7%	84.2%	73.3%	62.0%	64.2%	38.6%	66.7%
	図書館	26.2%	29.4%	24.7%	45.3%	28.1%	33.7%	33.3%	30.6%
	博物館	0.0%	0.6%	0.0%	1.2%	1.8%	2.1%	1.8%	1.2%
	北とびあや区民センター等の施設	10.8%	14.4%	17.8%	14.0%	26.2%	17.4%	31.6%	19.0%
	その他（無効回答・無回答含む）	21.5%	18.9%	20.6%	16.3%	16.4%	22.1%	35.1%	18.0%

《定住意向について》

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
定住意向	ずっと住み続けたい	47.7%	65.0%	56.8%	64.0%	57.0%	51.1%	52.6%	57.0%
	就職・転職するまでは住み続けたい	9.2%	7.2%	4.8%	7.0%	7.7%	10.0%	5.3%	7.6%
	結婚・出産するまでは住み続けたい	4.6%	5.0%	5.5%	7.0%	2.7%	6.3%	7.0%	5.0%
	子どもが小学校に入学するまでは住み続けたい	0.0%	1.1%	1.4%	1.2%	2.7%	3.7%	5.3%	2.2%
	当分は住み続けたい	27.7%	16.7%	26.0%	16.3%	24.9%	22.1%	26.3%	22.3%
	すぐにでも転居したい	9.2%	3.9%	3.4%	2.3%	4.1%	4.2%	0.0%	4.0%
	無効回答・無回答	1.6%	1.1%	2.1%	2.2%	0.9%	2.6%	3.5%	1.9%
	ずっと住み続けたい 又は 当分は住み続けたい (定住意向が高い)	75.4%	81.7%	82.8%	80.3%	81.9%	73.2%	78.9%	79.3%

《まちづくり活動への参加意向》

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
まちづくり活動	興味があり、自分たちのまちを住みよくするため、既に活動に参加している	3.1%	10.6%	8.2%	3.5%	8.6%	6.8%	7.0%	7.6%
	興味があり、自分たちのまちを住みよくするため、今後、活動に参加していきたい	44.6%	45.6%	45.9%	43.0%	39.8%	42.1%	38.6%	42.8%
	あまり興味はない	40.0%	28.9%	28.8%	32.6%	36.7%	31.1%	29.8%	32.5%
	その他	7.7%	10.6%	11.6%	12.8%	9.5%	14.7%	21.1%	11.9%
	無効回答・無回答	4.6%	4.3%	5.5%	8.1%	5.4%	5.3%	3.5%	5.3%

《20年後の北区について》※パーセンテージは各項目を選択した人の割合（3つ選択可）

		浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東	区全体
住みた続けたい なるまち (3つ選択)	買物や各種施設等へ歩いて行けるまち	56.9%	52.2%	50.0%	50.0%	44.8%	43.2%	56.1%	48.6%
	区内外への移動が便利なまち	18.5%	32.2%	30.1%	31.4%	29.0%	26.3%	22.8%	28.6%
	働く場所と住む場所が近いまち	10.8%	10.6%	13.0%	14.0%	10.9%	15.8%	8.8%	12.2%
	身近な環境でスポーツが楽しめるまち	12.3%	13.3%	11.6%	5.8%	7.7%	8.9%	14.0%	10.2%
	年齢や家族構成に関わらず 快適にくらせるまち	44.6%	43.3%	43.2%	44.2%	48.4%	35.3%	45.6%	43.1%
	水辺やみどりに恵まれた うるおいのあるまち	32.3%	21.7%	26.0%	30.2%	24.0%	25.3%	19.3%	25.0%
	地域の文化や風習を誰もが楽しめるまち	0.0%	1.7%	3.4%	9.3%	5.0%	6.8%	1.8%	4.4%
	災害に強い安全なまち	43.1%	40.0%	39.0%	41.9%	47.5%	50.5%	42.1%	44.0%
	医療施設、福祉施設、教育施設等へアクセス しやすいまち	49.2%	51.1%	52.1%	36.0%	48.4%	44.7%	47.4%	47.4%
	先端技術（IoTや自動運転等）が活用されて いるまち	6.2%	2.8%	4.1%	5.8%	3.6%	4.7%	10.5%	4.5%
	その他（無効回答・無回答含む）	6.1%	9.0%	10.3%	9.3%	9.9%	13.2%	5.4%	6.2%

(2) ワークショップ

「北区の20年後を考えるワークショップ」では、2018・2019年度に各2回ずつ、計4回のワークショップを実施しました。区民に共感されるビジョンとなるためのキーワードの検討から、北区都市計画マスタープラン改定後の先導的な動きにつながる区民主体、公・民・学連携の取組みの検討まで、2年間に渡り幅広く検討していただきました。

●ワークショップのねらい

ステップⅠ（2018年度）

改定素案作成に向けて区民に共感されるビジョンのためのキーワード、区民主体の取組みなどを成果として改定素案に活かしていきます。

ステップⅡ（2019年度）

計画改定後に先導的な取組みをスタートさせるための検討を行います。計画改定と同時に、区民主体、あるいは、公・民・学連携の取組みなどが展開できるよう準備を進めることで、都市計画マスタープラン2020に描くビジョンを実現する積極的な取組みの気運を高めます。

●ワークショップのテーマ

ステップⅠ（2018年度）

第1回：北区のよいところ・改善すべきところ・20年後の北区の姿

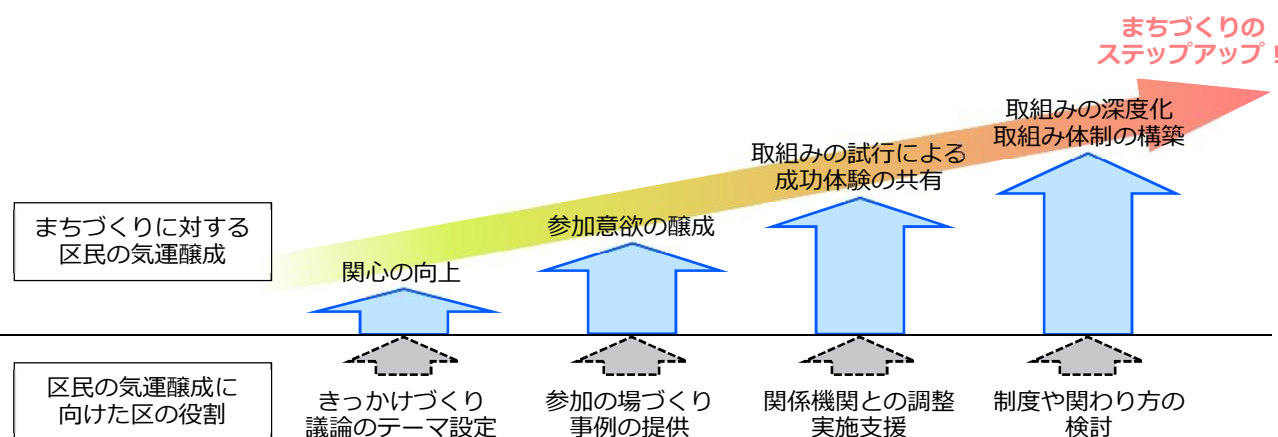
第2回：取組みのアイデア・区民が中心となったまちづくりの取組み

ステップⅡ（2019年度）

第3回：区民が中心となったまちづくりの実現に向けて

第4回：まちづくりへの区民の関わり方・区民と行政との連携

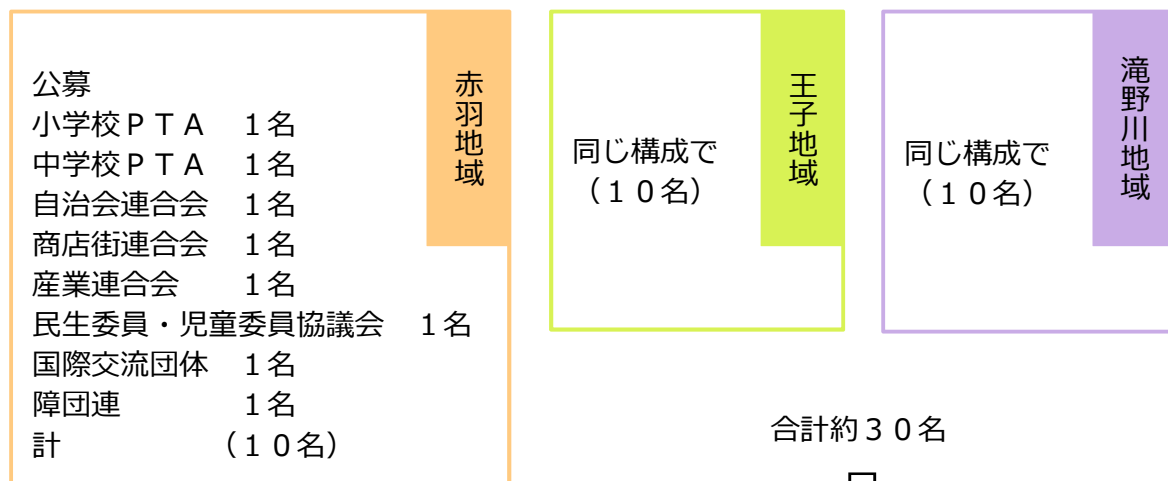
<区民主体によるまちづくりのステップアップと区の役割（イメージ）>



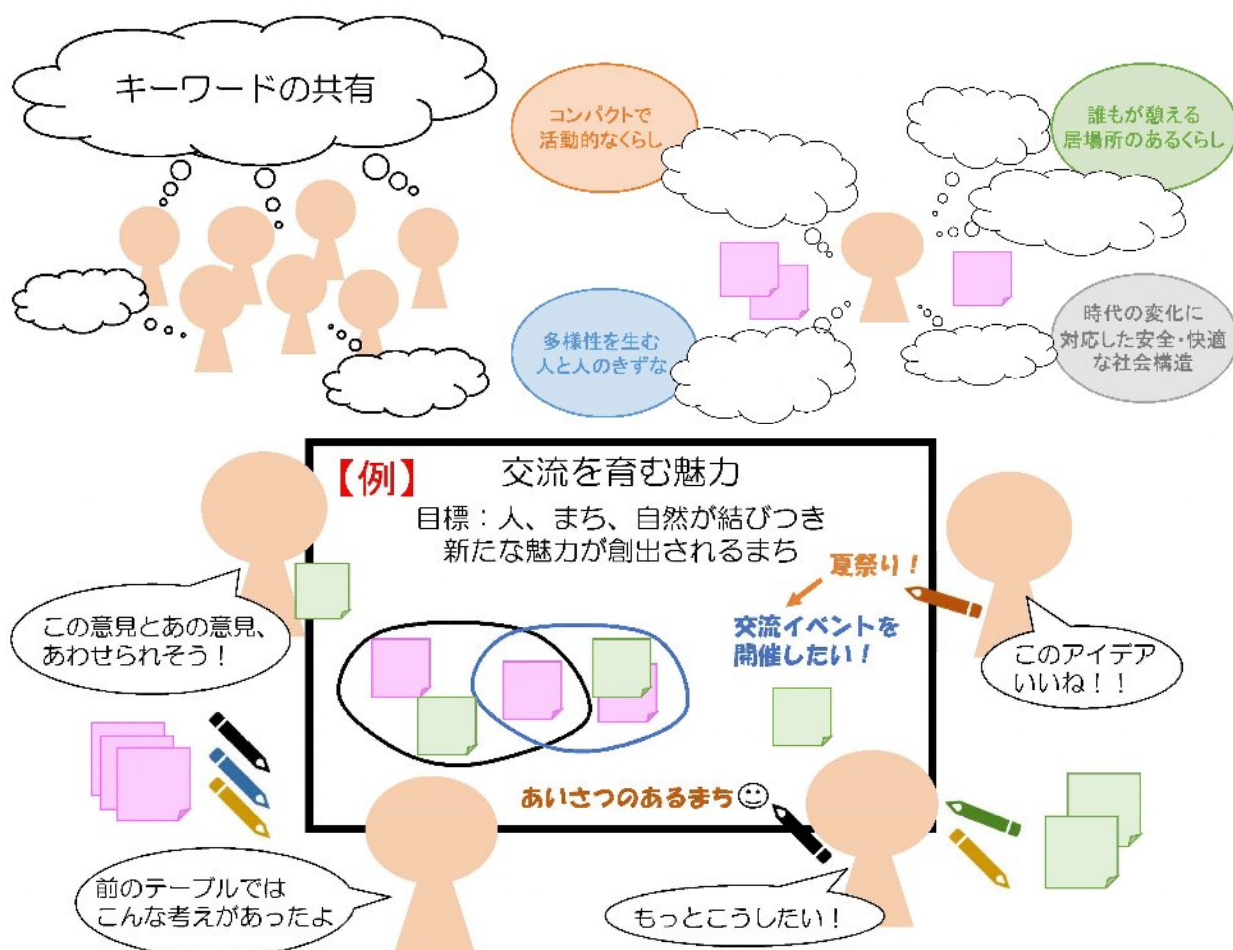
●ワークショップの参加者

区域別（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）で3グループ構成の意見交換を実施するため、10人×3地域（グループ）で合計30名の召集が必要と算出しました。

多分野からの区民参画を目的として、以下8団体に参加者の推薦を依頼しました。



公募を応募者全員としたため（赤羽）（王子）（滝野川）
 （7）（4）（2）の公募参加者となりました。
 結果（15）（12）（10）合計37人で参加者決定。



～第1回～

ワークショップテーマ：

「『次世代に継承する快適で魅力あるまち』を目指すためのキーワードを共有する」

グループワークテーマ：

・日常生活で感じる地域の魅力と改善点

・20年後の○○地域

⇒“地域の魅力と改善点”や、“20年後の理想の北区”を考えていただき、「まちの魅力要素」や「将来都市像」、「分野別都市づくりの方針」、「地区別まちづくりの方針」などに反映。

～第2回～

ワークショップテーマ：

「取組みのアイデア・区民が中心となったまちづくりの取組み」

グループワークテーマ：

・改定ビジョン（案）に対する、在勤・在住者としての意見

・区民が中心となったまちづくりの取組みのアイデア

⇒“改定ビジョン案”に対する意見を伺い、「将来都市像」や「分野別都市づくりの方針」に反映させるとともに、「分野別都市づくりの方針」のキーワードを参考に、区民が中心となったまちづくりの取組みのアイデアを考えていただき、「構想の実現に向けた方策」の基本的な考え方に反映。

～第3回～

ワークショップテーマ：

「区民が中心となったまちづくりの実現に向けて」

グループワークテーマ：

・区民が中心となったまちづくりの実現に向けて

⇒「分野別都市づくりの方針」の5テーマにおける、“5年後・10年後のゴール”を区民目線で考えていただき、「分野別都市づくりの方針」や、「構想の実現に向けた方策」の推進方策に反映。

～第4回～

ワークショップテーマ：

「まちづくりへの区民の関わり方・区民と行政との連携」

グループワークテーマ：

・将来の北区のために私たちができること

⇒第3回ワークショップの結果をもとに、“将来の北区のために区民が主体となって関われる取組み”や、“行政との連携方法”を考えていただき、「構想の実現に向けた方策」の推進方策の具体的な取組みに反映。

●北区都市計画マスタープラン 2020●

序章 都市計画マスタープランの基本的な考え方

- 序－1 都市計画マスタープランとは
- 序－2 都市計画マスタープランの役割
- 序－3 計画の位置付け
- 序－4 計画改定の趣旨
- 序－5 計画期間の設定
- 序－6 都市計画マスタープランの構成
- 序－7 都市づくりとまちづくり

第1章 北区を取り巻く状況

- 1－1 北区の現況
- 1－2 都市づくりを取り巻く社会情勢
- 1－3 首都東京における北区の位置付け
- 1－4 上位関連計画における施策の方向性
- 1－5 都市づくりの課題

【全体構想】

第2章 都市づくりのビジョン

- 2－1 未来の暮らしを豊かにする将来都市像
- 2－2 未来の暮らしのイメージ
- 2－3 将来都市構造

第3章 土地利用の基本方針

- 3－1 拠点育成の基本方針
- 3－2 土地利用誘導の基本方針

第4章 分野別都市づくりの方針

- 4－1 おでかけ環境
- 4－2 交流を育む魅力
- 4－3 住環境
- 4－4 環境共生
- 4－5 災害対応

【地区別構想】

第5章 地区別のまちづくり方針

- 5－1 地区別まちづくりの展開方針
- 5－2 地域・地区区分の設定
- 5－3 3地域の将来都市像
- 5－4 浮間地区のまちづくり方針
- 5－5 赤羽東地区のまちづくり方針
- 5－6 赤羽西地区のまちづくり方針
- 5－7 王子東地区のまちづくり方針
- 5－8 王子西地区のまちづくり方針
- 5－9 滝野川東地区のまちづくり方針
- 5－10 滝野川西地区のまちづくり方針

【実現化方策】

第6章 構想の実現に向けた方策

- 6－1 基本的な考え方
- 6－2 推進方策

1) 第1回ワークショップについて

①開催概要

第1回ワークショップでは、北区の将来像を示すキーワードを把握することを目的に、赤羽地域、王子地域、滝野川地域の3地域に分かれて、普段の生活で感じている区の魅力や改善すべき点等について意見交換を行い、その上で20年後の北区のあるべきまちの姿について話し合いました。

■実施概要

日時：2018年7月22日（日）13:15～16:00

場所：北とぴあ ペガサスホール

出席者：29名

②開催結果

各地域で共有した、20年後の北区の姿を示すキーワードについて整理しました。

○全区共通

- ・みどりと水辺と桜
- ・高い鉄道利便性
- ・高齢化に対応した買い物と移動環境
- ・荒川等の水害への備え、避難場所の見直し
- ・商店街や大学等との連携・協働
- ・子育てしやすい環境
- ・地形の高低差の活用
- ・お祭り・文化の継承
- ・商店街の活性化

○赤羽地域 ～北の玄関口 庶民的で新しい都市～

- ・どの年代も楽しめる酒と芸術のまち
- ・人情通う昔ながらの街並み
- ・買い物やお出かけに便利な移動環境
- ・赤羽駅周辺に映画館等の文化施設や総合施設の充実
- ・住んでよかったと感じられる拠点
- ・アスリートと交流できる健康的なスポーツのまち
- ・大学の立地等による学生の増加



第1回ワークショップの様子

○王子地域 ～北区の中心地、北区らしいスケール感～

- ・鉄道利便性の高いまち
- ・王子駅前の再開発（映画館やショッピングモール、プラネタリウム等の娯楽施設）
- ・駅を中心に歩いて暮らせるヒューマンスケールのにぎわいのあるまち
- ・子供、若い人、年配の方、外国人が交流して仲良く暮らすまち
- ・学校の適正配置、小学生の教育環境の充実



第1回ワークショップの様子

○滝野川地域 ～文化・歴史を継承し、活かしていくまち～

- ・高低差のある地形による良好な眺望、まちなみ
- ・都電荒川線等の鉄道のある風景
- ・尾久車両基地の再開発の可能性
- ・画家や文士が愛したまち
- ・鉄道、車両基地による東西の分断



第1回ワークショップの様子

○赤羽地域

○荒川

■まちの魅力

- ・荒川土手の花火大会。
- ・マラソンや自転車など、都内でも数少ない大会が開きやすい。
- ・北区・子どもの水辺は、河川のごみが少なく水質が向上しており、泳げるかもしれない。学校授業のメッカとなりつつある。

■まちの改善点

- ・台風、洪水、土手の決壊など、荒川土手の防災について。
- ・荒川堤防の決壊する所はわかっている。京浜東北線の鉄橋部分が一段低い。

○全体

■20年後の姿

- ・酒と芸術のまち、音楽があふれどの年代も楽しめるまち。
- ・商店街の活性化、イベント・祭りが開催されるまち。
- ・福祉などにやさしいまち。区道のバリアフリー化。
- ・総合施設が充実しているまち。北区以外に住んでいる人たちが遊びに来る。「北区いいね」と思われるまち。
- ・小さくても農園が出来るまち。
- ・身近に商店があるまち。
- ・銭湯の復活、火除地のかわりとなる原っぱのある街並みが欲しい。
- ・緑が多く、ゆったりと散歩できる街並み。
- ・地域全体で子育て環境の充実。
- ・図書館や集会所などの文化的施設。
- ・全ての区道の無電柱化。各戸を防災住宅にする。

■まちの魅力

- ・保育施設が充実しているため、別の区の人が引っ越してきてくれる。
- ・緑が多く、ゆったりと散歩できる街並み。
- ・坂が多く身体を鍛える条件がある。

■まちの改善点

- ・都市計画で破壊される街並み。
- ・駅のバリアフリー化。
- ・芝居小屋がない。芸術的な場所が少ない。
- ・今年は残雪でアスファルトから熱があがってくる。緑と土を活かして熱を逃がすことが必要。鉄とアスファルトのまちにはしたくない。
- ・歴史を地域の子供たちに教えてほしい。
- ・史跡をこわす計画は絶対にやめてほしい。
- ・再開発でまちに特徴がなくなり淋しい。
- ・買い物難民がたくさんいる。コミュニティバスを走らせる必要がある。
- ・お年寄りが集えるふれあい館がほしい。

○浮間地区

■20年後の姿

- ・マンションの建設による人口の増加やまちの活性化、産業振興。
- ・商業地赤羽のベッドタウン。

■まちの魅力

- ・浮間小の生徒がとても元気。
- ・地域商工会の催し物が多々行われている。
- ・夜が静かで暮らしやすい。
- ・新河岸川と荒川に挟まれた水辺空間。

■まちの改善点

- ・バス路線が廃止されたため、コミュニティバスの創設が必要。
- ・新たに水辺空間を創設し環境整備が必要。
- ・規模が小さいので人口増加による活性化、規模拡大。

○赤羽東地区

■20年後の姿

- ・高齢者の住みやすいまち。
- ・障がい者が住みやすいまち。
- ・大型店が少ないので、小さな個性的なお店が欲しい。
- ・コミュニティバスが必要。

■まちの魅力

- ・人情の通う昔ながらの街並み

■まちの改善点

- ・商店が少なくなってきた。
- ・志茂地区の木造密集地域

○赤羽西地区

■20年後の姿

- ・公園は小さくないで、もっと充実させて欲しい。
- ・赤羽西の緑道公園、自然観察公園、清水坂の緑のベルトは残したい。
- ・ホテルが飛来する場所。
- ・地域の宝を大切に教育をしてほしい。
- ・アスリートのまちなので、選手との交流会や見学会をやしてほしい。
- ・健康、運動不足改善となるスポーツのまち。

■まちの改善点

- ・工口な環境だが、文化発信の拠点を置けたら良い。
- ・桐ヶ丘の高齢化。
- ・商店街が近くになくなり、赤羽駅近くまで行かないと買い物ができない。遠くてバスもなく、大変。

■まちの魅力

- ・公園が多く、子育てに絶好の場。
- ・スポーツの森公園と自然観察公園の2つあわせたい広い空間は、価値が高く、湧き水を守っているところも良い。
- ・夕方には子供たちが楽しそうに追いかけてこしていると幸せを感じる。
- ・バーベキューも利用しやすく、教育の場としてもかえがたい。
- ・ここ五年ほどでホテルが生息可能な場所が出来た。
- ・水が流れており、木も多く、スポーツ施設もあり、散歩する場所や休憩場所がある。
- ・赤羽西の歴史を感じられるところであり、スリパチビューも見られて興味わいてくる。
- ・赤羽台団地の芝生にはネジバナが咲く。
- ・西ヶ丘の桜並木は散歩スポット。
- ・トレセン 国内競技スポーツのメッカ。
- ・大学などもでき、学生がこれから増える。

○赤羽駅周辺

■20年後の姿

- ・戦後の闇市のイメージから抜け出したい。
- ・赤羽駅近くに映画館など、文化施設が欲しい。
- ・毎年のように想定外の災害に見舞われているので、生活用水となる井戸の確保。

■まちの魅力

- ・駅のバリアフリー化により障がい者が優しい。
- ・交通の便が良い。
- ・赤羽馬鹿祭り
- ・住んだら良かったと感じられる拠点、東京都の北の玄関口でもある。
- ・赤羽一番街など飲み屋が多く、早い時間から開店する。
- ・赤羽一番街には安くおいしい飲み屋さんがある。せんべろ（千円でべろべろ）。
- ・商店街に活気がある。
- ・メガバンクが揃っており、ATMも充実している。

■まちの改善点

- ・映画館がない。
- ・日曜日やっている保育所がない。

○王子地域

○十条・東十条、商店街

■20年後の姿

- ・十条地区商店街と地元コミュニティの確立

■まちの魅力

- ・地元の商店、66商店街が残る
- ・買い物便利
- ・中央図書館
- ・富士神社（お富士さん）
- ・東十条駅

■まちの改善点

- ・桜通りの復活
- ・密集（道が狭い）
- ・十条駅脇バス通りの路切。渋滞、朝開かない
- ・東十条駅南口にエレベーターor エスカレーターがあったらよい

○子ども

■20年後の姿

- ・適正配置進んでいる
- ・荒川・十条台・王二の3校
- ・日本一の近未来型小学校
- ・小学生の環境の充実

■まちの魅力

- ・児童館
- ・子育てしやすい
- ・保育園が増加している

■まちの改善点

- ・科学館が少ない

○公園・みどり

■20年後の姿

- ・みどり豊か（緑視率が高い）
- ・市民農業（子供も大人も）
- ・全ての道路温度上がらないような塗装にして、ヒートアイランド対策

■まちの魅力

- ・赤羽の土手（桜・花見）
- ・花の名所が多い
- ・清水坂公園等、公園が多い

■まちの改善点

- ・思いっきり遊べない（ボール遊び）
- ・住宅地にみどりが少ない

○王子駅前周辺

■20年後の姿

- ・王子駅ビル 飛鳥山と駅と都電乗り場をつなぐ。商店、映画館もあれば。
- ・北区役所を中心とした王子駅前開発
- ・駅を中心に歩いて暮らせる（駅前に人の広場）
- ・ヒューマンスケール
- ・通り対してオープンな街
- ・区役所の移転に伴う駅前のバリアフリー化
- ・駅前に広場をつくり王子のことをアピール

■まちの魅力

- ・都電
- ・駅前の飛鳥山がついている
- ・都電のある風景
- ・提灯（正月）
- ・歩道が広い
- ・音無親水公園

■まちの改善点

- ・JR・地下鉄・都電のアクセス
- ・王子駅北口エスカレーター設置
- ・飛鳥山と駅の関係
- ・王子駅前のトイレが汚い
- ・駅前の滞留スペースがない
- ・王子駅前開発されていない
- ・自転車歩道にたくさん
- ・駐輪場が少ない

○水辺

■まちの魅力

- ・つばめ、銀ヤンマの戻ってきた石神井川

■まちの改善点

- ・水害のない街
- ・石神井川など水辺空間

○再開発

■まちの魅力

- ・医療機器充実
- ・老人や若い人たちが住みやすい
- ・少子高齢化〇えて、老人ホームが少ない
- ・飛鳥山公園あじさい
- ・飛鳥山公園
- ・名主の滝、涼しいスポット

■まちの改善点

- ・ランチを食べる店が少ない
- ・遊休地の活用がない
- ・廃居が少したくさんある
- ・映画館やショッピングモールなど娯楽施設がない
- ・本屋が少ない
- ・道路計画や再開発計画の住民との対話
- ・区画整理の生み方が違い
- ・道路などの道にゴミがたくさん
- ・城北凸板の開発
- ・避難場所がない
- ・プラネタリウムの復活
- ・北とびあのトイレがよくないといわれる
- ・産の問題 小学校が立地
- ・豊島5丁目団地辺りの交通の便が悪い

○交流・文化

■20年後の姿

- ・北区の自然や文化が広く認識されている
- ・アクティビティが見える（文化、交流）
- ・子供、若い人、年配の方、外国人、交流して仲良く暮らす街
- ・活気ある街
- ・ボランティアのような感じで掃除（清掃）をしてきれいにする（みんながまちづくりに参加）

■まちの魅力

- ・北区全てがお気に入り
- ・JR 駅数が23区で一番
- ・お祭り、伝統文化、昔からあることなど、文化がたくさん
- ・ココキタ！
- ・桜通り
- ・武蔵野団地のいきき

■まちの改善点

- ・大学の協力が欲しい
- ・成人学級の種類が少ない
- ・歴史的なものが数多くあるのに宣伝がほぼない

○防災

■20年後の姿

- ・貯水槽をもっと色々な所に作る（防災）

○滝野川地域

○みんなで協働するまちづくり

- 20年後の姿
 - ・商店街やNPO、PTA等の各種団体と協働してまちづくりを進める必要がある。
 - ・若い世代に対して、地区として住む魅力がPR。
- まちの改善点
 - ・新住民との交流。
 - ・通勤距離が長くなり、生活圏域が広がったことで地域コミュニティへの所属意識が希薄化している。

○鉄道景観のあるまち

- 20年後の姿
 - ・都電の沿線の風景。
- まちの魅力
 - ・田端の線路沿いの景観、鉄道と桜を同時に見られる風景。
- まちの改善点
 - ・板橋区は開発を進めているが、板橋駅前がどうなっていくかわからない。

○板橋駅周辺

- 20年後の姿
 - ・鉄道駅の利便性と商店街や公園、桜並木等の地域資源の連携。
- まちの魅力
 - ・市場通り商店街
 - ・子供たちがよく遊んでいる2つの公園
 - ・板橋駅前のさくら並木。
 - ・滝野川6、7丁目人口が増えていて、子どもの声がいつも聞こえる。
- まちの改善点
 - ・板橋区は開発を進めているが、板橋駅前がどうなっていくかわからない。

○教育・子育て

- 20年後の姿
 - ・子供たちが公平に環境で授業を受けられる教育。
- まちの魅力
 - ・図書館に歩いていける。
- まちの改善点
 - ・文化財包蔵地のため、中学校の改築が進まない。

○全体

- 20年後の姿
 - ・住んでいる場所の歴史や文化を知ってもらい、愛着をもってもらう。
- まちの魅力
 - ・交通利便性が高く静かな住宅地、地域全体として穏やかなまち。
 - ・駅が多い。
- まちの改善点
 - ・3～4年前から地区の地価が向上している。
 - ・猫が多い。
 - ・店が少ない、商店街が小さくなってきている。
 - ・地区の高齢化を感じる。

○地形やみどり

- 20年後の姿
 - ・住宅地のみどりを活かす。
- まちの魅力
 - ・滝野川公園。
 - ・石神川の桜。
 - ・坂の上から、隅田川、荒川の花火がみられる景観のよさ。
 - ・夕時の昭和町を見下ろす景観。
 - ・かつては、滝野川ごぼうやにんじん等の江戸野菜を栽培していた。
- まちの改善点
 - ・地形のアップダウンは高齢者には厳しい。

○防災

- 20年後の姿
 - ・防災性の高いまち。
 - ・高齢者等のよう配慮者の避難を見据えた避難所の設定。
 - ・小さな地区単位での避難計画。
 - ・無電柱化。
- まちの改善点
 - ・鉄道を越えて西ケ原の防災センターまで避難するのは高齢者にとって厳しい。
 - ・道路がせまい。建替えでなく基礎を残したリフォームが行われることから、道路を広げられない。
 - ・電柱が多く通行に支障がある。

○尾久車両基地

- 20年後の姿
 - ・東西を行き来できる動線の確保。
 - ・尾久車両基地の再開発（マンションだけでなく複合施設等の整備）。
- まちの魅力
 - ・尾久車両区の活用の可能性がある。
- まちの改善点
 - ・東西地域を分断している。

○建築物

- まちの魅力
 - ・中央図書館やレンガ造りの質屋等雰囲気のある建築物がある。

○駒込駅

- まちの改善点
 - ・北区側のエレベーターもしくはエスカレーターがほしい。

○上中里駅周辺

- まちの魅力
 - ・静かな住宅地。
 - ・雑坂。
 - ・旧古川庭園には、バラの時期に多くの人が来る。
 - ・平塚神社。
- まちの改善点
 - ・駅前・駅周辺がさみしい。

○中里周辺

- まちの魅力
 - ・かつては商家が多く住んでいた。
 - ・古くから住んでいる人が多くコミュニティの団結力が強い。
 - ・空きスペースを活用した市が定期的に開かれており、千葉からの農産物等が買える。
- まちの改善点
 - ・空き家等のスペースの活用。
 - ・お店がない。
 - ・中里二丁目猫が多い。
 - ・25年前からなにも変わらない、区外の人にとっても魅力のある施設がほしい。

2) 第2回ワークショップについて

①開催概要

第2回ワークショップでは、将来のまちの姿をイメージし、まちと自分のかかわり方を考えることを目的に、地域や所属などが異なるグループ編成で4つのグループに分かれ、改定ビジョン（案）に対する在勤・在住者としての意見、区民が中心となったまちづくりの取組みのアイデアについて話し合いました。

■実施概要

日時：2018年10月27日（土）13:45～16:30

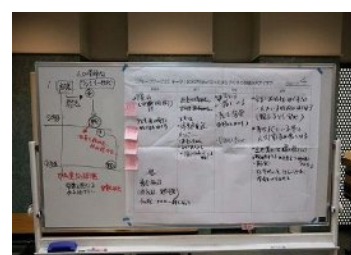
場所：赤羽文化センター 第一視聴覚室

出席者：19名

②開催結果

改定ビジョン（案）内の、『未来とくらしを豊かにする将来都市像（案）』で掲げる4つのテーマ、“①コンパクトで活動的なくらし”、“②誰もが憩える居場所のあるくらし”、“③多様性を生む人と人のきずな”、“④時代の変化に対応した安全・快適な社会構造”に関する意見を中心に、各グループであがった意見をまとめました。また、区民が中心となったまちづくりの取組みのアイデアをリスト化し、整理しました。

■第2回ワークショップの様子



①コンパクトで活動的な暮らし

◆移動環境

イメージ

- ・都心に出るのに近く、埼玉にも近い。
- ・移動が便利、交通の便が良いまち。
- ・新しい交通手段に期待。
- ・自転車で暮らせるまち。貸し自転車。

課題

- ・北区内の移動には時間がかかる。
- ・バス網が少し弱い。コミュニティバスの充実。
- ・平面の駐輪場があるとよい。地下に入れるなど、駐輪場の工夫を。（上にあげる自転車置き場はつらい）
- ・自転車は坂がきつい。

◆買い物・暮らし

イメージ

- ・元気な商店街、若い人を歓迎する商店街。
- ・宅配やネット注文など、便利なくらし。
- ・住宅地の中にある空間や空き地を活用。

◆空間・拠点

イメージ

- ・ミクスドユース。（様々な用途の空間が混在）
- ・エリアの特色があるまち、駅周辺エリア毎に競争しあえるまち。
- ・公園、水辺、緑地に加えて様々な活動が出来る広場や道路、人中心の駅前広場。
- ・朝から夜までいられる総合施設。
- ・病院、学校、児童館が一体の複合施設。
- ・地域統括情報センターのような施設があると良い。
- ・自然要素、資源間をつなぐ、楽しみ、学びながら地域を知るアクティブ。
- ・点から線、面へ。

課題

- ・駅から離れた高台の商店街がなくなり、駅まで買い物に行かなくてはならず大変。
- ・台地上の商店街はシャッター商店街になっている。

◆交流・コミュニティ

イメージ

- ・外国人が増えたように思う。一緒にまちづくりを。多文化交流も深められれば良い。
- ・ボランティアバンク。
- ・顔が見える関係。
- ・区民が活躍できる、輝ける場・機会づくり。
- ・様々な立場（職種・所得）が関わりあえる仕掛け。
- ・地域毎のまちづくり会議。（町内会や商店街とは異なる主体づくり）
- ・地域のイベントやテーマ別の活動（災害ボランティアなど）は、人がつながりやすい。
- ・散歩であいさつをする。
- ・オープンガーデンや縁側を開放したり、ガレージで展示会を行い、地域とつきあう。
- ・コミュニティ活動を支援、後押しする仕組み。
- ・北区の各団体との連携。横のつながりの強化。
- ・スポーツのまちとして、スポーツフェスタ、アスリートとの交流や NTC の見学。

課題

- ・集合団地だとなかなかまわりと交流がない。
- ・行政も区民も縦割りの部分がある。

◆子育て

イメージ

- ・知識を使って教える。（北区には専門家がたくさんいる。）
- ・親が楽しんで自主的に創意工夫を発揮している背中を見て、子が育つ。
- ・今と昔では教育環境が異なっている。時代の変化に合わせた、将来の社会を意識した教育が必要。
- ・学童の延長。
- ・地域で子供たちを育てる。
- ・おやじの会が元気に。（区内小学校の 2/3 はおやじの会がある）
- ・見回り、声かけ、下校サポート運動。スタッフジャンパーを着て、子どもたちに分かりやすく。
- ・高齢者の活用、子どもとの共存。
- ・学校とふれあい館の合築は便利。（なでしこ小学校の例）

課題

- ・待機児童の解消。
- ・学校、保育園の適正配置。

②多様性を生む人と人のきずな

③誰もが憩える居場所のある暮らし

◆憩える居場所

イメージ

- ・老人、障がい者、若者、低所得者など、誰でも住める住宅の確保、整備。
- ・身近な公園、スポーツ施設、文化施設。
- ・学校施設等の有効利用。
- ・コミュニティ施設の充実。
- ・屋内でも憩える場所。
- ・自然を感じられる場所。
- ・公園に駐車場やカフェを。
- ・自然観察公園は非常に利用価値が高く、防災の拠点、教育の現場、高齢者の健康維持として役立っている。
- ・空き地や原っぱの復活。
- ・路地を活かす。
- ・空き家の積極的活用、リフォーム。空き商店をカフェなど、たまり場に。(オレンジカフェの例)

課題

- ・公園の夜間閉鎖。(賛否両論あり)
- ・管理のない公園が多い。公園の管理を町会へ。(町会に任せているところは稀)
- ・マンションが建ってしまい赤羽台の桜並木が見えなくなった。景観の規制が必要。
- ・ホテルの育成がとても悪い。
- ・映画館は必要か。
- ・ワンルームマンションが林立。
- ・今まで住んでいた人が住めなくなるような、新しい広い住宅、タワーマンションはもういないのでは。

◆防災・防犯

イメージ

- ・地域に合った防災の計画。
- ・道路整備ではなく、個々の建築物の耐火を進めるまちづくり。
- ・空き地を災害時の避難場所としても活用。
- ・防犯カメラの普及。
- ・施設の複合化により防災拠点とする。

課題

- ・マンション等の立地によって避難できる空き地がなくなっている。
- ・住宅密集地の空き地を火災延焼時の避難場所にしてほしい。
- ・水害や津波対策、対応できる高い建物がない。
- ・住民での協議会が必要。夏の猛暑、緑の活用、耐火建築などの問題。

◆少子高齢化・後継者問題

イメージ

- ・高齢化、平均寿命がのびる。
- ・子どもを増やす施策。
- ・赤羽中央病院と保育園の連携で高度小児医療が可能に。

◆開発・計画

イメージ

- ・老人や子どもに優しい情報とインフラ、交通の整備。
- ・時代にあわせた計画の見直し。
- ・大規模工場の跡地利用、空間活用。
- ・崖や道路の整備。

課題

- ・70年以上前の道路計画があり、公園の環境、歴史ある景観に大きな影響があるため、行政だけで決定するのはどうか。(道路計画への反対)
- ・都市計画の用途指定の見直しをしていくべき。
- ・再開発など情報の透明化。
- ・知っているようで、北区の全体像を知らない。

課題

- ・担い手不足。
- ・高齢者が減りはじめたときも考えるべき。
- ・商売の切り替えができていない。時代にあわせた、先を読んだ施策が必要。
- ・固定資産税を払えず、商店街等の個店を受け継がず、売却してしまいマンションが建つ問題もある。
- ・生き残っている商店街をいかに守るかが鍵。

④時代の変化に対応した安全・快適な社会構造

○区民が中心となったまちづくりの取組みのアイデア（全体）

取組み	誰が	何を	効果
商店街の活性化	・商店街と地域の人（一緒に新しいアイデアを出す）	・夜のオリエンテーリング ・ミステリーツアー ・特徴を持った商店、地元で人気のお店のマップづくり ・まちゼミ ・商店街の空き店舗の活用（事務所と住宅を一体に、商店街の事務所を老人の憩いの場に、など）	・地域の特性を生かしたまちづくり
防災・防犯	・建築関係従事者、地元工務店、地元建築設計者 ・児童館	・耐火建築の推奨 ・児童館で子育て向けのマップづくり	・まちの防災、不燃化に貢献 ・関東大震災後にも人が増えたこともあり、大きな地震後に揺れにくい北区だと、人が増えるかもしれない。
教育	・商店街をはじめとした地域全体	・商店街個店へのインタビュー ・北区の歴史を子どもたちに教える ・北区のピンポイントの歴史を知ってもらう（貝塚、滝野川は代々加工産業に特化した場所であった、など） ・ナショナルトレーニングセンターでアスリートと交流	・学校教育によるまちづくり
コミュニケーション・交流の場をつくる	・おやじの会 ・テーマ別ボランティアグループ	・地域円卓会議⇒地域に関わる人を増やす ・商店街でイベント開催 ・古民家を使ってサロンをする⇒近所の人が集まる場所をつくる ・農園、菜園 ・まちあるき	・強いやさしいコミュニティ
	・行政ではなく、区民が前・中心に（行政はサポート） ・北区在住の職員 ・課題や問題意識を持っている人 ・パパ、ママ子育て世代のつながりを活用 ・商店街のお店（飲食店）が場を提供	・情報を伝える、小さな気づきを共有、整理する⇒例えば防災（防災はみんな興味のあるテーマ） ・公園などで月一開催/定期的に開催 ・まちづくり協議会は閉鎖的⇒フラットな場、オープンな場を提供する	・お互いを理解する ・自分が何をするか、地域で何をするか、考えるきっかけ ・新しい地域づくり ・豊かな心をはぐくむ
子どもたちの空白時間（学童後）をなくす	・まずは外部委託 ・おじいちゃん、おばあちゃん、子育てが終わっている世代	・子どもを預かる、一緒にいる ・子ども食堂 ・見まわり、声かけ	・空白時間をなくすことで、一人でいる時間がなくなる⇒親も子どもも安心 ・多世代でいることで、人間教育の場となる ・高齢者の活躍の場となる ・親のサポートが出来る⇒地域と繋がる ・防犯 ・災害時にも対応しやすい環境をつくり出せる
歩きたくなるまちづくりの推進	・地域住民	・住民それぞれの自慢の散歩道を紹介 ・防犯カメラだけでは捉えきれない地元の姿を映し出す様々な試み	・地域の回遊性向上 ・世代を超えたコミュニケーションの機会の提供 ・ご近所（ご近助）力の集約

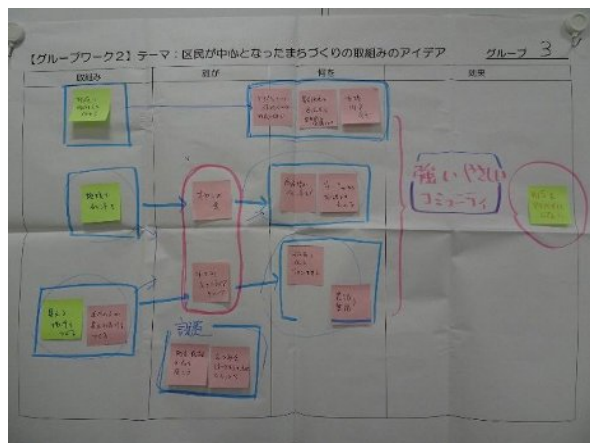
○グループ1であがった意見



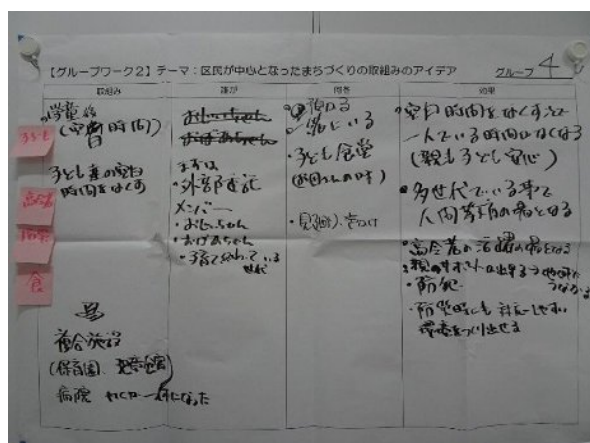
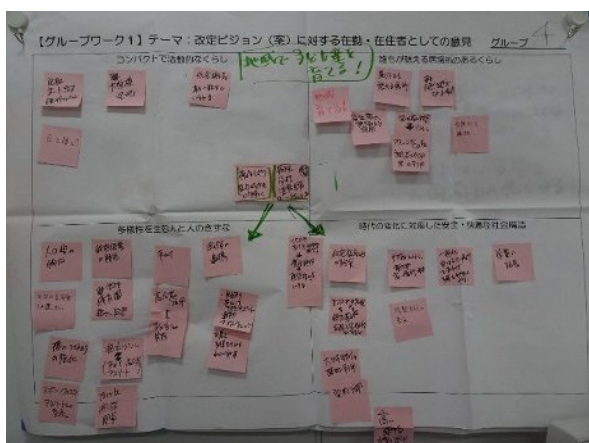
○グループ2であがった意見



○グループ3であがった意見



○グループ4であがった意見



3) 第3回ワークショップについて

①開催概要

第3回ワークショップでは、「区民が中心となったまちづくりの実現に向けて」をテーマに、「北区都市計画マスタープラン改定素案（案）」において設定した、5つの“分野別都市づくりの方針”について、区民目線での5年後・10年後のゴールを共有しました。

■実施概要

日時：2019年5月18日（土） 9:45 ～ 12:30

場所：東田端ふれあい館 ホールA・B

出席者：14名

②開催結果

「北区都市計画マスタープラン改定素案（案）」における5つの“分野別都市づくりの方針”、「①おでかけ環境」、「②憩える居場所」、「③交流を育む魅力」、「④減災」、「⑤環境共生」それぞれについて、5年後・10年後の評価指標となるような目指すべき姿やゴールを、区民の目線から考えていきました。

話し合いの方法では「ワールド・カフェ方式」を採用し、1テーブル4人程度の少人数構成でラウンドごとにテーブルのメンバーをシャッフルすることで、より多くの参加者と意見交換や知識の共有を図ることが出来ました。

■第3回ワークショップの様子



○“分野別都市づくりの方針”における5年後・10年後のゴール

①おでかけ環境

■ 高低差を克服

⇒収益性や実現性を考慮したコミュニティバスの運行

■ 生活に合わせて選べる多様な移動手段

⇒自動車、電動自転車、シニアカートなど、ICTでつながるシェアリング

■ おでかけしやすい環境と健康づくり

⇒ユニバーサルデザイン、安全に移動できる道、トイレなどの移動サポート、健康につながるウォーキング

■ ひと優先の道

⇒ひとのための安全性を確保した、柔軟な道路空間の利用

■ 交通を楽しむ

⇒交通＋α（資源）のパッケージで魅力創造、交通（鉄道等）の眺めや移動そのものを楽しむ

②憩える居場所

■ 互いに顔の見える関係

⇒近所づきあいを大切にするまち

■ 誰もが気軽に利用できる総合施設

⇒世代や立場を超えて、誰もが安心して利用できる場所・施設

■ ひとやすみできる身近な場所

⇒特別な施設をつくらなくても、ふらっと立ち寄れる場所・ひとが集まれる空間

■ 学校跡地や空き地・空き家等の有効活用

⇒公共用地や、開発事業者との連携等により民間の公開空地进行をみんなのために有効活用

③交流を育む魅力

■ まちの特徴を活かした魅力づくり

⇒歴史・文化、水辺、緑、鉄道のまち

■ 交流を生む場の創出

⇒ひとりでもでかけたくなるまち

⇒外国人移住者と言葉や文化を教えあう機会をつくり、相互理解を深める

■ 公共施設や公共空間の活用

⇒北区役所新庁舎の開放

⇒公共施設を、誰もが親しみやすい、ふらっと寄れる施設に

④減災・環境共生

■ 避難場所の確保

⇒都営住宅は率先して、民間マンションなどとは連携することで、高度避難場所を確保

⇒多様性を受け入れられる避難所の充実

■ 共生社会の実現

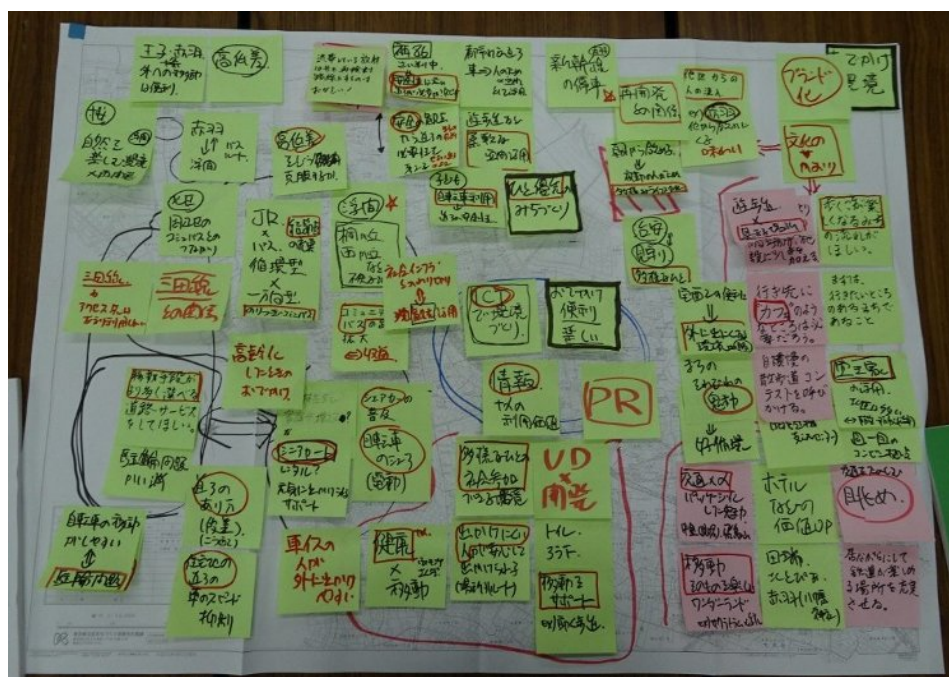
⇒ご近所が顔見知りになって互いに助けあう、“近所の共助（＝近助）”

⇒学校複合化を進めて、多様な交わりのある地域、多様性を認め合う環境を創出

■ 外に出たくなるまち・環境

■ 北区のまちの魅力をもっとPR！

① おでかけ環境であがった意見



■ 村上先生の講評

- ・ 移動だけでなく、健康や観光など他のものと組み合わせるという視点が面白い。
- ・ 北区は風景が楽しいまちでもあるので、そのような“北区らしい移動手段”もっと PR していても良いのではないかな。

② 憩える居場所であがった意見



■ 村上先生の講評

- ・ 「“憩い”って何？」「“憩う”ための方法は？」という視点は面白く、非常に重要。
- ・ 物理的な場所ではなく、「どうやったら憩えるか？」ということを考えていく必要がある。
- ・ 春夏秋冬の季節感といった“憩い”の考え方もある。
- ・ 皆知っているようで知らない、地元の人を知っている魅力をつなぎ合わせ、行ってみたくなるような工夫をもう少ししていても良いのでは。

③ 交流を育む魅力であがった意見



■ 村上先生の講評

- ・新しく出来る北区の庁舎を、皆が交流できる場所にするにはどうしたらよいか、というのは非常に重要な視点。
- ・資料館等をはじめとする公共施設を、もう少し交流ができる場にしていけるよう、区の職員や施設管理者も頭を切り替えていく必要があると思う。

④ 減災・環境共生であがった意見



■ 村上先生の講評

- ・防災は今までは火災のことが中心であったが、津波や崖崩れなど、場所によって災害の受け方が違う。それぞれの災害について、皆が理解するためにどのような手段をとっていくか、ということが重要。
- ・“近所の共助”という視点は非常に重要。
- ・北区は環境に恵まれている。今ある環境をどうブラッシュアップするか、皆に知ってもらうか、使いやすくしていくか、ということを考えていく必要があるかと思う。

4) 第4回ワークショップについて

①開催概要

最終回となる第4回ワークショップでは、「将来の北区のために私たちができること」をテーマに、第3回ワークショップで設定した、“分野別都市づくりの方針”における5年後や10年後の目標を参考にして、将来の北区のために区民が関われる取組みや、その関わり方を考えました。

第3回ワークショップであがった目標

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ○おでかけ環境 | ○交流を育む魅力 |
| ■ 高低差を克服 | ■ まちの特徴を活かした魅力づくり |
| ■ 生活に合わせて選べる多様な移動手段 | ■ 交流を生む場の創出 |
| ■ おでかけしやすい環境と健康づくり | ■ 公共施設や公共空間の活用 |
| ■ ひと優先の道 | |
| ■ 交通を楽しむ | ○減災・環境共生 |
| | ■ 避難場所の確保 |
| ○憩える居場所 | ■ 共生社会の実現 |
| ■ 互いに顔の見える関係 | |
| ■ 誰もが気軽に利用できる総合施設 | |
| ■ ひとやすみできる身近な場所 | |
| ■ 学校跡地や空き地・空き家等の有効活用 | |

第3回ワークショップであがった目標から導いた10のゴール（選択テーマ）

- ①多様な交通サービスを選択できるまち
- ②高低差のある東西の移動が克服されたまち
- ③移動が楽しめる、健康づくりにつながるでかけたくなるまち
- ④公共施設を気軽に利用できるまち
- ⑤一息つける居場所のあるまち
- ⑥まちの魅力が輝いているまち
- ⑦人と人の交流が活発なまち
- ⑧互いに顔見知りで互いに助けあえる近所の共助のあるまち
- ⑨誰もが安心して避難できるまち
- ⑩空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち

■実施概要

日時：2019年8月31日（土） 13:45 ～ 16:15

場所：北とぴあ 14階 スカイホール

出席者：11名

②開催結果

各グループ予め決められた「担当テーマ」と、グループ内でシール投票と話し合いによって選択した「自由テーマ」の2つのテーマについて議論を行ないました。グループ1では「⑧互いに顔見知りで互いに助けあえる近所の共助のあるまち」、「②高低差のある東西の移動が克服されたまち」、グループ2では「⑤一息つける居場所のあるまち」、「⑩空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち」をテーマに、地域主体の取組みやアイデア、その取組みを促進させるために行政に行なってほしいこと、区民と行政との役割分担などについて考えました。

○グループ1による地域主体のまちづくりのイメージ

担当テーマ：⑧互いに顔見知りで互いに助けあえる近所の共助のあるまち

現状

- ・近所付き合いがなく、協力してくれる人が減少している
- ・男女間で人付き合いの差がある（女性：つながり強い⇔男性：つながり弱い）
- ・相続人不在や管理不足などによる、空き家の増加
- ・町会運営の現状（役員のビジョンごとに異なる運営方針）⇒意見を自由に出し、自由な活動を行いたい
- ・町会トラブル（ゴミ出しルールの不徹底、新しい住人に対する情報不足）⇒コミュニケーションのあり方の見直しが必要（町会は問題解決の力になるべき）

必要な取組やアイデア

①新しい住人・外国人に向けた取組み

- ・既存住人がお手本となる行動をとる
- ・町のルールの周知を行なう
- ・日常的なあいさつなど、積極的にコミュニケーションをとる
- ・あいさつなどで顔見知りになる、人とのつながりをもつ
- ・無料のイベントや外国人との交流の機会を増やす

②町会運営と住民の関係づくり

- ・小さい子供も参加できるような、関心が高まるイベント等のテーマづくり
- ・町会への住民参加を促す ⇒共助につながる
- ・町会役員と住民の関係を近づける
- ・町会運営を全体で取組むという意識やまとまりが必要

- ・他の町会や自分たちの活動を可視化、情報公開する

- ・町会、みんなでまちのビジョンをつくる
- ・自発的にチャレンジできるような活動を行う
- ・地域の問題解決力を高める
- ・問題を拾う、話し合う ⇒交流につながる

③町会運営と行政の関係づくり

- ・町会と行政の協力関係が大切
- ・会員目線での町会運営、行政との関係を上手く行なっていく

④防災と共助を促す関係づくり

- ・災害時の共助など、新しいテーマでの活動を行う
- ・防災避難訓練シミュレーションなどを行う

自由テーマ：②高低差のある東西の移動が克服されたまち

防災に関わる移動

現状

- ・防災マップなどでは不十分な情報がある
- ・高台に住む人は防災意識が一定程度あるが、低地に住む人は防災意識が低い傾向にある
- ・滝野川西の避難先が線路 ⇒実際には文京区に避難するのでは

必要な取組やアイデア

- ・避難ルートの見直し
- ・地震と水害の避難の違いを認識する
- ・予測できない災害（がけ崩れなど）の対策
- ・ゲリラ豪雨対策（高台、低地関係なく）
- ・自分の住むところの標高や地盤を知る
- ・昔の知恵、土地の知識を伝えていく
- ・自分の住んでいる場所の災害のリスクを知っておく

生活に関わる移動

現状

- ・上中里は東西の移動がエレベーター（4階レベル）であり、地域によって買い物環境に差がある
- ・高低差による買い物難民、高台には店舗が少ない
- ・生活上は、不便はないので、東西の移動の必要性に疑問がある（低地の人は高台に移動が必要なのか）
- ・上中里は線路が移動のカベ（障害）になっている
- ・赤羽は便利になった

必要な取組やアイデア

- ・コミュニティバスの本数を増やす

担当テーマ：⑤一息つける居場所のあるまち

一息つける居場所とは

- ・一人でもいられる場所、安心できる場所 ⇒一息つける場所
- ・知っている人と交流を深められる場所
- ・異業種や知らない人と知り合える場所
- ・座ることができる場所（飛鳥山、音無、公園、公共施設など）
- ・くつろぐことができる空間（芝生広場など）
- ・仕事場、家に続く 3rd プレイスとなる場所
- ・木や緑がある場所

必要な取組やアイデア

①公共空間の活用(屋内・屋外)

- ・フリースペースの活用（区施設のロビーやシティホテルのラウンジ）
- ・集合住宅の共有スペースの利用
- ・北とぴあ展望スペースの活用（カフェやバーなど）
- ・サロン(芥川記念館)の活用（障害者対応のサロンを開設）
- ・公園の有効利用（例：王子駅前の三角公園）⇒座れる場所になる
- ・水辺空間や公園などにオープンカフェ ⇒夏祭りの屋台のような感覚で、区民が週 1 や月 1 でカフェを OPEN
- ・振興室、ふれあい館の設置

自由テーマ：⑩空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち

現状

- ・商店街は一つ店が閉まると、負の連鎖がおこる（桐ヶ丘の商店街のゴースタウン化）
- ・グループホームが少ない
- ・ココキタのような施設は良い
- ・耐震問題などもあり、簡単に空き家を有効利用、とは言えない部分もある ⇒何をもって有効利用か、誰にとっての有効利用かを考える必要がある

必要な取組やアイデア

①情報収集とその活用

- ・空き家の状況把握→空き家となった理由の確認→空き家リスト作成
- ・北区の公共施設跡地の情報をマップなどで公開してもらう
- ・区として空き家をどうしていきたいのか、その目的を明らかにする

- ・空き家の所有者の意向も重要

②地域の活性化と有効利用

- ・公共施設の暫定利用について、区民や企業などからアイデアを募る
- ・空き家の活用が地域貢献につながると、所有者にメリットがあるような仕組み(減税など)をつくる
- ・空き家を外国人向け住宅にする(区は助成をする)
- ・公共施設の跡地を障害者支援施設も含めた総合施設に

- ・田端中跡地を特養老人ホーム＋子供の施設に
- ・赤羽台東小学校跡地をシティホール、区施設の複合施設に（避難場所を兼ねたオープンスペースも設置）
- ・空き家をポケットパークに（誰がお金を負担するのは課題）

③町会運営と行政の関係づくり

- ・行政ではなく、信金のファンドなどの仕組みをつくり、支援してもらう
- ・大学、企業、地域との連携（近畿大学の事例や、本屋と地域が連携してブックカフェをつくる、など）
- ・官と民をつなぐネットワークの構築
- ・家政大や、東洋大、成立学園などの学校との連携
- ・起業支援と空き家の店舗利用などを上手く組み合わせる
- ・行政には制度作りの面を支援してもらう

グループ1

- ・ 町会においては、防災や高齢者問題など身近な問題のテーマ別ネットワークをつくることで、参加しやすく、町会役員でなくても関わることができる。
- ・ 災害の避難シミュレーションであれば住民が参加しやすいという意見があったが、地区により災害の状況は異なる。住民だけで避難方法をどうするかということまでシミュレーションするのは難しい部分がある。
- ・ 非常に効果的な例として、新宿区では地区別に防災の問題を抱えている区域を分割し、地域の大学と協働して地区別にワークショップを開催している。新宿区も地区により防災のあり方が異なるため、それぞれ課題となる分野の研究室と関わり、シミュレーションを行っていくことで、住民の関心も高まり、参加する。そうすることで、ゴミ問題や高齢者問題などにも発展し、解決につながっていく。行政の役割として、大学などの機関に依頼する仕掛けをつくる必要があると思う。

グループ2

- ・ 公共施設では、少し座る場所や子どもが遊んだりする場などの空間がなくなっているというのが現状である。管理者の立場からすると、管理しやすい施設をつくりたいという部分もあるので、全てを公共に期待するのは難しいところもあるかと思う。
- ・ 一方で、民間の不動産業界も変化してきており、入居を65歳以上限定とすることで、入居者の面倒をみることを前提に部屋を貸し、空室を埋めていく不動産屋や、作るところから参加してもらうことで、自分たちの思うように作れる、リニューアルを専門とする不動産屋もある。
- ・ 自分たちが本当に欲しい場所をつくるとなると、場づくりから参加し、それを支えてくれる企業や民間のコンサルに依頼するというのも一つの知恵ではないかと思う。行政もそのような思考を認めていくことが必要ではないか。

■第4回ワークショップの様子

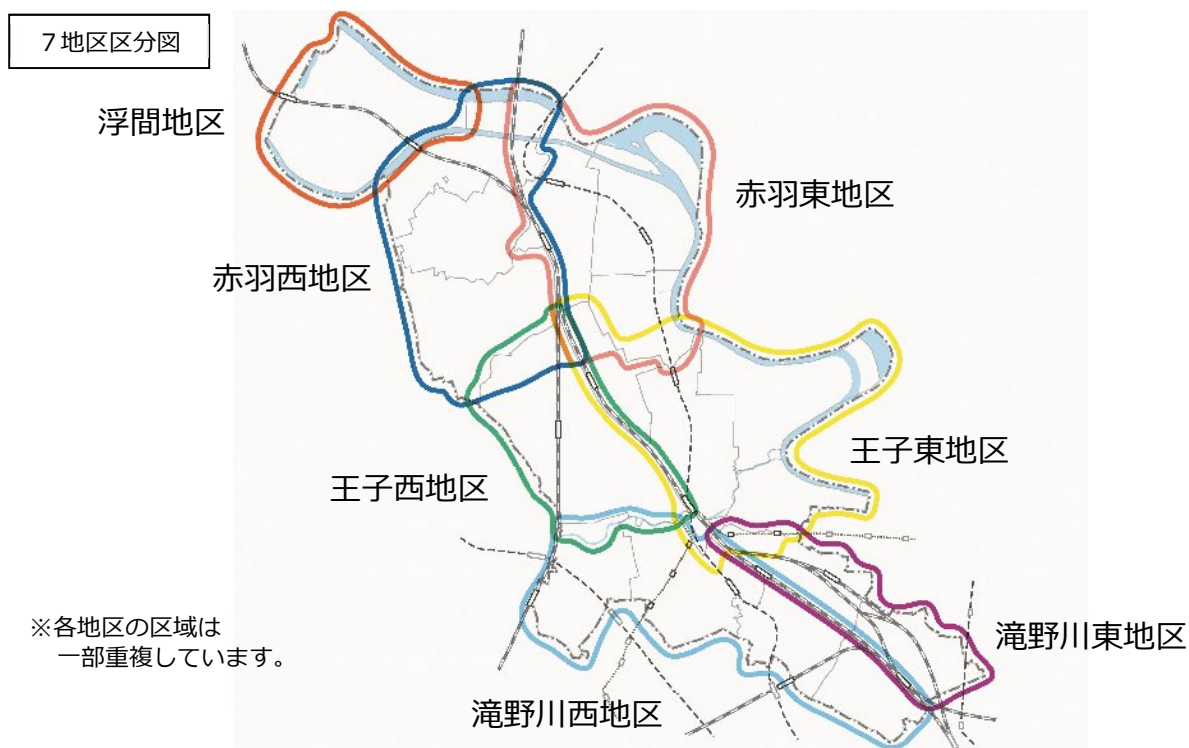


(3) 地区別懇談会

北区都市計画マスタープラン 2020 への改定にあたり、地区で抱えるまちづくりの課題やまちの将来像などについて意見交換をすることを目的に、区内7地区で「まちづくり懇談会」を開催しました。7地区で延べ48人の方に参加いただきました。

また、「まちづくり懇談会」の開催にあわせて、「北区都市計画マスタープラン 2020 素案」に関する意見募集を行い、4人の方からご意見をいただきました。

地域	参加人数	会場	実施日
①浮間地区	7人	浮間ふれあい館 第3ホール	令和元年8月19日(月)
②赤羽東地区	8人	神谷ふれあい館 第1ホール	令和元年8月22日(木)
③赤羽西地区	10人	赤羽文化センター 第1視聴覚室	令和元年8月23日(金)
④王子東地区	2人	王子ふれあい館 第1ホール	令和元年8月21日(水)
⑤王子西地区	9人	岸町ふれあい館 第5集会室	令和元年8月27日(火)
⑥滝野川東地区	1人	東田端ふれあい館 ホール	令和元年8月30日(金)
⑦滝野川西地区	11人	田端ふれあい館 ホール	令和元年8月29日(木)



①浮間地区

分類	主な意見	対応
まちの将来像	・長生きできるまち	・区全域での話しではあるが、地区の将来都市像の視点として検討する。
土地利用	■まちづくり ・子供が増えている一方で、マンション増加により一時期学校・病院が不足した ・住民の年齢構成を踏まえたまちづくりの視点がほしい	・各地区で居住者像を整理した上で地区別まちづくり方針をとりまとめる。 ・北赤羽駅周辺のまちづくりの推進として、人口増加に対応した機能誘導について整理済み。
①おでかけ環境	■バス ・高齢化に対応してコミュニティバスを運行してほしい ■鉄道駅 ・駅ホームが地上から高くエスカレーターが長い、北赤羽駅浮間口には駅員がないなど不便	・バス交通は、区全域での課題としてとらえ、各地域の将来都市像に地域公共交通の利便性の向上を入れて整理済み。 ・鉄道駅の具体的な構造やサービスに関しては個別案件での整理とする。
②交流を育む魅力	■水辺・みどり ・静かで環境がよい ・高架下の公園は死角がある ・まちなかではみどりを感じられない ・荒川の眺めがよい ・河川敷が十分に活用されていない	・まちなかの緑化にむけて、「民有地の緑化」として整理済み。 ・水辺を魅力としてとらえ河川敷の活用は「荒川の水辺空間の活用」・「新河岸川の水辺・親水空間の保全」として整理済み。
③住環境	■住環境 ・高層マンション増加が不安 ・住宅に関するサポートが必要 ・静かで長期的に住みやすい環境がある ・一人暮らしが増えている ■公共施設 ・区民事務所分室がなくなる、ふれあい館の工事閉館などが問題 ・高齢者が安心して出かけられるとよい ・利用の観点から公共施設の配置を検討してほしい ・図書館を中心とした文化があり、子どもがいるまちになるとよい ・増築により小学校の校庭が狭くなり残念	・「土地利用の基本方針」において、「適切な建物高さの誘導」として地域特性に応じたまちの形成について整理済み。具体的なマンションの取り扱いに関しては住宅マスタープラン等での整理とする。 ・「高齢者が安心して生活できる住環境の整備」として、歩きたくなる市街地の形成で方向性を整理済み。 ・都市計画マスタープランは基本方針を示すものであり区全域の土地利用の方向性として、公共施設の建て替えと都市計画事業の連携による地域の課題解決を図る旨を整理済み。
⑤災害対応	■防災 ・公共住宅建替えにあわせて防災施設を整備してほしい ・浮間橋の防災船着き場や防災ステーションの日常的な活用があるとよい ■避難 ・避難場所の位置・数・経路が不安	・「水害対策の推進」として、垂直避難施設の確保などで方向性を整理済み。 ●防災ステーションの平時からの活用について記載を追加する。
推進方策	・「人と人とのつながり」のための具体策が欲しい	・区全域の対応として、「構想の実現に向けた方策」において整理済み。

②赤羽東地区

分類	主な意見	対応
土地利用	■まちづくり ・現存の施設や交通を活かしたリノベーションの視点が大切（例：コトイロなど）	・リノベーションは区全域に必要な視点として、分野別の都市づくり方針「住環境」において整理済み。 ・「構想の実現に向けた方策」において都

	・都市計画 MP の将来像とは違う方向に進んでいるのが心配 ■大規模土地利用転換・再開発 ・大規模土地利用転換を機会に人や商業などまちとして良い方向にむかってほしい ・再開発等による大規模マンションが建築されることが不安（学校定員、地区の特徴が失われる危険性など） ・マンション等の高層建築に関する区としての考え方をマスタープランで示せるとよい ・赤羽小学校の検討とは何が具体的に示すべき ・東洋大学の移転による影響・課題を考えるべき	市計画 MP の将来像へ向けた方策について整理済み。 ・「赤羽駅東口地区における市街地再開発を契機としたまちづくり」として利便性の高いにぎわいのある市街地の形成として方向性を整理済み。 ・マンション建設による学校などへの影響は、分野別都市づくりの方針「住環境」において「子どもがのびのびと育つ環境づくり」として整理済み。 ・「土地利用の基本方針」において、「適切な建物高さの誘導」として地域特性に応じたまちの形成について整理済み。具体的なマンションの取り扱いに関しては住宅マスタープラン等での整理とする。 ・赤羽小学校の検討については、現段階公表できる事項を整理してこのような記載としている。 ・大学との連携は「構想の実現に向けた方策」において整理済み。また、大学と地域の連携なども整理しつつ、大学生の居住人口の増加を意図して、「赤羽駅東口地区における市街地再開発を契機としたまちづくり」において、居住地としても選ばれる市街地の形成として方向性を整理済み。
①おでかけ環境	■移動 ・利便性が高く自転車や電車で移動でき、高齢者が住みやすい ■バス ・コミュニティバスの充実が必要（送迎バスの活用など） ・近くに買い物できる店舗があるとよい ・買い物に駅前まで移動する必要がある高齢者には大変 ■駐輪場 ・赤羽駅やよい空間での駐輪場整備が必要 ・再開発にあわせた整備があるとよい	・将来像の解説において、「駅を中心とした利便性の高い市街地の形成」と記載済み。 ・バス交通は、区全域での課題としてとらえ、各地域の将来都市像に地域公共交通の利便性の向上を入れて整理済み。 ・駐輪場に関しては「総合的な駐輪対策の推進」として整理済み。
②交流を育む魅力	■水辺・みどり ・自然のよさがある ・河川を活かした水辺が身近に感じられるような取組みをしてほしい ・赤羽自然観察公園で水遊びが出来るとうよい ・荒川緑地の駐車場がいつでも利用できるとよい ・施設を誘導する分かりやすい標識などの工夫をしてほしい ・荒川緑地だけでなく地域内を回遊してもらいたい ・荒川河川敷には木がなく日影がない ・河川が十分活かされていない ・岩淵水門周辺は整備されているがアクセスが悪い ■歴史 ・3年後に創建 700 年を迎える柏木神社（記念行事も考えている）	・「荒川緑地の活用」、「隅田川沿川地区の良好な景観づくりの推進」、「沿川における散策ネットワークの形成」で河川を活かす方向性を整理済み。
③住環境	■住環境 ・複合住宅ではミクストコミュニティが形成できると良い ・都営団地が多く高齢化率が高く、一人	・ミクストコミュニティは区全域に必要な視点として、分野別の都市づくり方針「住環境」において整理済み。 ・「土地利用の基本方針」において、「適切

	暮らしの高齢者も多い ・数十年後にも高層マンションが維持できるか考えるべき ・地下鉄開通後、マンションが増えた ■コミュニティ ・近所付き合いや下町的要素がある ・町会加入が進んでいない ■買い物 ・魅力的な商店街は区の特徴 ・今も残っている商店街の個店には輝くものがある ・大規模店舗の立地によって小規模店舗の経営が苦しくなっている ・商店街の小売店舗が担っていた部分を大規模店舗が担っていくかもしれない ・移動販売が来る ・住宅地に複数店舗が集積することでにぎわいにつながる ・通信販売は、高齢者には難しい	な建物高さの誘導」として地域特性に応じたまちの形成を整理済み。具体的なマンションの取り扱いに関しては住宅マスタープラン等での整理とする。 ・商店街はまちの魅力として整理しており、空き店舗を活用したにぎわいづくりなどの方向性も整理済み。
④環境共生	・ヒートアイランド現象対策の検討 ・環状7号線の騒音対策	・「水辺・みどりの保全によるヒートアイランド現象の緩和」として整理済み。 ・騒音対策の視点は、「分野別都市づくりの方針」において、「環境問題への対応」として整理済み。
推進方策	■区民意向 ・区民意向をどう捉えるか ・大規模土地利用転換・再開発などに関して地域の考えや意見をもっと集めて、話し合いながら進めるべき ■地区別懇談会 ・広報が不十分 ・広報する際に、都市計画マスタープランの意義などをあわせて伝えればよかったのではないかと	・区民参画に関する方向性は、「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・広報に関しては、今後住民説明会開催の際に工夫していく。

③赤羽西地区

分類	主な意見	対応
まちの将来像	・利便性が高く住みたいまちだが、受け入れる住宅が必要 ・赤羽北、団地、戸建て住宅などそれぞれの特性を意識することが大事 ・「出かけたくなるまち」は分かりにくい。外から北区に来たいという意味か、北区から外に行きたいという意味か	●「快適な住まいと豊かな～」に表現を修正するとともに、解説も追加する。 ・区内外への利便性の高さを「出かけたくなる」と表現しており、解説で補足している。
土地利用	■まちづくり ・将来のまちづくりには、区内に働く場所があることが重要 ・今後も区は産業保全をしていく考えか ・道路等に関する反対運動は活発だが、誘致希望に関する運動が少ない ・今の時代では、新幹線の停車駅を整備するのも良いのではないかと ■土地利用 ・東口と西口で特色が異なるが一体感はある ・地区計画などの土地利用規制は土地活	・「土地利用の基本方針」において、「住宅と産業が共存した環境の維持」として働く場のある職住近接を図る方向性で整理済み。 ・住環境との共存を図りながら、一定程度産業保全を進めていくとして整理済み。 ・再開発や都市計画事業に関しては、引き続き説明を重ねながら取り組んでいく。 ・赤羽東地区と赤羽西地区で区分して街づくりの方針を示している。 ・各地区計画等に基づきまちづくりを進めていく方向性で整理済み。

	用に影響しないか ・世代交代による土地の分割が見られる ■コンパクトシティ ・生活利便施設・拠点同士を繋ぐことがよいことだとは思わない ■地区の特徴 ・地形の高低差が大きい ・板橋区との区境が面白い ・道路が細くて入り組み、東京区部では緑が残っている ・区の特徴である、川・崖・高台・商店街・駅・鉄道などがあり北区の縮図といえる ・岩槻街道は集合住宅が整備され、まちなみの変化も大きく、更なる都市開発が進むとよい	・コンパクトシティの考え方は、土地利用の効率化や持続的な公共交通・生活環境を保全する上では必要な考え方として認識している。 ・地区の多様な特徴をまちの魅力として捉え、複合住宅が立地する赤羽台団地や桐ヶ丘団地、良好なまちなみが形成された西が丘地区など、多様な特徴を活かしていくための取組方針として整理済み。
①おでかけ環境	■移動 ・交通ネットワークが大切 ・便利に乗り継ぎができ、移動がスムーズということが必ずしもよいとは思わない ・バス、自動車、自転車が混雑しており使いにくい ・駅から離れた施設への移動が不便 ■都市計画道路 ・計画道路は個別の問題、都市マスは全体的に考えることが重要 ・都市計画道路によりみどりや景観を壊さないでほしい ■鉄道駅 ・赤羽駅の高架化で東西行き来がしやすくなっているが、西地区に住んでいると東地区に行く必要がない ■買い物 ・昔の店が姿を消している ・駅に行かないとできず不便 ・高台では買い物難民が発生している ■自転車 ・自転車事故の危険性 ・自転車レーンが途中でなくなる場所がある ■駐輪場 ・赤羽駅前の駐輪場が使いにくい	・「道路整備の推進」で交通ネットワークの形成として方向性を整理済み。 ・誰もが行きたいところに安全・快適に行けることが重要という視点で、交通結節機能の強化で方向性を整理済み。 ・地域内での交通手段の充実が区全域での課題として捉え、各地域の将来都市像に地域公共交通の利便性の向上を入れて整理済み。 ・個別の事業に関しては、都市マスとして整理すべき内容は整理している。 ・赤羽駅が東西を結ぶ拠点として育成するよう「土地利用の基本方針」や「赤羽東地区のまちづくり方針」において方向性を整理済み。 ・自転車の安全性向上に向けては、分野別都市づくりの方針「お出かけ環境」において、「自転車走行環境の整備」として整理済み。 ・駐輪場については、「赤羽駅周辺の駐輪対策の推進」として整理済み。
②交流を育む魅力	■水辺・みどり ・自然観察公園など水辺やみどりは重要 ・西が丘の桜は樹齢が長く、保全・管理が必要 ■歴史 ・歴史を踏まえた新しいまちがよい（稲付川、静勝寺、諏訪神社、堂山など） ・歴史を後世に伝えるべき ・歴史資料の展示場所がない ■文化 ・著名人ゆかりの地がある ■景観 ・西が丘は良好なまちなみが形成 ・昔ながらのまちなみがある ・台地、崖線、景観、湧水などの魅力 ・変化に富んだ坂道の風景 ・みどりと空が他地区と比べて多い ・歩道橋撤去や無電柱化など、空が見えるように	・水辺やみどりをまちの魅力として捉え、「大規模団地の更新と一体となった公園整備」や「荒川緑地の活用」として整理済み。 ●まちの魅力として、歴史・文化資源を整理しているので、内容を確認する。 ・「西が丘地区の良好なまちなみの保全・形成」として整理済み。 ・崖線や水辺などの区の軸となる景観に関しては、分野別都市づくりの方針「交流を育む魅力」において整理済み。 ・「無電柱化事業の推進」として整理済み。

③住環境	■居住者像 ・1人世帯の割合が半数超 ・暮らしやすいので一人暮らしができる ・高齢者が多く住まうマンションがある ・少子高齢化による影響を踏まえたまちづくりを（車が減るなど） ■マンション ・マンションの増加による、学校不足 ・将来を考えた学校の配置 ■団地 ・団地にも魅力がある。（昭和の雰囲気のある団地、建て替えられた解放感ある団地、団地用のスーパー） ■空き家 ・高齢化により空き家が増加 ・空き家の活用（低コストの住宅として若い人口の増加を図るなど） ■健康・スポーツ ・アスリートの街といわれても分からない ・NTCは地域に何も貢献していない、地域交流すべき ・区民のためのスポーツ施設が桐ヶ丘体育館のみ、老朽化、立地悪い、使いづらい	・各地区の居住者像を整理した上で地区別まちづくり方針を検討。 ・マンション建設による学校などへの影響は、分野別都市づくりの方針「住環境」において整理済み。 ・赤羽台団地や桐ヶ丘団地の建替えを契機とした良好な生活環境の形成で方向性を整理済み。 ・空き家については区全域に必要な視点として、分野別の都市づくり方針「住環境」で整理済み。 ・NTCについては、今後の方向性を分野別都市づくりの方針「住環境」において整理済み。 ・個別施設に関しては、都市マスとして整理すべき内容は整理しており、各施設の具体的な内容は整理しない。
⑤災害対応	■防災 ・低地部は液状化の懸念がある ・道路整備より耐震化を進めた方が防災に役立つ ・補助 86 号線は避難路になるのか	・低地・台地など地域によって異なる災害特性を踏まえて取組方針を整理済み。 ・地域防災計画においても、液状化の危険性に対する記載もないことから都市計画マスタープランにおいても記載していない。 ・補助 86 号線は避難場所への経路である
推進方策	■区民意向 ・地元の意見を反映してほしい ・都決定の施策に対しても区の考えを ■地区別懇談会 ・北区ニュースでは気づきにくい ■ワークショップ ・参加者はまちの役員ばかりではないか	・区民参画に関する方向性は、「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・広報に関しては、今後住民説明会開催の際に工夫していく。 ・ワークショップは公募の方の参加もあり。
その他	■都市計画マスタープラン ・2010 年と今回のマスタープランはどこが違うのか	・「まちの魅力」、「都市におけるくらしの視点」から方針を再編したことが大きな特徴である。

④王子東地区

分類	主な意見	対応
土地利用	■まちづくり ・区役所の移転に合わせた未来の魅力づくり ・まちの魅力の発信 ・高台と低地に分かれており、低地は庶民的な印象 ・下十条運転区の活用	・「新庁舎の整備を契機としたにぎわいづくり」として区役所の移転を整理済み。 ・本計画ではシティプロモーション方針に基づく魅力発信を意識した都市計画マスタープランとして整理済み。 ・下十条運転区については、「東十条駅前の整備と周辺のバリアフリー化」として整理済み。
②交流を育む魅力	■水辺・みどり ・河川などの利用を規制しすぎるのもよくない ・荒川河川敷には日除けがない ・豊島ブロックは足立区新田と連続した環境の整備がされるとよい	・「荒川河川敷の整備の推進」として良好な水辺空間の形成で方向性を整理済み、具体的な取組は別途計画での整理とする。 ●まちの魅力として、歴史・文化資源を整理しているので、内容を確認する。

	■歴史 ・新しい住民に歴史をどう伝えるかが課題、歴史資源はたくさんある（狐の行列、梶原源太の屋敷、西福寺、飛鳥山、渋沢栄一など）	
⑤災害対応	■防災 ・栄町は木造住宅密集地域であるが比較的災害時の避難は可能な地区 ・低地は水害のリスクが弱点 ■避難 ・豊島のビバホームやコーナンなど垂直避難施設として利用可能 ・水害時の高台避難は現実的には無理 ・マンションなどの民有の高層建築物へ避難できるようにしてほしい ・足立区新田は堤防が高く、避難先として考えられる ・明理会病院、区民センター、東十条小学校の連携による災害時の活用	・「滝野川東地区の取組方針」において栄町の木造住宅密集地域を整理済み。 ・水害については「水害対策の推進」として整理済み。 ・「水害対策の推進」において、垂直避難施設の確保などについて整理済み。 ●水害時の避難として隣接区と連携した避難場所の確保について追加する。 ●東十条地区における各施設の連携による災害時の活用方針について追加する。

⑤王子西地区

分類	主な意見	対応
土地利用	■土地利用 ・十条台パノラマプールは今後どうなるか ・荒川小学校の跡地活用 ・地区計画を守っているのか。（十条のけやきの伐採） ■再開発 ・市街地再開発に伴い商店街が寂しくなるのではないか ・十条に高層住宅はふさわしくない。低中層でよい ・十条駅西口再開発にもっと多くの区施設の整備を検討してほしい	・「土地利用の基本方針」において学校の統合などの土地利用転換に際する土地の有効活用の方針を整理済み。 ・個別施設に関しては、都市マスとして整理すべき内容は整理しており、各施設の具体的な内容は整理しない。 ・地区計画は都市計画法に基づく規制となり、それに則って運用している。 ・「土地利用の基本方針」において、十条・東十条は駅周辺まちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性・安全性を確保するとして方向性を整理済み。
①おでかけ環境	■移動 ・フラットに歩けるまちの重要性 ・環状七号線が地区を分断している ・横断歩道がない区間がある（環状7号線600m区間） ・十条台小学校前の交差点の改良（横断しにくい、自転車にとって不便） ・駅前に自動車が入ることはにぎわいを阻害する ■都市計画道路 ・都市計画道路はまちを分断している ■鉄道高架化 ・十条駅前広場はこじんまりしているのがよい ・十条駅西口の駅前広場の計画面積は、大きすぎる ・埼京線の高架化は景色の悪化を招く。 ・埼京線は地下化を希望	・快適な交通環境の整備に向けた各種取組について整理済み。 ●「道路整備の推進」に横断に関する記載を追加する。 ・個別施設に関しては、都市マスとして整理すべき内容は整理しており、各施設の具体的な内容は整理しない。 ・「まちづくりと連携した商店街のにぎわいづくり」において道路整備を契機としたにぎわいづくりを整理済み。
②交流を育む魅力	■水辺・みどり ・湧水が活用できていない ■文化 ・西ヶ原一里塚の保全に尽力した渋沢栄一	・「みどりと歴史・文化を継承する公園の整備・更新の推進」として名主の滝公園の再生整備などについて整理済み。 ●十条富士塚などの資源は、まちの魅力と

	一のゆかりを活かしたまちづくりを行う北区が、十条富士塚を削るのは矛盾している ■景観 ・埼京線の電車からのまちの風景にほっとする	して整理しているので、内容を確認する。 ・分野別都市づくりの方針「交流を育む魅力」において、「北区らしい景観の保全・形成」として整理済み。
③住環境	■住環境 ・十条のまちは快適で住みやすく、よいまちだったが壊されている ■コミュニティ ・人のつながり見守り活動、コミュニケーションが重要 ■高層マンション ・将来の除却の可能性を考えると、戸建ての方がよいのではないか ・マンションが相続されないことが問題 ・区分所有のマンションを禁止してほしい ・木造も高層も住宅の使い捨てになっている、都心区の後追いを北区がやるべきなのか ・マンションでは空き部屋が増えても住民がおり、マンション住民の意見がまとまらず壊せない ■学校配置 ・王子第五小学校のあり方の検討 ■図書館 ・中央図書館は、お金はかかっているが赤レンガがよい	・「土地利用の基本方針」において、十条・東十条は駅周辺まちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性・安全性を確保するとして方向性を整理済み。 ・コミュニティについて、「人と人のつながり」を魅力として整理済み。 ・「土地利用の基本方針」において、「適切な建物高さの誘導」として地域特性に応じたまちの形成について整理済み。具体的なマンションの取り扱いに関しては住宅マスタープラン等での整理とする。 ・分野別の都市づくり方針「住環境」において、良好な住宅ストックを活用したりリノベーションの視点を整理済み。 ・学校配置や中央図書館の設えなどの個別施設に関しては、都市マスとして整理すべき内容は整理しており、各施設の具体的な内容は整理しない。
⑤災害対応	■防災 ・区の職員と協力して防災のまちづくりをしていきたい	・分野別の都市づくり方針「災害対応」において、公助だけでなく、自助・共助の視点も整理済み。
推進方策	■役割分担 ・役割分担図は区と区民が分かれているが本来一体なのではないか ・地区で活動の核になる人がいない ■区民意向 ・地権者の土地や税金を使うのだから住民の意見が反映されるようにしてほしい ・区民が勉強する機会や声を上げる機会をもっと作ってほしい ・区域を細かく設定して説明をしてほしい ■地区別懇談会 ・大勢の住民を集める努力をすべき ・参加人数も公表すべき ■町会 ・まちの声を聞くには町会（ブロック）単位が最適 ・町会・コミュニティを活用し、話をすることが大事	・一体的に都市づくり・まちづくりを行っていくのが基本的な考え方である。 ・公共事業などの区として進める取組がある一方で、区民が主体となつて行える地区のまちづくりもあるなど、完全に同一の役割を担っているとは言えないため、それぞれの役割で整理済み。 ・区民参画に関する方向性は、「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・広報に関しては、今後住民説明会開催の際に工夫していく。
その他	■都市計画マスタープラン ・都市計画マスタープランの素案を解りやすく説明してほしい	●本編より手に取りやすい概要版の作成を予定している。

⑥滝野川東地区

分類	主な意見	対応
土地利用	■土地利用 ・王子駅東口の計画と合わせた整備	・王子駅周辺まちづくりグランドデザインの内容と調整を図りながら都市計画マスタープランを取りまとめている。
①おでかけ環境	■移動 ・新町中廃校の影響で田端中に通う子ども ・高齢者が東西を行き来するのは大変 ■コミュニティバス ・循環ルートがあるのは、電車が止まった時などに便利 ■鉄道駅 ・鉄道、操車場は魅力だが、地区を分断している要素 ■道路 ・高架下や地下道など、どこが通れてどこに出られるのか分かるとよい。	・東西動線の確保については「浸水などを想定した東西動線の確保」として整理済み。 ・操車場に関しては、「鉄道操車場の長期的な土地利用方針の誘導」として整理済み。
③住環境	■多文化共生 ・上中里の外国人や大学との連携を考える必要がある	・大学との連携は「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・外国国籍学生の増加については、分野別都市づくりの方針「住環境」において「外国人が快適に暮らせる環境づくり」として整理済み。
⑤災害対応	■防災 ・栄町は木造住宅が多く対策が必要 ■避難 ・操車場は避難広場としての有効性を検討する必要がある ・一時避難場所としては良いが、中長期的な避難場所としては環境があまり良くないのではないか	・栄町の木造住宅密集地域については「栄町や上中里周辺の防災まちづくりの推進」において整理済み。 ・避難場所については、分野別都市づくりの方針「災害対応」において「各地区の避難空間の整備」として整理済み。

⑦滝野川西地区

分類	主な意見	対応
まちの将来像	・みどりやうるおいのあるまち ・お年寄りに優しい社会を大切にしたい	・将来都市像において人と人のつながりとして整理済み。
土地利用	■土地利用 ・土地の流動性が低く、土地を購入したくても購入できない ・西ヶ原3・4丁目の地区計画の規制が弱い ・木密地域の解消 ・地区計画によるまちづくりの推進 ・用途地域の変更により利用促進・発展ができるのではないか ・時代に即した跡地活用 ・田端中学校の跡地活用 ■拠点育成 ・ターミナル駅がない ・駒込駅ににぎわいを感じない	・地区計画の推進については、「西ヶ原地区における良好な土地利用の誘導」として整理済み。 ・「土地利用の基本方針」において学校の統合などの土地利用転換に際する土地の有効活用の方針を整理済み。 ・田端駅、板橋駅、駒込駅周辺のまちづくりの推進として整理済み。
①おでかけ環境	■移動 ・『ゾーン30』の取り組み等による車と歩行者の共存（エリアでの設定）	●分野別都市づくりの方針「おでかけ環境」における「歩行環境の整備」にゾーン30などの取組による自動車と歩行者

	・谷田川通り、駅前など具体的な内容がなく分からない ・田端駅周辺は坂が多く、懇談会の会場まで行くのが大変 ・私道等で整備されていない道路がある ■バス ・コミュニティバスは高低差のあるこの地域では大変助かる ■鉄道駅 ・田端駅にエレベーターと歩道を設置するというが、高所の歩道は強風や雨天など危険性がある ■都市計画道路 ・渋滞解消のための 92.93 号線なら首都高の発展により解消されたのでは、渋滞は一部だけ ・補助 92 号線は荒川区の反対が強い ・補助 92 号線の利活用 ■主要生活道路 ・滝野川 3 丁目公園周辺 ・もみじ小学校からの道路 ■橋梁 ・山手線に橋がないことが放置されている	- の共存の視点を追加する。 ・「鉄道駅周辺のバリアフリー化」として各駅の安全で快適に利用できる個通環境の形成について整理済み。 ・道路整備は、都市計画決定の状況に基づき整理済み。 ・長期未着手の都市計画の見直しについて「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・主要生活道路の位置付けについては庁内で検討済み。
②交流を育む魅力	■魅力の PR ・北区の文化・資源をもっと発信する ・メディアで取り上げられると若い人達が来るのでは ・魅力はたくさんあるので地域の特性を活かしながらかえていくとよい ■水辺・みどり ・みどりが豊かで公園が多く、交通の便が良い ・赤羽自然観察公園・外大跡の公園は素晴らしい ・街路樹に柿の木があるとほっとする ■文化 ・渋沢栄一ゆかりの地であることを活かす ・お祭りなど、昔ながらのコミュニティが残っていてよい雰囲気 ・旧古河庭園や無量寺など ・芥川龍之介に関連した事業の展開	・本計画ではシティプロモーション方針に基づく魅力発信を意識した都市計画マスタープランとして整理済み。 ・「交流を育む魅力」としてみどりの充実をはかる取組を整理済み。 ・王子東地区において、まちの魅力として渋沢栄一について整理済み。 ・文化資源については、まちの魅力として整理済み。 ・「文士村の歴史を継承するまちづくり」において、（仮称）芥川龍之介記念館の整備で整理済み。
③住環境	■住環境 ・静かに住むには良いが、生活するには不便 ・浮間や赤羽に比べ戸建て住宅が多い ・福祉大学の影響で上中里駅に大学生・外国人が増え雰囲気が変わった ・高台側は坂が多く高齢者には大変 ■コミュニティ ・まちの人達が集まれる場所、コミュニティをたくさん作ってほしい ■買い物 ・買い物が不便で将来を考えると民間では限界がある ・大型店舗ができるとまちが活性化する ・商店街の復活はまちの活性化につながる ■公共施設 ・公共施設が有効活用されていない ・公共施設のトイレが少ない、洋式化を	・田端駅、板橋駅、駒込駅周辺のまちづくりの推進として、各種施設の集積や立地誘導の方向性を整理済み。 ・「ゆとりある住環境」としてまちの将来像に表現。 ・大学との連携は「構想の実現に向けた方策」において整理済み。 ・田端駅、板橋駅、駒込駅周辺のまちづくりの推進として、にぎわいづくりにつなげる方向性を整理済み。 ・教育施設などの活用促進については、分野別都市づくりの方針「住環境」における「生涯学習の形成」で整理済み。

	■ 空き家 ・ 空き家対策と高齢者への対応	
⑤災害対応	■ 防災 ・ 土砂災害警戒区域に指定されている場所が少ないのではないか、崖の危ない場所はたくさんある ・ 幹線道路以外の道路の無電柱化	・ 分野別都市づくりの方針「災害対応」における「斜面崩壊対策」で整理済み。 ・ 無電柱化計画に記載している道路で整理済み。
推進方策	■ 人と人のつながり ・ 人と人のつながりとはなにか ・ 民間と協力した公共的施設の誘致などの工夫がほしい ■ 区民意向 ・ 住民がもっと参加できるシステム、機会をつくってほしい ・ 住民投票など区政に参加出来る機会があるとよい ・ 東京都への意見を吸い上げる機会があるとよい ■ 他区との連携 ・ 文士の繋がりのある文京区 ・ 荒川区との連携がない ■ コミュニティを活かしたまちづくり ・ 地区ごとのコミュニティを重視した住民の特性を把握したまちづくり	・ 人と人のつながりとは、顔がみえる関係が形成され、連携したにぎわいづくりなどが行われている区の魅力を表現している。 ・ 「構想の実現に向けた方策」において、区民参画や他区との連携などに関する方向性を整理済み。 ・ 地縁によるコミュニティだけでなく、テーマ型のコミュニティによる街づくりについても、「協働のまちづくりによる魅力の創出」において整理済み。
その他	■ 都市計画マスタープラン ・ 都市マスタープランが分かりにくい ・ 北区内の具体的な対策・意見を教えてほしい ・ 「まちづくりマスタープラン」の方が良いのではないか ・ 「住めば、北区」という意味が解らない、もっとわかりやすいキャッチフレーズの方がよい ・ 地区区分の基準はなにか	● 本編より手に取りやすい概要版の作成を予定している。 ・ 都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、整理すべき内容は整理しており、個別事業などの具体的な内容については整理しない。 ・ 本計画では、都市づくりとまちづくりを定義済み。 ・ まちづくりマスタープランではそのまちづくりの部分のみ整理した内容と受け取られる可能性がある。両者の考え方を含むものとしては、都市計画マスタープランの名称のほうがより適切と認識している。 ・ 地区区分は、基本計画における区分を基本とし、町会・自治会連合会に基づく地域区分と駅周辺のまちづくりの対象区域を勘案して設定している。

⑧素案への意見

分類	主な意見	対応
現況・課題	・ 土地利用現況調査結果が古いのではないのか。近年の大規模敷地の土地利用転換も踏まえた計画であるべきではないか ・ SDGs の視点が欠落しているのではないのか	・ 最新の土地利用現況調査結果を用いている。近年のまちづくりに関しては、各地区のなりたちにおいて補足している。 ・ SDGs については、「近年の社会動向」において持続可能開発目標の達成に向けた取組みの推進
土地利用	■ まちづくりの考え方 ・ 改造型のまちづくりでなく、修復型のまちづくりに限定すべき ・ 以前のまちづくりブロック構想の方がまっとうであり立ち返るべき ・ 高層建築物の建築は禁止すべき	・ 公共事業として行うべき取組みは引き続き進めつつ、リノベーションなどの視点は、分野別の都市づくり方針「住環境」において整理済み ・ 「土地利用の基本方針」において、「適切な建物高さの誘導」として地域特性に

	■十条駅周辺のまちづくり ・十条駅周辺を都市中心拠点として位置付け、土地の高度利用や市街地再開発、埼京線の高架化などを推進することは、まちのにぎわいと落ち着きの共存する環境を破壊することになるのではない ・十条駅西口地区自転車駐車場計画は大径木のケヤキを伐採するものになっており地区計画に沿った内容になっていない ■志茂地区のまちづくり ・志茂地区における「生活利便施設などの立地の促進」について具体的な内容を示してほしい ■日影について ・用途地域に関係なく、住居があり職住引接の概念からも、全用途地域において住居地域と同じ日影等の環境規制を行うべき ・既存の日影規制の手法では複数の建物から日影被害を受ける場合があり、長時間日照がないこともあるため、規制手法の見直しが重要である	じたまちの形成について整理済み。具体的な高層建築物の取り扱いに関しては住宅マスタープラン等での整理とする。 ・「土地利用の基本方針」において、十条・東十条は駅周辺まちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性・安全性を確保するとして方向性を整理済み。 ・地区計画は都市計画法に基づく規制となり、それに則って運用している。 ・都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、整理すべき内容は整理しており、個別事業などの具体的な内容については整理しない。 ・元々の商業地域や工業地域は商業施設や工場のための指定であり、住環境に向けたものではない。また、必要に応じて見直しを図るなどするとともに、都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、具体的な手法については整理しない。
①おでかけ環境	■志茂地区における交通環境 ・北本通りから隅田川沿川へのアクセス道路の確保について検討してほしい ・志茂地区から赤羽駅への利便性の高いバス路線を確保してほしい ・赤羽駅周辺のバスの利用環境を再整理してほしい ■都市計画道路 ・北区としても都市計画道路計画の見直しを行い、必要に応じて東京都に働きかけることが必要 ・環状7号線は、横断歩道が少なく、地域を分断している ■駐輪場 ・地下空間方式の駐輪場は建設費が高く、入庫に時間がかかるので、安価で入庫も早く利用者の安全性・利便性の高いオートリターン方式のほうがよい	・隅田川沿川へのアクセス道路の確保に関しては、「道路整備の推進」、「沿川における散策ネットワークの形成」において整理済み ・バス交通は、区全域での課題としてとらえ、各地域の将来都市像に地域公共交通の利便性の向上を入れて整理済み。 ・赤羽駅周辺に関しては、「赤羽駅の安全性向上」において交通結節機能の強化として整理済み。 ・赤羽西地区、「道路整備の推進」において「～歩行者が安全に通行できる環境づくり」として整理済み。 ・駐輪場に関しては、各地区において「駐輪対策の推進」として整理済み。個別施設に関する具体的な内容は調整して記載内容を検討する。
②交流を育む魅力	・隅田川の災害リスクだけでなく魅力となる資源としても捉えてほしい ・西ヶ原一里塚の保全に尽力した渋沢栄一のゆかりを活かしたまちづくりを行う北区が、十条富士塚を削るのは矛盾している	・河川などの水辺を魅力としても捉え、分野別都市づくりの方針「交流を育む魅力」や各地区の取組方針において活用を進める方向性を整理済み。 ●十条富士塚などの資源は、まちの魅力として整理しているので、内容を確認する。
④環境共生	・無電柱化でなく、電柱を利活用した日除け幕の設置やミスト装置の設置、電柱間を結ぶ連結送水管の設置等をすべき ・全ての計画が完成した場合を想定した環境影響評価を現時点で行うべき ・全ての公共事業において、区独自の環境アセスメントを行うべきである	・防災等の視点から無電柱化の推進を行うとともに、日除け対策などに関しては、緑陰の確保などを、分野別都市づくりの方針「環境共生」において整理済み。 ・都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、環境影響評価を行う上での大きな目的となる環境への配慮に関しては、分野別都市づくりの方針「環境共生」において、「公共施設・公共工事の低炭素化」として整理済み。
⑤災害対応	■防災まちづくり ・不燃化特区などの防災まちづくりの進	・不燃化の促進や危険な老朽建築物などの解消については、分野別都市づくりの方

	捗が遅いので、スピード感をあげて対応してほしい ■老朽住宅の建替え ・3項道路指定を積極的に行い老朽住宅の建替えを進めるべきである ■消防活動困難区域 ・区の消防活動困難区域の解釈には、災害時より日常時の方が大きいという不合理手なものであり、解釈を改めるべきである	針「災害対応」において整理済み。具体的な手法については、都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであることから整理しない。 ・沿道建築物の倒壊による道路閉塞の可能性を踏まえ、消防車通行可能道路の幅員が災害時と日常時に異なっている。また、東京消防庁による考え方では、消防活動が可能な区域の根拠となるホース延長が消防車の平均であるのに対して、災害時には最大値を基準としているため、異なる区域の設定となっている。
推進方策	■まちづくりの推進方策 ・区民目線のまちづくりの目標として、「空き家や公共施設跡地が有効活用されているまち」と示されていることを踏まえて、その前提として、「長期未着手の都市計画の見直し」及び「都市計画マスタープランの見直し」に関して、公共の福祉優先の観点から区民の私権制限を強化する必要がある場合は、手段の1つとして、行政執行等の行使を担保する旨を追加してはどうか ・高齢者にとっては住環境の変化が健康にも影響を与えることから、強制性のない手段によるまちづくりにすべき ■区民意向 ・町会長の同意をもって地域住民の同意とするまちづくりの進め方を改めるべき ・町会毎、まちづくり協議会のブロック毎に素案説明会・懇談会を行った上で意見募集をすべきである ・地区別懇談会の追加意見だけでなく、一般の意見書も受け付けるべき ・これまでまちづくり協議会や前回の都市計画マスタープラン策定時等の住民意見についても改めて検討すべき ■まちづくり条例 ・まちづくり条例が必要ではないか	・事業によっては、行政執行等の手段の可能性もあるが、都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、具体的な手法については整理しない。 ・今回の改定にあたっては、町会長だけでなく、専門部会や区民ワークショップなどでは、公募により区民の方に参加いただいている。同様に、地区別懇談会を行い、地域住民の意見を反映している。 ・地区別懇談会や説明会などの開催や広報に関しては、今後開催する際に工夫していく。 ・前回の計画策定時の意見は全計画策定時に可能なものは反映されたと考えている。また、社会情勢が変化していることから、前計画の内容を踏まえつつ、計画改定にあたって改めて区民意向を把握しながら改定を行っている。 ・まちづくり条例の必要性については検討する。
その他	■都市計画マスタープラン ・前回の都市計画マスタープランに記載のない、十条駅付近の鉄道附属道路の都市計画決定等が進んでいるが、都市計画マスタープランが絶対のものなのか否か明確にしてほしい ■区資料の伝わる工夫 ・都市計画マスタープランやその他計画、まちづくりニュースなど、ビジュアル化し、区民に伝わるようにしてほしい ■検討内容の公表 ・関連する庁内会議等の会議録、東京都との協議録、町会との協議録なども縦覧資料に加え、ネット公開すべき ・補助金が多い事業においては事業者との協議なども公開し、審議会へ提出すべき	・都市計画マスタープランは基本的な方向性を示すものであり、その内容に基づき具体的な事業を推進している。そのため個別具体的な内容を細かく示すものではない。 ・今回の計画改定にあたっては、将来都市像などのイメージイラストを挿入し、ビジュアル的に伝わる工夫する。 ・本計画改定に当たって行っている専門部会の議事録・資料等は公表している。 ・区政情報に関しては、情報公開請求により閲覧・視聴が可能である。

(4) パブリックコメント

1) 概要

- 意見募集期間：令和元年 12 月 10 日（火）～令和 2 年 1 月 15 日（水）
- 意見提出者：72 名
（内訳）ホームページ：15 名、ファックス：53 名、持参：1 名
持参及び郵送：1 名、郵送：2 名
- 意見総数：94 件
※類似の意見はまとめています。
- 周知方法：北区ニュース、北区ホームページ、町会自治会回覧・掲示板
- 案閲覧場所：北区ホームページ、都市計画課、区政資料室、
各地域振興室、各区立図書館

2) 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

意見の概要		区の考え方
共通		
文章表現	1. 誤字があると印象がよくないので、策定前に確認したほうがよい。	・誤字等が無いよう、再確認を重ね精査してまいります。
	2. 抽象的な文言が多くわかりにくい。抽象的な表現で結論すべきでない。	・本計画は、都市づくり、まちづくりに関する基本的な方針を定めるもので、この方針に基づいた個別具体的な都市計画やまちづくりを展開していく中で、各事業の具体的内容を明らかにするものと考えております。また、読み手に分かりやすい表現となるよう、引き続き文章の推敲に努めてまいります。
	3. 外国語の日本語の表現は留意が必要であり、発音表現を正確に示すべき。	・本計画は、幅広く、区民・事業者等の理解と連携が必要と考えておりますので、正確な発音表現など、より伝わりやすい表現となるように努めてまいります。
高齢化への対応	4. 超少子高齢化社会であることに基づいた都市計画マスタープランとすべき。	・少子高齢化社会については、「近年の社会動向」の「超高齢化・人口減少時代の到来」において、本計画をとりまとめる上での前提条件として取り上げています。
SDG s	5. SDG s の視点が欠落している。	・SDG s については、「近年の社会動向」の「持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進」において、本計画をとりまとめる上での前提条件として取り上げています。
まちづくりの考え方	6. 改造型のまちづくりでなく、修復型のまちづくりに限定すべき。	・地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくり手法を選定するものと考えております。
	7. これまでの住民意見についても改めて検討すべき。以前のまちづくりブロック構想の方がまっとうであり立ち返るべき。	・昭和 61 年策定の「北区都市整備構想」や各地区の「まちづくりブロック構想」は、「北区都市計画マスタープラン 2000」の策定により、再編・見直しを行ってまいりました。これは、少子高齢社会の進行や地球環境への配慮、福祉に配慮したまちづくり、阪神・淡路大震災を契機とする災害に対する備え、さらには地方分権の推進など、新たな社会情勢の変化に対応してきたものと考えております。本計画においても、これまでのマスタープランを参考に、関連計画との整

意見の概要		区の考え方
		合等を図りながら、まちの将来像実現に向けた、望ましいまちづくりを推進してまいります。
第1章 北区を取り巻く状況		
北区の現況	8. 土地利用状況調査結果が古い	・土地利用現況調査は5年ごとに行っており、北区における土地及び建物の現況データを基に、現在の市街地状況や前回からの変化を把握し、今後の都市計画に関する基礎的な資料として大変参考になる調査です。2017年が最新データとなりますが、2012年からの変化を捉え今後の土地利用の傾向を把握しております。
都市づくりを取り巻く社会情勢	9. 近年の社会動向にある、「～災害リスクへの管理や災害対応力の強化が重要になっています」は日本語の表現として違和感がある。	・ご指摘を踏まえて表現を調整します。
第2章 都市づくりのビジョン		
コラム	10. 38頁「湘南新宿線」は「湘南新宿ライン」に修正したほうがよい。	・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
第3章 土地利用の基本方針		
拠点育成の基本方針	11. 44頁「協議大会」は「競技大会」に修正したほうがよい。	・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
土地利用誘導の基本方針	12. 歴史と文化を大切に、北区ならではの都市計画を進めて。他と同じつまらない再開発はやめるべき。	・再開発に限らず、歴史や文化などの地域資源を活かしたまちづくりは、北区の魅力を高め、次世代に継承し、発展させていくことが重要と考えており、北区に愛着を持ち、住み続けたい、住んでみたいと感じていただくことに繋がるものと考えます。本計画においては「交流を育む魅力」や「地区別のまちづくり方針」として位置付けており、関係部署と連携し取組んでまいります。
	13. 超高層建築物は土地の高度利用でなく、土地の濫用である。	・土地利用の基本方針では、目指すべき都市像の形成に向けて、拠点育成と土地利用誘導の観点から、土地の高度利用に関しては、各地域の特性に応じて適切な規制や誘導を推進すること、超高層建築物は道路や広場等の市街地環境の向上に資する計画に誘導すること、としています。一方、高層マンションでは、住環境や維持管理面、コミュニティ形成等についての特有の社会問題として指摘されていると認識しておりますが、現段階においては国、東京都の動向に注視し、調査研究に努めてまいります。
	14. マンションにおける高齢者の孤立や孤独死が生じやすくなる、バリアであるビル風が発生する、低炭素化に逆行するなど高層建築物には問題が多く、またマンションなどでは区分所有となるため建替えが困難であり将来的に負の遺産となることから高層建築物を制限すべき。	
	15. 用途地域に関係なく、住居が立地していることから全用途地域において住居地域と同じ日影等の環境規制を行うべき。また、既存の日影規制の手法では複数の建物から日影被害を受ける場合があることから、規制手法の見直し	・用途地域の指定は、市街地における用途の混在を防ぎ、目指すべき都市像の実現に向けて、地域特性や位置付けに応じた土地利用の規制・誘導を行っていく制度です。それぞれの用途地域の目的や利便性を捉えて、形態制限等の

意見の概要		区の考え方
	必要。	一定の規制を行っているところです。 ご案内の複合的な日影は、周辺の敷地単位による土地利用によって総合的に生じるものであり、法令に基づき一定の規制が行われております。
第4章 分野別都市づくりの方針		
おでかけ環境	16. 現在の都市計画道路は、原図・原籍がない等、正式な決定があったと言えない。また、地域の特色を壊すなど問題のある道路事業もあるため、区として都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて東京都に働きかけるべき。	- 本計画の分野別都市づくり方針における「おでかけ環境」では、「階層的な道路ネットワークの形成」として、都市計画道路に関する内容を記述しています。特定整備路線等の事業化路線や優先整備路線に選定されている都市計画道路は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性、緊急性の高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 - これまで東京都と特別区は、おおむね10ごとに都市計画道路の事業化計画を策定し、計画的かつ効率的に整備するため、優先的整備に取り組む路線を示す一方で、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜見直しも行ってきました。 - また、事業化計画で優先的な路線として選定しなかった未着手の都市計画道路については、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、変更予定の区間や箇所をまとめてきました。今後とも東京都と特別区は協働で、必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会情勢の変化や道路に対するニーズを踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていきます。
	17. 車歩道分離だけが安心して歩ける環境でない。高齢者にとっても負荷が少なくスムーズに移動できる環境整備に力を尽くしてほしい。少し休めるところも欲しい。	本計画において「おでかけしたくなる環境づくり」として「歩行環境の整備」を位置付けており、歩道の整備、バリアフリー化、ゾーン30の導入などの取組みを関係機関と連携しながら進めてまいります。
	18. 高齢者と子どもたちの安全を第一に歩道幅員を広げてほしい。	
	19. 駐輪場は、地下空間方式よりも、オートリターン方式のほうがよい。	本計画において、利用しやすい駐輪場の整備を促進し、快適な駐輪環境を形成しますと記述しておりますが、具体の自転車駐車場の整備にあたっては、立地や施設規模等を考慮しながら、適切な整備内容を個別に検討してまいります。
交流を育む魅力	20. 赤羽桜並木通りの維持管理について、地域の努力だけでは限界があるので、区が責任を持って定期的に、剪定と毛虫などの害虫駆除は行ってほしい。	本計画において街路樹に関しては、「崖線、河川を活かしたうるおいのネットワークの継承」として、「街路空間の緑化」を位置付けており、街路樹の植栽の促進や接道部緑化などの取組みを進めてまいります。街路樹の管理については、樹種の特性に合わせ、適正に管理する旨の表現を加えます。

意見の概要		区の考え方
	21. 公園は、子どもの遊び場、保育園児の散歩、園外保育の場、高齢者の散歩の場など、子どもや地域の人とのコミュニティの場、防災の場でもある。そうした機能を踏まえて、都市計画マスタープランにも位置付けてほしい。	・公園の持つ多様な機能性は認識しており、本計画において「交流を育む魅力」や各分野別都市づくり方針において公園に関する取組みを位置付けています。 より具体的な公園の活用やみどりの形成に向けた取組みは、別途改定中の緑の基本計画や今後策定する公園総合整備構想において課題を共有し、連携し検討してまいります。
	22. 旧古河庭園、飛鳥山公園周辺については、景観形成重点地区として高さ制限を強化するなどして、高層ビルで景観が損なわれないように対策してほしい。	・本計画において景観形成重点地区や景観形成方針地区に指定されている地区に関しては、「北区らしい景観の保全・形成」として位置付けており、地区の個性的な景観づくりを進めてまいります。
	23. 自然に触れながら多世代が交流できる畑を作してほしい。	・本計画において、農に関しては「浮間地区の取組方針」として「生産緑地の保全」を位置付けており、農に触れられる貴重な環境として保全を図ります。また、ふるさと農家体験館や自然ふれあい情報館の水田での、近隣小学生と農業体験も継続してまいります。
住環境	24. 大規模団地は、建替えや入居基準の引き下げ、継承問題などにより、世代間のバランスが著しく悪くなっている。多世代が混在できるように働きかけてほしい。また、地方に居住する親に近居してもらうために、子世帯の近所への住居の斡旋や公営住宅間の移転を検討してもらいたい。	・本計画において、大規模団地の世代のバランスに関しては「ライフステージに応じた住環境の充実」として「大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成」を位置付け、ミックスコミュニティの形成を促進してまいります。また、「家族でくらし続けられる居住環境の充実」を位置付け、三世代での同居や近居に向けた住宅の更新及び共同建替えの支援をすることとしておりますが、具体につきましては、関係機関、関連計画と連携を図ってまいります。
	25. 誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまちについて、公営住宅の重すぎる家賃負担を軽減し、「年金だけで済み続けられる家賃制度」を確立できるよう政策転換するとともに、国民誰もが安心と豊かさを実施できる、公営住宅政策を確立してほしい。同時に、子育て・高齢者が住みやすい暮らしの支援制度を拡充してほしい。	・本計画においては「ライフステージに応じた住環境の充実」として位置付けております。公営住宅を含む大規模団地のありかたや民間賃貸住宅の活用とともに区営シルバーピアの建設などによる高齢者や障害者の住宅セーフティネット機能の向上、また、子育て世帯等がいきいきとくらする住環境の形成などを位置付けております。 具体につきましては、関係機関及び関連計画と連携し様々な取組みを進めてまいります。
	26. 公有地を活用して、特別養護老人ホームを増やしてほしい。また、国民年金でも入居できる補助などの制度をつくらせてほしい。あわせて、高齢者が今後も増えることが予想されるので、介護施設職員などの待遇を改善し、安心して働ける場を整備してほしい。	・本計画においては、国等の施設の大規模な土地利用転換や大規模団地の建替えの機会を捉え、都市の課題解決に資する土地の有効活用の方向性を記述しております。具体の各事業については記述していませんが、特別養護老人ホームについては、現在、区内に1,172床が整備されており、1,472床の確保を目標としております。なお、公有地の活用については、その必要性

意見の概要		区の方考え方
		を検討のうえ適切に対応してまいります。 ・介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設）やショートステイを利用する方の食事・部屋代については、所得や資産に応じて負担軽減を行っております。 ・介護職員が安心して働けるよう、介護職員の待遇の改善に資する介護報酬のあり方等について、引き続き国や東京都へ働きかけてまいります。
	27. 独居の高齢者が交流できる場づくりをしてほしい。	・本計画では、個別具体的な交流の方策について記述しておりませんが、区では、閉じこもりがちな高齢者が、いつでも安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を区内各高齢者あんしんセンターで実施し、参加者の交流を図ると共に、地域における見守り機能をもつ場としており、引き続き充実を図ってまいります。
	28. 子どもがのびのび遊べる場を確保してほしい。	・本計画において、「ライフステージに応じた住環境の充実」として「子どもがのびのびと育つ環境づくり」を位置付けております。子どもの健全な育成に重要である魅力ある外遊びの環境として、子どもの社会性や想像力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を図ります。
	29. 「のびのび遊べる環境のあるまち」とあるが、まず保育施設や学校があり、公園のことは、ナショナルセンターでの体力づくりのことと並列、もしくはそれより軽い扱いのように見え非常に残念である。	・本計画において公園や緑地の充実に関しては、分野別都市づくりの方針の「交流を育む魅力」として様々な取組みを位置付けております。子どもがのびのびと育つ環境づくりにおいては、公園が重要な要素であると認識しており、「住環境」の視点からの取組みとして記述しております。
	30. 児童館から小学生の居場所を奪わないでほしい。児童館の特性やクラブに通える多様性を残してもらえると、子どもの選択肢が広がり、息を抜ける場所を選択できるのではないかな。	・区では、小学生の放課後等における安全・安心な居場所を提供するため、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）を計画的に推進し、改築中の王子第一小学校を除く全小学校に導入しました。放課後子ども総合プラン事業は、子どもセンター（児童館）と連携・協力しながら、児童の健全育成に努めていきます。
	31. 区民センターを地域住民の意見を取り入れつつ早期実現に尽力してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、桐ヶ丘区民センターは令和 2 年度を初年度とする団地建替 6 期計画の中で、団地南側に整備する計画を進めています。整備を予定している区域の事業環境が整うのを待って、区としても早期に整備できるよう東京都と調整していきます。
	32. 「■安全にくらせる住環境の形成」について、住宅のバリアフリー化に加えて、ヒートショック対策を含めた温熱環境・温度のバリアフリー化に対しても検討いただきたい。	・本計画において住宅のバリアフリー化などの考え方に関しては、「バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成」として「安全にくらせる住環境の形成」を位置付けて

意見の概要		区の方考
		あります。安心して快適にくらせる観点からは、ヒートショック対策を含めた温熱環境等は重要であり、具体的については関連計画等と連携してまいります。
環境共生	33. 事業を主体ごとに小分けしてのアセスメント逃れを防止するため、全ての計画が完成した場合を想定した環境影響評価を現時点で行うべき。また、全ての公共事業において、区独自の環境アセスメントを行うべき。	・ 区では、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に定められた環境アセスメント手続の趣旨に基づいたうえで、運用しております。 区内において環境に影響を及ぼすと予想される地域に含まれる事業については、北区環境審議会への諮問、北区議会への議事・報告等を経たうえで、環境保全の見地から区長意見を提出し、対応させていただいております。
	34. 「■地域エネルギーマネジメントシステムの導入」について、加えて、地域全体で省エネルギー・省 CO2 の推進が可能となるコージェネレーションシステムの導入や、エネルギーの面的利用の促進に関しても検討いただきたい。	・ 本計画においてエネルギーの面的な利用を進めいく大きな考え方に関しては、「かしこいエネルギーの活用」として「地域エネルギーマネジメントシステムの導入」を位置付けており、コージェネレーションシステムなどの取組みについても、引き続き、他自治体の事例等を参考にしつつ、検討を続けてまいります。
災害対応力	35. 区施設が入る建物は、「防災拠点となる建築物に関わる機能継続ガイドライン」、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、「建築設備基準」等で、もっと厳しい制限に完全準拠すべき。	・ 本計画の分野別都市づくり方針における「災害対応」では、震災に強い市街地の形成において、防災拠点に関する内容の記述をしております。大地震時に防災拠点となる建築物は、大地震後に機能継続が必要なため、通常の建築物に比べ、より高い耐震性能が求められております。その建築物の安全性は地域の防災力で重要であると考えており、防災上の重要度を考慮したうえで、建替えや改修及び業務継続に考慮した対応を行っております。今後とも当該ガイドラインを踏まえ、対応してまいります。
	36. 3 項道路指定を積極的に行い、老朽住宅の建替えを進めるべき。	・ 4m未満の建築基準法第 42 条第 3 項の道路指定については、道路後退を行わない分の容積制限等の所有者への負担や、6m 以上の道路への 2 方向の接続が必要条件となる安全上・防火上の課題のほか、これまで建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づき、すでに後退済の方々と公平性の観点など課題が多いと認識しております。 災害に強いまちづくりを進めるため、密集住宅市街地の改善につながる方策の導入については、今後も検討を深めてまいります。
	37. 阪神淡路大震災では、道路整備した地区も火災にあっており、関東大震災では、耐火建築物も火災にあっており、世間で言われているほど直接的な人的被害は多くない。	・ 本計画においては、分野別都市づくり方針「災害対応」として「震災に強い市街地の形成」を位置付けており、火災や建物倒壊を含めた総合的な災害対策を進めてまいります。

意見の概要		区の考え方
	38. 建物倒壊を減らす、出火率を下げる施策をとることが、不燃領域率を上げる以上の防災的意義がある。	・ 不燃領域率は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として用いております。不燃領域率の算定方法及び想定出火率を用いた延焼性状との関係の考え方に関するご意見については、東京都に伝えてまいります。
	39. 区の消防活動困難区域の解釈は、6m以上の道路の同一地点からでは消防活動範囲が、災害時より日常時の方が狭いという不合理なものであり、解釈を改めるべき。	・ 沿道建築物の倒壊による道路閉塞の可能性を踏まえ、消防車通行可能道路の幅員が災害時と日常時で異なっています。また、消防活動が可能な区域の根拠となるホース延長が消防車の平均であるのに対して、災害時には最大値を基準としているため、異なる区域の設定となっています。
	40. 埼京線の鉄道敷脇や道路端のＬ字溝に送水管を設置し、避難所間の送水、沿線の消火等に使えるようにすべき。	・ 市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とするため、幅員６メートル以上の防災上有効な道路の整備が必要と考えております。なお、埼京線の鉄道敷脇や道路のＬ型側溝に送水管を設置することは用地の確保等に課題があります。また、送水ポンプにつきましては、今後の参考とさせていただきます。
	41. 長距離送水ポンプを防災井戸や広域避難所に設置してほしい。	
	42. 災害にあった際の対処を考えるべき。火災などの後に最も怖いのは電柱の倒壊や電線のショートなどであり、対応を検討するべきである。	・ 本計画においては、「地域の災害対応力の向上」として「震災時の避難路の確保」を位置付けており、無電柱化の推進や倒壊危険性の高いブロック塀の撤去、生け垣化、フェンス化などに取り組んでまいります。
	43. 無電柱化でなく、電柱を活用した日除け幕の設置、ミスト装置や消火設備の設置、電柱間を結ぶ連結送水管の設置等をすべき。	・ 区では「北区無電柱化推進計画」に基づき、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化及び良好な都市景観の創出等、良好な住環境の形成を推進するため、無電柱化に取り組んでおります。ご意見は、電柱利活用の新たな視点として参考とさせていただきます。
	44. 防災設備を兼ね備えたデジタルサイネージを配備してほしい。	・ 本計画において「大規模災害の発生を前提とした事前復興」として「危険性の周知」を位置付けており、ハザードマップの見直しや各災害の危険性の周知などに取り組んでまいります。計画や事業にあたり具体的な手法等については、地区の特徴に応じ検討してまいります。
	45. 「■耐震化の促進」について、庁舎や避難所となる学校の耐震化に加えて、非常時の電源確保のため電源の多重化について検討いただきたい。	・ 本計画において「大規模災害の発生を前提とした事前復興」として「迅速な復旧・復興に向けた体制の強化」を位置付けており、BCP（事業継続計画）の策定や災害時に備えた訓練や準備などにおいては、電源の多重化や水の確保にも取り組んでまいります。
	46. 災害時の電気・水の確保に力をいれてほしい。	
第5章 地区別のまちづくり方針		
浮間地区	47. 浮間出張所を再設置してほしい。	・ 本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、各事業の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、関係部署と連携し、これからも、新たな側面からの区民サ

意見の概要		区の考え方
	48. 浮間地区にコミュニティバスを一刻も早く整備してほしい。	ービスの在り方を構築してまいります。 ・本計画においては、分野別都市づくりの方針「おでかけ環境」の中で「誰もが行きたいところに快適に行けるまち」の目標のもと、「地域公共交通の充実」を位置付けております。また、コミュニティバスの路線拡充等につきましては、今年度から着手している「地域公共交通計画」の策定の中で検討してまいります。
	49. 浮間図書館に関して再考してほしい。	・浮間図書館につきましては、北区公共施設再配置方針に基づき浮間中学校へ施設の集約化・複合化を進めてまいりました。浮間 1 丁目の浮間図書館は、浮間 4 丁目の浮間中学校複合施設内に予定どおり令和 2 年 4 月 1 日移転開館いたします。移転後の浮間図書館につきましては、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れる身近な図書館として、現在の浮間図書館と同様にご利用をいただけるものと考えています。
	50. 水害対策として、浮間橋と新河岸橋の間に歩行者専用の橋を架けてほしい。また、救護用のゴムボートも常備する必要がある。	・本計画において「水害に強い市街地の形成」として「治水対策の推進」を位置付けておりますが、橋梁の設置についての計画はございません。ご意見は参考にさせていただきます。また、計画や事業にあたり、具体的な手法等は地区の特性に応じて検討してまいります。
赤羽東地区	51. 赤羽駅周辺の駐輪対策を進めてほしい。短時間は無料の駐輪場所も検討し、駐輪代も値上げ前に戻してほしい。	・本計画において駐輪場に関しては、「おでかけしたくなる環境づくり」として「自転車走行環境の整備」を位置付けており、駐輪料金などを含めた取り組みについては、具体的に事業を進めていく中で関係部署と連携し検討いたします。
	52. 志茂一丁目のうち、補助 86 号線沿線の第一種住居地域を近隣商業地域に用途変更してほしい。	・用途地域は一定の要件により定められており、その変更は、地域における土地利用方針や建物形態、配置等の基準を定めた地区計画と同時に行うことを原則としていますが、都市計画事業の完了などを契機とする場合は、別途用途変更の検討が行えるとしております。
	53. 子育て世代の定住を目指しているのであれば、赤羽駅前の喫煙所による受動喫煙の状況を改善してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では赤羽駅前だけではなく、区内の指定喫煙場所について、たばこの煙や臭い、受動喫煙を心配するご意見が多く寄せられております。一方で、喫煙場所を移設や撤去した場合、駅周辺では人通りが多く、歩きたばこによる火傷の危険性や吸殻のポイ捨ての増加につながることを懸念されます。そのため、赤羽駅西口駅前広場及び南口駅東側路上の喫煙場所はパーテーションを設置していきます。

意見の概要		区の考え方
		また、JR 赤羽駅東口駅前の喫煙場所については立地条件等により現状ではパーテーション設置などが難しいため、喫煙マナーの向上や啓発について、より強化するとともに、今後、環境改善の取組も行っていくます。
赤羽西地区	54. 都営桐ヶ丘団地内を南北に、桐ヶ丘郷小学校から桐ヶ丘中央公園を通る区道の整備計画は、高齢者の安全や樹木の伐採も行わないよう見直してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、当該区道は、団地内居住者を中心に、日常生活の主軸となる道路として、また災害時の避難や支援の際のネットワークを担う道路として整備を図ることとしています。道路整備にあたっては、交通安全の視点はもとより、環境への配慮も可能なかぎり検討してまいります。
	55. 赤羽台東小跡地の児童相談所建設に伴い、専門職の職員の育成を早急に進めてほしい。また児童相談所と保護施設は一緒ではない方が保護出来るのではないか。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では一時保護所については、児童相談所等との複合化による整備を検討しております。児童相談所と併設することにより、一時保護中の子どもについて、児童福祉司によるきめ細かい面接を行うことができ、子どもの置かれている身体的・心理的状況に応じた援助を行うことができると考えております。 一方で、家庭や子どもの状況によっては、区内の一時保護所で保護をすることが適切でないこともあり、東京都や他区の一時保護所に保護を依頼する必要がある場合も想定しております。引き続き、東京都及び他区と連携協力を図り、子どもの最善の利益を守る施設整備となるよう検討するとともに職員の育成を図ってまいります。
	56. 桐ヶ丘団地に欠かせないコープや団地診療所の建て替えのために区有地など区としても確保して誘致してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、今後の桐ヶ丘団地の建替え計画では、団地南側に東京都が主体となって商業・福祉・医療の生活利便機能を集積させ、団地居住者をはじめ周辺地域の生活利便性を向上させることとしています。
	57. 桐ヶ丘団地建て替えと合わせて実施するとしていた桐ヶ丘郷小学校の建て替えを東京都と協議し早急に実施してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では個別の改築校については、現在策定中の「北区立小・中学校長寿命化計画」等に基づき、原則として建築年次の古い学校から、地域バランスや児童生徒数の推移等を総合的に検討したうえで決定してまいります。桐ヶ丘郷小の改築・改修計画が具体化した際には、良好な教育環境を確保できるよう努めてまいります。

意見の概要		区の方考
	58. 環状7号線は、横断歩道が少なく、地域を分断している。	・環状7号線は、主要な幹線道路として都内でも有数の交通量があり、横断歩道や横断歩道橋が設置されております。関係機関と連携し、安全な歩行者通行環境づくりに取り組んでまいります。
	59. 安心して遊べる赤羽自然観察公園と赤羽スポーツの森公園の間に補助86号線を通すことは、湧水や草地などの自然を破壊し、騒音・振動・排気ガス・交通事故の発生につながる。また、地域を分断し、景観を損なうため反対である。決定時から長期間が経過し、交通量の減少など地域の状況が変化している。住民の意見を聞き、他に税金を使うべき。また、延焼遮断帯などの災害対応に寄与するとは考えられず、トンネルは洪水を呼び込む。	・特定整備路線に選定されております補助86号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取り組みであると認識しております。 ご指摘の区間については現在、東京都により道路の設計検討が行われていますが、あわせて湧水や動植物の生息等の自然環境調査を実施しており、区としても自然環境にできるかぎり配慮した対応を引き続き求めていきます。
	60. 東日本大震災で家が半壊したことから、道路拡幅の予定について確認した上で、住宅を建て替えたが、補助86号線の道路拡幅事業が具体化された。ローンを残したまま立ち退きすることになるので、このまま拡張しないでいただきたい。	・特定整備路線に選定されております補助86号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取り組みであると認識しております。 なお、事業実施にあたっては、関係者の生活再建等の実情など、丁寧な説明と地元の理解と協力を得ながら整備が進められるよう、東京都と連携し取り組んでまいります。
	61. 道路整備よりも、現状の改善をしてほしい。自然災害対策や歩道拡幅による歩行者の安全対策、カメラの設置などによる防犯対策を行ってほしい。	・本計画においては、自然災害対策として「災害対応」、歩行者の安全対策として「おでかけ環境」、防犯対策として「住環境」を位置付けており、関係部署と連携し取り組んでまいります。
	62. 赤羽西1～6丁目や、西が丘の多くにおいて、最寄りの赤羽駅までのアクセスが悪いが、近隣の食料品や日用品を購入できるお店がなくなってしまったことから、赤羽駅周辺まで買い物に行かなくてはならず大変。徒歩5分程度で行ける商業施設があるとよい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、特定地区の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、「歩いて買物にいい身近な商店街の魅力・活力の向上」として「空き店舗を活用した商店街の活性化」や「地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上」を位置付けております。
王子東地区	63. 126頁「王子南出口」は「王子南出入口」に修正したほうがよい。	・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
	64. 区役所は水害や地震のリスクの低い高台に建設してほしい。	・新庁舎に関しては、ご意見にあるような災害対応の視点も含め、計画予定地で今後具体的に検討してまいります。
王子西地区	65. 西ヶ原一里塚の保全に尽力した渋沢栄一のゆかりを活かしたまちづくりを行う北区が、十条富士塚を削るのは矛盾している。	・これまでに十条富士塚については、東京都北区文化財保護条例に基づく審議会に図りながら確認を行ってまいりました。 現状の十条富士塚は、崩落の危険があることから一度解体し、安全性を高め

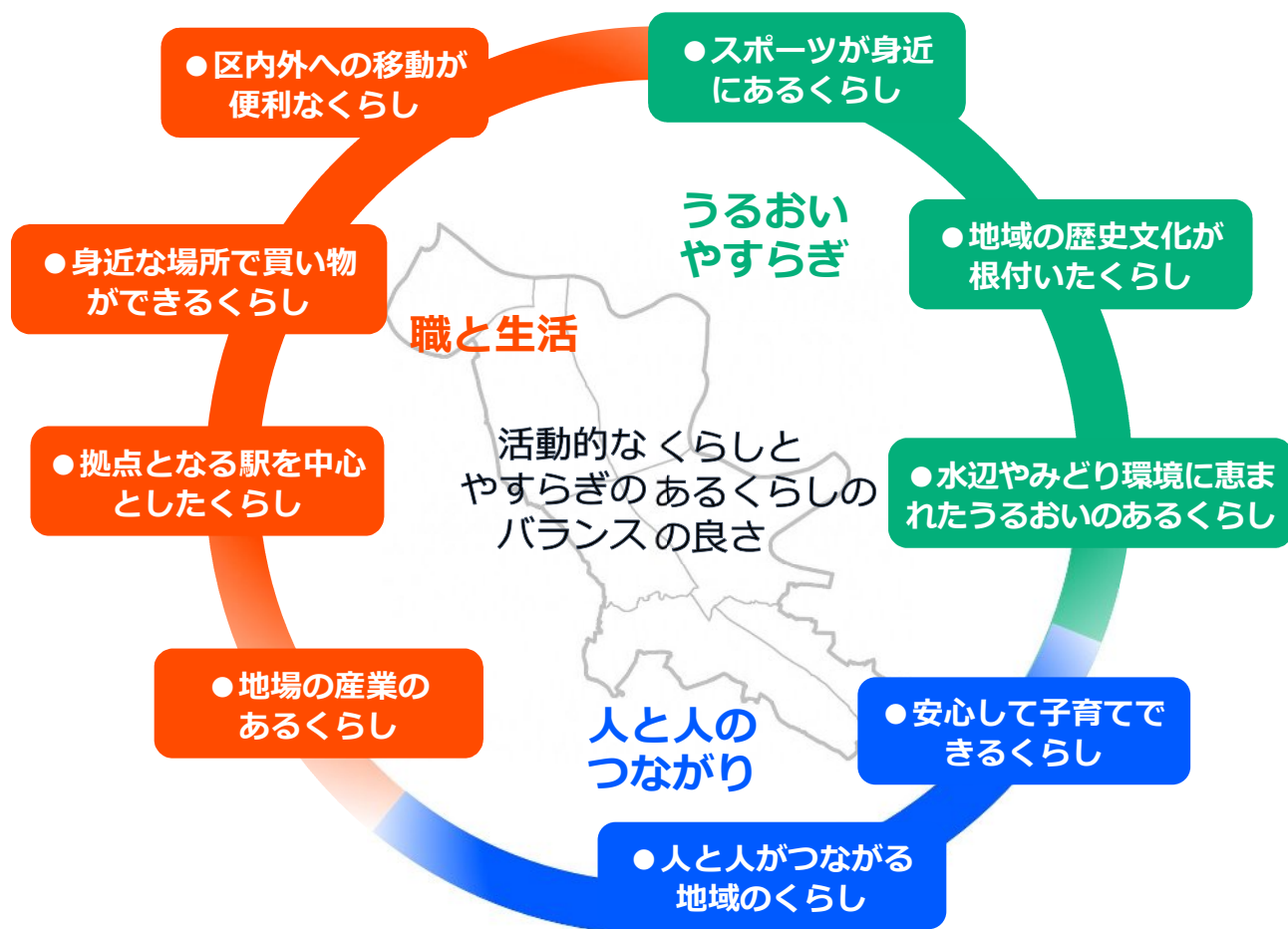
意見の概要	区の方針
	た形で元の形状を基に再整備いたします。 また、富士横丁で削られた部分は記録などが無くどのような形状であったか不明であるため、復元が難しいことから現状の十条富士塚の形状で再整備いたします。
66. 十条駅周辺を都市中心拠点として位置付け、土地の高度利用や市街地再開発、埼京線の高架化、地区内を分断する73号線の建設などを推進することは、まちの「にぎわいとやすらぎ」の共存する北区らしさ、十条らしさのある環境を破壊することになる。再開発により既設商店の衰退、地元民の生活圧迫、若者の定住者減、通学混雑の部分的な解消、風害、日照・電波障害、不均衡な景観等が発生。 古くから住みなれた人々を立ち退かせ、大改造後のイメージとして良くなるイメージがわからないこの計画は中止すべき。居住の権利は守られるべきで、修復型のまちづくりを行い、都市計画は見直すべき。	・本計画の「土地利用の基本方針」による「拠点育成の基本方針」においては、十条・東十条は、駅周辺まちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性・安全性を確保することで「地域のくらしを支える商業・生活拠点」の形成を図ることとしております。 ・十条まちづくり基本構想において「にぎわいとやすらぎを奏でるまち—十条」をまちの将来像として位置付け、駅周辺エリアについては、にぎわいの拠点の形成エリアとして各種事業を展開することとしております。 ・再開発事業及び鉄道立体交差事業等により、東西市街地が一体となった「にぎわいの拠点」を形成してまいります。
67. 中高層住宅は社会的・医学的問題点が指摘されているが、再開発では、十条駅西口の様に税制、法律等から中高層居住を強制されることになる。行政として要望の出されている個別利用区制度の導入等を行うべき。	・再開発事業は、都市再開発法に基づき適切に事業が進められており、区としても事業者である再開発組合を支援し、連携を図りながら事業推進に努めてまいります。
68. 十条駅西口市街地再開発などの十条の各種まちづくりは、理解を深め合意形成を図るとしながら、責任ある役職にある区職員までウソ情報を流したり、質問者の数を減らして、手続きを進めている。再開発は協働のまちづくりの手法としてふさわしくないのでやめるべき。	・十条地区まちづくり全体協議会は、十条地区に存在する地元町会・自治会、商店街会、PTA等を中心に十条地区のまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、十条地区のまちづくりの円滑な推進に資することを目的としております。区といたしましては、十条地区まちづくり基本構想における「区民とともに進むまちづくり」の方針に基づき、幹事会や各ブロック部会において十条地区の各種まちづくりの取組みを報告し参加者と意見交換するなど、相互理解に努めております。
69. 十条まちづくり協議会は町会長たちにより構成される幹事会が決定の場であり、ブロック部会は単なる報告の場となっており、問題の原因である。	
70. 十条は、環状7号線、補助83号線、補助85号線に囲まれ、中心部への車の流入が制限されていることから歩行者の流れを生み、まちのにぎわいとやすらぎの源泉となっている。中心部への車の流入を制限すべき。	・現在の十条駅周辺は、自動車、自転車や歩行者の交通が輻輳する状況が頻繁に見られ、交通安全面において課題となっています。 ・今後、駅前広場を中心になぎわいの拠点を形成するとともに、歩行空間の確保などにより、回遊性が高く、にぎわいの拠点にふさわしい商業圏の形成を目指してまいります。
71. 補助85号線の拡幅の必要性を示す際には、ピーク時の歩行者数を用いている一方で、十条駅西口の駅前広場の設計の際には平均的か検証できない1日の利用者数を用いているのはダブルス	・東京都の「防災都市づくり推進計画」において、十条駅周辺は、重点整備地域に位置付けられており、補助85号線は一般延焼遮断帯に位置付けられております。そのため、首都直下地震の

意見の概要		区の方考
	タンダードではないか。	切迫性なども踏まえ、補助 8 5 号線は早期に整備していく必要があります。また、補助 8 5 号線は、第 4 次事業化計画の優先整備路線にも位置づけられております。歩行者環境につきましては、それぞれの目的に応じて整備されるものと考えております。
	72. 補助 85 号線の歩道幅員は今のままでも想定歩行者数がスムーズに通行できることから拡幅は不要である。	
	73. 十条駅付近の連続立体交差化について、今回の都市計画マスタープラン改定前は地下化を前提として計画されていたが、それを無視して高架化と鉄道付属道路の都市計画決定がなされた。大企業や JR、行政なら無原則に何を行ってもよいのであれば、都市計画マスタープランを策定する意味がない。	・都市計画マスタープラン 2010 において、埼京線は「鉄道の立体交差化」としており、地下化を前提としておりません。区といたしましては、いずれの事業も適正な手続きを経て都市計画決定されたものと考えております。本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、各事業の具体的な内容を示すものではありませんが、区の都市計画に関する取組みは、都市計画マスタープランに基づき進めていきます。
	74. 十条駅付近の連続立体交差化について、東京都が環境アセスメントで測定した地点は、高架化による鉄道騒音の改善が大きく見込まれるところばかりであり、また、鉄道付属街路の東側沿道を中心として、鉄道騒音が悪化する所が広がっている事が判明しており、鉄道改良法に違反していることから高架化の見直しを都に申し入れるべき。	・東京都の環境影響評価書は、連続立体交差事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価をしたものです。環境影響評価の手続きは、東京都環境影響評価条例及びその他の関係法令等に基づき適切に実施されているとのことです。
	75. 鉄道付属街路と環状 7 号線の合流部は鋭角かつ急勾配となり交通安全やバリアフリーの観点から問題があり、政令に違反している。	・鉄道付属街路（側道）の構造につきましては、関係する諸法令規則および規格に準拠するとともに、今後、交通管理者である警察等の関係機関と協議して決定いたします。
	76. 十条駅西口地区自転車駐輪場計画は大径木のケヤキを伐採するものになっており地区計画に違反している。	・十条駅西口地区の地区計画においては、都市計画との整合を図るとともに、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の生育状況等も勘案し、緑化を推進してまいります。
	77. 十条駅に新設される駐輪場は地下になると聞いたが、力のない人には上げ下げが出来ないので、自転車の上げ下ろしにエレベーターを使うなど検討してほしい。	・十条駅西口駅前広場の地下に整備する自転車駐車場につきましては、出入口のスロープに上りを補助するベルトコンベアを設置する等の利便性を考慮した計画となっております。
滝野川東地区	78. 補助 91 号線の整備計画は近年の歩行者にやさしいまちづくり、防災の観点から廃止すべき。	・補助 9 1 号線は、北区の台地と低地を結び、隅田川を渡り足立区に至る路線です。東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）での検証において、都市の活力や防災性の強化などの観点から必要性を確認しており、将来的に整備を図っていくべきものと考えています。
	79. 尾久駅・上中里駅の交通結節機能の向上は、歩行者道に目を向けるべき。歩行者がスムーズに明治通り（尾久駅）から上中里駅まで歩ける道を整備すべき。	・本計画では尾久、上中里両駅ごとの交通結節機能の向上を位置付け、相互の連携については、都市計画道路を想定しています。「鉄道操車場の長期的な土地利用方針の検討」として位置付けて

意見の概要		区の方考え方
	80. 尾久車両センターの縮小・整理をJR東日本と進めるべき。特に梶原踏切が東西を分断している。	おり、歩行者のための新たな動線の整備など、今後の開発動向を注視してまいります。
第6章 構想の実現に向けた方策		
多様な主体による協働の都市づくりの推進	81. 北区の計画進捗は遅いので、数力月に1度マスタープランに対してのレビューを行い、広報誌やWebで公表するなど、マスタープランの進捗状況を見える化してほしい。	・北区基本計画に基づく行政評価を活用し、本マスタープランに関連する施策や事業について定期的に評価・検証することで、都市づくり・まちづくりの進捗管理を行い、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。
	82. 地元の小学生に街の歴史を学ばせることを計画に盛り込んでほしい。	・本計画では、「多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進」における教育機関への期待として、都市づくり・まちづくりに関する授業の実施などを位置付けております。
	83. 区民にこの都市計画マスタープランの内容を知ってもらい、理解できるように周知するために、冊子をつくるなど具体的な取組を実施してほしい。	・本編の他に概要版を作成し、無償配布するとともにホームページに掲載し、周知を図ります。
	84. まちづくり条例が必要。	・本計画におきましては、『人と人のつながり』をまちの魅力要素として捉え、多様な主体同士のつながりを活かした協働によるまちづくりを推進する。」としています。こうした考え方は、まちづくり条例の主旨とも合致しているものととらえております。
	85. まちづくり等においては、現状維持を含めた複数案を提示し、その中から住民が選択できるようにすべき。	・本計画では「多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進」において、各主体への期待を示している通り、区民の皆さまをはじめ多様な主体との協働を推進するとしています。
	86. 町会や自治会への加入率が低下しており、一般住民や個人の意見は反映されていない。町会長や自治会長、役員の同意により住民の合意が得られたとするこれまでのやり方を見直すべき。	様々な手法の中から地域の特性に応じて適切に取組み、合意形成に努めてまいります。
その他		
観光案内所	87. 尾久駅前の観光案内所について、地域に愛着を持ち積極的に案内してくれる方をスタッフとして配置してほしい。	・本計画は区の都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な個別施設の運営等の考え方は整理していませんが、関係部署と連携し検討してまいります。
他の計画との関連性	88. 他の関連する計画に対して積極的に働きかけを行うマスタープランであってほしい。	・本計画におきましては、関連する計画を所管する担当課と協議し、内容を定めてまいりました。また、他の計画を策定する際には、本計画の内容を踏まえた都市計画の視点から意見を伝えており、今後も連携や協議を継続してまいります。
羽田空港飛行ルート	89. 羽田空港の飛行ルートを変更して市街地の上を飛ばせるのは、落下物や事故の危険があり反対。	・羽田空港における新飛行経路の運用開始につきましては、国が国会をはじめとする国政の場において十分な検討を経たうえで、国の事業として国の責任

意見の概要		区の方考え方
		において適切に判断した結果と受け止めています。 一方で、本区上空を飛行する以上は、区民の安全が確保されていることが最低条件と考え、これまでも、落下物防止策の徹底や航空機騒音低減に向けた更なる取り組みなどを国に要請してまいりましたが、引き続き国に対し、安全対策の実施と強化を求めて参ります。
意見への反映	90. 素案に対する住民意見に対して、議論が十分でないといった指摘であるにもかかわらず、その意見への対応は～で整理済みというのでは、意見を聞く意味がない。	本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものですが、区では、本計画以外にも各分野の計画を策定しています。計画の策定には、関連計画との整合を図り、各関係部署ではより専門的な検討を行ってまいりました。本計画では「都市づくりを取り巻く社会情勢」として近年の傾向を踏まえた上で計画を取りまとめています。また、検討の際には、区の都市計画審議会をはじめ、専門部会を設置し、学識経験者や公募委員、各団体の代表の皆さまからもご意見をいただき審議をしてまいりました。今後も、社会経済情勢などの変化に対応していくため、必要に応じて部分的な見直しを行うとともに、10年程度ごとに全体の見直しを行っていきます。
計画の見直し	91. 北区と協力関係にある東洋大の野澤千絵教授や山崎亮といった先進的研究を行っている人の研究成果を取り入れてマスタープランを作り直し、まちづくりを行うべき。	
まちづくりの推進手段	92. 高齢者にとっては住環境の変化が健康にも深刻な影響を与えうることから、強制性のない手段によるまちづくりにすべき。	地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくり手法を選定するものと考えておりますが、いずれの場合においても、区と区民の協力による協働のまちづくりを推進してまいります。
掲示板	93. 老朽化し劣化した掲示板は全て機能性のある新しいものを設置していただきたい。	風雨対策と板の劣化を防ぐため、令和元年度から新たにアクリル引き戸付き掲示板を導入いたしました。引き続き区内の設置状況を把握しながら、区掲示板の建替えに取り組んでまいります。
区民事務所	94. 相談できる窓口のある区民事務所の分室を復活してほしい。	本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、各事業の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、関係部署と連携し、これからも、新たな側面からの区民サービスの在り方を構築してまいります。

北区のまちの魅力要素



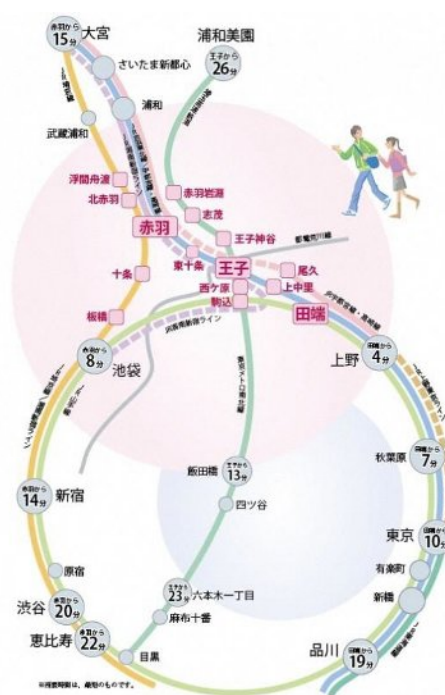
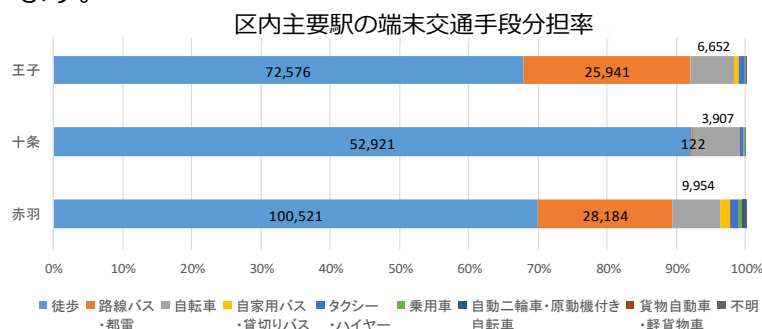
● 区内外への移動が便利なくらし

■ 主要都市や空港へのアクセス

- ・区内には多数の鉄道駅があり、多くの鉄道路線を利用できます。また、主要ターミナル駅までの所要時間が、東京まで10分、池袋まで8分、新宿まで14分など交通利便性が高くなっています。
- ・首都高速環状線の出入り口に近接しており、関西方面や東北方面、空港などへのアクセス性が高くなっています。

■ 最寄り駅までのアクセス

- ・区内全域の50%以上が鉄道駅から500mの範囲でカバーされており、王子駅周辺などでは複数の鉄道駅が徒歩圏にあるため、行き先に応じた鉄道路線の選択が可能です。
- ・実際に、主要駅の端末交通手段分担率をみると、王子駅、赤羽駅では約70%、十条駅では約90%が徒歩となっています。



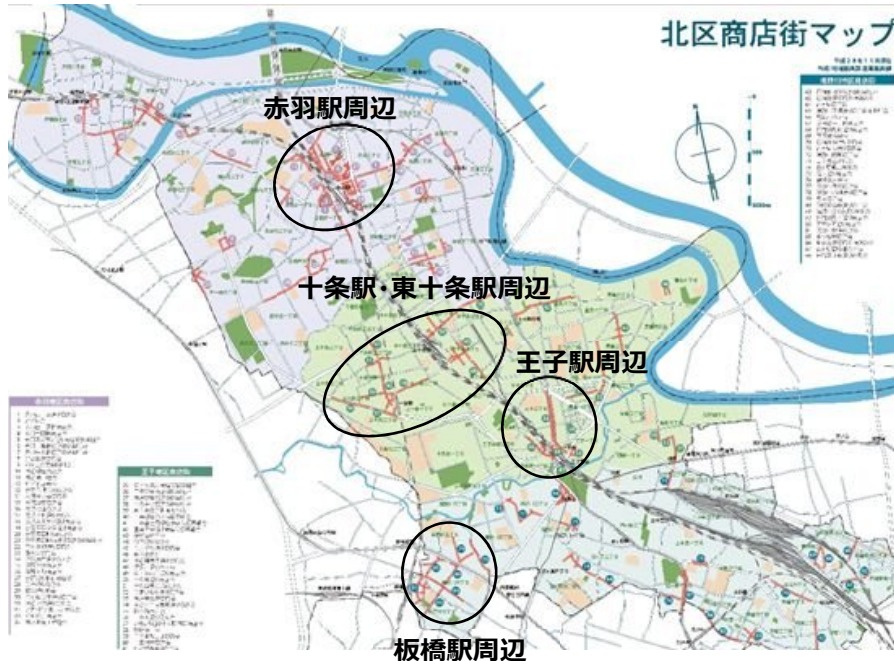
【出典】北区 「北区 HP 北区の魅力再発見」

東京都市圏交通計画協議会 「第5回東京都市圏パーソントリップ調査」

●身近な場所で買い物ができる暮らし

■地域に密着した身近な商店街

- ・鉄道駅周辺や大規模団地周辺を中心に商店街が立地しており、区内には多くの商店街があり、生活に身近な場所で食料品をはじめとした最寄品の購入ができるなど、区民の日常生活を支えています。



商店街の分布

【出典】北区 北区商店街マップ

●拠点となる駅を中心とした暮らし

■駅を中心に集積する商業施設

- ・赤羽駅などの駅周辺には大規模商業施設や商店街などの商業施設が集積しています。

■駅を中心に集積する行政・業務機能

- ・王子駅周辺には区役所や事務所建築物などの行政・業務機能が、赤羽駅周辺や田端駅周辺には事務所建築物が集積しています。



【出典】北区 H23 土地利用現況図

商業施設及び事務所の分布

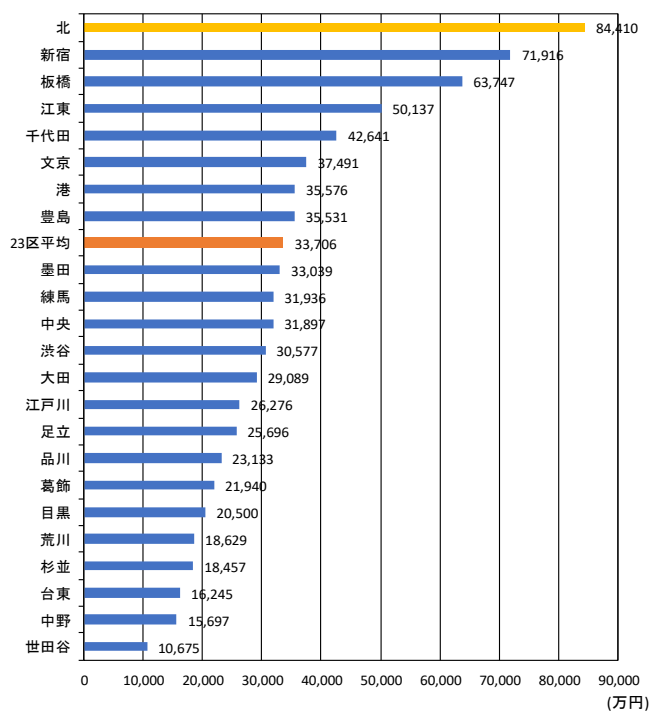
● 地場の産業のある暮らし

■ 河川沿いの事業所

- ・古くから河川周辺には紡績所や製紙工場などが集積し、区内の近代産業を支えてきました。現在においても事業所が隅田川や石神井川沿いに集積しており、職住近接のくらしができる環境があります。

■ 多様な産業の事業所

- ・印刷業を中心に多様な産業の事業所が集積しており、1事業所あたりの付加価値額、1従業員あたり付加価値額が23区で最も高く、生産性の高い産業が集積しているといえます。



1 事業所あたりの製造品出荷額の比較

【出典】総務省 「経済センサス」

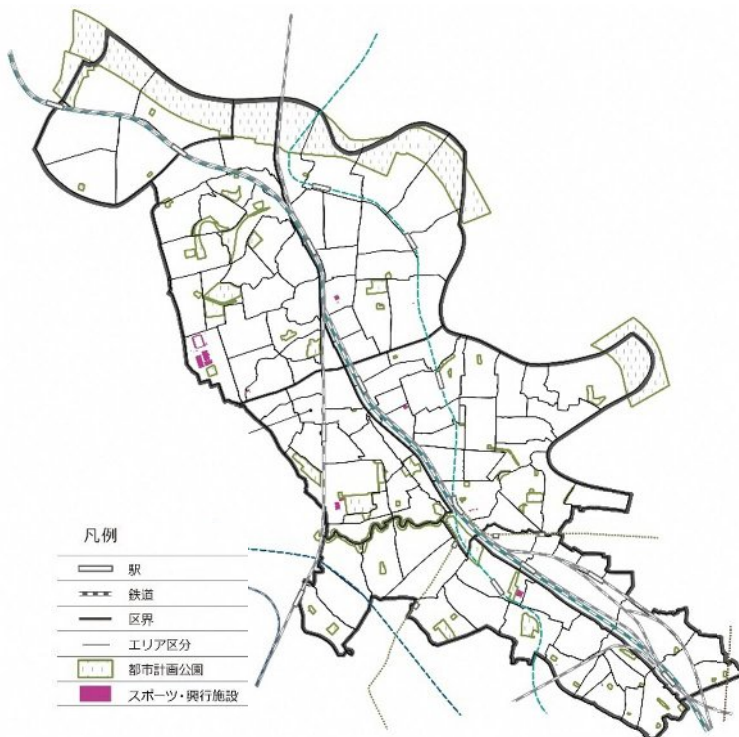
● スポーツが身近にある暮らし

■ トップアスリートが身近にいる環境

- ・味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター・イーストがあり、ハイパフォーマンスセンターとしてパラスポーツを含めた様々なトップアスリートが競技力向上に向けたトレーニングを行っています。
- ・トップアスリートが身近にいることで、子どもがスポーツに関心を持ちやすい環境が整っています。

■ 誰もが楽しめるスポーツ環境の充実

- ・区内に多くの公園があるとともに、荒川河川敷の野球場や運動場、赤羽スポーツの森公園、浮間子どもスポーツ広場、滝野川体育館、赤羽体育館など身近にスポーツができる環境に恵まれており、子どもから大人まで気軽にスポーツを楽しめるまちとなっています。



スポーツ・興行施設及び都市計画公園の分布

【出典】北区 H23 土地利用現況図
北区 北区の地図

●地域の歴史文化が根付いたくらし

■地域で育まれた各時代の文化

- ・多くの文豪や芸術家が住み「文士村」と呼ばれた田端や、23区内では数少ない大衆演芸場である篠原演芸場など、地域で各時代の文化が育まれてきました。

■受け継がれてきた地域の風習

- ・中世芸能を伝える「王子神社の田楽舞」や地域の五穀豊穡を祈った祭事を起源とする「白酒祭」、正月や祝い事で使う餅をつく時に歌われる作業唄「稲付の餅搗唄」、狐が王子稲荷神社に詣でたという伝承を受けつぐ年末に行われる王子の「狐の行列」など、北区特有の伝統行事が残っています。

■古くから親しまれた行楽地

- ・飛鳥山の花見、浮間ヶ原の桜草、金剛寺や石神井川等の紅葉など、江戸時代から行楽地として親しまれてきた自然環境が現在も北区の大切な資源として継承されています。



文化財の分布

【出典】北区 H23 土地利用現況図
北区 観光マップ

●水辺やみどり環境に恵まれたうるおいのあるくらし

■親しめる水辺空間

- ・区内に都市計画公園・緑地が63あり、その中には、名主の滝公園や浮間公園、音無親水公園など、地形を活かした親水空間のある公園が整備されています。

■自然豊かな地形

- ・区内を流れる4つの河川、中央を縦貫する崖線など、元来の北区の地形である水辺や緑地といった自然環境に恵まれています。



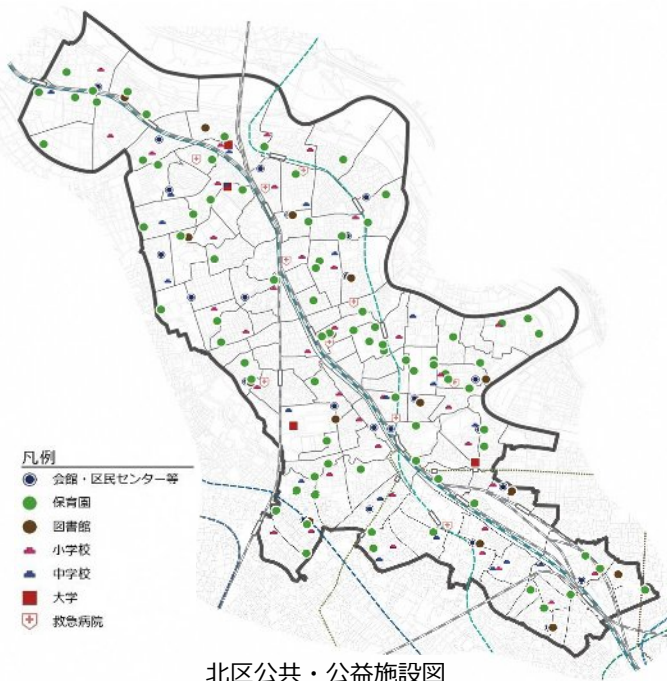
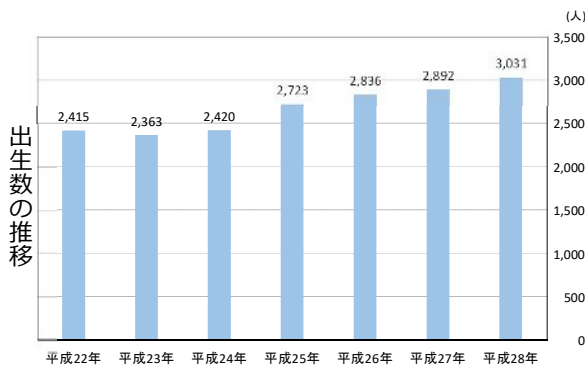
都市計画公園・緑地の分布

【出典】北区 北区の地図

●安心して子育てできる暮らし

■地域で子育てする環境

- ・区内の全住宅のうち、73.1%が保育所まで 500m 圏内に、53.4%が小学校まで 500m 圏内に立地しています。
- ・併設または近隣に設置されている区立児童館と区立保育園が連携して、地域育て合い事業を実施しており、子育て相談や親子が集まる場の提供などを通して、地域全体で子育てする環境づくりがされています。
- ・三世帯居住や親元での近居に対する助成、15歳までを対象とした医療費免除など子育て支援施策が進められています。平成 23 年以降、出生数が増加しており、平成 28 年までに出生数が約 600 人増加しています。
- ・放課後子ども総合プランなどの推進により、安心できる子どもの居場所づくりを進めており、未就学児だけでなく、就学児に対する子育て環境の整備も進めています。
- ・区内には、救急病院が鉄道沿線を中心に 10ヶ所あり、多くが鉄道駅からの徒歩圏に立地しており利用しやすい環境となっています。



【出典】北区 北区の地図

●人と人がつながる地域の暮らし

■地域のきずなづくり

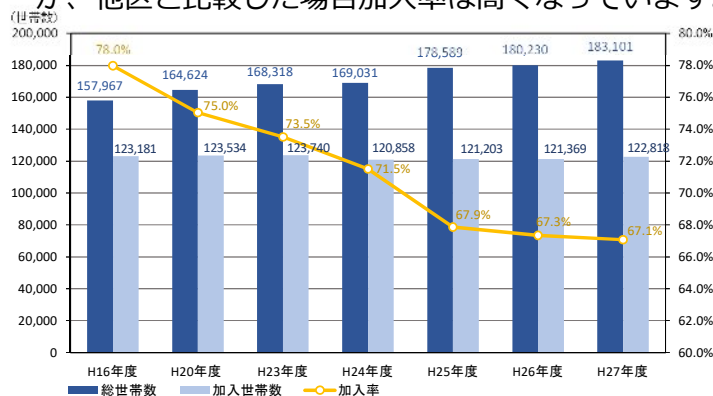
- ・町会・自治会や学校、PTA、商店街などの活動団体が参加する地域円卓会議や、北区政策提案共同事業、北区地域づくり応援団などを実施し、地域での連携を深める場や協働による取り組みを推進しています。

■地域と商店街の連携

- ・赤羽馬鹿祭りなど、地域や大学の学生などと商店街が連携した、多くの人が訪れ、地域がにぎわうイベントの開催や、商店街と地域が交流できる機会が作られています。

■共助による防災

- ・町会・自治会単位で自主防災組織が組織されており、平成 28 年には結成率が 98.4%となっています。また、自主防災組織同士が助けあう体制ができており、地域での防災対応力が高いといえます。
- ・町会・自治会への加入率は、平成 16 年度から平成 27 年にかけて 10.1%減少していますが、他区と比較した場合加入率は高くなっています。



北区町会・自治会加入率の推移

加入率	調査年
大田区	75 H22
北区	74 H23
文京区	70 H21
墨田区	70 H21
江東区	64 H23
荒川区	60 H22
千代田区	58 H22
足立区	58 H22
世田谷区	57 H20
豊島区	54 H21
杉並区	52 H21
新宿区	51 H22
練馬区	42 H23
13区平均	61

加入率が把握できた 13 区における町会・自治会加入率の比較

【出典】北区 「北区行政資料」
特別区協議会第 4 分科会 「基礎的自治体の規模・能力と自治」

北区の歴史年表

旧石器時代		赤羽台で石器が使われる (赤羽台遺跡で区内最古の石器が出土)
縄文時代	前期 中期 後期	西ヶ原で大型定住集落が営まれる(七社神社前遺跡) 中里貝塚が形成される 中里で丸木舟、縄文土器が使われる(中里遺跡出土) 西ヶ原で土偶が使われる(東谷戸遺跡出土) 西ヶ原貝塚が形成される(平成 14 年に人骨が出土)
弥生時代	中期 後期	環境集落が営まれる(飛鳥山遺跡・亀山遺跡) 方形周溝墓が造られ、鉄剣(田端西台通遺跡出土)や鉄釧(七社神社前遺跡出土)などが副葬される
古墳時代	前期 後期	隅田川沿いに低地集落が営まれ、ガラス小玉鋳型などが使われる (豊島馬場遺跡出土) 田端で青銅鏡が使われる(田端不動坂遺跡出土) 赤羽台古墳群、十条台古墳群、飛鳥山古墳群などが形成される
古代	7 世紀後半 ～9 世紀後半 10 世紀頃	西ヶ原に武蔵国豊島郡衙が創設され、律令制下における地方役所が整備される(御殿前遺跡) 桓武平氏秩父流の豊島氏が郡司の権限を継承し、豊島郡を支配
中世	1180 (治承 4) 1189 (文治 5) 1321～24 (元亨年間) 1477 (文明 9) 1486 (文明 18) 1552 (天文 21) 1590 (天正 18)	源頼朝挙兵に豊島清光が参加 源頼朝奥州征伐に豊島清光・葛西清重が参加 豊島氏の支配権が豊島・足立・多摩・児玉・新座の各郡に及ぶ 太田道灌と豊島氏一族が江古田、沼袋で合戦 (翌年 1 月に武蔵豊島氏本流は滅亡) 太田道灌が主家上杉定正によって謀殺される (関東支配をめぐり北条氏、上杉氏ら諸氏の対立が激化) 戦国大名北条氏康が武蔵国一円を支配 北条氏直が豊臣秀吉に降伏、徳川家康が江戸に入府

近世
江戸時代

1591 (天正 19)	徳川家康が王子権現に 200 石を所領安堵する
1617 (元和 3)	徳川秀忠が第 1 回目の日光社参をする
1634 (寛永 11)	幕府が王子権現社、王子稻荷社、別当金輪寺を造営
1647 (正保 4)	徳川家光が西ヶ原御殿山で犬追物を催す
1656 (明暦 2)	永田九郎兵衛の奉行で王子石堰工事が完成
1716 (享保元)	滝野川の野菜の種が有名になる
1720 (享保 5)	徳川吉宗が飛鳥山に桜を植樹する
1733 (享保 18)	幕府が花見客のために飛鳥山に 10 軒の水茶屋を出すことを許可
1734 (享保 19)	豊島郡下郷 31 力村で水引騒動が起こる
1737 (元文 2)	吉宗が飛鳥山で花見の宴を催す
1764 (明和元)	岩淵 5 力村に助郷が始まる
1786 (天明 6)	千川上水が王子、赤羽に水田灌漑用水として貢献
1789 (寛政元)	王子稻荷の参詣が流行
1799 (寛政 11)	王子に料理屋の海老屋、扇屋が開業
1815 (文化 12)	遊歴雑誌に滝野川の紅葉が名勝地に挙げられる
1854~60 (安政年間)	名主畑野孫八が名主の滝を開く
1864 (元和元)	滝野川村に反射炉の建設が始まる

近現代

1868 (明治元)	田端、中里、上中里、西ヶ原、滝野川村が東京府へ編入
1869 (明治 2)	王子、豊島、上十条、下十条、岩淵本宿、赤羽根、袋、稲付、下、神谷村が大宮県へ編入 豊島郡が小菅・浦和・大宮県へ分属 船方村、堀之内村が小菅県から東京府へ編入
1871 (明治 4)	王子、豊島、十条、岩淵本宿、赤羽、袋、稲付、下、神谷村が東京府へ編入
1872 (明治 5)	滝野川村の鹿島紡績所が操業を開始
1873 (明治 6)	区内初の公立学校となる荒川学校（現在の荒川小学校）が開校 渋沢栄一が抄紙会社を創立する（後に王子製紙会社・取締役会長）
1876 (明治 9)	大蔵省抄紙部王子工場が操業を開始
1878 (明治 11)	北区域が北豊島郡に所属
1883 (明治 16)	上野、熊谷間に鉄道が開通し、王子駅が開設
1885 (明治 18)	赤羽駅が開設。以後、各駅が順次開設
1887 (明治 20)	赤羽台に近衛工兵第一大隊が移転
1889 (明治 22)	北区域が 1 町 2 村（岩淵町、王子村、滝野川村）制になる
1904 (明治 37)	滝野川村に醸造試験所を設置
1908 (明治 41)	王子村が王子町に改称し、町制がスタート
1911 (明治 44)	現在の都電荒川線の前身である王子電気軌道株式会社の飛鳥山上、大塚間が開通
1913 (大正 2)	滝野川町制がスタート
1920 (大正 9)	滝野川を中心とする 5 軒の種屋が合併し、日本最大の種苗会社である帝国種苗殖産株式会社を設立
1923 (大正 12)	関東大震災で避難してきた人々の移住が始まる
1924 (大正 13)	旧岩淵水門が完成
1926 (大正 15)	埼玉県北足立郡横曽根村大字浮間が岩淵町に編入

1932 (昭和 7)	東京市に岩淵、王子両町が合併した王子区と滝野川区が発足
1943 (昭和 18)	太平洋戦争に伴い、区内各所に防空壕や防火用貯水池の建設が始まる
1945 (昭和 20)	空襲により王子区役所が全焼 王子区の約 43%、滝野川区の約 78%が戦災により焼失
1947 (昭和 22)	王子、滝野川両区が合併し、北区制がスタート 学校教育法に伴い、区内に中学校 9 校が誕生
1954 (昭和 29)	都営桐ヶ丘団地の建設が始まる
1956 (昭和 31)	浮間の桜草保存のため、圃場の設置が決定
1958 (昭和 33)	戦後米軍に接収されていた TOD (東京兵器補給廠) 地区の返還が始まる
1961 (昭和 36)	公団赤羽台団地の建設が始まる
1965 (昭和 40)	環状 7 号線が区内に開通
1968 (昭和 43)	米陸軍王子病院 (キャンプ王子) が開設される
1970 (昭和 45)	区内の下水道普及率が 90%に達する
1971 (昭和 46)	キャンプ王子が政府に全面返還され、区内の米軍に接収されていた土地が全てなくなる
1973 (昭和 48)	北区初の区民植木市
1976 (昭和 51)	中央公園開園
1981 (昭和 56)	中央公園文化センターオープン
1982 (昭和 57)	新岩淵水門が完成 赤羽会館オープン
1984 (昭和 59)	第 1 回ふるさと北区区民まつり 防災センターオープン
1985 (昭和 60)	東北・上越新幹線が、上野駅始発に伴い区内を縦断する 埼京線開業
1988 (昭和 63)	音無親水公園開園
1989 (平成元)	浮間ヶ原桜草新圃場開園
1990 (平成 2)	北とぴあオープン
1991 (平成 3)	パノラマプール十条台オープン 駒込、赤羽岩淵間に地下鉄南北線が開通
1992 (平成 4)	滝野川会館オープン
1993 (平成 5)	北京市宣武区友好交流都市提携 田端文士村記念館オープン
1994 (平成 6)	清水坂公園開園
1997 (平成 9)	友好都市交流協定締結 (山形県酒田市、群馬県中之条町・甘楽町)
1998 (平成 10)	北区飛鳥山博物館 (飛鳥山 3 つの博物館) オープン
1999 (平成 11)	赤羽自然観察公園開園
2002 (平成 14)	首都高速中央環状線「王子北出入口」が区内に開通
2005 (平成 17)	北区ふるさと農家体験館オープン
2008 (平成 20)	中央図書館オープン
2010 (平成 22)	西ヶ原みんなの公園開園 赤羽スポーツの森公園開園 志茂ゆりの木公園開園
2012 (平成 24)	豊島北コミュニティアリーナ・スポーツ多目的広場オープン
2013 (平成 25)	新町コミュニティアリーナオープン
2015 (平成 27)	東京上野ライン開業 文化芸術活動拠点ココキタオープン 首都高速中央環状線「王子南出入口」開通

東京都北区都市計画審議会運営規則

昭和五十一年九月三〇日
規則第三六号

改正 昭和五二年 八月一五日規則第二八号 昭和五四年一二月一七日規則第二九号
昭和五八年一〇月 一日規則第三三号 昭和五九年 三月三一日規則第一六号
昭和六二年 一月三〇日規則第三号 平成 二年 三月三一日規則第五号
平成 七年 三月二二日規則第一四号 平成一〇年 三月三〇日規則第三三号
平成一二年 三月三一日規則第四一号 平成一七年 三月三一日規則第五七号
平成二十年 六月十二日規則第五七号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区都市計画審議会条例（昭和五十一年東京都北区条例第四十七号）第七条の規定に基づき、東京都北区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の三日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議席)

第四条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(議事日程)

第五条 会長は、議事の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第六条 議事は、次の順序により行うものとする。

- 一 議題の宣言
- 二 議案の説明
- 三 質疑応答
- 四 討論
- 五 採決

(委員等以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び第十二条に規定する委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第八条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第九条 委員は、開会中、退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第十条 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 傍聴人の定員は、会長が定める。

3 会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

(議事録)

第十一条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 審議会の開催年月日
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事日程
- 四 審議の概要及び結果
- 五 その他審議会に関する事項

2 議事録は、これを公開する。ただし、発言者名等公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる部分は、この限りでない。

3 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

4 議事録は、これを公開する。

(臨時委員等)

第十二条 会長は、特別の事項を調査、審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 会長は、専門の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、区長が委嘱する。

(臨時委員等の任期)

第十三条 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査、審議する期間とする。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(部会)

第十四条 会長は、諮問事項に関する調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が委員及び臨時委員の中から指名する。

(庶務)

第十五条 審議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(雑則)

第十六条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五二年八月一五日規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年八月一日から適用する。

付 則 (昭和五四年一二月一七日規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五八年一〇月一日規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五九年三月三十一日規則第一六号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六二年一月三〇日規則第三号)

この規則は、昭和六十二年二月一日から施行する。

付 則 (平成二年三月三十一日規則第五号抄)

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

付 則 (平成七年三月二二日規則第一四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。(後略)

付 則 (平成一〇年三月三〇日規則第三三号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年三月三十一日規則第四一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年三月三十一日規則第五七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

東京都北区都市計画審議会 北区都市計画マスタープラン専門部会委員構成

学 識 経 験 者 2 名

計画工房主宰（部会長）	村上 美奈子
元東京都建設局理事（副部会長）	吉原 一彦

区 議 会 議 員 4 名

北区議会企画総務委員会委員長	近藤 光則（H30）
	永沼 かつゆき（R1）
北区議会企画総務委員会副委員長	名取 ひであき（H30）
	青木 博子（R1）
北区議会建設委員会委員長	大沢 たかし（H30）
	名取 ひであき（R1）
北区議会建設委員会副委員長	本田 正則

区 内 団 体 代 表 3 名

北区町会自治会連合会会長	石山 成明（H30）
	小川 孝
北区商店街連合会会長	尾花 秀雄
(社)北産業連合会会長	齊藤 正美

公募委員 4 名（臨一般公募）

佐野 雄二
清水 孝彰
新田 潔
山田 裕貴（H30）

区 職 員 2 名

外 政策経営部長	中嶋 稔
外 地域振興部長	浅川 謙治（H30）
	関根 和孝（R1）

合 計 15 名

事務局 まちづくり部都市計画課

※（H30）は平成30年度のみ、（R1）は令和元年のみ

凡 例
臨：臨時委員
外：委員以外

東京都北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会設置要綱

(目的)

第 1 条 北区都市計画マスタープランの改定に当たり、東京都北区都市計画審議会条例（昭和 5 1 年 9 月東京都北区条例第 4 7 号）に規定される東京都北区都市計画審議会及び専門部会で審議する内容について、あらかじめ庁内における連絡及び調整を行うため、北区都市計画マスタープラン改定庁内検討連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 連絡会に座長及び委員を置く。
2 座長は、まちづくり部長をもって充てる。
3 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(運営)

第 3 条 座長は、連絡会を招集し、会務を統括する。
2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代行する。
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(幹事会)

第 4 条 座長が必要と認めるときは、連絡会に幹事会を置くことができる。
2 幹事会の所管事項、構成及び運営については座長が定める。

(事務局)

第 5 条 連絡会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会に必要な事項は座長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、北区都市計画マスタープランの改定をもって効力を失う。

別表（第2条関係）

区 分	所 属
委員	政策経営部 企画課長
	政策経営部 財政課長
	総務部 総務課長
	危機管理室 防災課長
	地域振興部 地域振興課長
	地域振興部 産業振興課長
	区民部 区民情報課長
	生活環境部 リサイクル清掃課長
	生活環境部 環境課長
	健康福祉部 健康福祉課長
	まちづくり部 まちづくり推進課長
	まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課長
	まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 王子まちづくり担当課長
	土木部 土木政策課長
	教育振興部 教育政策課長
	子ども未来部 子ども未来課長

北区の20年後を考えるワークショップ設置要綱

30北ま都第1602号

平成30年7月5日区長決裁

(テーマ及び目的)

第1条 この要綱は、北区都市計画マスタープラン2020の策定に当たり、ワークショップのプロセスを通じ、まちづくりに対する区民意識の把握及び機運の醸成を図ることを目的とする。

(実施責任者)

第2条 ワークショップの実施責任者は、まちづくり部長とする。

(参加者の範囲)

第3条 ワークショップの参加者は、区立小学校及び中学校 PTA、町会自治会、商店街、産業団体、障害者団体、民生・児童委員、国際交流団体の各分野からの推薦者並びに公募区民とする。

2 前項に定めるほか、実施責任者が認めた者をワークショップの参加者とすることができる。

(検討結果の取扱い)

第4条 ワークショップの検討結果の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 第1回及び第2回（平成30年度実施）

改定素案作成に向けて区民に共感されるビジョンのためのキーワード、参加できる区民主体の取組み等について把握し、改定素案の検討に活かす。

(2) 第3回及び第4回（平成31年度実施）

計画策定と同時に、区民主体又は公・民・学連携の取組み等が展開できるよう準備を進めることで、北区都市計画マスタープラン2020に描くビジョン実現に向けた積極的な取組みに対する機運を高める。

(公表)

第5条 実施責任者は、ワークショップの結果について、必要に応じて区民への周知を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 実施責任者は、前条の規定にかかわらず、公表することで第三者の正当な権利利益を害するおそれがあると認める情報又は東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号）第8条の非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、当該情報を公表しない。

2 実施責任者は、参加者から氏名、住所その他の個人に関する情報を収集した場合は、東京都北区個人情報保護条例（平成7年9月東京都北区条例第30号）の規定により、適正に管理しなければならない。

付 則

1 この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

2 この要綱は、ワークショップが終了した日限り、その効力を失う。

計画改定スケジュール

		調査・検討・審議事項	策定体制	都計審等	区民参画	
平成29年度	8月	計画準備				
	9月					
	10月	上位・関連計画の整理 現行北区都市計画マスタープランの評価	北区の現況・課題の整理	★都市計画審議会（諮問）		
	11月		庁内検討連絡会 1			
	12月	今後のまちづくりの方向性の検討				
	1月	今後の地区別の将来像の検討	庁内検討連絡会 2			
	2月					
	3月	北区都市マス改定骨子案の作成	庁内検討連絡会 3			
平成30年度	4月	上位・関連計画の整理 ※計画改定を随時反映	ラウンド①			
	5月		将来像、まちづくり方針まとめのためのキーワード整理	庁内検討連絡会 4 庁内検討連絡会 5 専門部会 1 専門部会 2	区民等の意向把握 ワークショップ 1 よいところ 改善すべきところ 20年後の北区 ワークショップ 2 区民主体の取組み	
	6月					
	7月		ビジョン・戦略の組立て			
	8月			ビジョン案		★都市計画審議会（検討状況報告）
	9月			改定素案たたき台		
	10月		ラウンド②			
	11月		改定素案まとめへのブラッシュアップ	庁内検討連絡会 6 庁内検討連絡会 7 専門部会 3 専門部会 4		
	12月		改定素案まとめ			
	1月	北区都市マス改定素案（案）の作成			★都市計画審議会（素案（案））	
	令和元年度	4月			関係機関協議	ワークショップ 3 区民主体の取組みの具体化
		5月				
6月			庁内検討連絡会 8 専門部会 5	★都市計画審議会（素案）		
7月						
8月		改定素案に対する意見募集			住民懇談会 ワークショップ 4 まちづくりへの関わり方 区民と行政の連携	
9月						
10月			庁内検討連絡会 9 専門部会 6	関係機関協議 ★都市計画審議会（案：パブコメ）		
11月						
12月		パブリックコメント				
1月		パブコメ意見反映 改定案まとめ			庁内検討連絡会 10 専門部会 7	
2月						
3月		北区都市マス改定案の作成			★都市計画審議会（答申）	
令和2年度	4月以降	北区改定都市計画マスタープランの策定・公表				

区議会会派等からの意見の概要と それに対する区の考え方

意見の概要		区の考え方
○第 1 章 北区を取り巻く状況		
北区の現況	1. 9 頁に、近年出生数が増加とあるが、出生率は下がっているはず。地方からの人口流入による出生数の増加なので、誤解を与えかねない。「年少人口が増加している」が適当ではないか。	・ご指摘のとおり直近 2 年間の数値としては減少傾向にありますが、平成 22 年から平成 28 年の出生数、出生率を比較すると、約 600 人の出生数増加、0.8 ポイントの出生率上昇となっています。 ・都市計画マスタープランは 15～20 年間を計画期間とするものであり、一定の期間での傾向を示しています。
	2. 17 頁、「地域のきずなづくりとライフステージに応じた快適な住環境の形成による更なる定住化の促進」となっており、「に」が抜けている。	・ご指摘のとおり修正します。
○第 3 章 土地利用の基本方針		
拠点育成の基本方針	3. 3 段階の拠点を設定し、赤羽、十条・東十条、王子、田端を都市中心拠点と位置付けているが、各地域の景観や伝統を守り、まちの魅力を損なう乱開発を防ぐためのビジョンを示すべき。	・都市中心拠点においては、都市機能の集積や市街地環境の向上に資する適切な高度利用を促進しており、その際、各拠点の地域特性に応じて、機能の分担・連携を図ってまいります。
土地利用誘導の基本方針	4. 民間企業の利益を最優先した、タワーマンションやオフィスビルの建設によるまち壊しを進めるようなことがあってはならない。また、タワーマンションに関しては、パブリックコメントにおいても多くの批判があったが、多くの問題が指摘されている。こうしたことから、市街地再開発やタワーマンションの誘導を抑制し、規制を強化する方針を明確化するように求める。	・土地利用の基本方針では、目指すべき都市像の形成に向けて、土地の高度利用に関しては、拠点育成と土地利用誘導の観点から各地域の特性に応じて適切な規制や誘導を推進すること、超高層建築物は道路や広場等の市街地環境の向上に資する計画に誘導すること、としています。 ・一方、高層マンションでは、住環境や維持管理面、コミュニティ形成等についての特有の社会問題として指摘されていると認識しておりますが、現段階においては国、東京都の動向に注視し、調査研究に努めていきます。
	5. 53 頁、大規模工場の移転に際しての土地利用について、現行計画では、「地域の課題解決」から、「周辺の市街地環境との調和に配慮した」とトーンダウンしている。今までの様に地域の課題解決に資するべき。	・一文目において「効果的な都市の課題解決を図ります」として、その上で、周辺との調和も配慮することを示したものです。
○第 4 章 分野別都市づくりの方針		
おでかけ環境	6. 特定整備路線（補助 73 号線、補助 86 号線、補助 81 号線）の整備を追認し、推し進める内容となっているが、これらの道路計画は、コミュニティの分断、歴史・文化、景観の破壊、不燃化に寄与しな	・本計画の分野別都市づくり方針における「おでかけ環境」では、「階層的な道路ネットワークの形成」として、都市計画道路に関する内容を記述しています。特定整備路線等の事業化路線や優先整備路線に選定さ

	意見の概要	区の方考え方
	い、都市計画決定の有効性の疑問、住民訴訟が起きている状況などから、抜本的な見直しを図るべき。 7. 66 頁、連続立体交差化の推進はよいが、高架化では地域の分断が解消しきれないので、改めて地下化を求めている。 8. 連続立体化は地下化での実現を改めて求め、あわせて鉄道付属道路の計画も見直しを図るべき。	れている都市計画道路は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性、緊急性の高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 - これまで東京都と特別区は、おおむね 10 年ごとに都市計画道路の事業化計画を策定し、計画的かつ効率的に整備するため、優先的整備に取り組む路線を示す一方で、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜見直しも行ってきました。 - また、事業化計画で優先的な路線として選定しなかった未着手の都市計画道路については、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、変更予定の区間や箇所をまとめてきました。今後とも東京都と特別区は協働で、必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会情勢の変化や道路に対するニーズを踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていきます。 ・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、各事業の具体的な内容まで示すものではありませんが、いずれの事業も適正な手続きを経て都市計画決定されたものと考えております。
交流を育む魅力	9. Park-PFI は区民の財産である公園を、民間企業の利益確保に使うということなので賛成できない。 10. 1 人あたりの公園・緑地面積が未だ十分に確保されていないなかで、公園敷地の面積を減らし、収益施設の誘致を図る Park-PFI は公園・緑の計画に逆行するものであり、十分な検討のないまま計画化しないよう求める。 11. 76 頁及び用語解説、「かいわい」はどのように使う言葉なのか。	・Park-PFI 制度は、各公園の整備及び管理方針のもと、適正な施設管理・運営の維持及び公園利用者への利便性の向上に資する対応策の一つです。公園の活性化を図るため、この制度を導入する際は、各種公園の緑化率を遵守するとともに、各公園の立地条件、特性に応じて検討してまいります。 ・既に区として、策定している北区景観づくり計画において定義している用語です。
住環境	12. 大規模団地の建替えや、大規模なマンション開発などの際にも、さらにミックスコミュニティづくりを推進するよう、記述の充実を求める。	・本計画において、大規模団地の世代のバランスに関しては「ライフステージに応じた住環境の充実」として「大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成」を位置付け、ミックスコミュニティの形成を促進してまいります。また、「家族でくらし続けられる居住環境の充実」を位置付け、三世代での同居や近居に向けた住宅の更新及び共同建替えの支援をすることとありますが、具体につきましては関係機関、関連計画と連携を図ってまいります。

意見の概要		区の考え方
○第 6 章 構想の実現に向けた方策		
協働の 都市づくり	13. 区民との協働などが協調されているが、これまで区が取り組んできたまちづくりでは、住民の声に耳を傾けず合意のないまま事業が進められてきた例が後を絶たない。こうした進め方を改め、住民参加の仕組みづくりや、自由な議論の場の保証、同意確認や既存計画の見直し・再検討の制度確立などを、本計画に盛り込むべきである。	・本計画では「多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進」において、各主体への期待を示している通り、区民の皆さまをはじめ多様な主体との協働を推進としています。協働における様々な手法の中から地域の特性に応じて適切に取組み、合意形成に努めてまいります。
	14. 19 頁、区民主体の協働のまちづくりについて、「区民とともに」は全く実践されていない。協働のまちづくりというのであれば、計画ありきの説明会のあり方を見直し、住民の声を無視した事業を撤回してほしい。	
区民意向の 把握	15. 都市計画マスタープランの策定において行われた地区別懇談会の参加が極めて少数にとどまった。パブリックコメントのあり方含めて、今後の区民意見の反映の方法を改善すべきである。	・今後とも、区民意見の把握、反映の手法については引き続き検討してまいります。
○用語解説		
	16. 用語-3「北区〇〇」の間に、「狐の行列」が入っている。五十音順の整理にあわせたほうがよい。	・ご指摘を踏まえて修正します。

報告事項「用途地域等の一括変更について」に関する資料

- (1) 用途地域等の一括変更について . . . 1
- (2) 用途地域等の変更に関する原案の作成について（依頼） . . . 2（別紙1）
- (3) 再開発等促進区を定める地区計画（都決定）の変更に
関する素案の作成について . . . 4（別紙2）
- (4) 用途地域等の一括変更について . . . 5（別添）

用途地域等の一括変更について

1 要 旨

東京都は、平成16年の用途地域等の一斉見直し以降、原則地区計画を定めることを条件に随時変更を行っている。一方、一斉見直しから約16年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変化などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられる。

また、平成27年6月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び平成29年6月に建築基準法の一部がそれぞれ改正され、地区計画において項すれ等への対応が必要な状況である。

この度、東京都ではこれらに関する都市計画等の軽微な変更を一括して決定することとし、変更原案等の作成について依頼があった。

区は、依頼に基づき見直し箇所の抽出を行い、必要な図書の作成等を進める。

なお、令和元年10月に改定された「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づく新たな取り組みに関しては、本区において該当区域はないと考えている。

2 対象となる都市計画等

区域区分、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域、再開発等促進区を定める地区計画、建築基準法56条の2に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）

3 今後の予定

令和2年 2月～都市計画変更原案等の作成（区）

令和3年 9月 都市計画変更原案等の提出

10月～都市計画変更案等作成（都）

令和4年 都市計画変更決定等

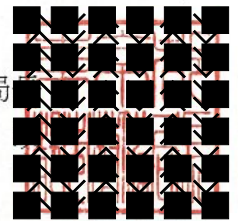


31 都市政土第 1065 号

令和 2 年 1 月 24 日

北区長 殿

東京都 都市整備局
佐 藤 伸



印影を加工しています

用途地域等の変更に関する原案の作成について（依頼）

日頃より、東京都の都市づくり行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、平成 16 年の用途地域等の見直し以降、地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に用途地域を変更してきました。

一方、前回の見直しから約 16 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとしました。

あわせて、都市づくりのグランドデザインで示した都市像の実現に向け、昨年 10 月に改定した「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、田園住居地域の指定、3 路線以上の鉄道が結節するなど、交通利便性の高い駅周辺での交通広場的空間の整備にあわせた容積率の変更、木造住宅密集地域における新防火指定等にあわせた建蔽率の変更、高齢化やライフスタイルの変化等に対応した土地利用の複合化などの事項に係る用途地域等の変更についても、取り組んでまいりたいと考えております。

また、都においては、I C T の更なる活用やオープンデータ化等を推進しており、用途地域や区域区分の計画図、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第 4 条関係図書について、地理情報システムの活用が可能となるよう、G I S データとしての資料作成にご協力をお願いします。

以上を踏まえ、用途地域等の変更原案を作成し、令和 3 年 9 月 30 日までにご提出くださいますよう依頼いたします。

(別添)

用途地域等の一括変更の概要

○ 変更の対象

● 平成 16 年以降の地形地物の変更等に基づく変更

- (1)用途地域の境界の基準としていた地形地物に変更した地区
- (2)事業中又は整備が完了した都市計画道路等の沿道地区
- (3)都市計画を伴わずに土地利用転換した地区

など

● 「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(R 元.10 改定)に基づく変更

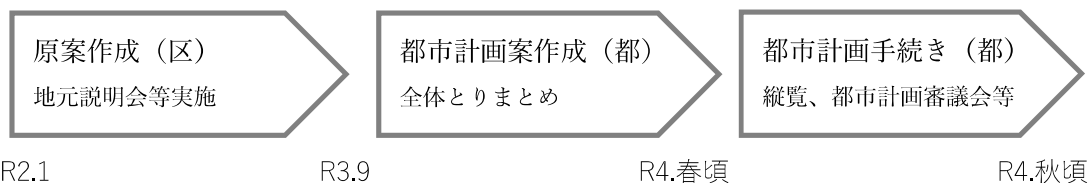
<改定に基づく新たな取り組み>

- (1) 平成 30 年 4 月に新たに創設された田園住居地域を指定
- (2) 活力とにぎわいの拠点のうち、特に交通利便性が高い駅周辺等で、にぎわい等の創出と交通結節機能等の強化を推進するため、地区計画による交通広場的空間の整備などに合わせ、容積率 800%を指定
- (3) 住居専用地域における木造住宅密集地域の不燃化に向け、地区計画の策定や新たな防火規制区域の指定にあわせて、用途地域を変更し、建蔽率 80%を指定
- (4) 低層住居専用地域などにおいて高齢化やライフスタイルの多様化に対応して、生活利便施設やサテライトオフィス等の立地を推進するため、地区計画の策定などに合わせて用途規制を緩和

○ GISでの活用

用途地域等の計画図について、地理情報システムの活用を可能とするため、GIS データとして作成

○ スケジュール(予定)



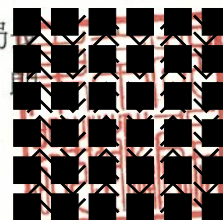


令和 2 年 1 月 24 日

北区長殿

東京都 都市整備局

佐 藤 伸



印影を加工しています

再開発等促進区を定める地区計画（都決定）
の変更に関する素案の作成について（依頼）

日頃より、東京都の都市づくり行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成 27 年 6 月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び平成 29 年 6 月に建築基準法の一部がそれぞれ改正され、都決定分の既決定の再開発等促進区を定める地区計画（以下、「都決定地区計画」という。）で項ずれ等への対応（以下、「風営法等への対応」という。）が必要な状況となっています。

これまで、関係地権者等から開発整備等について、企画提案書が提出された地区の都市計画を変更する際には、風営法等への対応を行ってきました。

一方、開発整備等について、企画提案書の提出がなされていない地区については、風営法等への対応を行っておらず、区決定の地区計画と不整合などがみられる状況や住民等へのわかりやすさの確保の観点から、都決定地区計画の変更を一括して実施することとしました。

以上を踏まえ、都決定地区計画の変更素案を作成し、令和 3 年 9 月 30 日までにご提出くださいますよう依頼いたします。なお、都決定地区計画の変更が必要ない地区については、その旨を回答していただけるようお願いいたします。

1 概要

- ・用途地域の変更は、目指すべき将来像の実現のため、原則として地域のまちづくりに合わせて地区計画を定め、迅速かつ効果的に実施
- ・一方で、まちづくりの動きがない中であっても、道路の整備による地形地物の変化などが多く発生しており、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これらを一括して変更
- ・あわせて、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（昨年10月改定）に基づく新たな取り組みにも対応
- ・用途地域等の計画図について、地理情報システムの活用が可能となるよう、GISデータとして作成

2 変更の対象

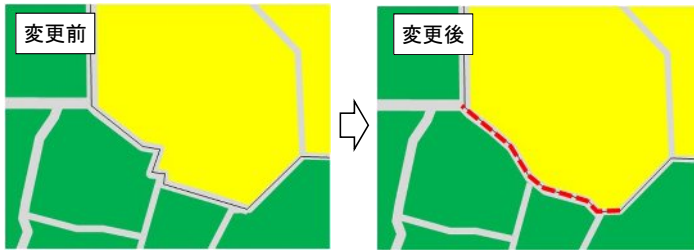
●地形地物の変化などに基づく用途地域変更

- ・変更に伴う既存不適格建築物^(注)の発生状況等を踏まえつつ、地区内外の市街地環境への影響が軽微で、地区計画を定める必要がないもの

【対象事例】

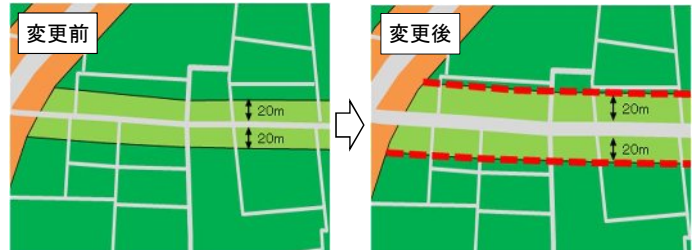
- (1) 用途地域の境界の基準としていた道路等の位置や形状が変化した地区

《イメージ》



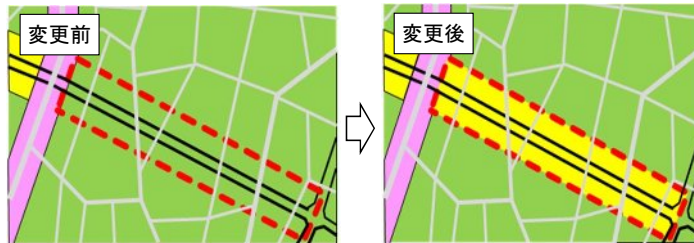
- (2) 用途地域（沿道指定）の境界の基準としていた道路が拡幅された地区 ※1

《イメージ》



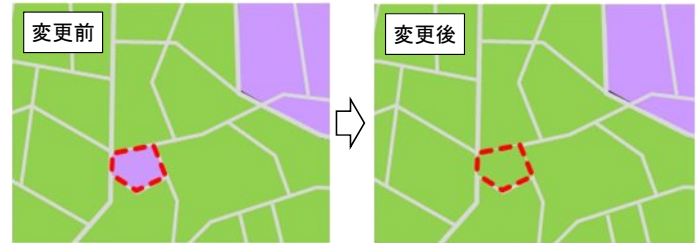
- (3) 整備が完了している又は概ねの整備の見込みがある都市計画道路等の沿道地区 ※1, 2

《イメージ》



- (4) 工業系の土地利用が縮小し、住宅系の土地利用へ転換した地区（土地利用制限が強化される場合に限り） ※2

《イメージ》



※1 道路整備済み又は概ねの道路整備の見込み（建築基準法第42条第1項4号の指定等）がある場合

※2 都市計画マスタープランや周辺の土地利用状況等との整合が図られている場合

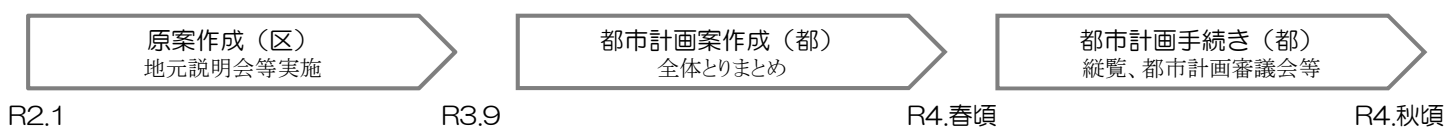
（図の凡例） ■第一種低層住居専用地域 ■第一種中高層住居専用地域 ■第一種住居地域 ■準住居地域 ■近隣商業地域 ■工業地域

（注）既存不適格建築物とは、建築された時点で法令に適合していたが、法改正等により現行の法令に適合しなくなった状態の建物をいう

●「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」（R元.10改定）に基づく新たな取り組み

- (1) 平成30年4月に新たに創設された田園住居地域を指定
- (2) 活力とにぎわいの拠点のうち、特に交通利便性が高い駅周辺等で、にぎわい等の創出と交通結節機能等の強化を推進するため、地区計画による交通広場的空間の整備などに合わせ、容積率800%を指定
- (3) 住居専用地域における木造住宅密集地域の不燃化に向け、地区計画の策定や新たな防火規制区域の指定にあわせて、用途地域を変更し、建蔽率80%を指定
- (4) 低層住居専用地域などにおいて高齢化やライフスタイルの多様化に対応して、生活利便施設やサテライトオフィス等の立地を推進するため、地区計画の策定などに合わせて用途規制を緩和

3 スケジュール（予定）



※この間、地区計画を伴う通常の用途地域変更も、並行して実施

**報告事項「赤羽一丁目における市街地再開発事業の
進捗及び今後の対応について」に関する資料**

北区都市計画審議会
まちづくり部まちづくり推進課
令和2年3月27日

赤羽一丁目における市街地再開発事業の進捗及び
今後の対応について（報告事項）

1. 要 旨

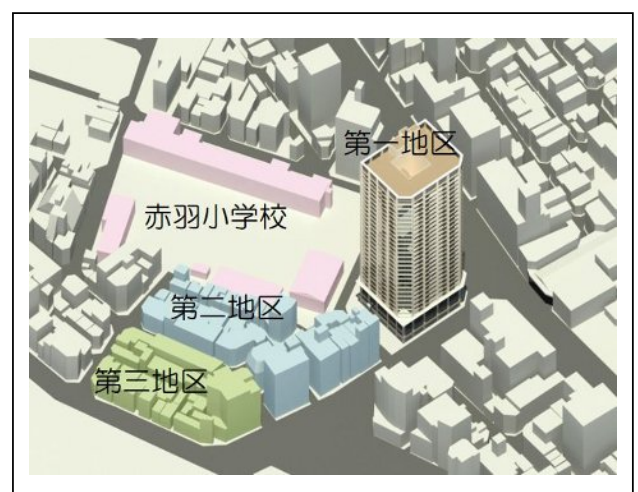
JR赤羽駅東口駅前周辺では、地権者を中心とした組合施行による市街地再開発事業の事業化の検討が進んでおり、これまでに3つの地区でそれぞれ準備組合が設立されている。

このうち先行する「第一地区（赤羽一丁目10番、11番の一部）」については、計画案がまとまり、区と東京都都市整備局との協議調整も済んだため、実質的な都市計画決定に向けた手続きに着手した。

現時点では、令和2年6月開催予定の第107回北区都市計画審議会に市街地再開発事業等に係わる3都市計画（案）を諮問予定であるが、北区全体のまちづくりの中でも重要な取り組みとなるため、事前に計画（案）等について、後続する「第二地区」「第三地区」の現況等とあわせ報告する。

2. 第一地区の位置及び各地区の位置関係

都市計画決定の手続きに着手した「第一地区」は写真左下（赤の計画地の範囲）、各地区の位置関係は写真右下のとおりである。



3. 各地区の状況について

各地区の準備組合の設立状況等は以下のとおりである。

地区名 (計画面積)	第一地区 (0.5ha)	第二地区 (約 0.7ha)	第三地区 (約 0.5ha)
権利者数	22名	約 70名	約 60名
準備組合加入率	73%	2/3 未満	2/3 未満
検討会開始時期	平成27年12月	平成29年1月	平成31年2月
準備組合設立	平成28年6月	平成30年5月	令和元年10月
事業計画等の検討状況	都市計画手続きに着手	事業計画案の検討段階	未検討
都市計画決定	令和2年7月 (予定)	—	—

注) 上表の数値等の情報は各地区の準備組合による。

4. 「第一地区」に係わるこれまでの経過について

(1) 経過

- 平成28年6月 赤羽一丁目第一地区市街地再開発準備組合設立
- 平成30年6月 準備組合から区に事業化に向けた要望書が提出される(廃止する区道の譲渡、駐輪場整備の提案含む)。
- 令和元年 6月 準備組合から区に早期の都市計画手続き着手の旨の要望書が提出される。
- 令和2年 1月 東京都都市整備局主催による局内の再開発事業の協議調整の場である「事業連絡調整会議(連調)」が開催され、本区が計画案を説明し、都市計画手続きを進めることで了承を得る。

(2) 決定する都市計画

- 東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定(北区決定)
- 東京都市計画高度利用地区の変更(北区決定)
容積率: 600%→800%(200%の緩和)等
- 東京都市計画地区計画(北区決定)
大街区化により廃止する区道の機能の確保等

(参考) 都市計画により生じる権利者等の制限

- ・前記の都市計画を定めると、都市計画法により施行区域内では市街地再開発事業を実施するにあたって障害となるような行為を防止するため、建築の制限や土地譲渡の届出義務等が生じる。

（３）公共施設整備案

- 本計画に係る新たな都市施設（道路、公園等）の整備計画はない。
- 大街区化に伴い計画地内にある区道は廃止する。なお、道路廃止後の区有財産は適切な方法、価額で施行主体に譲渡する。
- まちづくりへの貢献として、準備組合により敷地内に約２００台規模の機械式地下駐輪場が整備され、一般利用に供される。

（４）施設計画案

項 目	計画内容
敷地面積	約 2,890 ㎡
主要用途	住宅、店舗、 駐車場
建築面積 （建蔽率）	約 1,730 ㎡ （約 60％）
容積対象床面積 （容積率）	約 23,100 ㎡ （約 800％）
階数	地上 26 階、 地下 1 階
高さ	約 110m
住宅戸数	約 300 戸
公的駐輪台数	約 150 台



（準備組合提供イメージ）

（５）都市計画手続きの着手について

①都市計画（原案）の縦覧

令和２年３月１２日（木）～３月２６日（木）

②意見書の提出

令和２年３月１２日（木）～４月２日（木）

③公聴会の開催（都市計画法第 16 条第 1 項）

新型コロナウイルスの拡大防止対策のため、３月 11 日に開催を予定していた都市計画（原案）説明会は中止した。なお、これに代わる措置として、説明資料等をホームページで公開中である。

５．今後の予定

５月下旬	都市計画(案)の公告・縦覧、意見書の提出
６月（予定）	第 107 回北区都市計画審議会
７月（予定）	都市計画決定